

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【会計年度】 自 2025年1月1日 至 2025年12月31日

【発行者の名称】 ルーマニア  
(Romania)

【代表者の役職氏名】 アレクサンドル・ナザレ  
(Alexandru Nazare)  
財務相  
(Minister of Finance)

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉井 一浩  
同 乙黒 亮祐  
同 和田林 熙  
同 高柳 志帆  
同 金子 侑太郎  
同 竹本 侑生

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

注：

- (1) 別段の記載がない限り、本書において、「政府」はルーマニア政府を指し、「EEA」は欧州経済領域を指し、「加盟国」はEEA加盟国を指し、「米ドル」および「ドル」はアメリカ合衆国のドルを指し、「ルーマニア・レウ」および「レウ」は新ルーマニア・レウを指し、「EUR」および「ユーロ」は欧州連合の機能に関する条約（改正を含む。）に基づき、欧州経済通貨同盟の第3段階の開始時に導入された単一通貨を指し、「日本円」および「円」は日本の法定通貨を指す。日本円に対する新ルーマニア・レウの換算レートは1新ルーマニア・レウ=35.38円であり、これはルーマニア国立銀行（以下「NBR」という。）が2026年6月2日現在（東ヨーロッパ時間）で提示した新ルーマニア・レウに対する日本円の換算レートで

ある100円 = 2.8261新ルーマニア・レウを用いて算出された逆数である。株式会社三菱UFJ銀行が2026年6月2日現在（日本時間）で提示した対顧客直物電信売買相場の日本円に対する米ドルの仲値は、1米ドル = 159.76円であった。本書における新ルーマニア・レウまたは米ドルから日本円への換算額は、読者の便宜のためにのみ記載するものであり、新ルーマニア・レウ額または米ドル額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。

- (2) 本書に記載されている記述の一部は、将来の見通しに関する記述であるか、または将来の見通しに関する記述とみなされる可能性がある。歴史的事実ではない記述（ルーマニアの確信および期待に関する記述を含むがそれらに限定されない。）は、将来の見通しに関する記述である。これらの記述は、現在の計画、目的、仮定、見積もりおよび予測に基づいている。本書において、「予期している」、「見積もっている」、「予測している」、「確信している」、「意向である」、「計画している」、「目指している」、「試みる」、「場合がある」、「予定である」、「はずである」およびその他の類似の表現は、一般に将来の見通しに関する記述を指す。したがって、これらに過度の信頼を置くべきではない。将来の見通しに関する記述は、それらが作成された日付現在のものであり、ルーマニアは、新たな情報または将来の事象に照らしてそれらを公に更新する義務を負わない。将来の見通しに関する記述には、固有のリスクと不確実性を伴う。ルーマニアは、多くの重要な要因により、将来の見通しに関する記述と実際の結果が大きく異なる可能性があることを警告している。将来に関する記述には、( ) 民営化を含む経済政策の実施に関する計画、ならびに経済および法律の改革の速度、( ) 一定の経済政策が実施された場合の経済動向に関する予測、( ) 国内総生産（以下「GDP」という。）、インフレ、為替レート、金利、対外投資、貿易および財政収支の見通し、ならびに( ) 対外債務の返済および債務返済の見通しを含むが、これらに限定されない。
- (3) 本書中の表における数値が四捨五入されている場合、合計欄の数値は必ずしも関連する各数値の合計と一致しない。

## 第1【募集（売出）債券の状況】

### 募集債券

債券の名称	発行年月日	券面総額	2025会計年度における償還額	2025会計年度末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
第1回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）	2024年10月11日	22,000,000,000円	0円	22,000,000,000円	該当なし
第2回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）	2024年10月11日	3,600,000,000円	0円	3,600,000,000円	該当なし
第3回ルーマニア円貨債券（2024）（グリーンボンド）	2024年10月11日	7,400,000,000円	0円	7,400,000,000円	該当なし

上記の債券の発行日から2025会計年度末までの期間中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

### 売出債券

該当事項なし

## 第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

## 第3【発行者の概況】

### 1【発行者が国である場合】

#### (1)【概要】

### ルーマニアの概況

#### 概観

##### 領土および人口

ルーマニアは、バルカン半島北部の中東欧に位置する。近隣諸国は、ハンガリー、ウクライナ、モルドバ共和国、ブルガリアおよびセルビアである。南東は黒海に面している。ルーマニアは、中欧地域で2番目に広く、面積は238,397平方キロメートルである。

ルーマニア国家統計局（以下「NIS」という。）の2024年データによると、ルーマニアの人口は約19百万人である。



#### 歴史および憲法

1989年の共産主義政権の崩壊後、1991年11月21日、ルーマニアを議会制民主主義国とする新憲法（以下「憲法」という。）がルーマニア議会で採択され、その後国民投票で承認された。憲法は、立法・行政・司法の各権力を正式に分離させている。ルーマニアが欧州連合（以下「EU」という。）に加盟することを想定して2003年に憲法が改正された。

#### 政府

政府は、国家の行政権を行使する。政府は、首相および内閣で構成される。実際には、議会の最大政党または連立政党が政府を形成する。各内閣の指名は、大統領による承認を条件とする。

## 議会

立法権はルーマニア議会に付与されている。ルーマニア議会は、上院と下院からなる二院制である。議員は任期4年で直接選出される。

2024年12月以降、以下の主要政党が議会を代表している。

- ・ 現在はイリエ・ガブリル・ポロジャンが率いるリベラルの中道右派政党である国民自由党 (*Partidul National Liberal*) (以下「PNL」という。)
- ・ 現在はドミニク・サミュエル・フリッツが率いる中道改革派連合である「ルーマニア救国同盟」 (*Uniunea Salva România*) (以下「USR」という。)
- ・ 現在はソリン・ミハイ・グリーンデアヌが率いる社会民主主義の中道左派政党である社会民主党 (*Partidul Social Democrat*) (以下「PSD」という。)
- ・ 現在はケレメン・フノールが率いる中道のハンガリー少数政党であるハンガリー人民同盟 (*Uniunea Democrat Maghiara din Romania*) (以下「UDMR」という。)
- ・ 現在はジョージ・シミオンが率いる右翼政党であるルーマニア統一連合 (*Alianța pentru Unirea Românilor*) (以下「AUR」という。)
- ・ ディアナ・イオヴァノヴィチ・シヨシヨアカが率いる右翼政党であるSOSルーマニア党 (*S.O.S. România*)
- ・ アナマリア・ガブリラが率いる右翼政党である若者の党 (*Partidul Oamenilor Tineri*)

選挙は、個人ではなく政党に推薦された名簿に対して有権者が投票するよう求める比例名簿制の選挙制度を通じて実施され、73,000人の市民につき1名の下院議員および168,000人の市民につき1名の上院議員とした。この制度の下で、464議席(下院313議席、少数下院17議席、上院134議席)が選出される。在外ルーマニア人は、4名の下院議員および2名の上院議員により代表されている。

2024年12月1日、ルーマニアは議会選挙を実施した。PSDがルーマニア議会で最多議席を獲得し、僅差でAUR、第3位にPNL、第4位にUSRとそれぞれ続いた。選挙の結果、PSD、PNLおよびUDMRの間で連立内閣が成立した。

2024年12月23日、新たに選出された議会は、PSD・PNL・UDMRの連立による支持を受けた政府の信任投票を行い、イオン・マルチェル・チョラクが首相に指名された。

2025年2月12日、クラウス・ヴェルナー・ヨハニスがルーマニア大統領の地位を辞職し、ルーマニア上院議会議長のイリエ・ガブリル・ポロジャンがルーマニア大統領代行に就任した。

2025年5月5日、イオン・マルチェル・チョラクは、ルーマニア大統領代行のイリエ・ガブリル・ポロジャンに首相の地位からの辞表を正式に提出した。2025年5月6日、ルーマニア大統領代行のイリエ・ガブリル・ポロジャンは、カタリン・マリアン・プレディオウを首相代行に指名した。

2025年6月23日、ルーマニア議会はPSD・PNL・USR・UDMRの連立による支持を受けた政府の信任投票を行い、同日付でルーマニア大統領のニクショル・ダンにより、イリエ・ガブリル・ポロジャンが首相に指名された。

## 大統領

ルーマニアの大統領は、ルーマニアの国家元首であり、任期5年で国民投票により選出される。選出にあたり、大統領は政党の構成員となることはできない。大統領は首相を指名し、政府を正式に任命する。大統領はまた、ルーマニア最高国防評議会の議長であり、ルーマニア軍の総司令官でもある。

直近の大統領選挙は、2024年11月24日に行われた大統領選挙の第1回投票がルーマニア憲法裁判所により取り消された後、2025年5月4日(第1回投票)および2025年5月18日(第2回投票)に行われた。決選投票では、ニクショル・ダン(独立候補者)が53.60%の得票でルーマニア大統領に選出された一方、対立候補のジョージ・シミオン(AUR党首)の得票は46.40%であった。

## 地方行政

地方行政は、ブカレストを含む42の県(*judete*)レベルおよび市レベルで行われている。県当局および市当局は、一般にその地域内で教育、社会サービスおよび基本的な公共事業を提供する責任を負う。前回の地方総選挙は2024年7月9日に実施された。

## 司法制度および憲法裁判所

### 司法制度および憲法裁判所の全体構成

憲法第126条第(1)項および第(3)項に従い、「司法は、破毀・司法高等裁判所および法律により設置されたその他の裁判所により運営されるものとする」。司法権は、破毀・司法高等裁判所(以下「HCCJ」という。)お

よび法律により設置されたその他一連の裁判所に付与されている。下級裁判所は、地方控訴裁判所 (*curti de apel*)、審判所 (*tribunale*)、専門審判所 (*tribunale specializate*)、軍事裁判所 (*instante militare*) および第一審裁判所 (*judicatorii*) で構成されている。

憲法に従い、憲法裁判所は司法制度の一部とはみなされない。憲法裁判所は、憲法上重要な事項を決定する。

憲法は、法律により定められた範囲でのみ裁判所に司法権を付与する。専門的な事物管轄権を有する裁判所を設置することもできるが、これらもまた法律により設置されなければならない。

### 司法制度および憲法裁判所の独立性の確保

裁判官は独立性を有し、法律にのみ従わなければならない。裁判官は、司法制度の独立性の保証人として行為する最高司法評議会（以下「**最高評議会**」という。）の提案により、大統領が任命する。最高評議会は19名で構成され、裁判官9名、検察官5名、市民社会の代表者2名が含まれる。最高評議会のその他3名の構成員は、法務大臣、HCCJ長官およびHCCJに付属する検察庁長官である（任期は6年で、延長または更新することはできない。）。

憲法裁判所の9名の裁判官は、大統領、下院および上院により任命され（任期は9年で、延長または更新することはできない。）、大統領、下院および上院はそれぞれ3名を任命することができる。

ルーマニアの司法制度の原則、構造および組織は、ルーマニア憲法および司法組織に関する法律第304/2022号に規定されている。2025年、政府は2025 - 2029年司法制度および公共サービスとしての司法の発展のための戦略を承認する政府決定第390/2025号ならびに対応する行動計画を導入した。この法は、近代的、効率的かつ質の高い司法制度に確実にアクセスするという市民および企業のニーズに対応することを目的としている。行動計画は、司法制度内の腐敗および犯罪と闘うための政策の導入により、国民の信頼を向上させることに重点を置いている。

### 法の支配

#### 欧州委員会による最新の法の支配報告書

2025年7月8日、欧州委員会（以下「**EC**」という。）は、ルーマニアにおける法の支配の状況に関する法の支配報告書第6版 - 国別チャプター（以下「**法の支配報告書**」という。）を公表した。

法の支配報告書は、ルーマニアが司法法（以下「**司法法**」という。）に関するベネチア委員会の勧告に対処するために重要な措置を講じたことを認め、司法改革および汚職との闘いの分野でルーマニアが達成した前向きな進展を記載している。また、法の支配報告書は、上級検察官の独立性に関する保証をさらに強化するために立法措置が講じられたことについても記載している。ルーマニアは、意識向上の取り組みを通じて懲戒処分に関する判例法の透明性を向上させたことが評価された。法の支配報告書は、予算の制約がある中での新規採用および法的支援へのアクセスを促進するイニシアティブ等、司法制度のための十分な人材の確保に向けた取り組みについて記載している。法の支配報告書はまた、2021 - 2025年国家腐敗防止戦略（以下「**NAS**」という。）（以下「**2021 - 2025年NAS**」という。）の実施は予定どおりであり、ルーマニアがハイレベルの汚職事件に関するものを含む汚職との闘いにおいて前向きな実績を維持していることを認めている。2021 - 2025年NASは、2026 - 2030年NASが最終化され、正式に承認されるまで効力を有する。

ルーマニアは、司法における刑事犯罪の捜査および起訴の制度改革において、さらなる進展を遂げた。政府は現在、「回転ドア」汚職を対象とする法案の導入を含む、誠実性に関する法的枠組みの改正を検討している。国家誠実庁は、引続き利益相反および資産申告の登録簿を管理しているが、最近の憲法裁判所の判決により、強固な資産申告制度を構成する基準の再評価が必要となった。議員を対象とするロビー活動規制を定めるための暫定措置が実施され、政党資金の透明性を向上させるための法案は、依然として議会で審議中である。

#### 国家腐敗防止戦略 (NAS)

NASは、5つの一般的目標および18の具体的目標を定めている。2023年の腐敗防止戦略実施に関する2021 - 2025年NASの第3回モニタリング報告書は、2025年6月に承認された。2025年のNAS実施に関する進捗報告書は現在作成中であり、2026年度最初の6ヶ月間に開催される協力プラットフォームの会合において承認される。

ルーマニアは、2023年9月22日付で正式に贈賄に関する作業部会（以下「**WGB**」という。）の45番目の加盟国となった。2024年10月、WGBは、経済協力開発機構（以下「**OECD**」という。）の贈賄防止条約に関するルーマニアの第二次評価を完了し、いくつかの点は第三次評価で引き続き検討されるものの、ルーマニアの法的枠組みは同条約を概ね遵守していると結論付けた。2024年12月、ルーマニア議会は、制裁の強化、外国の贈収賄に対す

る実質的な後悔条項の削除および外国公務員の定義の改善により、OECDの贈賄防止条約の基準に準拠するため、法律第319/2024号を採択した。同枠組みは、外国の贈収賄の犯罪化の強化、制裁の強化、没収措置の適用拡大、企業責任および内部告発者保護の強化ならびに国家腐敗防止局の役割の明確化により法律第319/2024号を改正した、法律第156/2025号が採択されたことで、さらに強化された。

2025年9月、ルーマニアは、すべての第二次勧告の実施に関する包括的な進捗報告書を提出した。同報告書に基づき、法務省が国家腐敗防止局と共同で調整した内容を受けて、WGBIは、2025年10月22日の本会議において、2026年後半に予定されている実施状況の全面的な見直しに先立ち、勧告の約82%が実施済みであることを指摘し、OECD加盟のための肯定的な最終評価を採択した。

2025年4月15日、行政法に関する政府緊急令第57/2019号を改正し、委任または職務の遂行における儀礼的行事中に受領される贈答品に関する特定の措置に関する法律第251/2004号第1条第(1)項を改正する法律第49/2025号が、ルーマニア官報で公表された。同規定は、倫理的な行動規範を確立し、公職の遂行における誠実性を強化することを目的としており、( )委任または職務の遂行における公平性を確保するための職業上の行為規制、( )責任ある行動を促す法的枠組みの確立、( )贈与に関する規則の策定および( )意思決定プロセスに影響を及ぼそうとする可能性のある第三者との交流に関する透明性ある枠組みの提供により、これを達成するものである。新たな法律は、政府のすべての構成員ならびに最高執行職務にあるその他カテゴリーの要人および公務員に適用される。

透明性に関する枠組みは、2025年11月28日付法律第197号により議会に拡大適用され、これにより、議会と公共政策に影響を及ぼそうとする第三者との交流に対して、利害関係の透明性に関する単一登録簿（以下「RUTI」という。）の使用が義務付けられることになった。新たな法律は、公的な意思決定における透明性および誠実性を高めるという観点から、議員および第三者に適用される。議会に適用される具体的なメカニズムは、政府に適用されるものと同じである。議員は、政府に適用され、政府の事務総局が管理するもの同一の公共プラットフォームであるRUTI / 利害関係の透明性に関する単一登録簿に登録しなければならない。利害関係を有する第三者は、議員と会合を行うためにはRUTI口座を保有しなければならない。会合および交流については同登録簿に公開しなければならない、公開しない場合はこれを開催することはできない。運営および監視のメカニズムも同様で、議会の両院の事務総局レベルで特定の検証フィルターが設置されている。議会については、各院の事務局が提供するフィルタリング・システムが存在する。RUTIの使用の質に関する統計データを含む報告書は、毎年公表される予定である。新たなRUTIプラットフォームは、2025年11月現在、完全に稼働している。

2025年11月19日付法律第189号により、利益相反（天下り（*pantouflage*））を防止し管理するための追加措置が採択され、12ヶ月のクーリング・オフ期間を含む、雇用前後の制限を規制する一律の法的枠組みを導入した。同法は、汚職リスクに晒されている高官およびその他カテゴリーに適用され、遵守状況の監視および制裁の適用を担当する主要機関として国家誠実庁を指定している。

## 法律の動向

ルーマニアの司法制度を統治する最も重要な法律は、憲法、司法法（裁判官および検察官の規則に関する法律第303/2022号、司法組織に関する法律第304/2022号ならびに最高司法評議会に関する法律第305/2022号）、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法ならびにその他の特別法（すなわち、会社、倒産、商業登記、資産回収、裁判費用および法律扶助に関する法律）である。

## 刑法および刑事訴訟法の改正

刑法および刑事訴訟法は、特定の条項を憲法裁判所の決定に整合させることを目的としており、2023年に採択され、ルーマニア官報に掲載された（法律第200/2023号および法律第201/2023号）。法律第200/2023号は刑法の違憲性に対する救済を定め、法律第201/2023号は刑事訴訟法における同様の保護を規定した。

## ルーマニア復興・強靱化計画

ルーマニアは、復興・強靱化計画から28.5十億ユーロのEUの復興・強靱化ファシリティ（以下「RRF」という。）の修正割当額（返済不要の財政支援部分（13,566百万ユーロ）および要返済の財政支援部分（14,942百万ユーロ）で構成される。）を全額利用する意向である。次世代EUの金額はこの基金の総額の4%に相当し、ルーマニアはすべてのEU加盟国の中で7番目に高い割当てを受けている。

2022年1月以降、ルーマニアは、RRFから、当該計画の総額の13%に相当する3.8十億ユーロの事前融資およびリパワーEUに関する章の20%に相当する0.28十億ユーロで構成される4.08十億ユーロの事前融資を受けた。EC

とルーマニアとの間の貸付契約に従い、RRFの2つの財政支援部分のうち、約13.6十億ユーロは返済不要の財政支援部分、約14.9十億ユーロは要返済の財政支援部分である。

2022年10月20日、ECは、初回の支払請求に関する支払いを処理した。RRFの実施日程に基づき、ルーマニアは21のマイルストーンおよび目標を達成した。事前融資控除後の財政拠出の支出は、返済不要の財政支援部分の初回の分割払いが1,772百万ユーロ、要返済の財政支援部分が789.7百万ユーロで、総額2,562百万ユーロとなった。

事前融資控除後の2回目の支払請求に関する金額は、2,798.72百万ユーロ（返済不要の財政支援部分に関連する1,868.32百万ユーロおよび要返済の財政支援部分に関連する930.40百万ユーロ）である。

ECとの一連の交渉およびルーマニア国家強靱化・復興計画（以下「NRRP」という。）の修正案の提出後、2023年12月11日、EU理事会は、2021年11月3日からの理事会実施決定を改正し、ルーマニアの復興・強靱化計画の評価を承認する理事会実施決定を公表した。理事会の実施決定は、規則(EU)第2021/241号第18条、第21条および第21条c（その後の改正を含む。）に基づき、NRRPの目標およびマイルストーンを調整し、新たなリパワーEUの章を導入した。

したがって、修正後のNRRP割当額は28.5十億ユーロ（14.9十億ユーロの融資および13.6十億ユーロの無償供与）となり、66件の改革および113件の投資（合計179件の施策）を対象とし、約16の要素で構成される。修正後の計画には、518の目標およびマイルストーンが含まれている。

2024年1月25日、ECは、ルーマニアおよび他の8ヶ国に対し、NRRPのリパワーEUの16の要素の下で割り当てられた資金から事前融資を支払った。その結果、ルーマニアは、リパワーEUの事前融資において288百万ユーロの返済不要の財政支援を受けた。これにより、新たな章に含まれる主要な措置、投資および改革の実施が加速する。

ルーマニアの修正計画は、計画されたグリーン移行およびデジタル移行に重点を置いており、それぞれ利用可能な資金の44.1%（当初計画の41%から増加）および21.8%（当初計画の20.5%から増加）を割り当てている。

修正計画の承認後、ルーマニアは、支払請求第3号を提出した。2025年3月現在、支払いに関する74のマイルストーンおよび計画のうち68がECにより十分に充足されたとみなされた。2025年6月、ECは必要な目標およびマイルストーンの一部達成のため、1.3十億ユーロの支払いを行った。2.66十億ユーロ（1.86十億ユーロの無償供与および0.81十億ユーロの融資）の全額の割当てを受けるための残り6つの要件の完了に向けてルーマニアが有する時間は6ヶ月である。

2025年9月12日、規則(EU)第2021/241号の第21条(1)に従い、合計147件の施策に関してNRRPが改訂された。実施スケジュールに合わないプロジェクトは、再交渉の対象となった。実施の進捗状況に応じて、プロジェクトは期限延長の恩恵を受けるか、全部または一部が除外された。

改訂されたNRRPは、実施リスクの低いプロジェクトを含めるとともに、実施リスクのない投資を融資部分から振り替えることで、同額の13.57十億ユーロの無償供与の割当てを維持している。実施に遅れが生じた投資は、無償供与部分から除外された。

融資部分は、7.98十億ユーロ減額された。ルーマニアは、ECに対し3件の支払請求を提出することを選択し、うち2件は無償供与部分のみを対象とするものであった。NRRPに基づく割当ての最終的な金額は21.41十億ユーロで、うち13.57十億ユーロは無償供与、7.84十億ユーロは融資であった。2025年12月19日、ルーマニアは、総額2,620,279,973ユーロ、合計62のマイルストーンおよび目標を含む、4回目の支払請求を提出した。

新たな理事会実施決定（CID）によると、ルーマニアは、合計6回の支払請求を行う予定であり、最後の2回の支払請求（*cerere de plat*）（以下「CP」という。）（CP5およびCP6）は2026年に提出される予定で、最終支払請求の提出期限は2026年9月30日である。CP5は、28のマイルストーンおよび目標を対象とし、2026年度第1四半期に提出される予定で、無償供与の金額は1.18十億ユーロと見積もられている。CP6は、151のマイルストーンおよび目標からなり、総額8.82十億ユーロのうち、3.74十億ユーロが無償供与、5.08十億ユーロが融資となる予定である。

## ICSIDにおける紛争

現在、ルーマニアは、国際投資紛争解決センター（以下「ICSID」という。）において、以下のとおり複数の係属中の訴訟の当事者となっている。

## 事件番号ARB/20/15 (Ep Wind Project (Rom) Six Ltd対ルーマニア)

仲裁裁判所が設定した手続日程に従い、ルーマニアは、国内の公的機関で特定された書類を精査し、原告の主張を検討し、2022年5月10日までに最初の詳細な書面による抗弁（対抗覚書）を作成しなければならなかった。原告は、損害賠償額を183.3百万ユーロと算定した。本件の審理は2023年5月8日から5月19日の間に行われた。

2026年2月13日、原告は、2026年1月30日付の被告の答弁書に対する意見書を提出した。仲裁手続は進行中である。

#### **事件番号ARB/21/54 (Kelag-Kärntner Elektrizitäts-Aktiengesellschaft 対ルーマニア)**

原告は、再生可能エネルギー分野におけるルーマニアの法律（法律第220/2008号）に基づき、2013年以降、ルーマニアの複数の県に所在する複数の風力発電所を稼働せせたと主張している。原告は、再生可能エネルギー支援制度は再生可能資源から生産されるエネルギーに一定の（漸進的な）割当量が設定され、累積的に15年間適用されるものと確信していたと主張している。さらに、原告は、ルーマニアが再生可能エネルギー支援制度に数百万ユーロの投資を行うことを確約していたとされると問題提起している。原告によれば、2013年に始まった一連の法律の採択後、原告がルーマニアにおいて建設した風力発電所の収益性は著しく低下した。このように、原告は、ルーマニアが公正かつ衡平な取扱いおよび違法な収用の禁止に関するエネルギー憲章条約第10条第(1)項および第13条の規定に違反したと主張している。

賠償請求額は約48.4百万ユーロである。2025年5月8日、裁判所は、2025年4月30日付の被告の請求および2025年5月1日付の原告の請求について決定を下した。仲裁手続は進行中である。

#### **事件番号ARB/22/10 (Clara Petroleum Ltd 対ルーマニア)**

原告であるClara Petroleum Ltd（英国に登録事務所を有する企業）は、同社が国家鉱物資源局（NAMR）と締結した、EX-4トゥルカ・ブロックの掘削・開発・開拓の境界に関する石油利権契約（政府決定第1184/2012号により承認された利権契約）に起因するルーマニアとの紛争の存在を訴えた。賠償請求額は約62.5百万ユーロである。2024年7月10日、各当事者は費用に関する提出書を提出した。仲裁手続は進行中である。

#### **事件番号ARB/22/13 (Aderlyne Ltd 対ルーマニア)**

原告は、再生可能エネルギー分野におけるルーマニアの法律（法律第220/2008号）に基づき、2013年以降、原告企業が、ルーマニアの複数の県に所在する複数の太陽光発電（セントラル）パークを稼働せせたと述べている。当時の既存の法律を踏まえて、原告は、再生可能エネルギー支援制度は、（再生可能資源から生産されるエネルギーに）一定の漸進的な割当量が設定され、累積的に15年間適用されるものと理解していた。

原告は、2014年以降に再生可能エネルギー分野において講じられた措置により、ルーマニアは当初の制度の基礎であった安定性および予測可能性という特質を排除し、ルーマニアにおいて建設された太陽光発電所の収益性を低下させ、多大な損失をもたらしたと考えている。原告は、ルーマニアは公正かつ衡平な取扱いおよび違法な収用の禁止を目的とする規定であるエネルギー憲章条約第10条および第13条の規定に違反したと述べている。

賠償請求額は約151.4百万ユーロである。2025年10月6日、各当事者は費用明細書を提出した。仲裁手続は進行中である。

#### **事件番号ARB/22/15 (Plaza Centers N.V. 対ルーマニア)**

原告であるPlaza Centers N.V.（オランダに登録事務所を有する企業）は、ルーマニアが「ダンボヴィツァ・センター」用地の機能的再構築に関する官民パートナーシップ契約の義務を履行していないと述べている。賠償請求額は約385百万ユーロである。2025年1月31日、各当事者は費用明細書を提出した。仲裁手続は進行中である。

#### **事件番号ARB/24/18 (Eurohold Bulgaria AD および Euroins Insurance Group AD 対ルーマニア)**

Eurohold Bulgaria AD および Euroins Insurance Group AD（以下「EIG」という。）は、ワシントンD.C.のICSIDにおいてルーマニア政府に対する仲裁要請を提出した。請求額は500百万ユーロを超える。

原告は、ルーマニア政府がブルガリアとルーマニアの間の二国間投資協定（BIT）に基づく義務（企業に公正かつ衡平な取扱いを提供する義務を含む。）を遵守しなかったとされるため、仲裁手続を開始した。原告によると、EIGはルーマニアの保険市場で最大の投資家の1つであり、約280百万ユーロを投資している。

2023年3月17日、ルーマニアの金融当局である金融監督庁（以下「FSA」という。）は、Euroins Romaniaの免許を取り消した。原告は、規制当局の決定は恣意的かつ差別的であったと主張している。原告によると、FSAの決定は、EU法および国際法に明白に違反したEuroins Romaniaの違法な収用である。原告は、FSAの決定が2023年6月にEuroins Romaniaの破産を引き起こし、以前は現地の保険業界のリーダーであった同社の事業運営を破壊したと述べている。2025年5月、裁判所は、請求に明らかに法的正当性がないという被告の異議および原告の付随的請求に関する審理をロンドンで開催した。

2026年1月21日、原告は、異議を唱えていない当事者らの申立てに関する意見書を提出した。仲裁手続は進行中である。

## 国際関係

ルーマニアは、189の国際連合（以下「国連」という。）加盟国、ローマ教皇庁、マルタ騎士団およびパレスチナと外交関係を維持している。ルーマニアは、95の大使館、7つの常設代表部および公館、2つの代表部、44の総領事館、6つの領事館、1つの常駐官事務所および18のルーマニア文化会館を含む約170の公館、ならびに約190の名誉領事館からなる広範な在外公館網を有している。

予測可能性および継続性は、依然としてルーマニアの外交政策の基本原則である。国家安全保障上の主要な目標は、地域および世界における民主主義的価値観、基本的権利および自由、安定および安全保障の支援および推進、ならびに国際法および効果的な多国間主義の促進および厳守とともに、米国との戦略的パートナーシップのさらなる強化、北大西洋条約機構（以下「NATO」という。）およびEUにおけるルーマニアの地位の強化、近隣諸国およびNATOの東側諸国との協力の強化、ならびに地域協力の強化である。

二国間レベルでは、ルーマニアは、EU加盟国との戦略的パートナーシップおよびその他の特別または特権的な関係を強化することに加え、アジア太平洋、中東湾岸、アフリカおよびラテンアメリカの国々との新たな関係を拡大することにも重点を置いている。

ルーマニアの外交政策の主要な構成要素は、国連、NATO、欧州評議会、欧州安全保障協力機構（以下「OSCE」という。）および世界貿易機関を含む国際的なイニシアティブ、ならびに三海域イニシアティブ（以下「3SI」という。）等のバルカン半島および黒海地域における地域プログラムへの積極的な貢献である。さらに、ルーマニアは、ルールに基づく多国間秩序こそが国際的な安定および平和のための唯一信頼できる保証であり、共通の課題は協力によってのみ解決されるという信念で結ばれた国々の非公式ネットワークである「多国間主義のための同盟（Alliance for Multilateralism）」にも積極的に参加している。

OECDへの加盟は、ルーマニアの外交政策の最優先事項である。2022年1月25日、ルーマニアは、OECDから（他の加盟希望国5ヶ国とともに）加盟交渉を開始するよう正式に招待された。2022年6月9日および10日に開催されたOECD閣僚理事会において、ルーマニアのOECD加盟に向けた加盟ロードマップが採択された。国家レベルでは、加盟プロセスは外務省の国務長官である国家コーディネーターが率いる調整チームにより管理されている。ルーマニアは、OECDの司法文書との整合性に関する自己評価を含むイニシャル・メモランダム（IM）の提出、OECDの専門家から要求された技術的質問票への回答、現地での事実調査ミッションの計画および加盟委員会での審査の開始等、加盟プロセスのいくつかのステップの完了に成功した。2025年10月2日現在、ルーマニアは、25のOECD評価委員会すべてによる評価を受けており、統計委員会による最後の評価は2025年10月に行われた。その結果、2026年2月27日現在、22のOECD委員会加盟協議を成功裏に終了させ、正式意見を発表し、多くの小委員会が技術的意見を発表した。

## NATO

ルーマニアは、2004年からNATOの加盟国であり、2007年からEUの加盟国である。NATOは、ルーマニアの安全保障の主要な保証者である。2025年6月のNATOハーグ・サミットでは、ルーマニアを含む東部国境沿いにおけるNATOの抑止・防衛態勢が再確認され、ルーマニア史上最高水準の安全保障が提供される。

ルーマニアにとって、21年間のNATO加盟歴は、政治的、経済的および軍事的に多大な恩恵をもたらした。また、大西洋を横断したつながりを有する欧州国家としてのルーマニアの定義の基礎的な部分を表している。

ルーマニアは、引続きNATOが採択した防衛・安全保障措置に対して安定して寄与し、あらゆる脅威および課題を克服するための統一および連帯に基づくアプローチを推進する。同時に、ルーマニアは、NATOと連携しながら、安全保障および防衛におけるEUの役割の強化を引続き支援する。ルーマニアは、地域レベルでの信頼できる安全保障提供者として行動し、領土における連合国の実質的なプレゼンスを確保し、労働力の競争力、訓練および資格を向上させることにより、防衛産業の持続可能な発展を促進するための条件を確保する。ルーマ

ニアは、防衛に関してより強力かつ有能な欧州に対する米国の支持を歓迎し、EUの防衛能力の強化が大西洋および世界の安全保障に貢献すると引続き確信している。

進行中のロシア - ウクライナ間の戦争を踏まえ、ルーマニアは、国際法に従い、ウクライナの公正かつ永続的な平和の達成の重要性を強調しつつ、引続きウクライナに対する一貫した多面的な援助を提供する。ルーマニアは引続き、NATO、EUおよびその他のパートナー諸国がウクライナに提供する支援の重要なハブである。ロシアのウクライナに対する戦争に直面し、地域の強靱性および安定性に対する支援を含め、NATO - EU間の協力は、引続き欧州および欧州大西洋の安全保障にとって不可欠である。この目的のため、ルーマニアは、地域の経済的潜在力を発展させるため、広範黒海地域の脆弱な国々の強靱性、防衛および経済を強化するための欧州大西洋および欧州の支援の強化を引続き提唱する意向である。

ルーマニアは、歴史的にNATOの防衛費目標を上回ってきた。2025年6月25日、ルーマニアは、国防費要件を対GDP比5%に引き上げることを決議した。

## 米国とのパートナーシップ

ルーマニアと米国の戦略的パートナーシップは、1997年に発足し、現在もルーマニアの外交・安全保障政策の重要な柱である。それ以来、このパートナーシップは、ルーマニア大統領および米国大統領による共同声明（2019年8月。これにより、二国間、地域的および世界的なレベルにおける戦略的パートナーシップを再確認した。）を含む二国間の政治的宣言および協定に象徴されるように、いくつかの重要な進展を遂げてきた。ルーマニアおよび米国は、民間原子力、5G通信ネットワークのセキュリティおよび5Gライセンスの資本化等の新たな分野に二国間協力を拡大することにより、戦略的パートナーシップを引続き発展させている。2024年5月7日にワシントンD.C.で行われたルーマニアのクラウス・W・ヨハニス大統領と当時の米国のジョー・バイデン大統領との会談において、両大統領は、両国間の二国間戦略的パートナーシップにおける最近の進展および現在の安全保障の文脈におけるさらなる強化方法について検討した。

2020年10月8日、ルーマニア国防大臣および米国国防長官は、防衛の近代化および黒海地域の安全保障等、両国に共通する戦略目標および共通の利益を捉えた、防衛協力に関する10年間のロードマップに署名した。2024年9月25日、ルーマニアおよび米国は、ルーマニアによる米国からの軍装備品およびサービスの取得、ならびに大砲弾薬製造のための米国 - ルーマニアの官民共同イニシアティブに資金提供するため、920百万米ドルの対外軍事融資に署名した。

米国輸出入銀行（以下「EXIM」という。）は、ルーマニアの経済・エネルギー・ビジネス環境省との間で、両国間の貿易および経済機会の強化を目的とした覚書を締結した。覚書に基づき、EXIMおよびルーマニアは、総額70億米ドルを上限とするEXIMの融資を利用する可能性のある選択肢を検討・特定し、特にエネルギー産業（原子力および液化天然ガス、ならびに道路、鉄道および燃料補給ステーション等のインフラ・プロジェクトを含む。）ならびにインフラ産業における事業開発機会を促進するために協力する分野を特定することに合意した。

2021年11月4日、S.N.Nuclearelectrica（以下「Nuclearelectrica」という。）およびNuScaleは、NuScaleの革新的な小型モジュール原子炉（以下「SMR」という。）技術の導入を進めるための合意書に署名した。NuScaleの6つのモジュールからなる発電所は、発電所において193名の常勤雇用、建設において1,500名の雇用および製造において2,300名の雇用を創出すると推定されている。このプロジェクトはまた、ルーマニアの二酸化炭素排出量を年間4百万トン削減することに貢献する可能性がある。2022年6月27日、G7サミットにおいて、当時のジョー・バイデン米国大統領は、ルーマニアにおけるSMR発電所建設の第一段階を支援するため、14百万米ドルを供与すると発表した。トランプ政権は、米国がルーマニアのSMR発電所に対する支援を継続することを再確認し、米国原子力規制委員会はNuScaleの77メガワット（以下「MW」という。）の原子炉の設計承認を迅速に行った。

2023年5月20日、日本で開催されたG7サミットの期間中に、EXIMは、SMRプロジェクトの設計研究のために行う可能性のある99百万米ドルの融資について、意向表明書を発行した。日本、韓国およびアラブ首長国連邦の官民パートナーからの意向表明に加え、SMRプロジェクトに対する初期段階の支援額は、現在275百万米ドルに達している。さらに、国際開発金融公社（DFC）およびEXIMも、プロジェクト展開のために行う可能性のある、それぞれ10億米ドルおよび30億米ドルを上限とする支援について、意向表明書を発行した。2026年2月13日、Nuclearelectricaの株主は、ドイチェスティにおけるSMRプロジェクトの最終的な投資決定を承認した。プロジェクトの次の段階であるプレEPC（エンジニアリング・調達・建設）のフェーズは、約15ヶ月間続く見込みである。

2022年11月9日、COP27の終局において、EXIMは、チェルナヴォダ・プロジェクトの実施を目的とした3.05十億米ドルの融資について、2通の意向表明書を発行した。これには、欧州大西洋地域の協力枠組み内でチェルナヴォダ原子力発電所（以下「3号機および4号機」という。）に2つの追加の原子力ユニットを建設することが含まれ、2030年から2031年までに完了予定である。チェルナヴォダ原子力発電所プロジェクトの3号機および4号機は、ユーラトム条約第41条に基づき、2023年6月にECに通知された。

Nuclearelectricaの完全子会社であるEnergoNuclearと、米国、カナダおよびイタリアの企業で構成されるFCSA合弁会社は、バクーで開催されたCOP29（2024年11月）において、チェルナヴォダ原子力発電所の3号機および4号機の推進のためのエンジニアリング・調達・建設管理（以下「EPCM」という。）の限定的着工指示（以下「LNTP」という。）フェーズ契約に署名した。EPCM契約のLNTPフェーズおよびその後の最終着工指示（以下「FNTP」という。）フェーズの両方の契約金額は、3.2十億ユーロと見積もられており、プロジェクトの資金調達に必要な融資の約85%は、米国を含むパートナー諸国により拠出される。

米国企業は、ルーマニアのエネルギー部門の主要パートナーである。再生可能エネルギーに関しては、SAGE Geosystemsがルーマニア国内で地熱発電の開発プロセスを開始しており、General Atlanticが多国籍持続可能インフラ投資ファンドで、ルーマニア国内に多数の太陽光発電プロジェクトを有するActisの買収中である。石油・ガス市場では、Carlyle、Hunt OilおよびHalliburton Energy Services等の米国企業がルーマニア国内で生産を開始しているか、または生産の確立過程にある。さらに、Transocean Ltd.が運営する半潜水式プラットフォームのTransocean Barentsは、現在、ネプチューン深海ブロックの一部であるドミノおよびペリカン・スードのガス田から天然ガスを掘削している。

### その他の国とのパートナーシップ

ルーマニアは、随時、他国と二国間および多国間のパートナーシップを締結している。

たとえば、2020年10月26日、ルーマニア政府およびフランス政府は、他の戦略的パートナーとのより広範な枠組みにおけるチェルナヴォダ原子力発電所の3号機および4号機の建設、ならびに1号機の改修を目的とした民生用原子力分野における二国間協力に関する意向表明書に署名した。また、Nuclearelectricaとフランスの企業であるOrano（旧Areva）との間でも契約が締結された。

さらに、2020年2月15日、Nuclearelectricaは、チェルナヴォダ原子力発電所1号機の改修ならびにチェルナヴォダ原子力発電所3号機および4号機の戦略的プロジェクトに向けた開発および資金調達を進めるための覚書をSACEおよびAnsaldo Nucleareと締結した。

2024年11月15日、COP29に合わせて、Nuclearelectricaは、Fluor、Fluor Energy Transition Inc.のウィルミントン・ブカレスト支店、（AtkinsRéalisが所有する）Candu Energy、Ansaldo Nucleare、S&L EngineersおよびSargent & Lundy Energyで構成されるFCSAの合弁会社とともに、チェルナヴォダ原子力発電所3号機および4号機を推進するためのEPCM LNTPフェーズ契約を締結した。

EPCMの契約期間は108ヶ月間と見積もられており、2段階に分けられる。LNTPフェーズは24ヶ月から30ヶ月かかると見込まれ、その後、ルーマニア政府とNuclearelectricaとの間の支援協定に基づく取引条件の設定および承認ならびに最終投資決定まで、FNTPフェーズは80ヶ月から84ヶ月かかると見込まれている。

さらに、「グリーンエネルギー回廊」プロジェクトとしても知られるアゼルバイジャン共和国、ジョージア、ルーマニアおよびハンガリーの政府間のグリーンエネルギー開発および輸送の分野における戦略的パートナーシップに関する協定を実施するため、CNTEE Transelectrica SAおよび各国に指定された他の関係者は、覚書を締結した。アゼルバイジャン、ジョージア、ルーマニアおよびハンガリーの政府間でブカレストにおいて締結された2022年の四者間協定に続き、ルーマニアを拠点とする合弁会社の設立が予定されており、その中核業務はグリーン電力の送電（海底電力ケーブル）およびデジタル通信のための実施可能性調査の完了である。

ルーマニアは、ウクライナの主権、領土保全、独立およびEU加盟の希望を強く支持している。ロシアによるウクライナへの侵略戦争の開始以来、ルーマニアは、ウクライナ当局に人道支援を提供してきた。2025年11月現在、13百万人を超えるウクライナ人がルーマニアに入国し、うち217,243人が一時保護の恩恵を受け、82,000人がルーマニアに定住している。2022年3月9日、スチャヴァに人道支援拠点が設置された。設置以来、100を超える人道支援団がスチャヴァの拠点を通過し、ウクライナに到達した。ウクライナの武力紛争地域から来た特別な状況にある外国人または無国籍者に対するルーマニア国家による支援および人道支援の付与に関する政府緊急令第15/2022号（その後、政府緊急令第15/2025号により改正されている。）に基づき、一時金支給のための金額、条件および仕組みを定めるための個別の法律が採択された。2022年2月22日から2024年12月31日の間に、約20億ルーマニア・レウ（407百万ユーロ）が緊急令基金から支給された。政府緊急令第94/2022号の実施

を受けて、ルーマニアは、ウクライナでの紛争から避難するために2024年7月1日より前にルーマニアに入国した外国人および無国籍者に対する支援および人道支援を、2025年12月31日まで延長した。ロシアの侵攻が始まって以来、ルーマニアは、ウクライナからの穀物輸出を促進する上で重要であり、約55百万トンのウクライナ産の穀物がルーマニア経由で輸出されている。また、ドナウ回廊は、EU連帯レーン内で最も重要な通過ルートとなり、EU連帯レーンの総通過量の68%超がこのルートを利用している。

ルーマニアとモルドバ共和国の関係は、共通の歴史、言語および文化に基づいたものであり、ルーマニアの外交政策の最も重要な要素の1つである。したがって、ルーマニアは、エネルギーおよび輸送の分野における戦略的相互接続のための二国間プロジェクト、ならびに改革の成功裏な実施に向けた技術支援を通じて、モルドバ共和国との二国間戦略的パートナーシップのさらなる深化に引き続き尽力する。ルーマニアは、モルドバ共和国のEU統合プロセスを強く支持しており、この点において政治的、外交的および技術的な支援を広範に行っている。2025年12月10日、モルドバ共和国のエネルギー市場事業者であるOPEM S.R.L.（以下「OPEM」という。）およびルーマニアの電力・天然ガス市場事業者であるOPCOM S.A.（以下「OPCOM」という。）は、翌日電力市場（以下「NDM」という。）の開始を発表し、2025年12月17日には日中エネルギー市場（以下「DDM」という。）の開始を発表した。両市場ともOPEMが運営している。

OPEMは、OPCOMの支援を受けて、NDMおよびDDMの運営に必要なシステムおよびサービスの導入、検証および運用のための取決めを定め、現在は両国で運営されている。モルドバ共和国におけるこれらの市場の開始後、OPEMは、モルドバ共和国およびウクライナのEUエネルギー市場統合への加盟促進を目的とした地域プロジェクト内での共同活動を強化している。

ルーマニアの主な優先事項は、EUの中核とルーマニアを結びつけ、EU加盟国内の連帯の深化を促進し、ルーマニアの安全保障および繁栄に付加価値をもたらすような二国間戦略的パートナーシップおよび特別な関係を、欧州およびアジアにおいて発展させ、深化させることである。ドイツ、フランス、ポーランド、イタリア、スペイン、英国、トルコおよびアゼルバイジャンならびに近隣諸国との戦略的関係には特別な注意が払われている。アジアでは、日本との二国間関係が戦略的パートナーシップのレベルに引き上げられ、韓国との戦略的パートナーシップは深化を続けている。イスラエルとの特別な関係、ならびに中東、北アフリカおよび湾岸のアラブ諸国との従来からの関係は、貿易・投資も含めて深化している。2024年、ルーマニアは、2024年4月の首相のカタールおよびアラブ首長国連邦への訪問を通じた二国間関係、ならびにEU - 湾岸協力理事会（GCC）間の枠組みの双方において、湾岸諸国との関与を引き続き強化した。ルーマニアは、中東和平プロセスおよびエルサレムの地位に関して、従来からの立場を維持している。2024年、ルーマニアはアフリカ諸国との関係の再開にも重点を置いた。第一次アフリカ国家戦略が採択され、ケニア、タンザニア、カーボベルデおよびセネガルで大統領訪問が計画された。さらに、ルーマニアは、ブラジル、チリおよびアルゼンチンといったラテンアメリカ各地で大統領訪問を計画した。2024 - 2027年国際開発協力および人道支援に関する多年次戦略プログラムに基づくプロジェクトとは別に、外務省は、中央アフリカのサヘル地域における良好なガバナンス、安定および回復力の構築を目的とした多くのプログラムを実施してきた。ルーマニアはまた、ブラジルならびに北アフリカ、東南アジア、中東、湾岸地域および南コーカサスの国々を含む他の国々との経済的なつながりや貿易・投資関係を拡大する意向である。

2022年のロシアによる大規模なウクライナ侵攻後、ルーマニアは、ロシアに対するEUの19の制裁パッケージすべての採択および実施の両方において積極的な役割を果たした。ルーマニアは、（ロシアの影響下にある）旧経済相互援助会議の後継機関である、国際投資銀行および国際経済協力銀行の2つの国際銀行から脱退した。2つの銀行は2023年6月9日に正式にロシアから撤退し、同国における業務を終了した。政治面では、ルーマニア当局はウクライナに対するロシアの侵略を断固としてかつ組織的に非難し、国際法の基本原則に従って、ウクライナの国家領土の不可分の一部であるルハンスク、ドネツク、ヘルソンおよびザポリジヤの各地域のロシアによる違法な併合を認めない。

## 黒海イニシアティブ

欧州の一部であり、中央アジアおよびその先への架け橋でもある広域黒海は、欧州大西洋安全保障にとって非常に重要である。したがって、ルーマニアは、地域の安全保障および協力の強化に重点を置いている。黒海地域の安全保障の強化には、域内諸国の民主的参加に基づく協働的アプローチおよび多国間解決策、ならびにEU、米国、NATOおよびOSCEとの関与が必要である。

ルーマニアの長期的なビジョンは、国際法に強固に根ざした安全で繁栄した黒海の達成である。黒海を欧州大西洋および世界の安全保障に大きな利益をもたらす地域へと変えるためには、信頼できる抑止力を確保するためのNATOおよび連合軍の存在感を高めるべきである。

2019年以降、ルーマニアは、持続可能なブルーエコノミーの発展に特に重点を置き、地域協力へのEUの関与を強化するための重要な措置を講じてきた。ルーマニアは、黒海地域に対するEUの政策枠組みの1つとして機能する黒海シナジー・イニシアティブ（以下「BSS」という。）に関与している。BSSには、黒海共通海洋アジェンダ（以下「CMA」という。）および黒海戦略的研究・革新アジェンダ（SRIA）の2つの運営枠組みがある。いずれの枠組みも、EUが広範黒海地域におけるプロジェクトに融資することを可能にするものである。2023年、ルーマニアは、CMAの輪番議長国を務めた。2025年10月、コンスタンツァでウクライナ主催の黒海CMAステークホルダー会議が開催され、CMAに対するルーマニアの継続的な関与およびウクライナへの継続的な支援が強調された。

ルーマニアは、黒海に対する迅速かつ断固としたEUの戦略的アプローチを支持する。2024年初頭に開始されたルーマニアの外交イニシアティブは、黒海に対する包括的な戦略を策定するためのEU内のより大規模な組織的取組みにつながった。ルーマニアは、他のEU加盟国およびEUとともに、地域の連結性、強靱性および安全保障の強化に焦点を当てた成果重視のアプローチに基づく包括的戦略を支持する。2025年5月28日、ECは黒海地域の戦略案「黒海地域に対するEUの戦略的アプローチ」を公表した。同戦略案は、安全保障、地域の強靱性および安定を強化し、気候変動の懸念に対処するために十分な環境保護を確保しつつ持続可能な成長を促進し、市民保護のメカニズムを向上させることにより、黒海地域内の協力を促進することを目的としている。同戦略により導入された主要イニシアティブ（黒海海洋安全保障ハブの構築、南コーカサスを通じて欧州と中央アジアを結ぶ接続アジェンダの統合ならびに沿岸地域およびブルーエコノミー部門の備えの強化）は、EUおよび黒海地域のパートナーにより実施される。

ルーマニアは、黒海地域に対するEUの戦略的アプローチに基づき提案されている主要プロジェクトの実施に向けた取組みにおいて最前線にいる。したがって、ルーマニアは、黒海海洋安全保障ハブの構築プロセスの主導に非常に積極的に取り組んでいる。ルーマニアは、他の黒海沿岸諸国（ブルガリア、トルコ、ウクライナ）、EUおよびNATO加盟国の関与および参加、ならびにECの支援を得て、海洋安全保障分野における能力を強化するために、このようなハブをコンスタンツァに設置することを提案した。ルーマニアはまた、黒海地域において、実現可能で成果重視の接続アジェンダを積極的に推進しているが、これは黒海地域に対するEUの戦略的アプローチにおいて提案されているもう1つの重要な主要プロジェクトである。

ルーマニアの外交政策の重要な側面は、ルーマニアがこれまで参加し、今後も引き続き参加する、黒海地域における主要な多国間地域開発プログラムである。これには、ブカレスト9イニシアティブ（ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびスロバキアを含む。）、3SI、ポーランドおよびトルコとの三国間安全保障、スペインおよびポーランドとのバレンシア・トリオ、ならびにトルコとの黒海における安全保障に関する二国間作業部会が含まれる。

3SIには、13ヶ国の正式加盟国（オーストリア、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキアおよびスロベニア）、4ヶ国の準参加国（アルバニア、モルドバ共和国、モンテネグロおよびウクライナ）ならびに6つの戦略的パートナー（EC、ドイツ、日本、スペイン、トルコおよび米国）が含まれており、経済の回復・発展にとって特に重要であり、エネルギー、輸送およびデジタルの各分野を横断するインフラ・プロジェクトへの投資を通じて、中東欧諸国と西欧諸国との開発格差の是正を目指している。

3SIのもう1つの目標は、専用の金融商品を通じてこの地域に投資家を呼び込むことである。2019年に3SIインフラ・ファンドが設立され、ルーマニアは2025年以降、ルーマニア輸出入銀行を通じて20百万ユーロを投資している。ルーマニア投資開発銀行（以下「IDB」という。）は、3SIに関する事項においてルーマニア国家を代表する権限を承継した。2025年、IDBは、20百万ユーロを出資し、3SIイノベーション・ファンドに参加した。同ファンドは、中東欧の成長段階にある企業への投資を促進することを目的としており、先端技術から伝統産業まで幅広い部門を対象としている。IDBの出資により、イノベーション・ファンドに対する各国からの出資額は総額100百万ユーロに達し、その内訳はIDB（ルーマニア）、BGK（ポーランド）、NRI（チェコ）、MFB（ハンガリー）およびHBOR（クロアチア）といった5つの国家助成銀行からの出資であった。欧州投資基金（EIF）は、これらの出資額と同額を拠出する予定であり、プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタルおよびプライベート・クレジット・ファンドを通じて少なくとも10億ユーロの資本を投入するという広範な目標を掲げている。ルーマニアはまた、連結性インフラに特化した第二次3SI投資ファンドの計画をはじめとする、資金調達構造の拡大を支持しており、2024年において、ポーランド、リトアニア、ハンガリーおよびスロベニアの金融機関とともに、第二次3SI投資ファンドを共同で設立する意向表明書に調印した。ルーマニアは、2018年および2023年に3SI首脳会議を主催し、他の3SI参加国、戦略的パートナー、準参加国および金融機関と引続き

協力し、特にルーマニアにとって関心のあるプロジェクトに重点を置き、3SIの可能性を最大化していく予定である。

さらに、ルーマニアがブルガリアおよびトルコとともに黒海で立ち上げた地雷対策タスク・グループは、NATO加盟国および、ロシアとの戦争が終結した場合はウクライナにも開かれている。したがって、同タスク・グループは、将来の地域および欧州大西洋安全保障構造への貴重な寄与であるとともに、関連性のあるインセンティブでもある。

### 国際金融機関とのパートナーシップ

1990年以降、ルーマニアは、国際通貨基金（以下「IMF」という。）、世界銀行グループ、欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という。）、欧州投資銀行（以下「EIB」という。）グループ、欧州評議会開発銀行（以下「CEB」という。）、アジアインフラ投資銀行、日本の国際協力機構および黒海貿易開発銀行をはじめとする国際金融機関との関係を着実に発展させてきた。

### EUへの加盟

#### 概要

ルーマニアは2007年1月1日からEU加盟国である。EU条約に従い、ルーマニアは加盟国の中で投票権数では中規模国と位置付けられる。2024年の欧州議会選挙の後、ルーマニアは欧州議会の全720議席のうち33議席を占めた。指導者レベルでは、2名のルーマニアの欧州議会委員が副議長に昇格した。ロクサナ・ムンザトゥは、欧州委員協議会の現在のルーマニア代表であり、社会的権利およびスキル・雇用の質・準備担当のECの執行副委員長を務めている。ルーマニアはまた、多くの欧州の諮問機関の活動にも従事しており、経済社会評議会に15議席を、また欧州地域委員会に15議席を出している。ルーマニアはまた、いくつかのEU代表部および文民ミッションの運営を含め、欧州対外行動局にも代表を出している。

ルーマニアは、欧州統合プロセスを積極的に推進し続けている。ルーマニアは、EUの拡大プロセスの推進に加え、グローバルアクターとしてのEUの経済成長、雇用、結束、投資促進、エネルギー安全保障および統合等の主要な優先事項を中心とする欧州のプロジェクトの強化を支援している。近年、国としてEUレベルで様々な危機に対処してきた結果、EUにおけるルーマニアの認知度および役割は大幅に増した。ロシアのウクライナでの戦争は、EUの行動が連帯と結束および欧州の民主主義の価値観および原則（ルーマニアが全面的に支持する原則である。）の尊重に基づかねばならないことを再確認させた。

ルーマニアはダイナミックな地域アジェンダを有し、EUの傘下で地域協力のためにルーマニアおよびオーストリアが発足させた枠組みであるドナウ地域のためのEU戦略（以下「EUSDR」という。）の推進に重要な役割を果たしており、EU加盟国9ヶ国およびEU加盟候補国5ヶ国をカバーしている。その発足以来12年超にわたり、EUSDRは、地域の経済的、社会的および領域的結束に役立っている。また、EUSDRは、EUの政策および価値観に沿ってEUSDRに参加するEU加盟候補国を支援することによって、EUの拡大政策の成功にも役立っている。さらに、EUSDRは、運輸、通信、エネルギー、環境、観光および文化等の分野において、主にEUの財源から資金提供を受ける具体的なプロジェクトに参加する機会を投資家に提供している。

### シェンゲン圏

2025年1月1日現在、ルーマニアはシェンゲン協定の完全な加盟国であり、陸、空、海の国境で関連協定を実施しており、外部の境界を保護し、不法移民および国境を越える犯罪と闘うことに引続き全力で注力している。

### 欧州経済の回復

ルーマニアは、欧州経済の回復に関する討論および企業と市民を支援する適切な財政枠組みの構築に積極的に関与している。統合され、収斂されかつ競争力のある経済としてEUが再浮上できるように、ルーマニアは、COVID-19パンデミックおよびEUの経済につきグリーン化およびデジタル化をさらに進めることを目的とするツイン・トランジションの経済的影響を緩和することを意図した金融商品の設計および実施に対する包括的でEU全体のアプローチを提唱している。EUレベルでの合意を受けて、ルーマニアは、改訂された2021 - 2027多年次財政枠組み（以下「MFF」という。）およびRRFの双方の純受益国の1つとして登場している。

ルーマニアは、経済通貨同盟（以下「EMU」という。）の今後の統合の現在進行中のプロセスを支え、今後の経済または金融の危機を早期に警告し対処するためのメカニズムを構築する取組みに積極的に参加している。

## エネルギーおよび気候

エネルギーおよび気候変動はルーマニアにとって主要な優先分野の2つである。EUの2030年気候・エネルギー政策枠組みおよびEUレベルで採択されたその後の法制化は、パリ協定に基づきEUおよびその加盟国が掲げたコミットメントの実施において重要なステップである。

ルーマニアは、EUが2050年までに気候中立を達成するという目標を支持しており、中間地点の2030年までに温室効果ガスの少なくとも55%（1990年水準比）の国内での正味の排出量削減という拘束力を伴うEU目標（Fit for 55と呼ばれる政策パッケージ）に関して、EU域内交渉枠内で積極的なバランスのとれたアプローチをとっている。

さらに、ルーマニアは現在、そのエネルギー・気候政策枠組みを、再生可能エネルギーの生産および排出量削減に関する新しい目標を組み込むよう適合させているところである。これらの措置は、復興・強靱化計画のリパワーEUに関する章の一環として行われる。リパワーEUに関する章の目的は、特に最も脆弱な顧客を対象とした再生可能エネルギー源（以下「RES」という。）の導入およびエネルギー効率改修を支援し、RESを統合するための送電網の容量を増加させることによって、ルーマニアにおける化石燃料への依存度の低減に貢献することである。

電力の域内市場に対する共通規則に関し、指令(EU)第2012/27号を改正する2019年6月5日付の欧州議会・理事会指令(EU)第2019/944号は、電力・天然ガス法（法律第123/2012号）を改正する政府緊急令第143/2021号により国内法に置き換えられた。

小売電力市場の全面自由化は、最終顧客への規制供給価格を撤廃することによって、2021年1月1日付で実施された。但し、市場では引き続き、脆弱性が高い顧客へ提供されるべき支援を可能とし、過度の価格上昇から保護できるように制限・補償メカニズムを設置している。これらのメカニズムは、市場安定性およびエネルギーの供給者、配給者および生産者の一貫した機能を維持することに役立っている。これらの制限・補償メカニズムの現在の法的枠組みは、2025年6月30日まで実施された。

競争力のある供給価格は、ルーマニアのエネルギー規制当局（以下「ANRE」という。）により管理される集中型プラットフォーム上で比較され、欧州の法規定に従い、すべての消費者が供給者を変更することができる。ANREはその後、ANREが管理する単一の変更プラットフォームを用いて、24時間以内の供給者の変更を可能とするために、欧州の補助金プログラムによって資金提供を受けたプロジェクトを実施している。

黒海における天然ガスの陸上開発および海洋開発に加え、ルーマニアには、ブルガリア、モルドバ共和国およびハンガリーとで運営されるガスの相互接続がある。ルーマニアは、南東欧および中欧におけるガス供給源の多様化および天然ガス供給の安全保障の強化に貢献することを目的としている。この5年にわたって、ルーマニアはその天然ガスのインフラの開発に取り組んでいる。ルーマニアは、近隣諸国との輸送能力をさらに増強する追加計画を立ており、このため、2024年8月5日、セルビアとの間で、各国のガスの輸送システムの将来的な相互接続に関する覚書が締結された。

欧州レベルでは、ルーマニアはEUのエネルギー供給を確保し、エネルギー価格の高騰を緩和することを目的とするEUのイニシアティブに積極的に関与している。

欧州当局の要請に応じて、ギリシャ、ブルガリア、ルーマニア、ウクライナおよびモルドバ共和国の国家天然ガス輸送システム事業者は、トランスバルカン回廊の構想を事業化することを約束している。2019年に完了した一次作業は、天然ガス量のリバース（逆走）フローを可能とする技術条件を満たすことであった。ルーマニアの輸送事業者はまた、トランスバルカン・ガスパイプラインのルーマニアの構成部分に関するすべての技術的作業を完了しており、その結果として、ルーマニアでは年間4.5十億立方メートルをウクライナに供給することが可能である。但し、ウクライナからの需要を満たす物理的な可能性は、ブルガリアの事業者がルーマニアの南部国境で提供できる天然ガスの圧力および量に依存する。

現在の変化が大きい政治および経済の環境においてエネルギー安全保障を確保するために、ルーマニアは、外部市場、とりわけカスピ海諸国から、トルコのトランジット（通過）システムを用いた補完的なガス量を目的とした試掘交渉を行っている。2022年6月28日、黒海からの天然ガスの生産はメディア天然ガス開発プロジェクト（以下「MGD」という。）によって正式に開始され、黒海石油・ガス社（Black Sea Oil & Gas）により運営されている。2022年には0.5十億立方メートルのガスがMGDにより生産されると推定され、また2023年からは、アナ・ガス田およびドイナ・ガス田につき推定される可採年数10年のうち、今後3年間に生産が年間約1十億立方メートルになると見込まれている。2027年の予定期間を達成するために、重要な技術的解決策が講じられている。

2023年12月12日、OMVペトロムは、セミサブマーシブル掘削リグに関してトランスオーシャン・バレンツと推定325百万ユーロの契約を、総合掘削サービスに関してハリバートン・ルーマニアと140百万ユーロの契約を締

結したと発表した。この2つの契約は、先に発表されたサイペムとの1.6十億ユーロの海洋設備に関する契約に追加されるものである。これにより、OMVペトロムはネブチューン・ディープ・プロジェクトの遂行に必要な履行契約の80%超を確保したことになる。

トゥズラ - ポディシヨル・パイプラインの建設を通じて、ルーマニアの輸送システム向けの黒海ガス資源へのアクセスを確保するための重要な措置も講じられた。2023年6月、トランスガスはトルコのカリヨンと、トゥズラ - ポディシヨル・ガスパイプラインの工事に関する契約を締結した。2024年4月24日、パイプラインの建設が開始された。2025年7月3日、ドナウ川のトゥズラ - ポディシヨル・パイプラインのアンダークロス工事が完了した。

ルーマニアは、ルーマニア市場およびその後の中欧市場に届く可能性があるアゼルバイジャンの天然ガス資源に関心を持っている。インターコネクター・ギリシャ - ブルガリア (IGB) ガスパイプラインの完成および商業運転は、近い将来にアゼルバイジャンの天然ガス量のルーマニアの利用を促進する可能性があり、モルドバ共和国およびウクライナを含むルーマニアの東方のパートナーのエネルギー安全保障を確保するために輸送される可能性もある。2022年12月3日、ルーマニアはヤシ - ウングヘニ・パイプラインを通じてモルドバ共和国へのガス輸送を開始し、その後、両国政府は輸送能力を増やし、このパイプラインを延長するための協議を開始した。

ルーマニアはまた、米国からの天然ガス供給量を増やすため、ロシア以外の多様な供給源から中東欧および南東欧に供給するという最近の協議を支持している。特に、これには垂直回廊およびトランスバルカン・ガスパイプラインの利用が含まれる。

ルーマニアは、ジョージア、アゼルバイジャン、ルーマニアおよびハンガリーの送電システム事業者間の合弁事業であるグリーンエネルギー回廊プロジェクトに関与している。このプロジェクトには、黒海を横断する1,200kmの高電圧海底送電ケーブルの敷設が含まれる。これらのケーブルにより、ルーマニアとジョージアが黒海経由で接続され、ハンガリーおよびアゼルバイジャンへと拡張される予定である。

## 欧州連合司法裁判所 (CJEU) への提訴

2026年1月現在、ECによりルーマニアに対して52件の違反調査手続が開始され、うち51件は現在訴訟前の段階にあり、1件はルーマニアに対する違反調査の事件で、欧州連合司法裁判所 (以下「CJEU」という。) で係属中である (事件番号C-668/25、EC対ルーマニア)。

事件番号C-668/25に関して、ルーマニア当局は2025年10月17日に、裁判所手続開始の申立てを受けた。本件は、ルーマニアが、都市廃水処理に関する指令(EEC)91/271の第3条、第4条、第5条、第10条および第15条ならび付属書IのセクションA、BおよびDに基づく義務に違反しているとされることに関係している。予備申立期間は継続中である。

CJEUは、事件番号C-668/25の判決により、ルーマニアがEU法に基づく義務を履行していないと判断した場合でも、制裁金を科すことはない。事件番号C-668/25においてルーマニアが非難され、同判決を遵守するために必要な措置がとられていないとECが判断した場合、ECは、EU機能条約第260条第2項に従い、当該加盟国に対して訴訟手続を開始することができる。ECは、訴訟手続の時点で初めて、CJEUに対し、当該加盟国の違反行為を理由に制裁金 (一時払いおよび/または罰金の支払い) を科すよう請求することができる。当該制裁金の適用および金額については、CJEUが単独の権限を有する。

## EUの資金援助

### 加盟前資金援助

ルーマニアはEU加盟後も、PHARE (ポーランド・ハンガリー経済復興計画)、ISPA (加盟前構造政策制度) およびSAPARD (農業・農村開発のための加盟前特別プログラム) をはじめとするEUの加盟前資金援助プログラムの一環として提供された資金の恩恵を受け続けた。加盟前資金援助を利用したプロジェクトのほとんどについて、終了手続が進行中である。

### 加盟後資金援助

ルーマニアがEUに加盟した2007年以降、EUは様々な手段を通じてルーマニアに対して資金援助を提供しており、今後も引き続き提供する予定である。その中でも最も重要なものは、EUの構造結束基金および欧州農業農村開発振興基金 (以下「EAFRD」という。) である。

## 構造結束基金

## 概要

EUの構造結束基金は、EUの結束政策を実行するために設けられた財政手段であり、地域間およびEU加盟国間の経済格差を縮小することを目的としている。EUの構造結束基金には、欧州地域開発基金（以下「ERDF」という。）、欧州社会基金（以下「ESF」という。）および結束基金（以下「CF」という。）があり、それぞれ目的および優先事項が異なる。一般に、EUの構造結束基金からの支援は、ルーマニアの経済発展を加速させる目的で供与される。

2026年1月22日現在、ルーマニアはECから約24十億ユーロ（99.7%）を受領しており（事前融資および払戻金を含む。）、同日現在、EUから受領した2014 - 2020年度の結束政策のための資金援助の絶対額において27加盟国中第4位となっている。欧州構造投資基金（以下「ESIF」という。）への割当ては35.2十億ユーロ、欧州困窮者援助基金（以下「FEAD」という。）への割当ては0.5十億ユーロ、および欧州農業保証基金（以下「EAGF」という。）への割当ては19.3十億ユーロであった。ESIFの下で資金調達される結束政策への割当ては24.1十億ユーロであった。

欧州投資計画省（以下「MEIP」という。）は、2014 - 2020年度のESIFおよびすべてのオペレーショナル・プログラム（競争力、大規模インフラ、技術支援、人的資本、最困窮者支援、地域オペレーショナル・プログラムおよび行政能力オペレーショナル・プログラム）の管理当局（MA）の調整を担っている。

## コミットメント解除ルール

構造結束基金およびESIFの利用にはコミットメント解除ルールが適用される。コミットメント解除ルールとは、オペレーショナル・プログラムにおける予算コミットメントのうち、事前融資もしくは中間支払いに充てられていないもの、または一定期間（資金の割当てが行われた年の2年後または3年後をいう（ $n+2/n+3$ ルール））の終わりまでに支払申請が送付されていないものについては、EUが自動的にコミットメントを解除するというものである。コミットメントを解除された割当ては、永久に失われる。ECに送付された支払申請が各年度末のコミットメント解除の基準額を超過したため、現在に至るまでいかなる金額もコミットメントを解除されていない。

## 2014 - 2020年度プログラム期間における資金

連携協定は、2014年8月6日付EC決定第5515号により採択された（ルーマニアは、かかる戦略文書がECにより採択された11番目の加盟国である。）。連携協定は、EUの支援の利用を含むルーマニアの開発ビジョンを定義する戦略文書であり、競争力、統合および協働を促進し、経済成長と社会的包摂に基づく地域の発展を促進するため、投資をどのように集中させるかを示している。ESIFからの投資は、ルーマニア国内の地域間のみならず、ルーマニアと他の加盟国間の開発格差を縮小するための最も重要な手段の1つである。

2014 - 2020年度プログラム期間におけるESIFの規制枠組みは、ECの実績志向を反映している。規則(EU)第1303/2013号に基づき、ECは、2019年度の各オペレーショナル・プログラムに対応するマイルストーンおよび具体的目標を含む実績監視の枠組みの見直しを完了させた。ECは、EU資金の支出効率を改善するため、技術支援に特化した優先事項および金融手段に特化したプログラムを除き、オペレーショナル・プログラム内の各優先事項への分配額の5%から7%の実績準備金を設定した。

同枠組みの下においては、マイルストーンを達成したプログラムおよび優先事項にのみ実績準備金が分配される。ECは、実績評価に基づき、ESI基金および加盟国毎に、マイルストーンを達成したプログラムと優先事項を特定するための決定を採択する。マイルストーンを達成した優先事項については、当該優先事項のために設定された実績準備金の額が確定的に分配されたとみなされる。

優先事項がマイルストーンを達成していない場合、ルーマニア当局は、ECの決定により定められた優先事項に対応する実績準備金の同額を再分配すること、および実績準備金の再分配の結果として既存のプログラムを修正することを提案している。

実績監視の枠組みにおけるもう1つの重要な手段は、オペレーショナル・プログラム開始時における、国の分野別政策の予測可能性を反映した効果的な結束政策投資の条件を確保するための前提条件の利用である。資金の利用可能性は、ルーマニアが36の前提条件を満たせるか否かにかかっていた。ECは、ルーマニアが36の前提条件をすべて満たしたことを正式に認めた。

2014 - 2020年度プログラムの適格期間は、2014年1月1日から2023年12月31日までであった。この期間内に受益者が負担した支出についてのみ、ESI基金からの拠出を受けることができる。

## 指定/実施プロセス

ECの規則に従い、管理および統制システムの担当当局が正式に指定された後、ルーマニア当局は、受益者が申告した適格支出を払い戻すための支払申請書の提出を開始した。

2026年1月までにESIFおよびFEADの下で融資されるプログラム（農業部門を除く。）のすべてにつき割当てが開始された一方、契約率は136.2%まで上昇した。2026年1月22日現在、大規模インフラ・オペレーショナル・プログラムの吸収率は100%、競争力オペレーショナル・プログラムは99.4%、技術支援オペレーショナル・プログラムは100%、地域オペレーショナル・プログラムは100%、人的資本オペレーショナル・プログラムは98.9%、行政能力オペレーショナル・プログラムは99.3%、困窮者支援オペレーショナル・プログラムは100%であった。

2026年1月22日現在、締結済みの契約に関し、オペレーショナル・プログラムに規定された受益者に支払われた金額はEUの拠出額の27.4十億ユーロ（超過支出を含む。）であり、これはオペレーショナル・プログラムへのEU分配額の111.5%に相当する。ECからの返済要求金額は約27.7十億ユーロであり、現在の吸収率は約112.8%（超過分を含む。）である。返済要求金額のうち、ECは22.5十億ユーロの払戻しを行っているが、これは91.7%の吸収率に相当する。上記のオペレーショナル・プログラムのためのECからの受領総額は約24.5十億ユーロ（事前融資および払戻しを含む。）であり、これはEU分配総額の99.7%に相当する。

2014 - 2020年度プログラム期間にルーマニアに分配された55十億ユーロのうち、35.2十億ユーロがESIFに割り当てられた。2026年2月25日現在、ESIFが資金を提供するプログラムのためのECからの受領総額（事前融資を含む。）は約34.6十億ユーロであり、これはかかるプログラムにおけるEU分配総額の98.1%である。さらに、農業部門への直接支払いのためにECから約18.3十億ユーロを受領している。

#### COVID-19対策およびウクライナの戦争危機緩和策

COVID-19パンデミックへのより迅速かつ効果的な対応を図るため、ECは、COVID-19パンデミックの影響に対処するための国家レベルでの行動を支援するために加盟国が利用可能な一連の支援策を開始した。

EUの結束政策、共通農業政策および公正な移行基金（EUグリーン・ディール）に関連してEU加盟国に資金を分配するMFFは、EU加盟国のCOVID-19パンデミックからの復興支援を唯一の目的とする一時的かつ例外的なEU機関であり、新たな復興手段である次世代EU（以下「NGEU」という。）とともに、ルーマニアの経済復興において中心的な役割を果たした。

ルーマニアに対する潜在的なNGEU資金は、2026年度までにCOVID-19パンデミックからの復興に関連するプロジェクトに利用され、持続可能な成長の回復、雇用の創出、ECの国別勧告への対応、ならびにEUにおけるグリーン経済およびデジタル経済への移行に重点が置かれる見通しである。2025年5月30日現在、ルーマニアにはNGEU資金から総額9.4十億ユーロが分配されている。ルーマニアはNGEU総額の4%を占め、全EU加盟國中5番目に多い分配を受けている。

2021年10月29日、EU理事会は、NRRPを書面による手続により承認した。NRRPの承認後、ルーマニア当局はNRRPの実施に関する一連の法整備に取り組んでいる。ルーマニアは、2021年12月2日に、ECとの間で金融協定および融資協定の双方を締結し、総額1.85十億ユーロの無償供与分配による事前融資を受けた。2021年12月23日、融資協定は政府緊急令第134/2021号により承認された。2022年1月13日、融資分配からの事前融資として、ECから1.9十億ユーロの支払いがなされた。

ECとの交渉を経て、NRRPに盛り込まれた目標およびマイルストーンが調整され、規則(EU)第2021/241号（その後の改正を含む。）の第18条、第21条および第21条cに基づき、新たなリパワーEUに関する章が発表された。

ルーマニアの改訂されたNRRPの分配総額は28.5十億ユーロであり、その内訳は、返済不要の財政支援部分（13.6十億ユーロ）および要返済の財政支援部分（14.9十億ユーロ）である。かかる財政支援は、（無償供与および融資の双方について）支払請求に関連する分割払いにより提供される。最初の支払請求は2022年6月1日にECに送付され、2回目の支払請求は2022年12月15日に、3回目の支払請求は2023年12月15日に送付され、その後のすべての支払請求は、NRRPの再交渉後に運用上の取決めに従って送付される。各支払いの金額は、NRRPの評価を承認する2021年11月3日付理事会実施決定を改訂する理事会実施決定に定められている。ルーマニアによるECへの最初の支払請求は、これに含まれる21のマイルストーンおよび目標のすべてが達成されたという肯定的な評価を受け、これは分割払いが開始されることを意味する。最初の支払いは2022年10月27日に受領され、その金額は、無償供与部分が1.77十億ユーロ、融資部分が789.7百万ユーロであった。無償供与部分である264.8百万ユーロおよび融資部分である118.0百万ユーロの事前融資額を差し引いた受領総額は2.56十億ユーロであった。

2.66十億ユーロ（1.85十億ユーロの無償供与および0.81十億ユーロの融資（事前融資控除前））の3回目の支払いには、74のマイルストーンおよび目標が含まれている。2025年6月、74のマイルストーンおよび目標のうち

68が完了したことに対する1.3十億ユーロの一部支払いがECにより行われた。全額の割当てを受けるための残りのマイルストーンの完了に向けてルーマニアが有する時間は6ヶ月である。

ウクライナからの難民の人道危機を背景として、EUレベルで早期の対策がとられた。これには、ESFとERDFとの間の「相互融資」の柔軟な利用を可能とするCAREおよびCARE+の採択、当会計年度に適用される協調融資率の100%の柔軟性、ESF/ERDFからのウクライナ難民関連の支出に係る費用オプションの簡素化の可能性ならびにREACT-EUからの事前融資の増額が含まれる。人的資本オペレーショナル・プログラムのレベルで完了したプロジェクトによる積立金から拠出される資金は約100百万ユーロであり、ルーマニア国内のウクライナ難民に対するこれらの支援策およびその他の人道的支援の資金として再利用された。

### 2021 - 2027年度プログラム期間における資金

2021 - 2027年度プログラム期間における結束政策基金からのルーマニアへの分配総額は、現在価格で30.98十億ユーロであり、8つの地域プログラムならびに8つの国家プログラム（持続可能な開発、輸送、医療、教育・雇用、包摂・社会的尊厳、公正な移行プログラム、スマート成長プログラム、デジタル化・金融商品および技術支援プログラム）により構成される連携協定を通じて分配される。また、結束政策の分配総額には、欧州地域協力プログラムのための約0.4十億ユーロが含まれており、これはルーマニアが参加する8つのプログラムに分配される。

EUの2021 - 2027年度MFFは、ルーマニア経済において中心的な役割を果たし、国、地域および地方レベルにおいてグリーン、デジタル、インフラ、社会および医療に関する具体的な問題に対処し、成長および雇用のための投資に関するEUの一般目標に貢献し、地域間の格差を縮小することが期待されている。

EUとの連携協定は2022年7月25日に承認され、16のプログラムのすべてが2022年度中に承認された。ルーマニアの2021 - 2027年度結束政策は、2023年4月3日にヤシにおいて正式に開始された。

2026年1月現在、2021 - 2027年度プログラム期間に関し、ルーマニアは、ECから事前融資および払戻金として7.9十億ユーロを受領しており、これは分配総額の約25.4%に相当する。

2021 - 2027年度プログラムを円滑に開始するため、MEIPIは、2023年2月15日、2021 - 2027年度の16のプログラムのすべてについて、プロジェクトの指標的募集カレンダーの統合版を発表した。

2026年1月末現在、総額約37十億ユーロとなる提案の募集（EUの拠出額は約27十億ユーロ、プログラムにおけるEU分配額の約87%）が開始された。これらの募集の中で、21,260件のプロジェクトが提出され、その対象金額の総額は約96.8十億ユーロ（EUの拠出額は約58.1十億ユーロ）であった。2021 - 2027年度プログラムの管理当局は、受益者と7,672件の融資契約を締結しており、その対象金額の総額は約47.9十億ユーロ（EUの拠出額は約30.98十億ユーロ）で、契約率は100%であった。契約段階には762件のプロジェクトがあり、その対象金額の総額は約1.7十億ユーロ（EUの拠出額は約1.3十億ユーロ）であった。締結済契約については、受益者に対する支払額の総額は9.1十億ユーロとなり、うちEUの拠出額は約8.2十億ユーロで、プログラムにおけるEU分配額の26.4%であった。

ルーマニアは、最近採択されたRESTORE規制の受益国である。同規制は、EU連帯基金を補完するものとして、自然災害時の復興支援のためERDF、ESF+およびCFに基づく特定の目標を導入するものである。したがって、RESTOREにより、2024年1月1日から2025年12月31日までの期間に発生する自然災害に対し、より柔軟で追加的な財政支援が可能になる。

### 2021 - 2027年度MFFの中間評価

2023年6月20日、ECは、ルーマニアの現行のMFFの実施状況の評価および提案を発表した。提案の主な内容は、ウクライナへの財政支援の継続、移民および対外パートナーシップ、欧州戦略技術プラットフォーム（以下「STEP」という。）を通じた重要技術に関するEUの長期的競争力の強化、ならびにNGEUの資金調達コストの増加に対応するためのメカニズムである。

2021 - 2027年度MFFの中間評価（以下「MTR」という。）パッケージは2024年2月29日付のEU官報に掲載された。規則(EU)第2021/1060号(CRP)第18条第2項に従い、加盟国は、MTRの結果に関する各プログラムの評価を提出するものとされている。

EUの変化する新たな課題に取り組み、EUの法的義務を果たすために、総額64.6十億ユーロの追加資金が割り当てられた。国家予算への負担を軽減するため、当初ルーマニアに割り当てられたEU資金に影響を与えずに、この資金の一部である10.6十億ユーロが予算の再分配によって管理された。ルーマニアのMFF分配総額は、49.9十億ユーロである。

結束政策に関して、MTRプロセスは終了した。改訂された地域プログラムは2025年12月31日までにECに提出されており、現在ECの承認に向けて審査中である。ECの勧告に従い、プログラムの主な改訂内容には、社会住宅および関連サービスに関するパイロット・プロジェクトならびにSTEPに基づく経済環境支援策が含まれる。

#### **SURE金融商品**

2020年5月、EUは、COVID-19パンデミックを受けて（理事会規則(EU)第2020/672号を通じて）緊急時の失業リスク軽減のための欧州一時的支援策（以下「SURE」という。）を導入したが、これは、加盟国の国家レベルでの取り組みを支援し、雇用に関する公的支出の急増に対応するために、EU連帯基金等の他の金融支援策に加えて利用することができる。

ルーマニアは、SUREに基づく4.1十億ユーロを上限とする融資が承認され、2020 - 2021年度中に支払われた。

#### **SAFEサポート**

ルーマニアは、融資の形式で150十億ユーロの予算総額を有するEUの一時的金融メカニズムである欧州の安全保障行動（以下「SAFE」という。）を通じて、16.68十億ユーロの資金提供を受ける。ルーマニアを含む19の加盟国が、同制度に関心を示している。2025年9月9日、EU委員会は、ルーマニアおよび他の加盟国に対する分配額を承認した。

#### **中小企業支援**

2021 - 2027年度プログラム期間において、ECが提示した結束政策の分配額は、ERDFおよびCFが273十億ユーロ、ESF+が101十億ユーロであり、これらは経済、社会および地域的結束に関するEU機能条約の目標、ならびにEU地域間の開発格差の縮小の支援を目的としている。ルーマニアの場合、結束政策の分配額は29.2十億ユーロであるが、これは2014 - 2020年度プログラム期間と比較して約27%の相対的増加である。

#### **農業関連の金融支援**

EAFRDは、農業部門の競争力の強化、環境の改善および農村地域の向上（かかる地域における生活の質の向上を含む。）への投資に資金を提供することによりEUの共通農業政策の実行を支援するために設立された。

EAGFは、農家への直接支払いのための資金を提供し、介入および輸出還付等を通じて農業市場の統制措置を行う。欧州海洋漁業基金（以下「EMFF」という。）の目的は、漁業および養殖海洋資源の保全および持続可能な利用の確保に向けた金融支援を行うことである。

国家農村開発プログラムにおいて、2018年から2025年10月までの期間におけるECからの返済要求総額は7.75十億ユーロであり、全額がECにより払い戻されている。2014 - 2020年度EAGFについては、2018年度から2022年度までの期間におけるECからの返済要求総額は9.49十億ユーロであり、2022年12月31日現在、そのうち9.26十億ユーロがECにより払い戻されている。

#### **2014 - 2020年度プログラム期間における資金**

2014 - 2020年度におけるルーマニアの農業部門に対するEUの資金分配は総額20.66十億ユーロであり（そのうち12.3十億ユーロがEAGFに基づく直接支払いに分配された。）、ワイン部門の国家支援プログラムに238.5百万ユーロ、養蜂プログラムに10百万ユーロ（2017 - 2019年度）が割り当てられた。漁業養殖部門には、EMFFの下で168.4百万ユーロが割り当てられた。

農業部門については、2020年12月23日に承認された規則(EU)第2220/2020号において、既存の法的枠組みの適用期間を2021年度および2022年度に延長すること、ならびに2021 - 2027年度MFFおよび欧州復興基金（以下「EURI」という。）に関連する財源により予算を増額することが規定されている。EAFRD予算は、2021 - 2022年度について2.15十億ユーロ増額された。692.09百万ユーロが、2021 - 2022年度のEURI資金から割り当てられた。

2025年12月現在、103,150件のプロジェクトが承認されており、そのうち99,868件の契約が締結され、その公的価値は総額7.3十億ユーロであった。さらに、移行手続きにより、404.6百万ユーロの公的価値を有する18,620件の契約が、完遂のために2007 - 2013年度国家農村開発プログラムから2014 - 2020年度国家農村開発プログラムに移行された。支払機関により（2016年から2025年の間に）、2014 - 2020年度国家農村開発プログラムの受益者に総額12.8十億ユーロが支払われた。

2014 - 2020年度漁業海事オペレーショナル・プログラムから782件のプロジェクトが契約されており、その公的価値は総額216.0百万ユーロである。2014 - 2020年度漁業海事オペレーショナル・プログラムの受益者に対し総額202.3百万ユーロが支払われた。

#### **2021 - 2027年度プログラム期間における資金**

2021 - 2027年度におけるルーマニアの漁業養殖部門に対するEUの資金分配は、総額162.5百万ユーロとなった。2021 - 2027年度漁業養殖プログラムから24件のプロジェクトが契約されており、その公的価値は総額12.5百万ユーロである。

#### **2023 - 2027年度プログラム期間における資金**

2023 - 2027年度CAP戦略計画に対するEUの資金分配は、EAGFに基づく直接支払いに9.8十億ユーロおよびEAFRD農村開発基金に5.0十億ユーロとなっている。2025年12月現在、EAGFから5.11十億ユーロ、EAFRDから957.7百万ユーロが支払われている。2025年12月現在、5,645件のプロジェクトが承認されており、そのうち総額1.8十億ユーロの公的価値を有する5,060件の契約が締結され、EAFRDから受益者に対し1.1十億ユーロが支払われた。

2025年12月現在、EAGFの資金から5.15十億ユーロ（部門介入を含む。）が支払われた。2023 - 2027年度プログラム期間において、EAGFは、部門介入（ワイン、養蜂、果物および野菜）の農業予算計画に約151.7百万ユーロを提供する。

## ( 2 ) 【経済】

**概要**

近年、ルーマニアは、マクロ経済および金融の安定性を維持する金融政策および構造改革を通じて、マクロ経済の不均衡を是正する上で相当程度の進展を遂げている。

ルーマニアは、2015年度から2019年度の年平均GDP成長率は4.7%であり、COVID-19の前、EUで最も高い成長率を記録した国の1つである。ロシアとウクライナの紛争の継続ならびに高インフレに支配された不利な経済状況の中で、2023年度のGDP成長率は2.3%であった。2024年度の経済成長率は、2023年度と比較して0.9%に鈍化した。2025年度におけるGDPは、0.7%成長すると予想される。

NISは、2008年度版国民経済計算体系の改正に沿った2010年度版欧州国民経済計算体系（以下「ESA」という。）の方法論に基づき、GDPに関する四半期および年次データを公表している。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年（別段の記載がある場合を除く。）の主要なマクロ経済指標を示している。

主要なマクロ経済指標

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
<b>GDP - 現在価格</b>						
(十億ユーロ) <sup>(1)</sup>	219.9	241.0	280.8	321.6	353.6	380.1 <sup>(2)</sup>
実質成長率						
(増減率(%)) <sup>(1)</sup>	(3.6)	5.6	4.2	2.3	0.9	0.7 <sup>(3)</sup>
GDP / 1人当たり(ユーロ)	11,390	12,590	14,740	16,870	18,550	19,960 <sup>(2)</sup>
GDP / 1人当たり(ルーマニア・レウ)	55,120	61,960	72,670	83,440	92,300	100,630
平均為替レート(ユーロ / ルーマニア・レウ)	4.8371	4.9204	4.9315	4.9465	4.9746	5.0415 <sup>(4)</sup>
GDP / 1人当たり購買力(増減率(%)) <sup>(4)</sup>	71.5	71.9	71.7	74.8	77.0	78.2
鉱工業生産(増減率(%))	(9.3)	7.1	0.4	(3.0)	(1.5)	(0.9)
農業生産(増減率(%))	(15.4)	14.3	(15.8)	0.6	(4.3) <sup>(6)</sup>	-
小売(増減率(%)) <sup>(6)</sup>	2.2	10.2	4.5	1.6	8.6	0.2
経常収支(百万ユーロ)	(11,209)	(17,426)	(26,828)	(21,496)	(28,889)	(29,885)
実質所得(増減率(%))	4.9	1.1	(2.2)	5.2	6.4 <sup>(r)</sup>	(0.7)
平均インフレ率(増減率(%))	2.63	5.05	13.80	10.40	5.59	7.32
雇用(増減率(%)) (LFS - 労働力調査による) <sup>(7)</sup>	(1.3)	0.8	0.7	(1.4)	2.0	(2.0)

注：

(1) NISに基づくデータ。

(2) NISに基づく暫定値（2026年4月付プレスリリース第87/9号）。

(3) NISに基づく暫定値（2026年4月付プレスリリース第87/9号）。

(4) 2025年12月31日に終了した年度の平均。

(5) ユーロスタットによる。

(6) NISに基づくファイナル・データ。

(7) 世帯労働力調査（AMIGO）の方法論に基づくデータ。総雇用者数（15歳以上）に基づき算出。

(r) 2025年9月末現在改定値。

出典：別段の記載がない限り、国家戦略・予測委員会

2020年度のGDPは、前年度と比較して3.6%縮小した。内需の中では、同期間の民間消費支出が3.6%減少した一方、総固定資本形成が0.5%減少した（実質GDP成長率へのマイナス寄与は2.3%）。純輸出は、実質GDP成長率に1.5パーセンテージ・ポイントのマイナス寄与となった。

2021年度のGDPは、2020年度と比較して5.6%増加した。この増加は、2020年度と比較して内需が6.7%増加したことによる。これに関連して、民間消費支出は2020年度と比較して7.0%増加し、政府消費支出は0.4%減少した。エネルギーおよび原材料価格の上昇ならびにサプライチェーンの混乱の結果として、2021年度下半期に始まった建設業部門の活動量の減少は、総投資に直接影響を及ぼした。これらの要因により、2021年度の総固定資本形成は、2020年度と比較して4.0%の緩やかな増加となった。棚卸資産の変動は2021年度の経済成長に1.8パーセンテージ・ポイント寄与した。純輸出は、商品・サービスの輸出が2020年度と比較して2021年度に実質ベースで12.6%増加したが、商品・サービスの輸入が実質ベースで14.6%増加したことで相殺された結果、経済成長率に1.4パーセンテージ・ポイントのマイナス寄与となった。

2022年度のGDPは、2021年度と比較して4.2%増加した。2022年度の経済成長は、主にサービス部門の成長によるものであり、鉱工業、建設業および農林水産業は減少した。サービス部門の粗付加価値（以下「GVA」という。）は、2021年度と比較して2022年度に9.8%増加した。建設業部門のGVAは、2021年度と比較して2022年度に0.2%減少した。鉱工業部門のGVAは、2021年度と比較して2022年度に10.8%減少した。需要面では、経済成長は総固定資本形成および民間消費支出によって維持された。総固定資本形成は5.4%増加したが、これは欧州および政府の資金が効率的に建設業部門に投入され、インフラ整備が優先されたためである。民間消費支出も同様に5.4%増加し、ルーマニアを通過または定住したウクライナ難民が2022年度における消費の堅調な伸びに貢献した。政府消費支出は1.4%減少した。商品・サービスの輸出入は2021年度と比較して9.3%増加し、純輸出は実質GDP成長率にマイナス寄与（0.5パーセンテージ・ポイント減）となった。

2023年度、ルーマニア経済は2022年度と比較して2.3%の成長を記録した。供給面では、経済成長は建設業、農林水産業およびサービス業の各部門によるものであり、鉱工業の低迷が成長を鈍化させた。建設業部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に12.5%増加した。農林水産業部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に8.9%増加した。サービス部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に2.5%増加した。鉱工業部門のGVAは、2022年度と比較して2023年度に4.3%減少した。

経済成長率への大きな寄与を記録したのは、総固定資本形成（3.1パーセンテージ・ポイント）および最終消費（2.3パーセンテージ・ポイント）であった。建設業部門は、国や欧州の基金から多額の資金援助を受けており、総固定資本形成の好調なパフォーマンスに反映されている（12.3%）。最終消費のうち、民間消費支出は、同期間にわたって緩やかな成長を示したものの（2.5%）、経済成長率に1.6パーセンテージ・ポイント寄与した。政府消費支出は4.0%増加し、実質GDP成長率に0.7パーセンテージ・ポイント寄与した。しかし、内需の2つの構成要素の成長は実質GDP成長率の変動に十分に反映されなかった。棚卸資産の変動のマイナス寄与（3.3パーセンテージ・ポイント減）は実質成長率を大幅に減少させた。対外面では、需要の減少は商品・サービスの輸出および輸入の両方に影響を与えた。これを踏まえると、商品・サービスの輸出は実質ベースで1.3%の減少であり、商品・サービスの輸入は1.5%の減少であった。純輸出は経済成長にプラスに寄与（0.2パーセンテージ・ポイント）した。

2024年度のルーマニア経済は、2023年度と比較して0.9%の成長となった。供給面では、鉱工業、農林水産業および建設業が成長率を低下させたが、サービス部門は上昇した。鉱工業のGVAは、2024年度に2023年度と比較して0.5%減少した。2024年度において、農林水産業のGVAは5.7%減少し、建設業のGVAは2.8%減少した。サービス部門のGVAは1.1%増加した。

支出面では、経済成長は民間消費支出によるものであり、年間を通じて堅調を維持したものの、かかるプラスの影響は、商品・サービスの輸出の減少および投資の減速により縮小した。民間消費支出の5.7%の増加は主に経済成長によるものであり、実質GDP成長率に3.5パーセンテージ・ポイント寄与した。消費の増加は、実質可処分所得の増加（公務員の賃金、年金および最低賃金の引上げによる。）、インフレ率の低下ならびに消費者の融資利用意欲の高まりに起因した。政府消費支出は1.2%増加し、実質GDP成長率に0.2パーセンテージ・ポイント寄与した。建設活動が減少したため、総固定資本形成は減速し、経済環境の予測困難性および不確実性も投資家の新規プロジェクト開始の決断を遅らせている。2024年度第4四半期に総投資が減少したことにより、総固定資本形成は2.5%低下した。国内供給が限定される中、消費者需要は主に商品・サービスの輸入の4.0%の増加により賄われたが、商品・サービスの輸出は、ルーマニアの主要な貿易相手国の経済活動が鈍化したため、2.5%減少した。その結果、商品・サービスの輸入および輸出の減少の差異は、純輸出に2.8パーセンテージ・ポイントの大幅なマイナス寄与をもたらした。

2025年度の国内総生産は、2024年度と比較して0.7%増加した。供給面では、前年度と比較して主に建設業（6.9%）および農林水産業（6.6%）が成長を牽引したが、鉱工業は、引続き減少（0.2%）した。2024年度と比較して、サービス部門のGVAも0.2%減少したが、情報および通信部門のGVAは4.1%増加した。

支出面では、実行中の主要なインフラ・プロジェクトの継続に支えられ、総投資は3.4%増を達成し、実質GDP成長率に0.9パーセンテージ・ポイント寄与した。予算赤字の是正に向けた財政措置の実施や高インフレの影響により、国民の消費意欲が鈍化した結果、民間消費支出は大幅に減速（2024年度の5.7%から2025年度の0.5%へ）し、実質経済成長率への寄与度はわずかに0.3パーセンテージ・ポイントにとどまった。同時に、政府消費支出は2.6%減少した。対外面では、対外不均衡の是正が進んだ結果、2025年度の純輸出が経済成長に与えるマイナス寄与は大幅に減少した（2024年度の2.8パーセンテージ・ポイント減と比較して0.5パーセンテージ・ポイント減）。

## 経済の構造

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年のGDPの部門別構造を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(対GDP比(%))					
鉱工業	20.1	19.8	20.8	19.0	17.3	16.7
農林水産業	4.1	4.6	3.8	3.3	2.8	3.0
建設業	6.5	6.4	6.8	8.0	7.9	8.6
サービス業 - 合計	59.9	59.5	60.4	61.0	62.6	61.8
貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業	24.6	26.1	27.5	27.3	27.4	27.4
金融業、不動産、不動産貸付および事業サービス	18.1	17.7	18.2	18.7	18.9	18.8
その他サービス活動	17.2	15.7	14.7	15.0	16.3	15.6
正味税金	9.4	9.7	8.2	8.7	9.4	9.9
<b>GDP</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

出典：NIS

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年のGDPの部門別構成の増減率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(前年 / 前年同期比増減率(%))					
鉱工業	(7.0)	1.2	(10.8)	(4.3)	(0.5)	(0.2)
農林水産業	(15.3)	15.8	(14.1)	8.9	(5.7)	6.6
建設業	2.1	2.6	(0.2)	12.5	(2.8)	6.9
サービス業 - 合計	(1.8)	6.1	9.8	2.5	1.1	(0.2)
貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業	(1.4)	12.9	10.1	1.7	1.5	0.9
金融業、不動産、不動産貸付および事業サービス	1.5	4.3	13.4	3.1	(0.5)	(1.7)
その他サービス活動	(5.7)	(1.6)	5.4	3.1	2.2	(0.2)
GVA	(3.4)	5.2	3.4	2.0	0.2	0.7
正味税金	(5.6)	9.3	11.6	5.5	8.9	0.9
<b>GDP</b>	<b>(3.6)</b>	<b>5.6</b>	<b>4.2</b>	<b>2.3</b>	<b>0.9</b>	<b>0.7</b>

出典：NIS

## 鉱工業生産

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の鉱工業生産量の部門別の増減率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(前年 / 前年同期比増減率(%))					
鉱業・採石業	(9.9)	(2.3)	(0.8)	(1.9)	(1.0)	(0.9)
製造業	(10.2)	7.0	(2.0)	(2.5)	(1.1)	(1.2)
エネルギー	(2.6)	11.3	(8.0)	(6.7)	(4.7)	1.2
<b>鉱工業生産合計</b>	<b>(9.3)</b>	<b>7.1</b>	<b>(0.4)</b>	<b>(3.0)</b>	<b>(1.5)</b>	<b>(0.9)</b>

出典：NIS

2020年度から2024年度にかけて、鉱工業生産は、概ね回復力はあるものの、推移にはばらつきがあり、2020年度の急激な縮小（9.3%減）に続いて、2021年度には、主に製造業（7.0%増）およびエネルギー部門（11.3%増）の大幅な拡大により堅調な回復（7.1%増）を記録した。その後の数年間において、同部門は緩やかな調整局面に入り、2022年度（0.5%減）、2023年度（3.0%減）および2024年度（1.5%減）には小幅な減少が見られた。これは、コスト圧力、外部環境の不確実性および欧州全体での需要減退といった要因により、マクロ経済環境がより厳しい状況となったことを反映している。

部門別では、製造業は全体的に比較的安定した推移を見せた一方で、鉱業・採石業は、同期間中の変動幅は限定的ながらもやや下降傾向を示した。エネルギー部門は最も活況を呈した分野であり、2021年度には力強い成長（11.3%増）を記録したが、その後数年間は市況の変化への適応を反映して調整が行われた。

2025年度の鉱工業生産は、製造業（1.2%減）および鉱業・採石業（0.9%減）の減少により、0.9%の縮小を記録したが、電気・ガス・蒸気・空調供給業は1.2%の増加を示した。この推移は、第4四半期において、製造業および鉱業・採石業の減少が続いたことにより、エネルギー部門のプラスの貢献を上回ったため、鉱工業活動が引続き小幅な減少傾向にあったことにも影響を受けた。全体として、この業績は、持続的な不確実性、生産コストの上昇および特に欧州における外需の低迷を特徴とする厳しいマクロ経済環境下および地政学的環境下で達成されたものであり、これらすべてが鉱工業活動に圧力をかけ続けている。

## 天然ガス

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日に終了した年度にルーマニアで利用可能な天然ガスの総量を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(十億 $m^3$ )					
利用可能な天然ガスの総量	13.820	14.439	13.539	14.341	14.223	13.642
国内生産によるもの	8.914	8.938	9.060	9.207	9.285	9.281
輸入	2.144	3.565	2.851	2.673	2.301	3.943

出典：2020年、2021年、2022年、2023年および2024年のデータ - エネルギー収支およびエネルギー設備構造。2019年、2020年、2021年、2022年、2023年および2024年版 - NIS。2025年度のデータ - 産業統計速報第2/2026号。

2022年9月1日、ルーマニア政府は政府緊急令第119/2022号を可決し、政府緊急令第27/2022号エネルギー支援計画の改定を承認した。これにより、支援計画の期間が2023年8月末まで延長された。ガスおよび電気の最終消費者価格水準は以前の水準に据え置かれたが、消費制限のインセンティブを与えるために消費上限が引き下げられた（消費の85%は固定価格による利益である。）。さらに、偶発的利益はすべての市場仲介者（生産者とエネルギー取引業者の両方）に拡大され、最大100%まで課税された。ルーマニア政府はまた、予算で相殺される1,300ルーマニア・レウ/MWhの電気料金の上限の導入およびエネルギー供給者への補償額を制限し、補償金の受取手続を迅速化することを目的とするエネルギー基金の設立を行った。国家予算はこれまでに、偶発エネルギー税として9.5十億ルーマニア・レウ、石油・ガスの使用料として2.7十億ルーマニア・レウを徴収している。

2022年12月13日、ルーマニア政府は法律第357/2022号を可決し、政府緊急令第27/2022号エネルギー支援計画の再改定を承認した。この改正により、2025年3月末まで支援計画の期間が延長された。ルーマニア政府による政府緊急令第6/2025号の承認後、電力に対する支援計画は最終的に2025年6月末まで延長され、天然ガスに対する支援計画は最終的に2026年3月末まで延長された。ルーマニア政府は、天然ガスに対する支援計画をもう1年延長し、2027年3月末までとする方針である。

## 農林水産業

農業は、経済的・社会的に重要な意味を持つ、国民経済の不可欠な部分である。2018年度版ルーマニア統計年鑑によると、統計データが入手可能な最新年度である2014年度におけるルーマニアの農業総面積は、ルーマニアの総面積の61.4%にあたる約14.6百万ヘクタールであり、そのうち耕地面積は農業総面積の64.2%を占めた。2014年度末において、森林およびその他の森林に類似した植生に覆われた総面積は、ルーマニアの総面積の28.2%であった。

過去数年間のルーマニアの農業の業績の変化は、灌漑システムのような適切な技術的設備が一般に整備されていないため、天候の影響の直接的な結果である。農業の業績が芳しくないもう一つの要因は、農地の細分化であり、灌漑、大規模な機械化された設備の利用、救済措置の適用がより困難になっている。

2020年度の作物生産高は、前年度と比較して、乾燥豆類（48.4%）、トウモロコシの穀粒（42.1%）、大麦・二条大麦（39.3%）、ヒマワリ（40.5%）、小麦（37.9%）を含むほとんどの作物で減少した。2021年度の作物生産高は、2020年度と比較して、菜種（76.2%）、大麦・二条大麦（73.6%）、小麦（63.2%）、トウモロコシの穀粒（46.8%）、乾燥豆類（42.6%）、ヒマワリ（33.9%）、ライ麦（23.2%）を含むほとんどの作物で増加した。2022年度には、2021年度と比較して、トウモロコシの穀粒（45.8%）、大豆（29.7%）、乾燥豆類（31.7%）、ヒマワリ（25.9%）、小麦（16.8%）、大麦・二条大麦（13.8%）、ジャガイモ（3.7%）を含むほとんどの作物で減少した。2023年度の作物生産高は、2022年度と比較して、トウモロコシの穀粒（8.8%）、大豆（24.1%）、乾燥豆類（38.0%）、小麦（10.8%）、大麦・二条大麦（17.0%）、菜種（45.6%）を含むほとんどの作物で増加した。野菜（4.7%）、ヒマワリ（4.3%）、オーツ麦（9.6%）およびジャガイモ（12.1%）は減少した。

2024年度の作物生産高は、前年度と比較して、小麦（3.5%）、ライ麦（5.7%）、トウモロコシの穀粒（31.7%）、乾燥豆類（23.1%）、ヒマワリ（25.2%）、大豆（1.3%）、菜種（34.0%）、ジャガイモ（11.0%）および野菜（9.6%）を含むほとんどの作物で減少した。大麦・二条大麦（10.3%）および甜菜（116.8%）の作物生産高は増加した。

農林水産業の総額は、2023年度と比較して4.3%減少し、作物生産および農業サービスは、それぞれ10.1%および5.2%減少した。かかる減少は、動物生産の5.1%の増加によって一部相殺された。

2025年度の作物生産高は、2024年度と比較して、小麦（36.6%）、大麦・二条大麦（54.5%）、トウモロコシの穀粒（29.8%）、乾燥豆類（93.7%）、ヒマワリ（36.5%）、ジャガイモ（10.0%）および野菜（20.8%）を含む作物で増加した。大豆（15.4%）の作物生産高は減少した。

## 建設業

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の建設業部門における取引高の増減率を示している。

	建設業部門					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(前年 / 前年同期比増減率 (%))					
建設工事合計	15.9	(0.6)	12.3	16.1	(5.9)	8.0
構造要素別内訳:						
新築工事	9.3	5.9	8.4	17.6	(5.3)	5.5
設備修繕工事	46.0	(22.7)	23.6	23.7	1.8	45.6
維持および修繕工事	24.4	(7.9)	19.4	9.1	(11.2)	(4.2)
建設タイプ別内訳:						
(a) 建物	13.6	4.6	11.7	3.1	(14.2)	12.4
住宅建物	17.8	28.0	2.5	0.9	(22.1)	11.4

非住宅建物	10.9	(11.4)	20.4	4.8	(8.0)	13.0
(b)土木工事	18.5	(6.2)	13.2	31.9	2.0	4.5

出典：NIS

建設部門は、投資活動および一般的な経済状況の影響を受け、2020年度から2024年度にかけて全体として好調な業績を記録した。2020年度の同部門は、インフラ工事や住宅建設に支えられ、15.9%という大幅な増加を記録した。2021年度には、主に設備修繕工事の減少および建設費の増加により、活動はわずかに減少した（0.6%減）。2022年度および2023年度の同部門は、インフラ投資、土木工事および新築工事の追い風を受け、それぞれ12.3%および16.1%の伸びを記録し、力強い成長軌道に戻った。

項目別では、設備修繕工事の変動幅が最も大きく、2020年度には大幅な増加（46.0%増）が見られたものの、2021年度には減少し（22.7%減）、その後数年間で回復した。新築工事は概ね好調な推移を見せ、2023年度にピークに達した（17.6%増）。維持および修繕工事は、変動幅が小さく、より安定した状態を維持した。

建設タイプ別では、住宅建物は、住宅需要に支えられて2021年度に力強い伸び（28.0%増）を記録した一方、土木工事は、インフラ・プロジェクトに支えられて2023年度に大幅な増加（31.9%増）を示した。2024年度の同部門は、主に住宅建設活動の減少（22.1%減）により、5.9%減少した。

2025年度の建設部門は、2024年度における5.9%の減少に続き、8.0%の成長を記録した。かかる好調な業績は、住宅建物および非住宅建物の建設活動による、主に第3四半期の力強い伸び（14.4%増）および第4四半期の好調な推移の維持（5.0%増）に支えられたものである。この伸びは、主に設備修繕工事（45.6%増）によるものであったが、新築工事の寄与度は比較的控えめであった（5.5%増）。建設タイプ別では、主に非住宅建物（13.0%増）および住宅建物（11.4%増）により好調な伸びが支えられた一方、土木工事は小幅な増加（4.5%増）にとどまった。

## サービス部門のGVA

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年のサービス部門における取引高の増減率を示している。

サービス部門のGVA						
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(前年 / 前年同期比増減率(%))					
サービス合計	(1.8)	6.1	9.8	2.5	1.1	(0.2)
貿易、ホテルおよびレストラン、輸送ならびに通信業	(1.4)	12.9	10.1	1.7	1.5	0.9
金融業、不動産および事業サービス	1.5	4.3	13.4	3.1	(0.5)	(1.7)
その他サービス	(5.7)	(1.6)	5.4	3.1	2.2	(0.2)

出典：NIS

## エネルギー

2020年度の主要な一次エネルギー資源は、石油換算で40.0百万トンであった。2021年度の一次エネルギー資源は、石油換算で43.2百万トンであり、2020年度と比較して4.4%増加した。2022年度の一次エネルギー資源は、石油換算で42.5百万トンであり、2021年度と比較して1.7%減少した。2023年度の一次エネルギー資源は、石油換算で42.0百万トンに達した（2022年度と比較して1.1%減少した。）。2024年度の一次エネルギー資源は、石油換算で42.0百万トンであり、2023年度と同水準であった。

2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年について、ルーマニアの国内生産に占める一次エネルギー資源の割合は以下のとおりである。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(エネルギー資源全体に占める割合(%))					
純石炭	11.6	13.1	12.5	10.2	9.2	9.3
原油	15.1	14.1	13.7	13.3	13.3	12.3

使用可能な天然ガス	33.1	32.3	33.8	34.9	36.6	37.2
水力発電、風力発電、太陽光発電、 および原子力発電	22.3	22.2	21.7	24.3	23.2	23.2
その他	17.9	18.3	18.3	17.3	17.7	18.0
<b>合計</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

出典：2020年、2021年、2022年、2023年および2024年のデータ - エネルギー収支およびエネルギー設備構造。2020年、2021年、2022年、2023年および2024年版 - NIS；2025年のデータ - 産業統計速報第2/2026号。

## 電力

2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年について、総発電量に占める発電源の割合は以下のとおりである。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(エネルギー資源全体に占める割合(%))					
火力発電所で生産される電力	35.9	37.3	38.5	31.7	33.3	33.8
水力発電所で生産される電力	28.1	29.8	25.6	32.2	27.3	24.1
風力発電所で生産される電力	12.4	11.1	12.5	13.0	12.1	11.8
原子力発電所で生産される電力	20.5	19.1	19.8	19.3	20.8	21.4
太陽光発電所で生産される電力	3.1	2.9	3.6	3.8	6.5	8.9
<b>合計</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

出典：2020年、2021年、2022年、2023年および2024年のデータ - エネルギー収支およびエネルギー設備構造。2020年、2021年、2022年、2023年および2024年版 - NIS；2025年のデータ - 産業統計速報第12/2025号。

## 電力市場

電力は、認可を受けた市場運営者によって運営される集中化されたプラットフォーム上の中長期市場で取引することができ、取引所のような契約（先物）、OTCのような契約、または自由な2者間交渉に基づくものを特徴とし、前日市場や時間前市場といった短期市場でも取引される。2023年度以降、エネルギー危機対策として、一次的な法律により、まだ契約されていない電力や、規制された単一価格で運営している最終顧客への供給者等、一部の発電カテゴリーに適用される集中取引の強制的なメカニズムが確立された。2024年4月1日から2024年12月31日の調達プログラム終了日までの間、特定の関連発電部門については、集中調達メカニズムへの参加が任意となった。

2026年2月25日現在、ルーマニアの電力市場は完全に運営されており、前日カップリング（以下「SDAC」という。）および時間前カップリング（以下「SIDC」という。）に統合されている。現在、地域活動は、2022年6月に本番稼働に成功したコア・フロー・ベース・市場カップリングプロジェクトの中で、また、2022年10月に本番稼働に成功したR0-BG市場・カップリングプロジェクトの中で、ブルガリアの利害関係者と協力して実施されている。SIDCにおける日中オークションは2024年6月に成功裏に導入され、SDACにおける15分製品は早ければ2025年度第4四半期での導入を目指していた。2026年2月末現在、進捗は報告されていない。

## ルーマニア政府によるエネルギー危機対策

ロシアの政策およびウクライナ侵略戦争に起因するエネルギー（ガスおよび電力）危機の結果として、ルーマニア政府は2021年11月以降、エネルギー価格高騰による消費者の負担を軽減することを目的とした一連の政府緊急令を発令した。

電力に関しては、これらの政府緊急令は主に、様々なカテゴリーの消費者の最終的な電気料金に上限をすべて、または一定の枠で設定し、その差額は政府による電力供給業者への直接支払いによって財政支援されている。また、発電事業者および/または取引業者が計上した偶発利益/収益に課税する仕組みも確立しており、改正された後、法律を通じてルーマニア議会の承認を得ている。

これらの政府緊急令の1つである政府緊急令第27/2022号は2022年4月に発令され、2023年3月31日まで適用され、その後2023年8月末まで延長された。ガスおよび電気最終消費者価格水準（ガス：一般家庭向け310ルーマニア・レウ/MWh、企業向け370ルーマニア・レウ/MWh、電気：一般家庭向け680-800ルーマニア・レウ/

MWh、小企業および行政向け1,000ルーマニア・レウ/MWh)は以前の水準に据え置かれたが、消費制限のインセンティブを与えるために消費上限が引き下げられた(消費の85%は固定価格による利益である。)。さらに、偶発的利益税はすべての市場仲介者(生産者とエネルギー取引業者の両方)に拡大され、最大100%まで課税された。この税金は2024年に憲法に反すると判断され、2025年6月の憲法裁判所の決定の公表後に廃止された。

ルーマニア政府はまた、予算で相殺される1,300ルーマニア・レウ/MWhの電気料金の上限の導入およびエネルギー供給者への補償額を制限し、補償金の受取手続を迅速化することを目的とするエネルギー基金の設立を行った。国家予算はこれまでに、偶発エネルギー税として9.5十億ルーマニア・レウ、石油・ガスの使用料として2.7十億ルーマニア・レウを徴収している。

2022年12月13日、ルーマニア政府は法律第357/2022号を可決し、政府緊急令第27/2022号エネルギー支援計画の改定を承認した。この改正により、2025年3月末まで支援計画の期間が延長された。2025年2月28日、ルーマニア政府は電気については2025年6月30日まで、天然ガスについては2026年3月31日まで、支援計画をさらに延長する政府緊急令第6/2025号を承認した。

以下のエネルギー法は、再生可能エネルギーを支援する上で重要な役割を果たしてきた。

指令(EC)第2009/28号は、ルーマニアの義務目標として、2020年度までにエネルギー総最終消費量に占めるRESの割合を24%にすることを定めている。再生可能エネルギー24%という国家目標を達成するため、RESによるエネルギー生産を促進する制度を確立する法律第220/2008号が採択された。法律第220/2008号の恩恵を受けるのは、以下のRESによる電力生産者である：設備容量10MW以下の発電所で使用される水力発電、風力、太陽光、地熱、バイオマス、バイオガス、廃棄物ガス発酵、下水処理場からの下水発酵ガス。法律第220/2008号によって確立された支援メカニズムは、数年のうちに新しいRES発電設備への投資を大幅に増加させた。法律第220/2008号によって設立された促進制度は2016年12月31日に終了した。この日までに促進計画を利用した生産者は、2031年度まで国の支援の恩恵を受けることができる。

ルーマニアの低炭素発電プロジェクトを支援する新しいメカニズムとして、現在運用中の差金決済取引(以下「CfD」という。)計画がある。初期費用が高く、プロジェクトの存続期間が長いプロジェクト開発者を、卸売市場での価格変動から直接保護することで、再生可能エネルギーへの投資を促すことを目的としている。ルーマニアのエネルギー省は、Transelectricaの支援を受けてCfDの管理を担っている。CfDの第1回入札は、10件の風力発電プロジェクトおよび11件の太陽光発電プロジェクトが補助金獲得に成功した。2025年5月12日、ルーマニアのエネルギー省は、CfDの第2回入札を開始した。落札者は2025年8月に発表され、契約は2025年9月初旬に締結された。2026年2月末現在、進捗は報告されていない。

CfDは、CfD流動性基金を通じて資金調達される。この基金は主に、EU近代化基金を通じて資金調達される。近代化基金からの資金がCfDの需要を賄うのに不十分な場合、ルーマニアは潜在的な資金不足を補填する責任を負い、既存の支援の変更についてECに通知しなければならない。CfDの管理費用について、ANREが定めるメカニズムに従い、すべての最終消費者に課税が適用される。

## 再構築および投資

政府は、EUレベルの共通エネルギー政策に沿って、生産効率を高めるためにエネルギー部門を再構築する予定である。

エネルギー部門に対する政府の政策の主な目的には、エネルギー供給の確保、エネルギー効率の改善およびRESの利用促進が含まれる。ルーマニアは、石炭、褐炭、石油および天然ガスの埋蔵量ならびにその統合された電力インフラにより、国内での十分な電力生産を可能にする柔軟性を備えているため、同地域の他の国々と比べて、エネルギー供給の安全性が高い。

ルーマニアは、IMF、ECおよび世界銀行と協議した再建計画に沿って、国営エネルギー企業の改革政策を進めてきた。

エネルギー部門において政府が推進している最も重要な投資プロジェクトには以下が含まれる。

- ・ 民間投資家とのコンソーシアムによる、チェルナヴォダ発電所の原子炉2基(3号機および4号機)の追加建設(ルーマニアはすでに合計1,400MWの原子力発電設備を2基保有している。)
- ・ 年間462MWのクリーンエネルギーを発電するため、2027/2028年度までにNuScale 6-module発電所を建設すること
- ・ 1,000MWのタルニツァ - ラプシュテシュティ間の揚水式水力発電所
- ・ 「AGRI」プロジェクトとして知られるアゼルバイジャン - ジョージア - ルーマニア間の天然ガス輸送システム

AGRIプロジェクトは引続きエネルギー省の優先課題であるが、プロジェクトの株主は、( )プロジェクトの主要供給者(アゼルバイジャン)からのガス供給の保証、( )プロジェクトの開発におけるその他の進展、特に資金確保の面での保証の欠如のために、ルーマニアの法律に従い、AGRI LNG会社の活動を最長3年間停止する必要性を検討している。AGRIは欧州からの資金調達に成功しなかった。AGRIプロジェクトに関連して2014年度に実施された実施可能性調査では、プロジェクトの競争力と実施の魅力が確認されたものの、ガス市場の最新動向を考慮に入れるため、かかる調査を更新する必要がある。エネルギー省は、AGRIプロジェクトは、液化天然ガスとガス貯蔵に関する戦略で強調されているように、ECの意向に沿ったものであると考えている。

ルーマニアにとって重要な目標は、天然ガス輸送ネットワークをブルガリア、セルビアおよびモルドバ共和国の天然ガス輸送システムと相互接続することである。モルドバ共和国との相互接続に向けた最初の一步は、2014年8月に、全長42kmのヤシ - ウンゲニ間のパイプラインの開通によって踏み出された。ヤシ - ウンゲニ - キシノウ間のパイプラインは、オネシュティ - ゲラエシュティ - レツカニ間のパイプラインならびに2つのガス圧縮機ステーション(オネシュティおよびゲラエシュティ)が完成した2021年9月末に完成した。その結果、モルドバ共和国はルーマニアから1日当たり最大6.5百万m<sup>3</sup>のガスを受け取ることができる。

ルーマニア - ブルガリア(ジュルジュ - ルセ)間の相互接続は、2016年11月末に完了した。ルーマニアからブルガリアへのガス輸出を確保する技術的条件が整った。ハンガリーやブルガリアとの様々な相互接続で双方向の流れを可能にする追加の相互接続プロジェクトが現在進行中である。ブルガリア - ルーマニア - ハンガリー - オーストリア間の回廊地帯の実現は、関連する相互接続のための技術的パラメータの達成に貢献する。

## 輸送

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年における、輸送手段別旅客輸送量の前年比変化率を示している。

	2020年 <sup>(3)</sup>	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(前年 / 前年同期比増減率(%))					
都市間輸送および国						
際輸送 <sup>(1)</sup>	(26.1)	3.2	8.1	8.2	-	(4.2)
鉄道	(27.5)	8.7	28.3	5.4	(4.7)	(9.1)
道路	(23.1)	0.8	0.9	8.3	2.4	(4.2)
内陸水路 <sup>(2)</sup>	20.7	9.0	-	3.1	-	(14.4)
航空	(69.0)	55.5	87.6	17.0	6.0	9.5
海運	-	-	-	-	-	-
都市輸送合計 <sup>(2)</sup>	(19.0)	(3.7)	-	-	3.4	(0.8)

注：

(1) クルーズ乗客の寄港地観光を含む。

(2) 一部の運輸会社が輸送旅客数の決定方法を変更したため、2021年以降のデータと比較可能でない。

(3) 2020年の数値は、COVID-19パンデミックの影響により大幅に減少した。

出典：NIS - 出版物「輸送手段別の旅客輸送および貨物輸送」 - 2020年から2025年。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年における、輸送手段別貨物輸送量の前年比変化率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(前年 / 前年同期比増減率(%))					
貨物輸送 - 合計 <sup>(1)</sup>	(2.0)	13.8	4.3	0.4	(3.6)	(1.1)
鉄道	(15.5)	15.6	(3.9)	(11.5)	(12.0)	(5.7)
道路	3.9	15.1	5.8	(1.0)	0.4	2.5
内陸水路	(8.2)	5.2	(10.9)	12.2	-	(12.3)
航空	(14.6)	1.9	22.7	(1.2)	3.8	10.5

海運	(11.1)	12.5	13.4	14.9	(14.1)	(8.4)
石油パイプラインによる輸送	(6.5)	(0.4)	8.1	(13.1)	16.0	(11.8)

注：

(1) ルーマニアへの輸送に相当する、ブルガリアの港間の輸送データを含む。

出典：NIS - 出版物「輸送手段別の旅客輸送および貨物輸送」 - 2020年から2025年。

## インフラ整備

ルーマニア政府は、ルーマニアの貧弱なインフラシステムを改善するため、インフラ関連プロジェクトに多額の投資を行うことに尽力している。ルーマニア政府が資金を投入しているインフラ整備の主な分野（民間セクターと共同で開発された、または開発される可能性のあるプロジェクトを含む。）には、道路および幹線道路の建設および近代化、国営鉄道の近代化、航行施設、内陸水路および河川航行監視システムの建設および/または改修、ならびに港湾および空港の近代化等が含まれる。

2021 - 2030年度インフラ整備投資プログラム（以下「**インフラ整備投資プログラム**」という。）は、戦略文書として2021年12月30日付政府決定第1312号で採択された。2021年度から2030年度にかけて、ルーマニアは2021 - 2030年度インフラ整備投資プログラムに示されたいくつかの資金調達手段から恩恵を受けることが期待されている。インフラ整備投資プログラムは、総合輸送マスタープラン実施戦略の更新を目標とし、主に、社会経済的効率の改善、完了・進行中のプロジェクトに始まる多基準分析を用いた投資目標の再調整、将来のニーズおよび資金源の特定、実施プロセスの改善策に関する提案ならびに運輸部門全体に対する一連の水平的措置の実施を目的としている。

## 鉄道

2021 - 2027年度プログラム期間中、NRRP、2021 - 2027年度輸送プログラム（PT）およびコネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（以下「CEF」という。）からの資金提供を通じて、国営ルーマニア鉄道（以下「**ルーマニア鉄道**」という。）は合計715.98kmの鉄道路線を開業させた。2025年度において、合計34.89十億ルーマニア・レウに上る155件のインフラ契約を実施中である。このうち128件はNRRPの下で資金提供されており、カランセベシュ - テミショアラ - アラド間およびクルジュ - エピスコピア・ビホル間の鉄道路線の近代化、ブカレスト - ピテシュティ間の線路の更新ならびに408kmにわたる鉄道路線の「クイック・ウィングス」工事が含まれる。さらに、Km614 - シメリア鉄道回廊では大きな進展が見られ、セクション2aでは現在旅客列車が最高160km/hの速度で運転されている。

コンスタンツァ港への鉄道接続の電化、ジュルジュ鉄道路線およびウクライナとの国境接続等の、CEFを通じて資金提供された主要プロジェクトも進行中である。ルーマニア鉄道はまた、16の鉄道駅を近代化しており、橋梁およびトンネル等の重要な構造物を含むネットワーク全体のさらなる改善のため、20十億ルーマニア・レウ超の調達手続を開始した。1,700kmを超える鉄道路線が現在様々な準備段階にあり、将来のインフラ投資の強力なパイプラインを示している。

## 航空

2025年度現在、ルーマニアの全16の地方空港（すなわち、アラド空港、バカウ空港、パイア・マレ空港、クルジュ - ナボカ空港、コンスタンツァ空港（ミハイル・コガルニチェヌ空港）、コライオヴァ空港、イアシ空港、マラムレシュ空港、オラデア空港、サトゥ・マレ空港、シビウ空港、スチエバ空港、トゥルグ・ムレシュ空港、ティミショアラ空港、タルセア空港およびトゥズラ空港）が完全に近代化され、航空輸送インフラへの幅広い投資戦略が成功を収めた。これらの開発は、EUの非償還型基金からの多額の支援ならびに国家予算、地方自治体および民間の利害関係者からの協調融資を受け、主に2014 - 2020年度大規模インフラ・オペレーショナル・プログラムの下で実施された。空港近代化プロジェクトの総額は1十億ユーロを超え、欧州連合が資金の大部分を拠出した。

これらの戦略的投資は、ルーマニアの地方空港の安全性、収容能力および運用効率を大幅に改善するとともに、近代的な航空輸送網の開発を通じて、持続可能なモビリティを支援し、地域の接続性を高め、地方および地域の経済成長を刺激した。

## 水路

ルーマニアの港湾および内陸水路のインフラ、特にドナウ川沿いの回廊の開発において大幅な進展があった。ブライラ港、ガラツィ港、トゥルチャ港およびイサクチャ港といった主要な港湾では広範な近代化工事が完了しているかまたは積極的に実施中であり、運用能力の向上、地域の接続性の改善および複合輸送ネットワークへの統合の強化につながっている。これらの改善は、ドナウ川東部地域におけるより安全な航行および荷役効率の向上に寄与する。ドナウ川 - 黒海運河およびポアルタ・アルバ - ミディア・ナボダリ運河の両方の航行可能性および安全性を向上させるため、的を絞った投資が進められている。

ジュルジュ港、カラファト港、コラビア港、ドロベタ＝トゥルヌ・セヴェリン港といった主要な港湾では改修に重点が置かれており、港湾プラットフォームの復旧、岸壁インフラの整備およびアクセスルートの構築を目的としている。コンスタンツァ港は、道路の拡幅、施設の近代化ならびにプラットフォームおよび鉄道路線の改修を含む広範なインフラ改善の恩恵を受け続けている。これらの開発は、欧州横断的なTEN-Tネットワークに完全に統合されたドナウ川を大容量の輸送回廊として支援するというルーマニアの戦略目標に整合している。

## 道路

2025年度末現在、ルーマニアでは1,416.3kmの幹線道路が開通していた。2026年度においては、幹線道路および高速道路のいくつかの区間、550km超がそれぞれ異なる建設段階にある。さらに、400kmの幹線道路および高速道路がそれぞれ異なる準備段階にある。

## インフレーション

### 概要

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年、2025年および2026年度最初の4ヶ月間における、消費者物価の変動率を示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年4月
	(前年 / 前年同期比増減率 (%))					
12ヶ月間平均増加率						
食品	3.24	15.69	14.89	3.56	6.76	7.68
食品以外の物品	7.08	14.74	7.08	5.76	7.24	9.37
サービス	3.10	7.75	11.25	8.93	8.44	10.14
<b>合計</b>	<b>5.05</b>	<b>13.80</b>	<b>10.40</b>	<b>5.59</b>	<b>7.32</b>	<b>8.97</b>
年度末上昇						
食品	6.69	22.05	5.82	5.09	7.75	7.39
食品以外の物品	10.73	14.95	5.51	4.38	10.48	12.02
サービス	4.49	9.78	11.21	7.10	11.00	13.04
<b>合計</b>	<b>8.19</b>	<b>16.37</b>	<b>6.61</b>	<b>5.14</b>	<b>9.69</b>	<b>10.71</b>

出典：NISおよびNBR

中東紛争により、インフレの見通しは一変した。2026年5月のインフレ報告書におけるベースライン・シナリオ（世界のエネルギー先物価格に基づく。）によると、紛争が燃料価格に及ぼす直接的な影響を主な要因として、短期的には年間インフレ率が上昇する見込みである。その後、第3四半期には、主に、2025年7月から8月にかけて記録された電気料金および間接税の引上げといった大きな打撃に伴う統計的なベース効果を反映し、年間CPIインフレ率は約4.6パーセンテージ・ポイントの大幅な修正を受けると予想される。この調整は、世界的なエネルギー市場の圧力の緩和や、国内の総需要不足が継続していることにより、さらに後押しされる見込みである。同時に、エネルギーショックによる間接的な影響は、エネルギーや輸送に関連する生産コストの上昇を通じて、引続きコア・インフレ率に波及すると予想される。さらに、経済主体の短期的なインフレ期待の上方修正により、他の条件が同じであれば、コストが消費者物価に反映されるスピードが加速する可能性が高い。予測期間の残りの期間において、主に財政再建によるディスインフレの圧力の影響を受け、インフレ率は再び緩やかな低下傾向に転じると見込まれる。その結果、年間CPIインフレ率は、2026年度末に5.5%、2027年度末に2.9%、そして2028年3月に2.7%に達すると予測されている。

## 2021年度

年間CPIインフレ率は、2021年年初からの下降基調を反転させ、2021年5月には目標変動幅の上限を超え、2021年12月には8.19%に達した（2020年度末比6.13パーセンテージ・ポイント増）。この上昇は主にエネルギー価格の上昇によるもので、外部要因および内部要因の両方から生じる卸売市場の動きを反映したものであった。燃料価格は、世界的な景気回復によりブレント原油価格が上昇したため、2021年度の大半を通じて上昇傾向を維持し、同年度下半期には薪価格の急騰がさらに価格上昇圧力となった。欧州では2021年度に二酸化炭素排出権の購入コストが急上昇したが、一方で再生可能エネルギーの生産は依然として限定的だった。欧州のガス市場も、主要な天然ガス輸出国からの供給が減少し、経済状況の回復による需要の増加を背景に、供給不足および在庫不足に見舞われた。燃料、電力および天然ガスで構成される消費バスケットのエネルギー構成要素は、2020年度と比較して2021年度にはそれぞれ年間ベースで約22%、約15%および約52%増加し、ヘッドライン・インフレ率の半分超を占めた。調整後の年間CORE2インフレ率は、2020年度末の3.3%に対し、2021年度末までに4.7%に達した。2021年度末において、コア消費者物価は、世界的な商品価格（特にエネルギー商品）の上昇、国際的なサプライチェーンへのストレスおよびCOVID-19パンデミックの最盛期に企業が被った損失に関連する圧力の蓄積を反映し始めた。COVID-19による規制が解除され、貯蓄が過年度にわたり蓄積されると、総需要が急速に伸びたため、こうした上昇圧力は予想以上に速やかに消費者物価に反映された。

## 2022年度

2021年度のインフレ基調は2022年度上半期まで続いたが、これは主にウクライナで進行中の紛争の結果として、商品価格の全般的な上昇が世界経済に更なるインフレ圧力を及ぼしたためである。その後、CPIインフレ率は緩やかに上昇した。2022年度上半期には、原油市場における供給問題、ウクライナ侵攻後のパニック買い、急激な米ドル高を反映して、燃料価格も上昇した。2022年度下半期には、原油価格が着実に下降したことに加え、政府が最終燃料価格を1リットル当たり0.5ルーマニア・レウ引き下げ、薪の価格に上限を設けたことで、インフレ率は大幅に低下した（6月の41.3%のピークから2022年12月には12.4%）。コア・インフレ率は2022年12月に14.6%に達し、加工食品価格の上昇が最も大きかった。ヘッドライン指標とは対照的に、コア・インフレ率は2022年度を通して継続的に上昇した。これは、堅調な消費者需要およびインフレ期待の高まりに後押しされ、コスト圧力が徐々に最終価格に反映されたためである。

## 2023年度

ルーマニアの年間インフレ率は2023年度に大幅に低下し、2022年12月の16.37%から2023年12月の6.61%に低下した。この低下には、商品価格の低下、エネルギーおよび食品の価格上昇を緩和する政府措置、インフレ期待の緩和および消費者需要の減退が反映された。エネルギー価格は、世界的な原油価格の低下および一般家庭向けの電気・ガス料金の上限を定める新たな政令により、同時期に年間上昇率が26.7%からマイナス3.2%に低下した。しかしながら、コア・インフレ率はより緩やかに低下した。2023年2月に15.1%（2022年12月の14.6%から上昇）のピークを記録した後、インフレ率は2023年12月までに8.4%まで低下した。食品以外の物品・サービスのインフレ率は、2023年度を通じて上昇が続き、前年同月比で9月および10月にそれぞれ12.2%および11.5%のピークに達した後、2023年度の残りの期間は低下傾向となった（11月は11.0%、12月は10.2%）。食品以外の物品・サービスにおけるインフレ率が持続的な上昇傾向であったため、コア・インフレ率は総合CPIと同じペースで低下しなかった。

## 2024年度

2024年度において、ルーマニアにおけるインフレは、複雑な様相を呈していた。1月に一時的に低下傾向から上昇に転じた後、年間CPIインフレ率は、2024年度上半期において低下傾向が続き、5%前後で安定的に推移した。統計的影響によるエネルギー価格（電力および燃料）のインフレ率の上昇、原油価格の上昇および消費税の引上げを一部要因として、第1四半期中、CPIインフレ率は6.61%と2023年12月と同水準にとどまった。医療用品および一部のサービスに対する付加価値税（以下「VAT」という。）の引上げといった追加的な行政措置もまた、インフレに影響を与えた。好調な市況および法改正による天然ガス価格および電力価格の下落により、CPIインフレ率は2024年6月に4.94%へとさらに低下した。食品、食品以外の物品およびサービス部門におけるバランスの取れた低下に牽引され、コア・インフレ率も2024年度上半期に低下し、2024年6月には5.7%に達した。その後の5ヶ月間は、デイスインフレ傾向が大幅に緩やかになり、年間CPIインフレ率は、5%近くの水準（12月には5.14%）で維持された。深刻な干ばつおよび厳しい暑さを特徴とする夏季の悪天候により、作物が深刻な被害を受け、収穫量が大幅に減少した。これにより、加工品および非加工品の双方を含めた食料品部門

におけるインフレ圧力が再燃し、またこれによりコア・インフレ指標の低下傾向も阻害され、6月と比較して年末時点でほぼ横ばい（5.6%）となった。コア・バスケットの食品以外の物品部門およびサービス部門におけるデysinフレ傾向は継続した一方、比較的高水準（12月においてそれぞれ6.4%および6.7%）で維持されたが、これは急激な賃金引上げによる企業の生産コストの上昇圧力および、さらに最近ではインフレ期待がわずかに回復したことによるものである。

## 2025年度

2025年度の平均インフレ率は7.3%に上昇し、2024年度の5.6%を大幅に上回った。インフレ圧力は特に下半期に強まり、年間インフレ率は第3四半期に9.2%、第4四半期には9.7%に達した。物価動向の急激な加速は、主に電気料金の再自由化に加え、特定の商品やサービスに対する物品税の引上げやVAT税率の変更によって引き起こされたものであり、インフレ圧力をさらに強めることとなった。労働市場の硬直性および新たな財政・予算規制に伴う関税調整を背景に、サービス部門は依然としてインフレの主な要因であり、年間8.4%の上昇を記録した。食品以外の物品の価格は、主に一部の価格上限措置が撤廃されたことに伴う燃料価格の上昇および公共料金の調整を反映し、7.2%上昇した。食品価格も引続き大幅に上昇し、食品部門の平均インフレ率は6.8%に達した。年末にかけて、インフレはわずかに鈍化する兆しが見られた。2025年12月の年間CPIインフレ率は、11月の9.8%からわずかに低下し、9.7%となった。しかしながら、インフレ率は、前年同期のより穏やかな水準を大幅に上回ったままだった。

## 2026年度

5ヶ月連続で低下していた年間CPIインフレ率は、中東紛争の勃発を受け、2026年3月には9.87%に急上昇し、4月にはさらに10.71%に達した。エネルギーショックの最初の影響は国内の自動車燃料価格に即座に反映され、2026年3月から4月にかけて13%超上昇したが、この上昇分だけで、前年度末と比較したヘッドライン・インフレ率の上昇分を占めた。消費者を保護するため、政府はディーゼル燃料の消費税を一時的に引き下げ、燃料生産者・小売業者の価格上乘せ幅を制限することを決定した。また、これに先立ち、世帯向け天然ガス料金の自由化を延期することも決定していた。後者はむしろデysinフレの圧力となったが、これは紛争によって引き起こされた商品価格の広範な上昇にもかかわらず、2026年4月1日に施行された新たな価格上限設定規制法の初期的な影響が反映されたものと考えられる。2026年度第2四半期には、コスト上昇分の少なくとも一部は（特に4月1日から始まる非世帯向けガス市場の自由化により）消費者に転嫁されることになるため、中東紛争の影響が消費バスケットの他の構成要素にも徐々に波及すると予想される。これまでのところ、年間調整後のCORE2インフレ率は、2026年度第1四半期に上昇傾向に歯止めがかかり、3月には8.2%へとわずかに低下し、4月もほぼ横ばいで推移する等、比較的良好な推移を見せている。この鈍化は、今年度最初の2ヶ月間における消費者需要の減退、（主に食品産業における）人件費圧力の緩和および商品価格の安定した環境を反映したものである。

## 賃金

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の総所得を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年 <sup>(r)</sup>	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年
	(前年 / 前年同期比増減率(%))					
平均名目月間総所得 (ルーマニア・レウ換算値)	5,213	5,535	6,126	7,042	8,061	9,238
(対前期増減率)	7.4	6.2	10.7	15.0	14.5	8.6
平均名目月間純所得 (ルーマニア・レウ換算値)	3,217	3,416	3,801	4,412	4,959	5,536
(対前期増減率)	7.7	6.2	11.3	16.1	12.4	6.5
実質所得 (対前期増減率)	4.9	1.1	(2.2)	5.2	6.4	(0.7)

注：

(r) 各年9月現在改定値

出典：NIS

2022年1月1日以降、公的資金から支払われる職員の月間総賃金は、2021年12月に設定された水準（政府緊急令第130/2021号）と同水準に据え置かれている。さらに、2022年に公的資金から支払われた職員の給与は、2021年12月の水準を維持した。但しこれには、2022年の枠組み法第153/2017号により規定された給与と2021年12月以降の給与との差額の25%が増額された給与の恩恵を、2022年1月1日以降に受ける保健職員、社会支援職員および教育職員は含まれない。政府決定第1447/2022号により、2023年1月1日以降、最低賃金の総額は前年比17.6%の増加である月額3,000ルーマニア・レウに引き上げられた。

政府決定第900/2023号により、2023年10月1日以降、最低賃金の総額は前月比10.0%の増加である月額3,300ルーマニア・レウに引き上げられた。政府決定第598/2024号により、2024年7月1日以降、最低賃金の総額は前月比12.1%の増加である月額3,700ルーマニア・レウに引き上げられた。

政府決定第1506/2024号により、2025年1月1日以降、最低賃金の総額は前月比9.5%の増加である月額4,050ルーマニア・レウに引き上げられた。

政府緊急令第57/2023号に従い、2023年6月1日から、教育部門の基本給が、教員および補助教員は月額1,300ルーマニア・レウ、非教員は月額400ルーマニア・レウ引き上げられた。

政府緊急令第63/2023号に従い、2023年8月1日から医療部門の雇用者の給与が限定的に引き上げられた。個別のパートタイム雇用契約に基づいて医療機関で当直勤務を行う専門医療衛生の職員および医療支援を確保する専門医療衛生の補助職員にも月額手当が支給された。また、全職種を対象に、週休日、公休日、その他の非労働日にあたる日の勤務につき各日100ルーマニア・レウから300ルーマニア・レウの月額手当が支給された（一部除外あり。）。

2020年の平均名目月間総所得は、2019年より7.4%高い15,213ルーマニア・レウに増加した。2019年の同期間と比較すると、平均名目月間純所得は7.7%増加した3,217ルーマニア・レウとなり、実質所得は4.9%増加した。2020年の平均名目月間総所得は、公的部門は6,869ルーマニア・レウに、民間部門は4,824ルーマニア・レウとなった。

年間データによると、2021年の平均名目月間総所得は2020年より6.2%高い15,535ルーマニア・レウに増加した。2020年と比較すると、平均名目月間純所得は6.2%増加した3,416ルーマニア・レウとなり、実質所得は1.1%増加した。平均名目月間総所得は、公的部門は6,982ルーマニア・レウに、民間部門は5,193ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

年間データに基づく、2022年の平均名目月間総所得は、2021年より10.7%高い16,126ルーマニア・レウに増加した。2021年と比較すると、平均名目月間純所得は11.3%増加した3,801ルーマニア・レウとなり、実質所得は2.2%減少した。2022年の平均名目月間総所得は、公的部門は7,270ルーマニア・レウに、民間部門は5,857ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

年間データに基づく、2023年の平均名目月間総所得は2022年より15.0%高い17,042ルーマニア・レウに増加した。2022年と比較すると、平均名目月間純所得は16.1%増加した4,412ルーマニア・レウとなり、実質所得は5.2%増加した。平均名目月間総所得は、公的部門は8,145ルーマニア・レウに、民間部門は6,789ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

年間データに基づく、2024年の平均名目月間総所得は、2023年より14.5%高い18,061ルーマニア・レウに増加した。2023年と比較すると、平均名目月間純所得は12.4%増加した4,959ルーマニア・レウとなり、実質所得は6.4%増加した。平均名目月間総所得は、公的部門は9,607ルーマニア・レウに、民間部門は7,704ルーマニア・レウにそれぞれ達した。

年間データに基づく、2025年の平均名目月間総所得は9,238ルーマニア・レウに増加し、2024年と比較して8.6%増加した。2024年と比較すると、平均名目月間純所得は6.5%増加し5,536ルーマニア・レウに達し、実質所得は0.7%減少した。平均名目月間総所得は、公的部門は9,940ルーマニア・レウに、民間部門は9,064ルーマニア・レウにそれぞれ達した。2025年秋の予測に基づく、2025年の総平均給与は8,709ルーマニア・レウであった。

## 雇用

ルーマニア経済は、世界金融危機の結果、労働市場の混乱に直面した。ルーマニアのEU加盟により、ルーマニア人労働者の他のEU加盟国への自由な移動が可能となり、労働移動が増加した。推計では、約2.5百万人の

ルーマニア国民が、EU加盟国を中心に海外で働いている。このような労働力の移動は、熟練労働者の供給を減少させ、国内の労働市場に明らかな影響を及ぼしている。ルーマニアにおける失業の傾向は、ルーマニアの経済構造の特殊性に左右される。農村部に住む人口の割合が大きいこと、公共部門の割合が比較的大きいこと、地下経済および非正規労働市場の規模が大きいことならびに日雇い労働者の数が多いことは、失業の推移に影響を与える経済的要因である。過去数年間に記録された好ましい労働市場の傾向は、経済の発展と合致したものであった。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の労働力に関する特定のデータの増減率を示している。

	2020年 <sup>(1)</sup>	2021年 <sup>(1)</sup>	2022年 <sup>(1)</sup>	2023年 <sup>(1)</sup>	2024年 <sup>(1)</sup>	2025年 <sup>(1)</sup>
	(前年 / 前年同期比増減率 (%))					
活動人口 <sup>(2)(3)</sup>	0.0	0.5	0.8	(1.5)	1.9	(1.3)
雇用 <sup>(2)</sup>	(1.3)	1.0	0.8	(1.5)	2.1	(2.0)
雇用者 <sup>(4)</sup>	(1.2)	1.4	1.1	(0.9)	1.6	(0.2)
活動率 <sup>(2)(3)</sup>	64.1%	65.6%	66.8%	66.8%	67.4%	67.1%
雇用率 <sup>(2)</sup>	60.2%	61.9%	63.1%	63.0%	63.8%	63.0%
国際労働機関(以下「ILO」という。)失業率	6.1%	5.6%	5.6%	5.6%	5.4%	6.1%

注：

- (1) 世帯労働力調査 (AMIGO) の2021年度の調査手法によるデータ。
- (2) 生産年齢人口 (15歳から64歳) から算出。
- (3) 雇用されているまたは積極的に求職中の個人の総数。
- (4) 所有形態にかかわらず、経済単位または社会単位において、労働契約に基づいて活動を行う者、または給与として報酬を得る個人として定義される。

出典：NIS

生産年齢人口の雇用率は、2020年度の60.2%から2021年度には61.9%に上昇した。COVID-19パンデミックの結果、2020年度のILO失業率は6.1%に達した。加えて、2021年度から、欧州の新規制の要件を満たすように世帯労働力調査の手法が改訂された。2022年度において、生産年齢人口の雇用率は63.1%に上昇した。2023年度において、生産年齢人口の雇用率は2022年度と比較してわずかに低下して63.0%となった。2024年度において、雇用率はわずかに上昇して63.8%となった。2025年度の雇用率は低下して63.0%となり、ILO失業率は2024年度の5.4%から上昇して6.1%となった。

2020年度の平均雇用者数 (NISによる月平均雇用者数) は4,929.4千人であった。2021年度の平均雇用者数 (NISによる月平均雇用者数) は4,970.1千人となり、2020年度比40.8千人増、すなわち0.8%の増加であった。2022年度の平均雇用者数 (NISによる月平均雇用者数) は5,056.1千人となり、2021年度比86.0千人増、すなわち1.7%の増加であった。2023年度の平均雇用者数は5,120.4千人となり、2022年度比64.3千人増、すなわち1.3%の増加であった。2024年度の平均雇用者数は5,154.2千人となり、2023年度比33.8千人増、すなわち0.7%の増加であった。2025年度の平均雇用者数は5,162.7千人となり、2024年度比8.5千人増、すなわち0.2%の増加であった。

政府機関または法律第76/2002号に基づき運営される民間職業紹介事業者に登録した個人に関する登録失業率は、2020年度の3.4%から2021年度には3.0%に減少し、2022年度および2023年度ともに約3.0%前後にとどまった。2024年度および2025年度末現在の登録失業率はわずかに増加して、どちらも3.3%であった。失業率の変動は、雇用主が採用を控え、同時に組織再編を行うよう促す財政措置を実施したことによるものである。

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在の全国水準の登録失業率を示している。

2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
-------	-------	-------	-------	-------

登録失業率	3.0	3.0	2.9	3.3	3.3
-------	-----	-----	-----	-----	-----

出典：NISおよび国家労働力雇用機関

## 社会保障制度

### 失業給付金

失業保険制度は、個人労働契約または臨時雇用契約に従事する者（年金受給者を除く。）、公務員およびその他の公的職務に任命された者、公選職またはその他一定の官職に就く者、非営利団体において選出された役職に就く者、委任に基づく業務を行う企業の管理職、ならびに法律が適用される一定の追加的業務から収入を得るその他の者に対して、強制的に適用される。失業保険予算の主な歳入源は、国家予算に組み込まれる労働保険料（雇用主のみが納付する。）であり、毎月納付される労働保険料のうち17%が失業保険予算に割り当てられる。

失業保険予算は、主に以下の支出に充てられる。すなわち、失業給付金の支払い（ある特定の状況においては、他のEU加盟国の管轄機関から支給される失業給付金も含む。）、失業給付金受給者のための国家社会保険料の支払い、法律で認められた一定の補償金の支払い、雇用促進および失業防止を目的とした一定の措置のための資金調達、ならびに職業訓練サービスのための資金調達である。

失業給付金は、（ ）失業によって失われた所得の一部補償、または（ ）卒業後に就職できなかった教育機関の卒業生のための収入となる。失業給付金は、保険料の納付期間に応じて6ヶ月間、9ヶ月間または12ヶ月間、失業者に対して毎月支給され、社会参照指標の値に加え、保険料の納付期間が3年を超える者については、保険料の納付期間および納付を行った直近12ヶ月間の平均所得に基づく加算額が加算される。卒業生に対する失業給付金は、社会参照指標の値の50%に相当し、6ヶ月間支給される。

### ルーマニアの医療制度

ルーマニアは、その医療の大部分の財源を社会健康保険制度に依存している。1998年に導入されたこの制度は、医療分野に対する公的支出を増加させたという点で有益であった。国民健康保険局（NHIF）は、単一国民健康保険基金（以下「SNHIF」という。）を管理する機関である。ルーマニアの健康保険制度が基づく原則の1つは、SNHIFの財源を賄うための社会健康保険料の支払いの義務化である。保険料の納付は、自然人それぞれが対象となり、雇用者だけでなく保険料の徴収対象となる所得を得るその他の自然人も対象となる。雇用者に対する満額の保険料の比率は10%であり、保険料の徴収対象となる所得を得るその他のカテゴリーに属する者については10%である。

ルーマニアは歴史的に、他のEU加盟国に比べて国富に占める医療費の割合が低い。2023年にはルーマニアのGDPの約4.7%が医療に費やされたが、EUにおける平均は7.3%であった。

ルーマニアは、医療サービスへのアクセス、医療制度の効率性および財政的持続可能性を改善し、地域レベルでの医療の提供の近代化を支援する国家医療戦略の実施を開始することにより、国家医療制度の改革を継続してきた。地域レベルにおける医療インフラを近代化するため、保健省は3つの地域救急病院を建設中であり、そのためのフィージビリティ・スタディが展開されている。

### 年金制度改革

以下の表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の平均雇用者数、平均国家年金受給者数および従属人口比率を示している。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 <sup>(1)</sup>
平均雇用者数 (千人)	5,031.8	5,094.3	5,209.5	5,364.9	5,453.2	5,162.7
平均国家年金受給者 数(千人)	4,674.9	4,654.1	4,607.6	4,601.4	4,589.9	4,563.1
従属人口比率 <sup>(2)</sup>	0.9290	0.9135	0.8845	0.8576	0.8417	0.8838

注：

(1) 月次平均に基づく。

(2) NISの方法論に基づく。これは、平均雇用者数に対する平均国家年金受給者数の比率を表す。

## 公的年金制度

ルーマニアの公的年金制度は、伝統的にルーマニア政府によって補助金を用いて賄われてきたが、ルーマニアでは、人口統計学的要因（人口の高齢化）、1人当たりの年金に対する国家支出の増加および国家社会保険予算に対するその他の圧力の増加、特別公的年金の出現（これにより多くの特権が導入され、特定の職業カテゴリーが優遇されるようになったため、公的年金の最高額および最低額の間には大きな格差が生じた。）、ならびに特定の職業を対象とする様々な年金制度の組織および機能を規定する法律の存在が年金制度の機能を妨げる等、年金制度を圧迫する多くの要因が重なった結果、赤字が拡大している。

2020年には、公的年金制度の赤字は14十億ルーマニア・レウ（2020年12月付の平均為替レートで約2.87十億ユーロ）に増加した。2021年には、公的年金制度の赤字は12十億ルーマニア・レウ（2021年12月付の平均為替レートで約2.43十億ユーロ）に減少した。2022年には、公的年金制度の赤字は11.9十億ルーマニア・レウ（2022年12月付の平均為替レートで約2.43十億ユーロ）に減少した。2023年には、公的年金制度の赤字は13.4十億ルーマニア・レウ（2023年12月付の平均為替レートで約2.69十億ユーロ）に増加した。2024年には、公的年金制度の赤字は27.1十億ルーマニア・レウ（2024年12月付の平均為替レートで約5.45十億ユーロ）に増加した。2025年には、公的年金制度の赤字は39.1十億ルーマニア・レウ（2025年12月付の平均為替レートで約7.67十億ユーロ）に増加した。

公的年金制度の財政赤字は、補助金という形で国家予算から繰り入れられた金額でカバーされてきた。世界経済危機の影響下で拡大する公的年金制度の赤字に対処するため、またIMFおよびEUとの金融支援プログラムの条件を満たすため、ルーマニア政府は、財政の安定を確保し、制度内の不公平を解消し、任意加入の私的年金制度を通じて民間貯蓄を刺激することを目的として、ルーマニアの公的年金制度の改革を行った。

公的年金制度（第1の柱の年金制度）に関する法律第360/2023号に基づく改革措置には以下が含まれる。すなわち、年金額を算出するための計算式の変更、年金額に関する新たな指数化ルールの導入、早期退職の機会の縮小および退職を遅らせた者に対するインセンティブの導入、平均寿命の伸長に伴う標準退職年齢の70歳までの自主的な引上げ、ならびに公的年金制度に25年超拠出してきた従業員に対する安定ポイントの導入である。これらの改革は、最低年金水準の引上げおよび第2の柱の年金制度の保険料の引上げを目指している。第2の柱の改革に関連して、政府は2023年3月に、保険料を1パーセンテージ・ポイント引き上げて4.75%とし、この措置を2024年1月1日から適用することを承認した。

## 現在の年金制度改革

RRFを背景に、ルーマニアは現在、特別年金に関する1つの大規模な年金改革を計画している。この改革は、長期的に財政の持続可能性を促進することを目標に、制度における不平等を解消し、費用を削減することを目指している。

特別年金改革は、2023年3月に上院で採択された後、2023年6月29日に下院で可決された。この改革は、特別年金を他の年金制度の拠出原則に沿ったものにするを目指していた。2023年8月2日、ルーマニア憲法裁判所は特別年金改革を承認する法律を違憲と判断し、同法律は裁判所の判断に従って修正すべく議会に差し戻された。2025年3月15日、ルーマニア憲法裁判所は、国民側代理人が提起した違憲異議を認容し、国家軍人年金に関する法律第223/2015号を補完する法律が全体として違憲であると判断した。

ルーマニア憲法裁判所は、2026年2月18日、司法官に関する特別年金改革は合憲であると判断した。

ルーマニア政府は、RRFのマイルストーン要件を満たすため、2025年7月末までに新たな特別年金改革を通過させることを検討している。

## 補助金

ルーマニア政府による補助金は、主に公共鉄道、公共地下鉄、輸出、ビジネス環境および国際貿易、農業従事者、ならびに鉱山の保全および閉鎖に関するプログラムの支援のために支給される。これらの分野におけるプロジェクトを支援するため、以下の政府省庁が国家予算から補助金を提供している。すなわち、運輸・インフラ省、経済・起業・観光省、農業・地域開発省および国防省である。

一般連結予算からの補助金は、2023年においてはGDPの1.1%、2024年においては0.97%、2025年には0.7%が計上された。

## 民営化

国家資産管理局（以下「AAAS」という。）は、経済相、デジタル相、起業・観光相の調整下に置かれるとともに政府に従属し、2025年12月31日現在、368社の企業のポートフォリオを有する。しかしながら、政府が保有

する株式資本の総額2,009.52百万ルーマニア・レウを有するかかる368社のうち、現在営業しているのは227社のみであり、残りは主に倒産手続中の企業である。現在営業している227社のうち、AAASは11の企業で過半数の株式を保有しており、政府が保有する株式資本の総額は148.60百万ルーマニア・レウである。

### シャドーエコノミー

ルーマニアには大規模なシャドーエコノミーが存在し、その約半分は未登録労働を基盤としていると考えられている。その規模について確証を得ることは難しいが、当局は脱税に関する国家統計ならびにNISが作成した景気動向調査および世帯調査で報告された雇用者数に基づいて推定している。

## (3) 【貿易及び国際収支】

対外貿易および国際収支<sup>(1)</sup>

経常赤字は、2020年度の対GDP比5.1%から2024年度には対GDP比8.2%に増加した。これは主に、貿易収支の悪化および第一次所得の赤字によるものである。金融勘定の純流入は、同期間で対GDP比3.4%から対GDP比5.6%に増加した。これは、主に直接投資に集中しており、必要に応じて国債の発行およびその他の投資を通じたポートフォリオ投資によって補完された。同期間の資金流入は、主にEU基金を代表する純資本流入（2020年度対GDP比1.9%から2023年度に対GDP比2.7%に上昇、2024年度には対GDP比1.5%に降下）によって補完された。

注：

(1) 2024年12月、EU統一改訂方針の枠組み内で2010年度から2023年度の国際収支データが改訂され、改訂の背景理由に関する詳細とともにNBRのウェブサイト上で公表された。

## 商品貿易

下表は、2021年から2025年の対外貿易の推移を示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年 <sup>(r)</sup>
経常収支(単位：百万ユーロ)	(17,427)	(26,827)	(21,497)	(28,889)	(29,884)
対GDP比(%)	(7.2)	(9.6)	(6.7)	(8.2)	(7.9)
貿易収支FOB <sup>(1)</sup> (単位：百万ユーロ)	(23,122)	(32,070)	(29,012)	(33,033)	(32,530)
対GDP比(%)	(9.5)	(11.4)	(8.9)	(9.3)	(8.6)
商品輸出(単位：百万ユーロ)	70,196	85,994	86,531	86,235	90,651
年間増減率(%)	22.0	22.5	0.6	(0.3)	5.1
商品輸入FOB <sup>(1)</sup> (単位：百万ユーロ)	93,318	118,064	115,543	119,238	123,181
年間増減率(%)	22.0	26.5	(2.1)	3.2	3.3

注：

(r) 2026年3月末現在改定値

(1) 本船渡し（以下「FOB」という。）とは、商品が指定された船積港で船のレールを通過した時点で、売り手の配送義務が履行されることを意味する。これは、買い手がその時点から商品の損失または損害に関するすべての費用およびリスクを負担しなければならないことを意味する。FOBによる商品の輸入は、NISが公表する係数に基づき計算される。「CIF」とは、運賃保険料込み条件をいう。

出典：NBR

## 2021年度から2025年度の主な傾向

2021年度において、輸出および輸入はそれぞれ前年度比22%増といずれも回復し、23,122百万ユーロに達した商品の赤字（22.0%増）と同様の伸び率となった。輸入に対する輸出の割合は、75.2%と横ばいであった。

2022年度の貿易赤字は、輸入の増加（26.5%）が輸出の増加（22.5%）を上回ったことにより、2021年度と比較して38.7%増加し、32,070百万ユーロとなった。輸入に対する輸出の割合は、2021年度と比較して2.4パーセンテージ・ポイント低下し、2022年度において72.8%となった。

2023年度において、輸出の増加が0.6%に減速し、輸入が2.1%減少したことにより、貿易赤字は、2022年度と比較して9.5%減少し29,012百万ユーロとなった。2023年度において、商品の赤字の80.7%はEU域内の商品貿易によるものであり、EU域外の商品貿易は残りの19.3%を占めた。輸入に対する輸出の割合は、2022年度と比較して2.1パーセンテージ・ポイント上昇し、2023年度において74.9%となった。

2024年度において、輸出が0.3%減少し、輸入が3.2%増加したことにより、商品の赤字は、2023年度と比較して13.8%増の33,033百万ユーロとなった。商品の赤字総額のうち、77.9%はEU域内の貿易によるものである。輸入に対する輸出の割合は、2023年度と比較して2.6パーセンテージ・ポイント低下し、2024年度において72.3%となった。

2025年度において、輸出が5.1%増加し、輸入が3.3%増加したことにより、商品の赤字は、2024年度と比較して1.4%減の32,530百万ユーロとなった。商品の赤字総額のうち、80.5%はEU域内の貿易によるものである。輸入に対する輸出の割合は、2024年度と比較して1.3パーセンテージ・ポイント増加し、2025年度において73.6%となった。

### 国際収支に含まれる商品の輸出入

2021年度の商品の輸出は、前年度比22.0%増の70,196百万ユーロとなり、そのうち72.0%が他のEU諸国への輸出であった。商品の輸入は、前年度比22.0%増の合計93,318百万ユーロとなり、EU諸国からの輸入が輸入合計に占める割合は、1.0パーセンテージ・ポイント低下し、73.1%となった。

2022年度の商品の輸出は、前年度比22.5%増の85,994百万ユーロとなり、そのうち72.1%が他のEU諸国への輸出であった。商品の輸入は、前年度比26.5%増の合計118,064百万ユーロとなり、EU諸国からの輸入が輸入合計に占める割合は、1.0パーセンテージ・ポイント低下し、72.1%となった。

2023年度の商品の輸出は、前年度比0.6%増の86,531百万ユーロとなり、そのうち72.3%が他のEU諸国への輸出であった。商品の輸入は、前年度比2.1%減の合計115,543百万ユーロとなり、EU諸国からの輸入が輸入合計に占める割合は、2.3パーセンテージ・ポイント上昇し、74.4%となった。

2024年度の商品の輸出は、前年度比0.3%減の86,235百万ユーロとなり、そのうち64,717百万ユーロが他のEU諸国への輸出であった。商品の輸入は、前年度比3.2%増の合計119,238百万ユーロとなり、EU諸国からの輸入が輸入合計に占める割合は、0.7パーセンテージ・ポイント低下し、73.7%となった。

2025年度の商品の輸出は、2024年度と比較して5.1%増の90,651百万ユーロとなった。商品の輸入は、2024年度と比較して3.3%増の合計123,181百万ユーロとなり、EU諸国からの輸入が輸入合計に占める割合は、0.1パーセンテージ・ポイント増加し、73.8%となった。

2020年から2025年における輸出合計および輸入合計に占める商品グループの割合は、下表のとおりである。

貿易収支 - 商品グループおよび区分

	輸出FOB					輸入FOB						
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年 <sup>(r)</sup>	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年 <sup>(r)</sup>
	(単位: %)											
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 農業食品項目	12.1	13.6	13.8	14.0	12.4	13.7	11.5	10.6	10.8	11.4	11.5	11.4
家畜動物・動物												
製品	1.5	1.5	1.3	1.4	1.5	2.0	2.4	2.2	2.3	2.6	2.6	2.4
植物由来製品	5.8	7.7	7.8	7.6	5.7	6.3	3.7	3.3	3.6	3.3	3.3	3.3
動植物性油脂	0.3	0.5	0.7	0.5	0.4	0.5	0.2	0.3	0.4	0.2	0.2	0.3
食品・飲料・た												
ばこ	4.5	3.9	3.9	4.4	4.9	5.0	5.1	4.8	4.6	5.3	5.4	5.4
2 鉱物製品( )	2.8	4.0	8.3	5.9	5.3	6.2	5.7	8.1	12.5	8.6	8.3	8.1
3 化学製品・プラス												
チック製品	10.0	10.1	9.9	10.0	10.8	10.7	18.1	18.4	17.2	16.5	16.6	17.0
化学製品	3.9	3.7	3.6	3.5	4.3	4.4	11.3	11.2	10.6	10.1	10.2	10.9
プラスチック・												
ゴム	6.1	6.4	6.3	6.5	6.5	6.3	6.8	7.3	6.6	6.3	6.4	6.1
4 木製品・紙	3.6	4.0	3.7	2.9	2.9	2.8	2.3	2.4	2.3	2.0	2.1	2.0
木製品	2.8	3.1	2.7	2.1	2.1	1.9	0.9	1.0	0.9	0.7	0.7	0.7
木材パルプ・紙	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	1.4	1.4	1.4	1.3	1.4	1.3
5 繊維・衣類・履物	4.0	3.8	3.4	3.5	3.5	3.4	6.0	5.2	4.9	5.0	5.0	5.0
繊維・繊維製品	3.1	3.0	2.6	2.7	2.7	2.6	5.0	4.3	4.0	4.0	4.0	4.0
履物	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
6 普通金属( )	8.7	10.8	10.1	8.6	8.1	7.6	9.7	10.8	10.3	9.7	9.7	9.9

7 機械・装置・電気設備・輸送設備	49.1	45.0	41.6	45.1	47.3	46.5	37.1	35.2	32.9	36.5	36.4	36.8
機械・器具・電気設備	30.0	28.5	26.0	28.1	28.1	27.2	27.0	25.3	23.8	25.4	24.1	25.5
輸送設備	19.1	16.5	15.6	17.1	19.2	19.3	10.0	9.9	9.1	11.1	11.5	11.3
8 その他	9.5	8.6	8.8	9.9	9.5	8.8	9.8	9.2	9.0	10.4	10.3	9.9
生革・加工革・毛皮・毛皮製品	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
石製品・セメント・陶磁器・ガラス	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2
その他の商品・製品	8.6	7.7	7.9	9.0	8.5	7.8	7.6	7.1	7.1	8.5	8.5	8.3

注：

(r) 2026年3月末現在改定値

一部の合計は、四捨五入により各要素の合計と異なる場合がある。

出典：NIS、NBRによる集計

2020年から2025年におけるルーマニアの輸出入の主な市場は、下表のとおりである。

貿易収支 - 地理別分布

	輸出FOB						輸入FOB					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年 <sup>(r)</sup>	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年 <sup>(r)</sup>
	(単位：%)											
国グループ												
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
- EU域内貿易												
(EU-27)内訳	73.2	72.0	72.1	72.3	72.1	71.4	74.1	73.1	72.1	74.4	73.7	73.8
ドイツ	22.9	20.5	20.0	21.1	21.0	20.3	20.7	20.2	17.9	19.4	18.9	18.2
イタリア	8.8	8.8	8.4	8.4	8.0	7.5	7.9	8.0	7.3	7.8	7.7	7.3
フランス	6.8	6.5	6.1	6.5	6.4	6.4	4.6	4.2	3.9	4.3	4.3	4.0
ハンガリー	5.2	5.9	7.7	5.9	5.6	5.8	7.6	7.1	6.7	6.6	6.9	7.2
ブルガリア	3.9	4.2	4.1	4.4	4.7	4.6	3.3	4.3	7.2	4.8	4.6	4.8
スペイン	3.1	3.1	3.3	3.4	3.3	3.2	2.5	2.6	2.6	2.9	3.1	3.2
オランダ	3.4	3.5	3.6	3.4	3.7	4.2	4.1	4.2	4.3	4.6	4.6	5.0
ポーランド	3.9	4.2	4.0	3.9	4.2	4.1	6.3	6.4	6.1	6.4	6.5	6.5
オーストリア	2.4	2.5	2.4	2.0	2.0	2.0	3.2	3.2	3.1	3.4	3.1	3.1
- EU域外貿易												
(EU-27外)内訳	26.8	28.0	27.9	27.7	27.9	28.6	25.9	26.9	27.9	25.6	26.2	26.2
トルコ	3.6	3.7	3.2	3.4	3.7	4.2	4.3	4.5	4.7	5.0	5.4	5.3
ロシア	1.4	1.5	0.5	0.3	0.2	0.2	2.2	3.1	3.0	0.3	0.1	0.1
米国	1.8	2.2	2.5	2.4	2.4	2.3	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0
ウクライナ	0.7	0.7	1.6	2.6	1.9	1.6	0.9	1.1	1.6	1.1	0.8	0.9
モルドバ共和国	1.5	1.6	2.4	2.1	2.4	3.0	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6
中華人民共和国	1.3	1.4	1.2	0.9	0.8	0.8	6.3	6.3	5.9	5.5	6.2	7.0
日本	0.8	0.6	0.8	0.9	0.9	0.9	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3
カザフスタン	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	1.4	1.5	2.5	2.2	2.0	1.9

英国 3.3 3.0 2.8 2.9 3.1 3.0 2.0 1.1 0.9 1.0 1.1 0.9

注：

(r) 2026年3月末現在改定値

一部の合計は、四捨五入により各要素の合計と異なる場合がある。

出典：NIS、NBRによる集計

## ルーマニアと日本の貿易関係

2020年度から2024年度までの期間の入手可能なデータおよび2025年度の予備情報を分析すると、二国間貿易関係の強化が示されており、ルーマニアが日本市場の提供する機会に順応していることが浮き彫りになっている。ルーマニアの対日輸出はこの期間に1.7倍増加し、2020年度の447.9百万ユーロから2024年度の773.1百万ユーロに増加した。この推移により、ルーマニアの輸出合計に占める対日輸出の割合は0.1パーセント・ポイント増加し、2020年度の0.7%と比較して、2024年度には0.8%に達した。2025年度において増加傾向は続き、輸出額は800百万ユーロ超であった。

一方、日本からの輸入は、2020年度の297.4百万ユーロから2024年度の447.4百万ユーロの間で緩やかに増加した。ルーマニアの輸入合計に占める日本からの輸入の割合は、分析期間中、0.3%から0.4%の間で比較的一定であった。2025年度のデータでは、輸入額は394.1百万ユーロ、割合は0.3%となっている。

二国間貿易関係の重要な側面は、貿易収支の推移である。2020年度では150.5百万ユーロであった貿易収支黒字額は2024年度には325.7百万ユーロに倍増し、ルーマニアが輸出の伸びに牽引されて貿易収支の調整に成功したことを強調している。2025年度において、日本との商品貿易は引き続き好調で、407.0百万ユーロの黒字を計上した。

日本に輸出されたルーマニア製品は主に飲料およびたばこで構成されており、分析期間中の平均シェアは50%超であった。

これに続くのが原材料別（鉄、鋼鉄、ゴム、金属等）ならびに様々な製造品目別（履物および衣類）に分類された工業製品、油糧種子および油糧果実、鉱石およびスクラップ金属、木材およびコルク、動植物由来の原材料を含む原材料ならびに機械および輸送設備である。

日本からの輸入は機械および輸送設備が多く、分析期間中の平均シェアは62%超であった。

原材料別に分類された工業製品のシェアは20%超、それに続く化学品、原材料、非食品および鉱物燃料の累積シェアは10%を超えており、食品および飲料は輸入において大きなシェアはなかった。

ルーマニアの対日貿易黒字は、主に飲料、たばこおよび原材料のカテゴリーによって生み出された。機械、輸送設備および化学品の貿易での持続的な赤字ならびに工業製品・製造品目、鉱物燃料および動植物油の収支による軽微な影響は言及に値する。この推移は、対日貿易における全般的に良好な業績を示唆しているが、機械、設備および化学品の輸入において不均衡がある。

### ルーマニアと日本の貿易関係

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
対日輸出(単位：百万ユーロ)	394.0	661.1	762.0	773.1	801.2
輸出合計に占める割合(単位：%)	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8
日本からの輸入(単位：百万ユーロ)	358.8	396.5	408.1	447.4	394.1
輸入合計に占める割合(単位：%)	0.4	0.3	0.3	0.4	0.3
対日貿易収支(単位：百万ユーロ)	35.2	264.6	354.0	325.7	407.1

### 日本への主な輸出品目

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
(単位：%)					
輸出合計内訳：	100	100	100	100	100
食品および家畜動物	0.6	0.7	2.2	0.3	0.5
飲料およびたばこ	33.6	59.9	78.1	73.9	77.1
非食用の粗原料(燃料を除く。)	16.9	8.8	4.1	7.1	4.8
鉱物燃料、潤滑油および関連材料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他に指定されていない化学品および関連製品	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
主に材料別に分類された工業製品	34.0	19.3	6.7	7.2	5.7
輸送設備	9.3	6.3	4.5	6.1	5.6
その他の製造品	5.1	4.5	4.0	4.9	6.1

注：

品目「主に材料別に分類された工業製品」には、鉄および鋼鉄、加工ゴム、糸、織物、他に指定されていない繊維製品および関連製品、金属製品ならびに木製品（家具を除く。）、非鉄金属が含まれる。

出典：NISデータに基づくNCSPによる集計

#### 日本からの主な輸入品目

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(単位：%)				
<b>輸入合計内訳：</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>
食品および家畜動物	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
飲料およびたばこ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非食用の粗原料(燃料を除く。)	3.8	4.7	2.6	3.3	5.0
鉱物燃料、潤滑油および関連材料	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他に指定されていない化学品および関連製品	7.7	6.8	7.3	4.7	5.6
主に材料別に分類された工業製品	17.1	21.0	19.4	16.8	13.0
輸送設備	64.0	61.0	65.0	69.8	67.0
その他の製造品	7.0	6.3	5.5	5.1	8.7

注：

品目「主に材料別に分類された工業製品」には、鉄および鋼鉄、加工ゴム、糸、織物、他に指定されていない繊維製品および関連製品、金属製品ならびに木製品（家具を除く。）、非鉄金属が含まれる。

出典：NISデータに基づくNCSPによる集計

#### 主な品目別の貿易収支

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(単位：百万ユーロ)				
<b>収支合計内訳：</b>	<b>35.2</b>	<b>264.6</b>	<b>354.0</b>	<b>325.7</b>	<b>407.1</b>
食品および家畜動物	2.2	4.4	16.6	2.5	3.3
飲料およびたばこ	132.6	396.1	595.0	571.3	617.5
非食用の粗原料(燃料を除く。)	52.9	39.5	20.5	40.4	19.0
鉱物燃料、潤滑油および関連材料	(1.5)	(0.8)	(0.7)	(1.1)	(0.9)
動植物性油脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他に指定されていない化学品および関連製品	(25.8)	(24.0)	(26.9)	(17.9)	(19.1)
主に材料別に分類された工業製品	72.6	44.5	(28.2)	(19.4)	(5.7)
輸送設備	(193.0)	(200.0)	(230.6)	(265.0)	(219.7)
その他の製造品	(4.8)	4.9	8.3	15.0	14.1

注：

品目「主に材料別に分類された工業製品」には、鉄および鋼鉄、加工ゴム、糸、織物、他に指定されていない繊維製品および関連製品、金属製品ならびに木製品（家具を除く。）、非鉄金属が含まれる。

出典：NISデータに基づくNCSPによる集計

## 国際収支

## 経常勘定

IMFのBPM6方法論によると、「経常勘定」は、商品（BPM6の所有権移転原則に準拠するために、国際貿易品のデータに基づき算出されたものであり、ルーマニア国内外で加工された貿易品の価値を差し引き、商社取引による貿易品の純輸出額が加算される。）、サービス（他者が所有する貿易品の加工分の価値も含み、単に貿易品から換算するのではなく、代替データソース、すなわちサービスの国際貿易に関する四半期調査に基づいて集計される。）、第一次所得（従業員報酬、投資収益およびその他の第一次所得を含む。）および第二次所得（純粋な経常移転）から構成される。

2020年度の経常赤字は、11,209百万ユーロ（対GDP比5.1%）となった。第一次所得は、2020年度には2,420百万ユーロの赤字を計上した。第二次所得の黒字は、EAFRDからの流入が増加したことにより、932百万ユーロとなった。

2021年度の経常赤字は、主に貿易収支の赤字および第一次所得の赤字の増加ならびに第二次所得の黒字の減少により、17,427百万ユーロに増加した。第一次所得の赤字は、ルーマニアにおける直接投資会社の再投資収益の増加が雇用者報酬の増加により一部相殺されたことにより、75.9%増加して4,256百万ユーロとなった。第二次所得の収支は、（EAFRDおよびESFといった）経常移転の性質ならびにEU予算への拠出によるEU基金の流入の傾向に追随して523百万ユーロに減少した。

2022年度の経常赤字は、2021年度と比較して53.9%増加し、26,827百万ユーロに達した。これは主に、貿易収支および第一次所得の赤字の増加によるものであった。第一次所得の赤字は、2021年度の4,256百万ユーロから倍増して2022年度には8,497百万ユーロとなり、第二次所得の黒字は、2021年度の523百万ユーロから2022年度には2倍超の1,102百万ユーロとなった。

2023年度の経常赤字は、第一次所得の赤字減少ならびにサービスおよび第二次所得の黒字の増加による好影響を受けたものの、主に商品の貿易赤字傾向を受け19.9%減少し、21,497百万ユーロとなった。サービスの黒字は、5.3%増加して13,307百万ユーロとなり、第二次所得は2,220百万ユーロに倍増した。加えて、第一次所得の赤字は、5.7%減少して8,012百万ユーロとなった。

2024年度の経常赤字は、主に商品の貿易赤字の増加（13.8%増の33,033百万ユーロ）および第一次所得の赤字の増加（主に国債の利払いの動向を受けて3.8%増の8,313百万ユーロ）ならびに旅行輸送関連の支払いの拡大によりサービスの黒字が減少したこと（11.9%減の11,717百万ユーロ）を受け、前年度比34.4%増の28,889百万ユーロに達した。第二次所得は、特にEU基金、つまりESFからの流入減少による結果、2023年度の2,220百万ユーロに対し、709百万ユーロの黒字を計上した。

2025年度の経常赤字は、主に第一次所得の赤字の増加（20.7%増の10,033百万ユーロ）および第二次所得の黒字が85.3%減少したことを受け、2024年度同期比3.4%増の29,884百万ユーロに達した。サービス収支の黒字は、主に運送、ITサービスの発展に沿って、7.3%増の12,575百万ユーロとなった。第一次所得の赤字は、主にルーマニアにおける直接投資会社の再投資収益の増加と、国債関連の利払いの増加から、2024年度に記録した水準を20.7%上回り、10,033百万ユーロに達した。第二次所得は、国内外外国人労働者の母国への送金の増加およびEU予算への拠出の増加により、2024年度の709百万ユーロと比較して、104百万ユーロの黒字となった。

株式資本およびグループ内貸付の動向を受け、2020年度の経常勘定および資本勘定の合計は7,009百万ユーロの赤字となった一方、海外直接投資（以下「FDI」という。）は3,005百万ユーロであった。2021年度の経常勘定および資本勘定の赤字は合計13,076百万ユーロとなった一方、FDIは8,968百万ユーロであった。2022年度の経常勘定および資本勘定の合計は20,818百万ユーロの赤字となり、そのうちFDI（10,587百万ユーロ）は50.9%を占めた。2023年度の累積赤字は12,654百万ユーロに減少した一方でFDIによる資金調達への寄与は53.3%に増加した。2024年度の経常勘定および資本勘定の赤字は23,681百万ユーロに達し、そのうち約23.7%がFDIによって賄われた。その後、2025年度には22,681百万ユーロに減少したが、FDIによるものは35.9%まで増加した。

下表は、2020年から2025年におけるFDIおよびEU基金を通じた経常勘定の資金調達を要約したものである。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年 <sup>(r)</sup>
	（単位：百万ユーロ）					
経常収支	(11,209)	(17,427)	(26,827)	(21,497)	(28,889)	(29,884)
FDIの流入	3,005	8,968	10,587	6,748	5,602	8,148
EU基金の流入	6,894	7,606	9,901	14,153	8,782	10,995
助成金	2,524	2,501	2,373	2,564	2,379	2,222
経常移転	1,010	916	1,552	2,764	1,664	1,810

EU内の資本移転(EU助成金)	3,359	4,189	5,976	8,825	4,739	6,963
-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注：

(r) 2026年3月末現在改定値

一部の合計は、四捨五入により各要素の合計と異なる場合がある。

出典：NBR

## 資本収支

2020年度の資本収支の黒字は4,200百万ユーロ（対GDP比1.9%）となったが、これにはEU基金の流入とCO<sub>2</sub>排出権の売却による収入が反映されている。資本収支の黒字は、RRFの枠組みの中でのEU助成金の流入を受けて、2021年度には4,351百万ユーロ（対GDP比1.8%）にさらに増加した。RRFの目的は、COVID-19パンデミックの経済的・社会的影響を緩和し、欧州経済と社会をより持続可能で強靱なものにし、グリーン移行とデジタル移行に伴う課題と機会への備えを強化することである。2022年度の資本収支の黒字は、2021年度と比較して38.1%増加して6,009百万ユーロとなった。これは主に、EU基金（主にERDFおよびCF）の流入が増加傾向にあったことによるものである。2023年度の資本収支の黒字は、EUからの資本移転の結果、47.2%増加して8,843百万ユーロとなった。2024年度において、資本収支の黒字はEU助成金すなわち欧州地域開発および復興・強靱化メカニズム（以下「RRM」という。）の流入が減少したため、前年度比41.1%減の5,208百万ユーロとなった。

2025年度において、資本収支の黒字は、EU基金、すなわちERDF、CF、EAFRDおよびRRMの流入の増加により2024年度同期比で38.3%増加し、7,203百万ユーロとなった。

## 金融収支

2020年度の純資金流入額は、7,595百万ユーロとなった。これは主に2,958百万ユーロの直接投資、13,298百万ユーロのポートフォリオ投資および3,076百万ユーロのその他の投資からの純流出で構成された。2020年度は、経常赤字のうち約64%が直接投資および資本流入からの純流入で賄われ、残りの差額は国債の発行で賄われた。

2021年度の純資金流入額は14,382百万ユーロであり、主に8,848百万ユーロの直接投資、3,451百万ユーロのポートフォリオ投資および4,487百万ユーロのその他の投資から構成された。準備資産は2,251百万ユーロ増加した。直接投資および資本流入からの純流入は経常赤字の4分の3超を賄った。

2022年度の純資金流入額は18,648百万ユーロであり、主に9,355百万ユーロの直接投資、4,901百万ユーロのポートフォリオ投資および11,319百万ユーロのその他の投資から構成された。準備資産は6,574百万ユーロ増加した。直接投資および資本流入からの純流入は経常赤字の57.3%を賄った。

2023年度の純資金流入額は10,045百万ユーロであり、主に6,365百万ユーロの直接投資、13,772百万ユーロのポートフォリオ投資および3,367百万ユーロのその他の投資から構成された。純資金流入額は2022年度と比較して約46%減少し、これはその他の投資および直接投資により計上された純流入が減少したことによるものであった。経常勘定の70.7%が2023年度に直接投資および資本流入で賄われた。

2024年度の純資金流入額は、合計19,879百万ユーロであり、主に4,741百万ユーロの直接投資、12,389百万ユーロのポートフォリオ投資および3,602百万ユーロのその他の投資から構成された。2024年度には、経常収支の34.5%がFDIおよび資本流入によって賄われた。純資金流入額は、準備資産の増加率の低下およびその他の投資の純流入の微増により、2023年度に対してほぼ倍増した。直接投資と資本流入による純流入は、経常収支赤字の約35%を賄った。

2025年度において、主にポートフォリオ投資、直接投資、その他の投資から構成される純資金流入額は合計22,479百万ユーロとなり、2024年度の水準を13.1%上回った。直接投資（対内・対外）は7,547百万ユーロを占め、これは主に負債（株式および利益の再投資）の純増加を反映したものである。ポートフォリオ投資の純額は13,492百万ユーロ、2024年度から8.9%増となり、この増加は、非居住者による国債購入額の増加を反映している。その他の投資は、前年度の3,602百万ユーロに対し、6,218百万ユーロの純流入で2025年を終え、この動向は、ルーマニアにおける長期国債の借入および非居住者の預金増加に加え、居住者銀行による海外預金の減少が要因となったものである。2025年度において準備資産は4,720百万ユーロ増加した。2025年度を通じて、直接投資および資本流入は経常収支の49.4%を賄った。

[次へ](#)

2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の国際収支

項目	2020年			2021年			2022年			2023年			2024年 <sup>(r)</sup>			2025年 <sup>(r)</sup>		
	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高	貸方	借方	残高
(単位：百万ユーロ)																		
<b>1. 経常収支</b>	<b>92,920</b>	<b>104,129</b>	<b>(11,209)</b>	<b>110,482</b>	<b>127,909</b>	<b>(17,427)</b>	<b>136,652</b>	<b>163,479</b>	<b>(26,827)</b>	<b>143,666</b>	<b>165,164</b>	<b>(21,497)</b>	<b>143,205</b>	<b>172,094</b>	<b>(28,889)</b>	<b>153,454</b>	<b>183,338</b>	<b>(29,884)</b>
<b>A. 貿易・サービス収支</b>	<b>81,309</b>	<b>91,030</b>	<b>(9,721)</b>	<b>98,074</b>	<b>111,768</b>	<b>(13,693)</b>	<b>122,155</b>	<b>141,587</b>	<b>(19,431)</b>	<b>126,220</b>	<b>141,925</b>	<b>(15,705)</b>	<b>125,878</b>	<b>147,163</b>	<b>(21,286)</b>	<b>134,916</b>	<b>154,871</b>	<b>(19,955)</b>
a. 貿易収支 <sup>(2)</sup>	57,560	76,509	(18,949)	70,196	93,318	(23,122)	85,994	118,064	(32,070)	86,531	115,543	(29,012)	86,235	119,238	(33,003)	90,651	123,181	(32,530)
- 一般商品(国際収支基準)	57,467	76,509	(19,051)	70,042	93,318	(23,276)	85,798	118,064	(32,267)	86,460	115,543	(29,083)	86,226	119,238	(33,012)	90,480	123,181	(32,701)
- 商業 - 純輸出	103	0	103	154	0	154	196	0	196	70	0	70	9	0	9	171	0	171
商業 - 取得商品	(549)	0	(549)	(654)	0	(654)	(754)	0	(754)	(738)	0	(738)	(560)	0	(560)	(611)	0	(611)
商業 - 売却商品	651	0	651	808	0	808	950	0	950	809	0	809	569	0	569	781	0	781
- 非貨幣用金 <sup>(1)</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b. サービス収支	23,749	14,522	9,228	27,878	18,450	9,428	36,162	23,522	12,639	39,689	26,382	13,307	39,642	27,925	11,717	44,266	31,690	12,575
- 委託加工サービス	2,455	136	2,320	2,484	152	2,333	2,739	129	2,609	3,012	122	2,891	2,940	134	2,806	2,830	133	2,697
- 輸送	6,750	2,668	4,082	7,601	3,367	4,234	9,460	4,365	5,095	9,898	4,339	5,559	9,351	4,506	4,845	11,154	4,971	6,183
- 旅行	1,262	2,709	(1,446)	2,784	4,417	(1,633)	4,682	7,663	(2,980)	4,973	8,667	(3,694)	5,279	8,927	(3,647)	5,079	9,541	(4,463)
- その他のサービス	13,281	9,009	4,272	15,009	10,514	4,494	19,280	11,365	7,915	21,806	13,254	8,552	22,072	14,359	7,713	25,204	17,046	8,158
<b>B. 第一次所得収支</b>	<b>6,640</b>	<b>9,060</b>	<b>(2,420)</b>	<b>7,129</b>	<b>11,385</b>	<b>(4,256)</b>	<b>7,796</b>	<b>16,293</b>	<b>(8,497)</b>	<b>9,291</b>	<b>17,303</b>	<b>(8,012)</b>	<b>9,107</b>	<b>17,420</b>	<b>(8,313)</b>	<b>9,218</b>	<b>19,251</b>	<b>(10,033)</b>
- 雇用工報酬	3,234	129	3,105	3,825	175	3,650	3,931	332	3,599	4,617	403	4,214	3,911	429	3,481	4,458	500	3,958
- 投資収益	849	8,705	(7,856)	751	10,946	(10,194)	1,357	15,599	(14,242)	2,042	16,567	(14,525)	2,752	16,656	(13,904)	2,478	18,272	(15,795)
直接投資収益	93	6,898	(6,804)	206	8,998	(8,792)	499	12,830	(12,331)	274	12,032	(11,758)	530	11,122	(10,592)	439	11,847	(11,409)
ポートフォリオ投資																		
収益	396	1,585	(1,189)	280	1,711	(1,432)	417	2,023	(1,606)	384	3,051	(2,667)	295	3,960	(3,665)	362	4,867	(4,505)
その他投資収益	72	223	(150)	72	236	(164)	220	746	(525)	494	1,484	(989)	530	1,574	(1,045)	468	1,558	(1,091)
準備資産収益	287	0	287	193	0	193	221	0	221	890	0	890	1,398	0	1,398	1,209	0	1,209
- その他第一次所得	2,558	226	2,332	2,552	264	2,288	2,507	362	2,145	2,631	332	2,299	2,444	335	2,110	2,282	478	1,804
<b>C. 第二次所得収支</b>	<b>4,971</b>	<b>4,039</b>	<b>932</b>	<b>5,279</b>	<b>4,756</b>	<b>523</b>	<b>6,700</b>	<b>5,599</b>	<b>1,101</b>	<b>8,156</b>	<b>5,936</b>	<b>2,220</b>	<b>8,221</b>	<b>7,511</b>	<b>709</b>	<b>9,320</b>	<b>9,216</b>	<b>104</b>
- 一般政府	1,110	2,069	(959)	1,006	2,537	(1,531)	1,709	3,015	(1,306)	2,952	2,912	40	1,851	3,007	(1,157)	2,069	3,148	(1,079)
- 一般政府以外	3,861	1,970	1,891	4,273	2,219	2,054	4,992	2,584	2,408	5,204	3,024	2,180	6,370	4,504	1,866	7,251	6,068	1,183

<b>2. 資本移転等収支</b>	<b>4,398</b>	<b>198</b>	<b>4,200</b>	<b>4,765</b>	<b>414</b>	<b>4,351</b>	<b>6,956</b>	<b>946</b>	<b>6,009</b>	<b>10,290</b>	<b>1,447</b>	<b>8,843</b>	<b>5,597</b>	<b>389</b>	<b>5,208</b>	<b>7,617</b>	<b>414</b>	<b>7,203</b>
<i>a. 資本移転</i>	3,376	58	3,318	4,248	4	4,244	5,991	15	5,975	8,844	1	8,843	4,823	0	4,823	7,008	0	7,007
- 一般政府	3,359	0	3,359	4,189	4	4,185	5,976	0	5,976	8,825	0	8,825	4,739	0	4,739	6,963	0	6,963
- 一般政府以外	17	58	(41)	59	0	59	15	15	(1)	19	1	18	84	0	84	45	0	44
<i>b. 非金融非生産資産の総取得/処分</i>	1,021	140	882	517	410	108	965	931	34	1,446	1,445	0	774	389	385	610	413	196

項目	2020年			2021年			2022年			2023年			2024年 <sup>(r)</sup>			2025年 <sup>(r)</sup>		
	資産の 純取得額	負債の 純負担額	純額	資産の 純取得額	負債の 純負担額	純額	資産の 純取得額	負債の 純負担額	純額	資産の 純取得額	負債の 純負担額	純額	資産の 純取得額	負債の 純負担額	純額	資産の 純取得額	負債の 純負担額	純額
	(3)	(3)		(3)	(3)		(3)	(3)		(3)	(3)		(3)	(3)		(3)	(3)	
(単位: 百万ユーロ)																		
<b>3. 金融収支</b>	<b>12,746</b>	<b>20,341</b>	<b>(7,595)</b>	<b>5,024</b>	<b>19,406</b>	<b>(14,382)</b>	<b>10,576</b>	<b>29,224</b>	<b>(18,648)</b>	<b>20,797</b>	<b>30,842</b>	<b>(10,045)</b>	<b>6,290</b>	<b>26,169</b>	<b>(19,879)</b>	<b>8,841</b>	<b>31,320</b>	<b>(22,479)</b>
<i>a. 直接投資</i>	115	3,073	(2,958)	1,111	9,960	(8,848)	2,089	11,444	(9,355)	1,703	8,068	(6,365)	1,844	6,585	(4,741)	830	8,377	(7,547)
- 株式資本	52	3,998	(3,946)	169	6,774	(6,605)	1,214	8,438	(7,224)	122	6,990	(6,868)	734	4,600	(3,866)	608	6,191	(5,583)
株式資本(収益の再投資を除く。)	63	983	(921)	118	2,164	(2,046)	1,078	1,860	(782)	236	2,063	(1,827)	667	1,515	(848)	574	2,057	(1,483)
収益の再投資	(11)	3,015	(3,026)	50	4,610	(4,559)	136	6,577	(6,442)	(114)	4,927	(5,040)	67	3,085	(3,018)	34	4,134	(4,099)
- 負債性資本	63	(925)	988	943	3,186	(2,243)	876	3,007	(2,131)	1,580	1,078	502	1,110	1,985	(875)	222	2,186	(1,964)
<i>b. ポートフォリオ投資</i>	33	13,331	(13,298)	1,588	5,039	(3,451)	1,529	6,431	(4,901)	1,489	15,260	(13,772)	1,337	13,726	(12,389)	1,874	15,366	(13,492)
- 株式・投資ファンド株式/ユニット	430	(762)	1,192	14	(126)	140	776	(281)	1,057	(70)	(256)	186	1,364	(522)	1,885	1,258	(279)	1,537
- 債券	(396)	14,093	(14,490)	1,575	5,165	(3,591)	753	6,712	(5,959)	1,558	15,516	(13,958)	(26)	14,248	(14,274)	616	15,645	(15,030)
<i>c. 金融派生商品</i>	(16)	0	(16)	153	0	153	353	0	353	188	0	188	63	0	63	58	0	58
<i>d. その他投資</i>	7,013	3,936	3,076	(79)	4,407	(4,486)	30	11,349	(11,318)	4,147	7,514	(3,367)	2,256	5,858	(3,602)	1,359	7,577	(6,218)
1. 持分・その他直接投資・その他ポートフォリオ投資	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(1)	2
2. 現預金	5,142	(588)	5,731	(2,653)	271	(2,924)	(3,409)	1,868	(5,276)	203	(326)	530	1,614	(432)	2,046	(297)	485	(781)
3. 貸付/借入	249	3,440	(3,191)	(116)	(227)	112	139	2,475	(2,336)	(35)	2,081	(2,116)	(88)	3,676	(3,763)	757	6,851	(6,095)

4. 保険・年金・ 定型保証制度	(18)	(10)	(8)	318	(10)	328	173	14	160	(339)	(3)	(336)	170	37	133	156	48	(107)
5. 貿易信用・前 払	659	247	411	1,102	1,384	(282)	1,881	2,915	(1,034)	409	1,137	(728)	1,459	948	511	1,485	141	1,345
6. その他資産/ その他負債	980	848	132	1,270	893	377	1,245	4,077	(2,832)	3,910	4,625	(716)	(900)	1,630	(2,530)	(742)	54	(796)
7. 特別引出権 (SDR)	0	0	0	0	2,097	(2,097)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
e. 外貨準備	5,601	0	5,601	2,251	0	2,251	6,574	0	6,574	13,270	0	13,270	790	0	790	4,720	0	4,720
<b>4. 誤差脱漏</b>			<b>(586)</b>			<b>(1,306)</b>			<b>2,170</b>			<b>2,609</b>			<b>3,802</b>			<b>202</b>

注：

(r) 2026年3月末現在改定値

(1) BPM6方法論

(2) FOB取引での輸入額はNIS諸国のCIF/FOB係数を用いて計算したNBRの数字である。

(3) 「+」=増加、「-」=減少

合計と各要素の合計の不一致は、四捨五入によるものである。

[次へ](#)

## 海外直接投資（FDI）

年次統計調査の結果（2020年から2024年までの期間）によると、FDI（純額）はCOVID-19パンデミック後に回復し、2021年には9.0十億ユーロ、2022年には10.6十億ユーロに達した。2023年、FDI（純額）は、2022年と比較して36.3%減少し6.7十億ユーロとなった。これは主に企業間貸付の減少によるものであるが、株式資本および再投資収益のプラスの成長によるものでもある。2024年においても、ルーマニアは、FDI（純額）が5.6十億ユーロに減少したが、これは主に再投資収益が減少したためである。

FDI（純額）は、2020年には対GDP比1.4%を占め、2021年には対GDP比3.7%、2022年には対GDP比3.8%まで回復した。2023年には、FDI（純額）は対GDP比2.1%まで減少し、2024年にはさらに対GDP比1.6%まで低下したが、2025年にはGDP比2.1%まで回復した。

2024年12月31日現在、FDIストック総額125.0十億ユーロのうち、約73%が株式資本（再投資収益（90.8十億ユーロ）を含む。）で、外国投資家からの信用供与（純額）は33.2十億ユーロであった。工業が外国投資全体の37.1%と最も大きく貢献し（そのうち主に輸送設備および石油加工・化学品によって構成される製造業が28.2%を占めた。）、次いで建設業・不動産業（17.3%）、小売業（17.2%）、金融・保険業（14.0%）、専門・管理業（5.9%）、情報通信技術（4.1%）、続いて農林水産業、運送業およびホテル・飲食店業（合計4.4%）となっている。2024年12月31日現在、（最終的な投資国を基準として）FDIを行っている上位4経済圏は、ドイツ（14.9%）、オーストリア（11.3%）、フランス（10.3%）および米国（6.7%）であった。2025年において、FDI（純額）は推定8.1十億ユーロ、そのうち株式資本および再投資収益は合計6.2十億ユーロであった一方で、グループ内貸付は1.9十億ユーロであった。

下表は、2020年から2025年の、ルーマニアにおけるFDIを示している。

	FDI(純額) <sup>(1)</sup>					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 <sup>(p)</sup>
	(単位：百万ユーロ)					
FDI(純額)	3,005	8,968	10,587	6,748	5,602	8,148
株式資本(再投資収益を含む。)	3,999	6,775	8,444	6,996	4,600	6,190
その他資本(グループ内貸付)	(994)	2,193	2,143	(248)	1,002	1,958

注：

(p) 暫定値

(1) 非居住者によるルーマニアへの直接投資

出典：NBR

#### (4)【通貨・金融制度】

##### ルーマニア国立銀行

ルーマニア国立銀行(NBR)は、ルーマニアの中央銀行であり、独立した公的機関として組織され、その本店はブカレストに所在する。NBRの主たる目標は、その法律の規定に定められるとおり、通貨の安定を確保および維持することである。

NBRは、以下の事項を行う権限を有する。

- ・ 金融政策および外国為替政策の策定および適用
- ・ 健全性の観点による、信用機関の認可、規制および監督
- ・ 金融安定性を確保するための、決済システムの適正な機能の推進および監視
- ・ ルーマニアの法定通貨(紙幣および硬貨)の発行
- ・ 外貨管理制度の構築およびその遵守の監督
- ・ ルーマニアの外貨準備の管理

政府は、財務省を通じて行為し、NBRとの密接な協力関係を維持している。NBRは政府の経済政策を支持することを期待されているが、NBRの金融政策を決定し、その職務を一般に遂行する権限については、政府の審査または同意の対象とはならない。NBRは、いかなる国家機関、公的機関およびその他の機関からの指示も受けない。

NBRは、9名からなる理事会により運営されており、金融政策委員会および監督委員会における執行機能は、総裁、1名の第一副総裁および2名の副総裁に委任されている。NBRの理事会理事は、議会により5年の任期で任命され、再任も可能である。

銀行監督当局として、NBRは、信用機関に対し、( )最低自己資本比率を上回る自己資本を保有すること、( )内部のガバナンス上の取決め、プロセス、メカニズムおよび戦略を強化すること、( )自己資本要件に関して、具体的な引当金政策または資産の処理を適用すること、( )業務、運営またはネットワークに対して制限または制約を課すこと、( )業務、商品およびシステムに内在するリスクを軽減すること、( )健全な自己資本の維持ができない場合、純収益合計に占める変動報酬の割合を制限すること、ならびに( )自己資本を強化するために純利益を活用することを義務付ける法的権限を有する。

また、NBRは、( )信用機関の経営者および/または取締役が付与した承認を撤回すること、( )金融機関または非金融機関に対して信用機関が保有する適格持分を制限し、かかる持分の売却を事実上強制すること、( )信用機関に対し、その経営状態の改善のための再建計画の立案および承認を要求すること、( )適格持分を有する株主に対し、資本金の増加または劣後ローンの提供および/もしくはかかるローンの株式への転換により、信用機関を財政的に支援するよう要求すること、ならびに( )NBRが信用機関の財政状態が回復したことを確認するまで、法律により定められた目的を除いて利益を分配することを禁止または制限することを行う権限も有する。

##### 金融政策

NBRにより用いられる主な金融政策手段は、公開市場操作、常設ファシリティおよび預金準備率である。公開市場操作は、中央銀行主導で実施され、金利の調整、短期金融市場の流動性状況の管理および金融政策スタンスの示唆において重要な役割を果たしている。NBRは、国、中央および地方の公的機関、独立行政機関、国営企業およびその他の過半数国有企業に対する債権ならびにEU加盟国のその他の機関および公営企業に対する債権を発行市場から取得することはできない。流通市場においてNBRが利用できる公開市場操作の主な種類としては、レポ操作、預金取扱操作、譲渡性預金の発行、リバース・レポ操作、適格資産を担保とした信用操作、適格資産の単純売買および外国為替スワップが挙げられる。NBRの信用機関に対する常設ファシリティは、クレジット・ファシリティおよび預金ファシリティで構成され、翌日物の流動性を吸収・提供し、全般的な金融政策を示唆し、貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利によって定義されるコリドーにより翌日物銀行間金利を拘束することを目的としている。常設ファシリティは、信用機関が要求に応じて利用することができる。

##### 最近の金融政策

###### 2021年度

2021年度のマクロ経済および金融の状況は、金融政策スタンスの迅速かつ慎重な再調整を必要とした。そのため、NBRは、2021年1月に政策金利を1.25%に引き下げた後、政策金利を据え置いた。その後の3四半期間にわたりNBRは政策金利および常設ファシリティの金利を据え置いたが、その間、5月に流通市場におけるレウ建国債の購入を中止し、その後短期金融市場の流動性管理を強化した。

2021年10月、NBRは政策金利の引上げサイクルに着手し、2021年10月、11月および2022年1月の3回にわたり金融政策金利を0.25パーセンテージ・ポイントずつ引き上げ、2.00%とした。かかる利上げは、政策金利を中心とする常設ファシリティの金利コリドーを、2021年11月および2022年1月に、基準幅の±1.00パーセンテージ・ポイントまで2段階で拡大したことや、短期金融市場の流動性の強固な管理を維持したことにより補完された。また、NBRは、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率（それぞれ8%および5%）について、現行の水準を維持した。これらの措置は、中期的にインフレ期待を落ち着かせ、供給側のマイナス要因により生じるインフレ増大の二次的影響を防ぐことで、持続可能な経済成長の達成に資するように、中期的に年間インフレ率を2.5%±1パーセンテージ・ポイントの目標範囲内で維持することを目的としていた。

2021年度のマクロ経済および金融の状況と特に関連していたのは、COVID-19に対するワクチンの進展とともに予測不可能な新たなパンデミックの波が発生する中で、一律ではないが堅調な活動の回復および経済の再開が見られる状況における、世界中の大規模な供給側のマイナス要因であった。特にエネルギー、農産物および原油の価格急騰ならびに生産およびサプライチェーンのボトルネック等の世界的要因が消費者物価の動向および経済活動に及ぼす多様な影響は、2021年1月1日に開始された家庭向け電力市場の自由化に加え、過剰財政赤字手続に基づくコミットメントに従った2021年度開始の予算再建の影響を受け、国内において悪化した。

具体的には、年間インフレ率が、2020年度末に目標幅の中間値をわずかに下回る2.06%に低下した後、2021年1月に再び上昇に転じ、第2四半期半ばには目標の変動幅の上限を超え、その後予想外に急上昇して2021年12月には8.19%まで上昇した。かかる上昇の約80%は、外因的なCPI構成要素である天然ガス、電力および燃料の価格上昇によるものであるが、コア・インフレによる寄与（わずか15%）の半分は加工食品に起因した。

同時に、パンデミック・ショックの影響で2020年度に景気後退した後、2021年度には特に堅調な経済成長がみられた（年間5.8%）。こうした進展により、2021年度第1四半期においてプラスの需給ギャップが再び開いた。また、貿易赤字は当年中に急速に増加し、経常赤字も大幅に拡大した。さらに、インフレの見通しは年間を通じて悪化し続けた。このため、年間インフレ率の予想動向は、2021年11月に家庭向けエネルギー価格の上限設定および補填が開始されてもなお、同月の予測において大幅な上方修正が行われた。

供給側の要因によって引き起こされたインフレの増大は、中期的なインフレ期待を悪化させ、それにより、おそらく賃金と物価の連鎖的上昇を通じて二次的影響を生じさせる危険性をはらんでいた。短期的には、パンデミックの第4波、エネルギー危機および世界的なサプライチェーンの混乱に起因する経済活動および労働市場への悪影響によって、かかるリスクは軽減された。さらに、高い不確実性は、特にNGEUプログラム（次世代EUプログラム）に基づく基金等のEU基金の配賦の見通しや将来の金融政策スタンスに関連しており、コミットメントに沿った2021年度第1四半期における予算執行の改善を考慮しても、相次ぐパンデミックの波、エネルギー価格の高騰および2021年秋に生じた連立政府の構成変更により引き起こされた予算再建の進展に対するリスクをも伴うものであった。同時に、高い不確実性およびリスクは、世界的な供給側の要因に伴う世界中および欧州におけるインフレ率の大幅な上昇にも起因し、これにより、新興国の中央銀行（EU域内を含む。）は、2021年度半ばに政策金利の引上げを開始し、その後も速いペースで利上げを続けている。

## 2022年度

NBRは、ウクライナ戦争によって増幅し長期化した世界的な供給側の要因の影響を受けて、インフレ動向とその見通しが大幅に悪化したことを背景に、2022年度上半期に政策金利の引上げを徐々に加速させた。そのため、金融政策金利の引上げ幅は、2022年1月の0.25パーセンテージ・ポイントから、2月および4月には0.50パーセンテージ・ポイントに、5月には0.75パーセンテージ・ポイントに、そして政策金利が4.75%に引き上げられた7月には1.00パーセンテージ・ポイントに引き上げられた。その後、NBRは、ペースを慎重に落としながら、年度後半にかけて利上げサイクルを継続した。これは、長期的なインフレ期待に対するさらなるリスクを誘発する可能性のある実際のインフレ動向と短期的に予想されるインフレ動向の両方に対応するものであったが、エネルギー価格の上限設定制度に決定的に依存した軌道において、2023年度初頭から年間インフレ率が徐々に低下するという見通しにも対応するものであった。その結果、利上げ幅は8月および10月に0.75パーセンテージ・ポイントに、11月に0.50パーセンテージ・ポイントに、そして金融政策金利が7.00%に達した2023年1月には0.25パーセンテージ・ポイントに縮小された。これに伴い、貸付ファシリティ金利は8.00%、預金ファシリティ金利は6.00%に、それぞれ引き上げられた。さらに、中央銀行は、年間を通じて短期金融市場の流動性を

厳格に管理し、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率をそれぞれ8%および5%に据え置いた。金融政策措置は、中期的にインフレ期待を落ち着かせ、貯蓄を促進することで、持続可能な経済成長の達成に資するように、中期的に年間インフレ率を2.5%±1パーセンテージ・ポイントの目標範囲内で維持することを目的としていた。

年間インフレ率は2022年度上半期に予想を大幅に上回る速いペースで上昇し、6月には15.05%まで上昇したが、その後も上昇基調が続き、12月には目標の変動幅を大幅に上回る16.37%に達した。これは主に、農業食品の商品価格およびエネルギー・輸送コストの大幅な上昇の影響を受けた加工食品価格の急激な上昇に起因するものであったが、燃料価格および電力・天然ガス価格の上昇の影響も反映しており、上限設定や補償措置、ベース効果および一部の商品価格（特に原油価格）の下方修正によって、年度後半には大幅に緩和されたか、または逆転した。

世界的な供給側の要因がインフレに与える影響が着実かつ予想以上に強まったことも、特に上半期におけるインフレの見通しの漸進的かつ大幅な悪化をもたらした。年度内に更新された四半期毎の予測はすべて、短期的な年間インフレ率が目標の変動幅の上限を大幅に上回る2桁台の高いピークまで段階的に上昇し続けることを示していた。同時に、卸売市場の緩和およびエネルギー価格の上限設定制度の実施に伴い、とりわけベース効果がますます強くなり、一部の商品価格が下方修正されたことを受けて、インフレ動向はその後、徐々にしか低下しないと予想され、エネルギー価格の上限設定制度が年間を通して繰り返し延長・変更されるなかでも、大幅な上方修正が相次いだ。また、2022年5月および11月の予測期間の終了時における軌道は、目標の変動幅を大幅に上回ると予想された。このため、2022年度に更新された前回の中期マクロ経済予測（11月期インフレ報告書）では、年間インフレ率は2022年12月に16.3%に達した後、2023年12月には11.2%、予測期間終了時には4.2%まで低下した。さらに、ウクライナ戦争の長期化およびこれに関連する制裁措置の延長に加え、欧州での広範な干ばつにより、インフレの見通しに対する供給側のリスクバランスは、2022年度末近くまで上向きに傾いていた。

同時に、基調的なインフレ圧力は、2022年度第1四半期に経済が予想を著しく上回ったため、（予測に反して）この期間にプラスの需給ギャップが着実に拡大したことから、これまでの予測とも関連して、年度後半に強まると予想された。一方、経常赤字は、貿易条件の悪化や再投資収益および配当金の急増の影響もあり、年間を通して急速に拡大し続けた。

2022年度下半期の評価によると、経済成長は2023年度に著しく減速し、ウクライナ戦争の長期化およびこれに関連する制裁措置の延長、金融政策スタンスおよび財政再建を背景に、NGEUプログラム（次世代EUプログラム）の下での欧州基金の配賦による影響が部分的に相殺されるに過ぎず、2024年度には緩やかに回復するに過ぎないと見られていた。この見通しにより、2023年度第4四半期には需給ギャップは比較的早期に縮小し、マイナス圏に入る可能性が高くなり、短期的には需要側のインフレ圧力が低下することが示唆された。さらに、労働市場の逼迫感は2022年度末の数ヶ月間にやや後退し、主にエネルギーコストが非常に高い状況で、COVID-19以前よりかなり低い水準にとどまるとはいえ、2022年度上半期に上昇を続けた後、短期的にはさらに緩和すると予想された。

同時に、ウクライナ戦争の激化およびこれに関連する制裁措置は、経済活動の見通しに大きな不確実性およびリスクをもたらした。EU基金の配賦もまた不確実性およびリスクの主な原因であり、特にNGEUプログラム（次世代EUプログラム）の下でのプロジェクト実施のための厳しいマイルストーンおよび目標の達成を条件とするEU基金の配賦が原因となった。過大な財政赤字の持続や資金調達条件の全体的な引き締め傾向の中、さらなる予算再建が求められていることに加え、国内的にも世界的にも厳しい経済・社会環境、さらには家計や企業を支援するために2022年度に実施された一連の追加措置が予算パラメーターに悪影響を及ぼす可能性があることから、財政政策スタンスにも不確実性およびリスクが関与していた。

## 2023年度

2021年10月から2023年1月までの政策金利を累積で5.75パーセンテージ・ポイント引き上げた後、2023年の2月から11月の間において、NBRIは、金融政策金利を7.00%に、常設ファシリティの金利を8.00%および6.00%に、それぞれ据え置いた。また、NBRIは、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率を、現行の水準であるそれぞれ8%および5%で維持した。

この現状維持の決定は、年間インフレ率が2022年12月に減少傾向に転じ、2023年度最初の3四半期には予想どおり減少したことを受けて採択されたが、年間インフレ率は、目標の変動幅を大きく上回る軌道で（ピークであった2022年11月の16.76%から）2023年12月に8.4%まで低下した。この下落は、主にディスインフレのベース効果の影響を受けた加工食品（2023年12月の前年同期比は5.3%で、2022年12月の前年同期比22.9%から減少

した。)およびエネルギー価格の大幅な下落、商品価格の下落ならびに行政措置(電力・天然ガス価格の上限設定制度および基礎食料品の値上げ)に起因する。年間調整後のCORE2インフレ率は、2023年3月に下落し始め、2023年度第3四半期には予想を上回る速度で低下し、(2023年3月および2022年12月の14.6%から)9月には11.3%となった。

加工食品価格の下落の影響に加えて、コア・インフレ率の低下は、2023年度上半期の短期的なインフレ期待の下方修正、企業コスト、特に賃金コストの上昇が消費者物価に転嫁されにくくなっていることおよび輸入によるインフレ影響が軟化していることも反映している。2023年度最初の3四半期におけるマクロ経済予測では、年間インフレ率は今後2年間にわたり徐々に下落し、予測期間の終了時には目標の変動幅をわずかに上回ったままであるとの見通しであった。また、2023年度最初の3四半期における予測では、基調的なインフレ圧力は、2023年度上半期において前回の予測よりも幾分強まると予想されていたが、2023年度第3四半期から需給ギャップが比較的急激に縮小し、その後2024年度末には前回の予測よりも著しく早い段階でマイナス圏に入る可能性を考慮すると、その後急速に弱まり、予測期間の終了時にかけて完全になくなると予想された。人件費単価の伸びも2024年以降減速すると予想された。

さらに、2023年11月の最新の予測では、年間インフレ率が、2024年初めに一部の増税および租税公課の導入の影響により上昇し、その後2024年にわたり前回の予測を上回る軌道で徐々に低下し、2024年12月には4.8%に達するが、2025年には下落が加速し、予測期間終了時には目標の変動幅の上半にあたる3.3%まで下落すると予測された。この下落は、主に供給サイドの要因と予想され、大部分はディスインフレのベース効果による影響および一部の商品価格、特に農業食品の価格の下方修正によるものである。

人件費単価の伸びも2023年以降減速すると予想された。しかし、インフレを取り巻く不確実性およびインフレに係るリスクは、主に(予算再建の促進を目的とした)租税公課の引上げおよび中東の紛争を踏まえた原油価格の変動に起因して、報告期間中継続した。2023年の歳出を抑制することを目的とした最近の措置ならびに今後数年間にわたる是正的な財政措置および予算措置のパッケージの拡大の可能性はもちろん、公共部門における年金および賃金に関する新法の潜在的影響、また予算部門におけるさらなる賃上げの可能性を考慮すると、注目すべき不確実性およびリスクは、将来的な財政政策および所得政策のスタンスにも関連している。しかし、同時に、ウクライナ戦争や中東の紛争、予想を下回る欧州の景気動向、そして特にNGEUプログラム(次世代EUプログラム)に基づくEUによる融資の利用により、(中期的にインフレの進行を示唆する)経済活動の見通しに係る重大な不確実性およびリスクが生じている。

## 2024年度

NBRは2024年度上半期に金融政策金利の現状維持を延長し、2024年1月、2月、4月および5月の政策金利を7.00%に据え置いた。NBRの貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利もそれぞれ8.00%および6.00%に据え置かれた。同時に、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準(それぞれ8%および5%)が維持された。

NBRは、2024年7月および8月に、政策金利を0.25パーセンテージ・ポイントずつ引き下げて6.50%とした。同時に、中央銀行の貸付および預金ファシリティの金利も同様に引き下げられ、それぞれ7.50%および5.50%となった。また、信用機関のレウ建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準が維持された。この決定は、持続可能な経済成長の達成に資するように、中期的に物価の安定を確保し維持するという観点から、制限性のある金融政策スタンスを適切に調整することを目的としたものである。

NBRは2024年度の残りの期間において、金融政策金利を6.50%で据え置いた。また、貸付ファシリティ金利は7.50%、預金ファシリティ金利は5.50%に、それぞれ据え置かれ、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率(それぞれ8%および5%)について、現行の水準を維持した。10月および11月に採択された決定は、インフレ動向および見通しの悪化、ならびに長期インフレ予測に関連する不確実性の高まりによって正当化された。NBR理事会の2024年度の決定では、持続可能な経済成長の達成につながる形で、中期的に物価の安定を確保し維持することを目指した。

## 2025年度

NBRはさらに、2025年1月、2月、4月および5月の金融政策金利を6.50%に据え置いた。NBRの貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利もそれぞれ7.50%および5.50%に据え置かれた。同時に、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率は、現行の水準(それぞれ8%および5%)が維持された。

今回の決定は、以下に列挙するように、現状および予想されるインフレ動向が再び悪化したこと、ならびにマクロ経済予測の長期的な見通しに伴う不確実性が高いことから、妥当とされた。

- ・ 年間インフレ率は、食品価格の大幅な上昇に加え、電力価格および燃料価格の引上げを背景に、2024年度最後の3ヶ月間に予想以上に上昇し（2024年12月には5.15%）、その後、2025年度最初の3ヶ月間には予想を下回り、3月には4.86%まで低下した。これは、燃料価格およびたばこ製品価格動向の低下ならびにコア・インフレの構成要素である食品以外の品目の価格動向の低下が、エネルギー価格、管理価格および加工食品価格の急騰により、影響面で一部相殺されたためである。
- ・ 年間調整後のCORE2インフレ率は、加工食品価格の上昇が2024年度下半期に加速したこと、および食品以外の物品・サービスにおいてディスインフレが鈍化したことから、2024年度最後の3ヶ月間には下落が止まり、予想を上回る5.6%で横ばいとなった。この指標は、2025年度最初の3ヶ月間に再び下落したが、予想より緩やかなペースで、3月には5.2%に達した。これは、構成要素である食品以外の品目によるディスインフレのベース効果および輸入価格動向の鈍化がさらなる下落要因となった一方で、一部の農業食品価格の上昇のほか、短期的なインフレ期待が高まる中で、一部の消費者物価に賃金コストの上昇が段階的に転嫁されたことにより、顕著な逆の影響が生じたためである。
- ・ 暫定データでは、高頻度指標が示唆するように、総需要の構成要素および主要セクターで複雑な動きが見られる中、2025年度最初の3ヶ月間の経済活動は、2月に予想されていた小幅な伸びと比べて停滞し、GDPの年間動向は、2024年度最後の3ヶ月間の0.5%から0.2%に低下すると指摘された。
- ・ 貿易赤字の年間増加率は、2024年度最後の3ヶ月間において幾分緩和した後、2025年度最初の3ヶ月間に再び大幅に加速したが、経常赤字の高い前年比増加率は、両四半期とも引続き拡大した。
- ・ 労働市場の緊張は、2024年度最後の3ヶ月間において高まったが、2025年度下半期の初頭には再び緩和すると思われた。名目総賃金の年間成長率は、2025年度最初の3ヶ月間に低下が鈍化し、2桁台を維持したが、産業の単位賃金コストの年間成長率は、2024年度最後の3ヶ月間に大幅に低下した後、当期において16.6%に上昇した。
- ・ 金融市場の状況は、2025年度最初の4ヶ月間は比較的安定していたが、その後、選挙情勢およびそれに伴う国内政治情勢の緊張による影響を強く受け、不確実性が高まり、予算再建およびマクロ経済全体の見通しに対する投資家の懸念が高まった。具体的には、1月から4月にかけてほぼ横ばいで推移していた主要な銀行間短期金融市場金利は、大統領選挙の第1回投票直後の数日間において大幅に上昇した。一方、国債利回りは、年初の水準まで下方修正された後、2月末以降比較的安定した期間を経て、比較的急激に上昇した。さらに、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、2月上旬にやや上昇し、その後2ヶ月間は同水準で推移する傾向が見られ、その後、大統領選挙の第1回投票後に大幅な上昇を記録し、新たな水準で推移する傾向が見られた。米ドル/ルーマニア・レウ為替レートは、国際金融市場における米ドル高傾向が強まったことから、さらに急激に上昇した。
- ・ 同年度上半期に更新されたマクロ経済予測では、特に短期的には2月、その後は予測期間の中間である5月に、インフレの見通しが連続して悪化したことが公表された。5月の予測では、年間インフレ率は、一部のベース効果および電力価格の上限設定制度の終了により、2025年9月までさらに変動すると予想されていた。年間インフレ率は、その後4四半期間にわたり、前回の予測を大幅に上回る水準で低下し、2026年9月以降に、目標の変動幅の上限をわずかに下回る水準まで低下した後、比較的一定で推移すると予想されている。したがって、年間インフレ率は、2025年度末には4.6%（前回の予測では3.8%）、2026年12月には3.4%（前回の予測では3.1%）まで低下し、その後2027年3月には3.3%に達すると予想されていた。
- ・ かかる低下は、ディスインフレのベース効果、ならびに輸入価格の伸びの鈍化および短期的なインフレ期待の下方修正の影響によるものと予想されていたが、前回予想よりも高くなる見通しである。マイナスの需給ギャップは、当年度中に生じて緩やかに拡大し、その後は緩やかに縮小すると予想され、これによりディスインフレの影響が遅れて生じる。
- ・ 主に商品価格の動向と相関しているエネルギー価格および食品価格の今後の動向、ならびに一部の中間財および最終財の国際価格に重大な影響を及ぼす可能性がある先進国における貿易政策措置に起因して、不確実性およびリスクが高まった。
- ・ 今後の財政・所得政策の姿勢について、現在の国内の政治情勢においても、一方では、同年度最初の3ヶ月間の予算執行、他方では、ECと合意した国家中期財政構造計画（以下「MTP」という。）および過剰財政赤字手続に基づく予算再建の必要性を受けて、不確実性が高まった。
- ・ さらに、プロジェクト実施のための厳しいマイルストーンおよび目標達成の条件により、EU基金（特にNGEUプログラム（次世代EUプログラム）に基づく。）の吸収および利用が、依然としてリスクの主要因となっている。

- ・（とりわけ中期的にインフレの進行を示唆する）経済活動の見通しに対する高い不確実性およびリスクは、ウクライナ戦争の長期化および中東情勢を考慮すると、外部要因から生じているが、特に米国の貿易政策および他の国々による報復措置によって生じる不確実性および潜在的影響が世界経済および国際貿易の動向に影響を及ぼす中で生じている。

NBRは、2025年度下半期の金融政策金利を6.50%に据え置き、貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利をそれぞれ7.50%および5.50%に据え置いた。信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率も、現行の水準（それぞれ8%および5%）が維持された。

この決定は、以下のとおり採択された。

- ・ 2025年7月における電力価格の上限設定制度の終了ならびに2025年8月におけるVAT税率および物品税の引上げによる直接的な一時的影響の下、年間インフレ率は2025年度第3四半期に著しく上昇し、2025年6月の5.66%から2025年9月には9.88%に達し、2025年度第4四半期にわずかに低下し、2025年12月には9.69%となった。
- ・ 年間調整後のCORE2インフレ率は、VAT税率の引上げのほぼ完全な消費者価格への転嫁を前提として、また特定セグメントへの需要の回復および短期的なインフレ期待の水準の高まりの中で、2025年度第3四半期に加速し、2025年6月の5.6%から2025年9月には8.1%に上昇した。加えて、年間コア・インフレ率の上昇は、電力価格および燃料価格の高騰という間接的な影響に起因して一層の影響を受け、依然として高水準の賃金コストの推移、また一部の農業食品の商品価格およびユーロ/ルーマニア・レウ為替レートの上昇により引続き加速した。このような背景により、年間コア・インフレ率は、2025年度第4四半期にも引続き上昇し、2025年12月には8.5%に達した。
- ・ 2025年度下半期にNBRにより更新された中期マクロ経済予測によれば、年間インフレ率は、2025年7月における電力価格の上限設定制度の終了ならびに2025年8月におけるVAT税率および物品税の引上げによる直接的な影響のために、2026年度半ばまで高水準で推移すると予想されている。しかしながら、年間インフレ率は、ベース効果を背景に、2026年度第3四半期において急激に低下し、またその後は、財政再建が進捗する中で、基調的なディスインフレ圧力（特に総需要不足に起因するもの）の高まりを背景に、徐々に低下する（2025年11月期インフレ報告書によれば、2026年12月には3.8%、2027年9月には2.3%に達する。）と予想されている。2026年度半ばまではインフレ率が高水準であるために消費者の購買力が低下することから、また総需要構造が2024年度と比較して、個人消費が減少する一方で投資の寄与が高まることから、予測期間にわたって大幅に改善し、潜在的なGDPの推移にも影響を及ぼすと見込まれていることから、さらなる影響も短期的に予想されている。

このような状況により、2025年度第3四半期において発生したインフレ率上昇に起因する二次的影響のリスクが大幅に低減され、適用される規制に関連し、食品価格および天然ガス価格の短期的な動向に起因するリスクを考慮したあらゆる動向についての警戒および監視を必要とした。

しかしながら、ECと合意したMTPおよび過剰財政赤字手続に基づく2026年度以降の予算再建を継続するために今後採択される可能性のある措置には、依然として不確実性が伴う。（中期的にインフレの進行を示唆する）経済活動の見通しに対する重大な不確実性およびリスクが、一方では地政学的紛争の深刻化ならびに国際貿易摩擦、また他方ではEU諸国における防衛およびインフラへの投資支出拡大計画を前提として、外部環境からさらに生じている。また、EU基金（すなわち、NGEUプログラム（次世代EUプログラム）に基づく基金）の吸収および利用が、依然としてリスクの要因となっている。

## 2026年度

2026年1月および2月、NBRは金融政策金利を6.50%に据え置き、貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利もそれぞれ7.50%および5.50%に据え置いた。また、信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率も、現行の水準（それぞれ8%および5%）が維持された。これらの決定は、インフレの動向と短期的な見通しが供給サイドの要因の影響を受け、予測に比べて悪化し続けている一方で、財政再建の進展に伴い、特に総需要といった基礎的要因から長期的にはディスインフレ圧力がますます強まると予想され、これにより二次的影響のリスクが低減する見込みであることから採択された。具体的には以下のとおりである。

- ・ 2025年10月、年間インフレ率は緩やかな下降傾向に転じ、燃料価格や変動の激しい食料品価格の動向が大幅に低下したことを受け、2025年9月の9.88%から同年12月には9.69%まで低下した。一方、調整後の年間CORE2インフレ率はさらに上昇し、2025年12月には8.5%となった。これは、賃金コストの動向や高水準の短期インフレ予測による持続的な影響に加え、過去の電気料金値上げによる間接的な影響、一部

の農業食品の商品価格の上昇、およびユーロ/ルーマニア・レウ為替レートの上昇が重なったためである。

- 2月に更新された中期予測では、特に予測期間の中盤において、インフレの見通しの悪化が示された。したがって、主にエネルギー部門におけるベース効果や商品価格の上昇を背景に、2026年度第2四半期の年間インフレ率はより大幅に上昇すると予想された。同時に、電力価格の制限撤廃や付加価値税率の引き上げによる直接的な影響が弱まることに伴い、2026年度第3四半期にはインフレ率が大幅に低下した後、インフレの動向は以前の予想よりも高い軌道で再び低下が始まると見込まれている。したがって、年間インフレ率は2026年6月に9.8%、同年12月に3.9%に達し、2027年度末までに2.9%まで低下すると見込まれている。
- さらに、地政学的緊張を背景に、エネルギー価格の今後の推移に関する不確実性を踏まえると、供給サイドの要因に起因するリスクバランスは依然として上振れ傾向にある。
- 2025年度下半期には、個人消費の減速に伴いマイナスの需給ギャップが大幅に拡大する見込みである一方、需要面からのディスインフレ圧力が顕在化するまでには時間的ラグが生じること、また一部のセクターでは2026年度第1四半期にかけても賃金コストの上昇圧力が依然として高い水準で続くことから、当面の間、基礎的なインフレ圧力は中立的、あるいはごくわずかにディスインフレ傾向を示すと予想された。しかし、財政再建の進展に伴い2026年を通じてマイナスの需給ギャップが拡大し、2027年にはわずかに縮小するものの依然として相当な水準に達すると見込まれることから、基礎的な物価圧力は2026年下半期にディスインフレ圧力を強め、その後も著しいディスインフレ圧力を維持すると予想された。
- こうした状況は、2026年度第2四半期に予想される年間インフレ率の一時的な上昇による二次的影響のリスクを大幅に低減させるものではあるが、過去数年間のインフレ動向も踏まえ、あらゆる動向を注視する必要がある。
- しかし、ECと合意したMTPおよび過剰財政赤字手続（EDP）に沿って、2026年以降も財政赤字を持続可能な減少軌道に維持するために将来的に採択される可能性のある措置については、さらなる不確実性が伴っていた。
- 地政学的紛争や世界的な貿易摩擦に加え、EU諸国における防衛・インフラ投資の拡大計画も相まって、外部環境からはさらなる経済活動の先行きに対する重大な不確実性およびリスク、ひいては中期的なインフレ動向が生じていた。同時に、欧州基金、とりわけNGEUプログラムに関連する資金の吸収と活用も、依然として重要なリスク要因であった。

2026年4月および5月、NBRは金融政策金利を6.50%に据え置き、貸付ファシリティおよび預金ファシリティの金利もそれぞれ7.50%および5.50%に据え置いた。信用機関のレウ建債務および外貨建債務に対する最低預金準備率（それぞれ8%および5%）も維持された。これらの決定は、インフレの動向と短期的な見通しが供給サイドの要因の影響を受け、予測に比べてさらに悪化している一方で、財政再建の進展に加え、中東戦争に起因するエネルギー危機という状況下においても、特に総需要といった基礎的要因から長期的にはディスインフレ圧力がますます強まると予想され、これにより二次的影響のリスクが低減する見込みであることから採択された。

- 2026年3月に年間インフレ率は上昇し、その結果、2026年度第1四半期全体のインフレ率は2025年12月の9.69%から9.87%に上昇した。これは、中東における戦争を背景とした燃料価格の大幅な上昇に加え、変動の激しい食料品およびタバコ製品の価格動向が緩やかに上昇した影響が、天然ガスおよび電力価格の著しい下落やコア・インフレ率のわずかな鈍化による影響をある程度上回ったためである。
- 調整後の年間CORE2インフレ率は、2026年初頭に緩やかな低下傾向に転じ、2025年12月の8.5%から3月には8.2%に低下した。これは、ディスインフレのベース効果や、一部の農業食品の商品価格および輸入物価の動向の低下に加え、消費者需要の減退も影響したためである。
- 5月に更新された中期予測によると、予測期間の前半において、インフレの見通しは前回の予測に比べて悪化した。したがって、2026年度第2四半期の年間インフレ率は、以前の予想を上回る水準まで上昇すると見込まれ、2026年度第3四半期にはベース効果による急激な下方修正を経た後、より高い軌道で低下を再開し、2027年度第3四半期には目標変動幅内に再突入するとされたが、これは以前の想定より1四半期遅れることになる。しかし、その後は以前予想されていた水準に戻り、徐々に低下し続けると見込まれた。これに伴い、年間インフレ率は2026年度中盤に10.3%に達し、2026年12月には5.5%となり、その後2028年3月には2.7%まで低下すると予想された。
- インフレの見通しの悪化は、中東紛争に伴う石油・天然ガス価格の高騰を背景とした燃料費の高騰がもたらすと予想される影響によるものである。これらは、エネルギー部門において同期間に生じると予想

されるマイナスのベース効果に加え、非世帯消費者を対象とした天然ガス市場の自由化（2027年4月1日以降）および同年半ばに実施される基礎食料品の利幅制限撤廃による影響と重なることが見込まれるが、エネルギー危機の影響から企業や家計を保護するための措置によって、その影響はわずかに相殺される予定である。

- ・ 同時に、供給サイドの要因に起因するリスクバランスは、少なくとも短期的には依然として上振れ傾向にある。特に、中東における戦争を背景とした原油価格やその他の商品価格の動向に伴う不確実性に加え、最近の自国通貨安も相まって、国内への直接的・間接的な影響がより大きくなる可能性があるためである。
- ・ 2025年度第4四半期の総需要不足が予想以上に拡大したことを踏まえると、基礎的な要因は近い将来、ごくわずかなディスインフレ圧力を及ぼすと予想されていた。しかし、特にコア・インフレの持続性が高まっている状況下では、マイナスの需給ギャップや消費需要の減退によるディスインフレ圧力が顕在化するまでに時間的ラグが生じること、さらに今年度第1四半期には民間部門の賃金・コスト動向が一時的に再加速する可能性が高いことも考慮された。
- ・ しかし、財政再建の進展に加え、世界的なエネルギー危機という状況も相まって、2026年前半にはマイナスの需給ギャップがさらに拡大し、その後は極めて緩やかなペースで縮小すると見込まれたため、長期的な視点では、根底にあるディスインフレ圧力が強まると予想された。その結果、需給ギャップは以前の予測よりも大幅に低い水準まで低下し、予測期間を通じてその水準にとどまると見込まれた。さらに、2026年には、民間消費を犠牲にした投資により経済活動の成長に占める寄与度が引き続き高まることで、総需要の構造がさらに改善する見通しであり、これは中期的な潜在GDPの推移にも影響を及ぼすことが見込まれる。
- ・ こうした状況下では、2026年度第2四半期に予想される年間インフレ率のより大幅な上昇による二次的影響のリスクは大幅に低下していたが、あらゆる動向を注視する必要がある。
- ・ 国内政治情勢における緊張の高まりは、ECおよび過剰財政赤字手続に基づき合意されたMTPに沿って、本年度以降も財政再建を継続するための将来的な措置に関する不確実性の増大をもたらした。しかし、経済活動の見通し、ひいては中期的なインフレ動向に対する高い不確実性およびリスクは、中東紛争と世界的なエネルギー危機に起因しており、欧州基金、特にNGEUプログラムに関連する資金の吸収と活用も、依然として重要なリスク要因であった。

### 予想される今後の金融政策の展開

NBRは、より長期的にインフレ期待を落ち着かせ、持続可能な経済成長の達成に資するような方法で、年間インフレ率を持続的に2.5% ± 1%の目標内に戻すという観点から、金融政策のパラメーターをさらに設定する。インフレの動向および見通しならびにその決定要因は、インフレの見通しに対するリスクバランスとともに、今後の金融政策決定の重要な要因となる。

### 貸付プロセスの動向

#### 2021年度

民間部門向けと信の年間成長率は、2021年度最初の2ヶ月間も比較的堅調に推移し、2020年度末の水準（2021年2月に5.3%）前後で推移した。2021年3月以降、貸付金の伸びは大幅に回復し、5月には2桁台の水準（10.1%）に達し、2021年12月には14.8%（2009年5月以来の最高値）まで増加した。

経済活動が回復し、政府の支援プログラムや金利水準の引下げの結果、国内通貨建貸付金の伸び率はさらに上昇した（2020年12月の8.5%から2021年12月には19.6%となった。）。外貨建貸付金（ユーロ建て）は、2021年度第1四半期には年間ベースで減少した（2021年3月にはマイナス5.0%）が、2021年7月以降は再びプラスに転じ、2021年12月には2.2%となった。このような背景から、民間部門向けと信総額に占めるレウ建貸付金の割合は上昇を続け、2021年12月には72.4%に達した。部門レベルでは、レウ建ての中長期貸付金の寄与により、非金融法人向け貸付金の伸び率がさらに加速した（2020年12月の5.3%から2021年12月には19.8%となった。）。家計向け貸付金の年間変動率は、2月までは緩やかな低下が続いたが（2020年12月の4.8%から4.3%となった。）、住宅ローンの好調な伸びの影響を受けて、また消費者信用が大幅なプラス水準に戻った結果、3月には軌道修正し、12月には9.7%まで緩やかに上昇した。

#### 2022年度

民間部門向け与信の年間成長率は2022年度上半期にさらに上昇し、2022年6月には（2021年12月の14.8%から）2009年4月以来の最高水準となる17.5%に達した。しかしながらその後は徐々に低下に転じたものの、依然として2桁台の伸びを記録した（2022年12月には12.1%となった。）。この減速は国内通貨建貸付金の著しい減少を反映しており、上半期に6年ぶりの高水準となる20%で推移した後、金利上昇および貸付基準の厳格化を背景に、一転して2022年12月には6.6%まで低下した。外貨建貸付金は、非金融法人向け貸付金の増加を背景に、力強い回復を見せた（2021年12月の2.2%から2022年12月には26.7%となった。）。その結果、民間部門向け与信総額に占めるレウ建貸付金の割合は10年間の上昇が止まり、2021年12月の72.4%から2022年12月には68.8%に低下した。

全体として、非金融法人向け貸付金の年間成長率は、外貨建貸付金の伸びが大幅に加速し、レウ建貸付金の割合が持続的に上昇する中、2022年度上半期を通じて上昇基調を維持した（2021年12月の19.8%から2022年6月には25.8%に上昇した。）が、その後停滞し、レウ建貸付金により2022年12月には18.8%に低下した。家計向け貸付金は年初に転換点を迎え、その後、住宅ローンおよび消費者信用の減少（前者による影響の方がやや顕著であった。）に牽引され、2022年度末には4.3%まで鈍化した。

### 2023年度

民間部門向け与信の年間成長率は、2023年度最初の9ヶ月間において低下し、2022年12月の12.1%から2023年9月には4.5%に低下し、2023年度第4四半期には緩やかに上昇し、2023年12月には6.4%に達した。年間成長率は、主にレウ建貸付金により牽引され、前年同期比の成長は（2022年12月の6.6%から）2023年度第2四半期には実質的に止まり、2023年度最後の3ヶ月間にわずかに上昇し、2023年12月には5.8%となった。また、外貨建与信（ユーロ建て）の成長率は、2023年度第2四半期に低下し2022年12月の26.7%および2023年4月の30.2%から、2023年12月には7.3%となった。

非金融法人向け貸付金の年間成長率は、2022年12月の18.8%から2023年度最初の9ヶ月間で引続き低下したものの、2023年度第4四半期に一時的に上昇して10.3%となった。一方で、家計向け貸付金の成長率は（2022年12月の4.3%から）2023年度上半期に減速し、主に住宅購入向け貸付金を背景に、2023年度第3四半期には失速したが、2023年12月31日現在では1.4%とわずかに上昇した。

### 2024年度

民間部門向け与信の年間成長率は、最初の3ヶ月間において低下し、（2023年12月の6.4%から）3月には4.7%となったが、2024年度のその後の3四半期間に上昇し、2024年12月には8.9%に達した。外貨建貸付金の年間成長率は、2024年度第1四半期において急低下し、（ユーロ建残高ベースで、2023年12月の7.3%から2024年3月には0.7%となった。）その後、やや高い水準（2024年12月には3.3%）で推移した一方、レウ建貸付金の成長率は10月には11.7%と着実に上昇し続け、その後、ほぼ横ばいとなった（2023年12月の5.7%から2024年12月には11.4%となった。）。

部門別では、2024年度の民間部門向け与信の成長率パターンは、主に非金融法人向け貸付金により形成されていた。非金融法人向け貸付金の年間成長率は年初に再び低下し、（2023年12月の10.3%から）2024年3月には5.1%に達したが、その後回復し、10月には7.6%、12月には7.2%となった。レウ建貸付金の成長率は、2024年1月に低下し（2023年12月の8.8%から6.1%となった。）、8月までほとんど変化はなかったが、その後増加し、10月には11.2%、12月には9.6%となった。また、外貨建貸付金の年間成長率は、2024年度第1四半期に再び低下が加速し（2023年12月の11.6%から3月には2.6%となった。）、その後年内は概ね横ばいとなった（2024年12月には4.3%）。

家計向け貸付金の年間成長率は、特に消費者貸付金を中心としたレウ建与信（2023年12月の3.8%から2024年12月には13.0%となった。）の成長の上昇に加え、住宅ローンも寄与したことにより、年間を通じて着実な上昇（2023年12月の1.4%から2024年12月には9.2%となった。）を続けた。外貨建与信は、ほぼ継続的に年間の縮小幅が拡大した（2023年12月のマイナス13.7%から2024年12月にはマイナス18.2%となった。）。

### 2025年度

民間部門向け与信の年間成長率は、同年度最初の5ヶ月間において上昇し、2024年12月の8.9%から2025年5月には9.7%に達し、その後、徐々に低下し、2025年12月には6.2%となった。レウ建貸付金の年間成長率は、2025年を通じて低下し、2024年12月の11.4%から2025年12月には3.5%となった。一方、外貨建貸付金の成長率は、ユーロ建の残高ベースで、2024年12月の3.3%から2025年度末現在には9.9%に上昇した。

全体として、家計向け貸付金の年間成長率は、2025年度最初の7ヶ月間を通じて上昇基調を維持し続けたが、そのペースは前年比で大幅に鈍化し（2024年12月の9.2%から2025年7月には10.0%に達した。）、2025年8月には方向が変わったものの、徐々に低下し、2025年12月には8.3%となった。消費者貸付金の高い伸び率が年間を通じて低下し、住宅ローンの成長率が、8四半期連続で上昇した後、同年度最後の3ヶ月にわずかに低下した中で、レウ建貸付金の成長率は、2025年度最初の7ヶ月間には上昇基調が止まり、概ね横ばいで、2025年7月には12.8%となり、その後、徐々に低下して（2024年12月の13.0%と比較して）2025年12月には10.4%となった。外貨建与信の年間の縮小幅は緩和し、2024年12月のマイナス18.2%から2025年12月にはマイナス15.4%となった。

非金融法人向け貸付金の年間成長率は、多少の変動はあるものの、2025年度最初の5ヶ月間において引続き上昇し、（2024年12月の7.2%から）2025年5月には9.0%に達したが、12月には3.5%に低下した。これは、レウ建貸付金の成長率が急激に低下した（2024年12月の9.6%から2025年12月にはマイナス8.3%となった。）一方、外貨建貸付金の年間成長率が上昇したためである（2024年12月の4.3%から2025年12月には15.4%となった。）。

## 2026年度

民間部門向け与信の年間成長率は、2025年度下半期の減少傾向に歯止めがかかり、2026年度最初の3ヶ月間には緩やかに上昇し、前年度末の6.2%から3月には7.1%まで上昇した。この回復は、非金融法人向け貸付金の伸び率が2025年度末の3.5%から3月には5.8%に再び上昇したことに牽引されたものであり、これはレウ建貸付金と外貨建貸付金の両方を背景としている。同時に、家計向け貸付金の成長率は緩やかに低下し続け、2025年12月の8.3%から3月には7.9%となったが、これは主にレウ建の消費者貸付金およびその他貸付金の成長率の低下に起因している。

## インフレ率、目標インフレ率および金融政策金利

下表は、2021年から2026年3月までの各四半期末現在の四半期インフレ率、年間目標インフレ率および金融政策金利を示している。

期末	インフレ率	目標インフレ率	金融政策金利
(単位：%)			
2021年3月	3.05	2.5	1.25
2021年6月	3.94	2.5	1.25
2021年9月	6.29	2.5	1.25
2021年12月	8.19	2.5	1.75
2022年3月	10.15	2.5	2.50
2022年6月	15.05	2.5	3.75
2022年9月	15.88	2.5	5.50
2022年12月	16.37	2.5	6.75
2023年3月	14.53	2.5	7.00
2023年6月	10.25	2.5	7.00
2023年9月	8.83	2.5	7.00
2023年12月	6.61	2.5	7.00
2024年3月	6.61	2.5	7.00
2024年6月	4.94	2.5	7.00
2024年9月	4.62	2.5	6.50
2024年12月	5.14	2.5	6.50
2025年3月	4.85	2.5	6.50
2025年6月	5.66	2.5	6.50
2025年9月	9.88	2.5	6.50
2025年12月	9.69	2.5	6.50
2026年3月	9.87	2.5	6.50

出典：NIS、NBR

**通貨供給量**

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在の主要な通貨供給量を示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(単位：百万ルーマニア・レウ)				
M1(狭義流動性) - 合計	406,773.3	398,074.2	409,346.8	448,265.5	481,582.3
流通通貨	96,100.3	101,298.4	110,214.9	125,784.0	137,658.9
翌日物預金	310,673.0	296,775.8	299,131.9	322,481.5	343,923.4
M2(中間流動性) - 合計	564,423.0	603,042.0	666,387.1	741,796.2	795,408.3
M1	406,773.3	398,074.2	409,346.8	448,265.5	481,582.3
約定満期2年以内の預金	157,649.7	204,967.9	257,040.4	293,530.7	313,826.0
M3(広義流動性)	564,423.0	603,042.0	666,387.1	741,796.2	795,408.3
M2	564,423.0	603,042.0	666,387.1	741,796.2	795,408.3
M1(狭義流動性) - 合計	406,773.3	398,074.2	409,346.8	448,265.5	481,582.3

出典：NBR

**金利****2020年度**

銀行システムの正味の流動性余剰は、年初に再び拡大し、さらに預金取扱操作を通じてNBRにより吸収されたが、COVID-19パンデミックが拡大する中で国際金融市場のボラティリティが悪化し、流動性選好が急激に高まったことから、3月には急速に縮小し、銀行の正味流動性ポジションは大幅にマイナスとなった。流動性不足は、2020年度第2四半期中も著しく、NBRにより主にレポ操作および流通市場での国債の買切りを通じてカバーされた。流動性不足はその後も継続したが、NBRがレポ操作に加え、国債の買入れを通じて信用機関への流動性供給を継続する等の多少の変動の中で、徐々に減少した。しかし、これは、2020年9月および2020年10月にNBRの貸出ファシリティに頼る銀行の動きが一時的に増加し、流動性状況の引締めが示唆されたことに関連して、2020年度第2四半期と比較すると小規模であり、また慎重な方法で行われた。2020年11月以降、流動性状況は、NBRのレポ操作により相対的に正常化し、2020年度第4四半期末にかけてわずかな緩和が見られた。

このような背景から、翌日物銀行間金利は、2020年度最初の4ヶ月間中約2.5%とほぼ一定であり、第1四半期の大半は政策金利に近い水準で推移し、2020年5月および2020年6月には政策金利に沿って低下した。その後は（2020年8月にNBRが貸出ファシリティ金利を2%に引き下げた後も）特に2020年10月に貸出ファシリティ金利に接近し、概ねその前後で推移したが、2020年11月から2020年12月にかけて金融政策金利に向かって低下した。

一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、年初に再上昇し、第1四半期の大半はやや下降傾向で推移した後、3月中旬に比較的急激な上昇に見舞われた。しかし、3月20日のNBRによる金融政策決定の後、急速かつ比較的大幅な下方修正が行われ、またその後の金融政策金利の引下げも受けて、2020年8月まで緩やかな低下傾向が続いた。その後は、2020年度末までほぼ安定的に推移した。

ノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、年初に一時的に上昇したが、その後は再び低下傾向に転じ、2020年12月に過去約3年半で最低水準の5.42%（2019年12月比1.29%低下）に達した。非金融法人向けの新規貸出金利の場合は、IMMインベスト・ルーマニア・プログラム（中小企業による銀行貸出へのアクセスを支援するために国家の保証および補助金を提供するもので、COVID-19に対処するために採用されている。）との関連もあり、やや急激に低下し、2019年12月以降1.15%低下して4.64%となった。家計向けの新規貸出平均金利は、0.93%低下して6.67%となった。新規定期預金の平均金利は、家計部門（0.43%低下の1.55%）および非金融法人部門（0.85%低下の1.51%）における低下を反映して、年間0.73%低下し、2020年12月には1.52%となった。

**2021年度**

2020年度末にかけて見られた短期金融市場の流動性状況の緩和は、財務省のオペレーションによる大規模な注入により流動性余剰が増加し、預金ファシリティを通じてNBRにより吸収されたことから、2021年1月にはよ

り顕著になった。世界的な金融市場のボラティリティの高まりに関連して、銀行システムの正味流動性ポジションは、2021年2月に大幅に縮小し、2021年3月にはマイナスにさえ転じたため、NBRは、NBRの貸出ファシリティに頼る銀行が一時的に増加したことに関連して、信用機関に対する慎重な方法で（レポ操作およびより小規模ではあるが、国債の買入れを通じて）流動性を供給することとなった。過剰流動性は、財務省による多額の準備金の注入により、2021年度第2四半期の初頭に短期金融市場に戻り、当初はNBRの預金ファシリティを通じて、また時には1週間物預金取扱操作を通じて放出された。2021年度第3四半期に、NBRは、短期金融市場の過剰流動性の放出において1週間物預金取扱操作の機能を拡大し、8月には固定金利・全額割当入札の形式による週単位での実施を開始した。自発的要因による縮小の影響が支配的な中、流動性状況は、2021年度第3四半期末以降引き締められた。2021年度第4四半期には、上半期に発生した一時的な準備金不足がNBRの貸出ファシリティを通じてカバーされた一方で、流動性余剰は1週間物預金取扱操作を通じて放出された。期末にかけて、銀行の正味流動性ポジションが不足に転じる中、NBRは担保権実行操作を通じて流動性を供給した。

このような背景から、翌日物銀行間金利は年初に低下し、その後3四半期間は金融政策金利を下回る傾向が続いた。その後、翌日物銀行間金利は上昇し、金利コリドーの上半分にとどまった。

一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、より顕著な変動期間の後、来期の政策金利引上げを銀行が期待する中で2021年8月に上方修正され、9月末にさらに上方修正された。同ROBOR金利は、政策金利の引上げに加え、流動性状況の引締めおよび政策金利のさらなる引上げへの期待から、2021年度第4四半期に上昇傾向が加速した。

2021年1月から2021年9月までの期間中、銀行間金利の全般的な低下傾向を背景に、ノンバンク顧客向け新規定期預金の平均金利は低下し、同年度下半期には過去4年間で最低の水準に達した。2020年12月との比較では、新規定期預金の平均金利は0.34パーセント・ポイント低下して1.18%となり、この低下傾向は家計部門（0.41パーセント・ポイント減の1.14%）および非金融法人部門（0.32パーセント・ポイント減の1.19%）の両方において特徴的であった。主要な貸出区分の金利も同期間に低下傾向をたどったが、部門別の金利の総合指標の動向は、貸出フロー構造の変化による影響も受けた。このため、9月におけるノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、2020年12月の水準から0.17パーセント・ポイント低下して5.24%となった。家計向けの新規貸出平均金利は、2020年12月から0.33パーセント・ポイント低下して2021年9月には6.34%となった。非金融法人向けの新規貸出平均金利は、2021年1月から9月期に目に見えて低下し、0.69パーセント・ポイント低下の3.95%（過去4年間で最低水準）となった。

2021年10月から2021年12月までの期間において、ノンバンク顧客向け新規定期預金の平均金利は、金融政策金利および銀行間金利が上昇した結果、2021年9月と比較して累積で0.68パーセント・ポイント上昇し1.86%となった。上昇幅は非金融法人向けの場合に大きく（2021年12月に0.82パーセント・ポイント増の2.01%）、家計向けではより緩やかであった（2021年12月に0.27パーセント・ポイント増の1.41%）。同期間中のノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、ほぼ横ばいとなり（12月において5.26%）、2つの部門で動向が分かれた。したがって、非金融法人向けの新規貸出平均金利は、9月比0.63パーセント・ポイント上昇の4.58%となったが、家計向けの新規貸出平均金利は、引続き低下して9月比0.32パーセント・ポイント低下の6.02%となった。

## 2022年度

NBRは、1年の大半を通じて短期金融市場の流動性を厳格に管理した。したがって、2021年度末における財務省のオペレーションから生じた流動性注入の増加を背景に、NBRは、1月に1週間物預金取扱操作を再開した。3月以降、特に中東欧の金融市場に対する投資家心理の急激な悪化およびウクライナにおける紛争の勃発に伴う流動性選好の高まりの中で再浮上した多大な流動性不足を補うために、NBRは、主に信用供与に加えて二国間レポ操作を利用した。2022年度の最後の数ヶ月間に、当該地域における金融市場に関連するリスクの認識が改善し、レウへの投資の相対的な魅力が高まるとともに、政策金利も引き上げられる中、流動性ポジションは再びプラスに転じ、余剰は中央銀行による預金ファシリティを通じて放出された。

翌日物銀行間金利は、2022年度第4四半期半ばまで貸出ファシリティ金利に近い水準で上昇および推移し、同金利に合わせて上昇した後、中央銀行により2023年1月までさらに引き上げられた金利コリドーの下限まで低下した。一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、NBRの利上げおよび流動性状況の引締めのみならず、さらなる主要金利引上げへの銀行の期待の結果、2022年度最初の3四半期間に上昇傾向を強めた。その結果、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、10月に13年ぶりの高水準に達し、その後は低下傾向にあったものの、政策金利を上回って推移した。全体として、3ヶ月物ROBOR金利の平均は、2021年12月の2.83%から2022年12月には7.66%に上昇した。

2022年度中、金融政策金利および銀行間金利の上昇を背景に、ノンバンク顧客向けの新規貸出平均金利は、4.40パーセンテージ・ポイント上昇して9.66%となった。新規定期預金の平均金利は、4.86パーセンテージ・ポイント上昇して2022年12月には6.71%となった。新規貸出平均金利は、家計部門（3.39パーセンテージ・ポイント増の9.41%）および特に非金融法人部門（5.38パーセンテージ・ポイント増の9.96%）の両方で上昇した。2022年12月における新規定期預金の平均金利は、家計向けで5.73パーセンテージ・ポイント上昇の7.14%、非金融法人向けで4.49パーセンテージ・ポイント上昇の6.50%となった。

### 2023年度

短期金融市場における流動性の黒字は2023年度に著しく増加し、預託機関を通して中央銀行によってさらに吸収された。翌日物銀行間金利は金利レンジの下限付近にとどまった。3ヶ月物から12ヶ月物ROBOR金利は、金利レンジの下半分に入った後、年初から低下を続けたが、その後は減速し、8月から同年度末までの間、2023年度最後の3ヶ月間の若干の小幅な低下を除いて、ほぼ一定の水準を維持した。

2023年度において、ノンバンク顧客の新規貸出および新規定期預金の平均金利は、比較的緩やかに低下し、前年の上昇幅と比較して大幅に低下した。

具体的には、2023年12月の新規貸出平均金利は1.01パーセンテージ・ポイント低下して8.63%となり、家計向けの新規貸出平均金利は0.82パーセンテージ・ポイント低下して8.58%となり、非金融法人向けの新規貸出平均金利は1.24パーセンテージ・ポイント低下して8.69%となった。一方、新規定期預金の平均金利は、非金融法人向け（0.98パーセンテージ・ポイント減の5.52%）および家計向け（1.26パーセンテージ・ポイント減の5.89%）ともに低下し、1.07パーセンテージ・ポイント低下して5.64%となった。

### 2024年度

短期金融市場の流動性余剰は、NBRにより預金ファシリティを通じてさらに吸収されたため、2024年度初頭に引続き拡大し、同年度上半期には非常に多額になったが、同年度下半期には比較的急速に縮小した。特に第4四半期は、世界的なリスク選好度のボラティリティの高さが背景にあったが、11月および12月上旬の選挙イベントに関連した不確実性もあり、財政状態および対外姿勢に対する金融投資家の懸念が一時的に高まった。このような背景から、短期金融市場金利は、NBRの預金ファシリティ金利（7月と8月にNBRにより0.25パーセンテージ・ポイントずつ引き下げられた。）に近い水準で推移し、2024年度最後の3ヶ月間の後半には緩やかながらも上昇を繰り返した。

一方、3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、2024年度上半期中は準直線的に推移し、7月と8月のNBRの主要金利の引下げに応じて低下した後、しばらくは比較的安定していたが、11月後半に大幅に上昇し、新たな水準で安定した。

2024年度において、ノンバンク顧客向けの新規貸出および新規定期預金の平均金利は、2023年12月時点と比較して低下し、それぞれ0.92パーセンテージ・ポイント減の7.71%および0.64パーセンテージ・ポイント減の5.00%となった。部門別では、その他の部門と比べ、家計向けにおいて比較的低下幅が大きかった。その結果、家計向けの新規貸出の平均金利は1.23パーセンテージ・ポイント減の7.35%となり、非金融法人向けの新規貸出平均金利は0.43パーセンテージ・ポイント減の8.26%となった。一方、家計向けの新規定期預金の平均金利は1.08パーセンテージ・ポイント減の4.82%となり、非金融法人向け部門については0.43パーセンテージ・ポイント減の5.09%となった。

### 2025年度

2025年度最初の4ヶ月間において、超短期金融市場金利は、引続きNBRの預金ファシリティ金利をわずかに上回る水準で変動した。これは、短期金融市場の流動性余剰が再増幅され、NBRにより常備預金ファシリティを通じてさらに放出されたためである。金利は、2025年5月の大統領選挙の第1回投票直後の数日間で金利コリドーの上半分まで上昇し、6月上旬までこれを維持した後、低下し始め、7月には預金ファシリティ金利付近の水準に戻った。これは、5月前半の選挙イベントに伴う短期金融市場の流動性状況の変化を反映したもので、これにより不確実性が高まり、多額の資本が流出したが、その後、国内の政治的緊張が緩和され、是正的な財政措置が採択されたことも背景に、予算再建の見通しに対する金融投資家の期待が高まった。同年度下半期において、NBRにより預金ファシリティを通じて資金が放出され、金融市場において流動性余剰が増加する中で、超短期金融市場金利は、金利コリドーの下限をわずかに上回る水準で調整された。

3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、2025年度最初の4ヶ月間においては比較的安定していたが、とりわけ短期金融市場の流動性状況の見通しに対する銀行の期待が変化したことから、2025年5月の大統領選挙の第1回投

票の翌週に大幅に上昇した。その後、金利は7月に大幅に下方修正されたが、その後、段階的に引き下げられ、同年度末現在、4月を上回る水準を維持している。

2025年度において、ノンバンク顧客向けの新規貸出および新規定期預金の平均金利は低下傾向が止まり、2025年12月には2024年12月と比較してわずかに上昇し、新規貸出については0.23パーセンテージ・ポイント増の7.94%に、新規定期預金については0.49パーセンテージ・ポイント増の5.49%となった。非金融法人向けの新規貸出および新規定期預金の平均金利は0.29パーセンテージ・ポイント増の8.55%となり、新規定期預金の平均金利は0.45パーセンテージ・ポイント増の5.54%となった。家計向けの新規貸出平均金利はわずかに0.13パーセンテージ・ポイント増の7.48%となった一方、新規定期預金の平均金利は0.58パーセンテージ・ポイント増の5.39%となった。

## 2026年度

2026年度最初の5ヶ月間において、超短期金融市場金利は、NBRにより預金ファシリティを通じて資金が放出され、金融市場において流動性余剰が潤沢な中で、引き続き金利コリドーの下限をわずかに上回る水準で変動した。

3ヶ月物から12ヶ月物のROBOR金利は、1月に下落ペースを加速させ、2月にもペースは鈍化したものの下落を続けた。3月上旬、中東戦争の勃発を受けて、特に同地域の金融市場に対する投資家心理が急激に悪化したことを受け、ROBOR金利は顕著に上昇し、その後もその新たな水準で推移した。

2026年度最初の3ヶ月間において、ノンバンク顧客向けの新規貸出の平均金利は概ね横ばいで、3月には7.92%となった。一方、新規定期預金の平均金利は0.20パーセンテージ・ポイント低下し、5.29%となった。部門別に見ると、非金融法人向けの新規貸出の平均金利は3月に8.62%へと小幅に上昇した（2025年12月と比較して0.07パーセンテージ・ポイント上昇）。一方、同部門の新規定期預金の平均金利は0.11パーセンテージ・ポイント低下し、5.43%となった。家計向けの場合、新規貸出の平均金利は7.62%とやや上昇した（2025年12月と比較して0.14パーセンテージ・ポイント上昇）。一方、新規定期預金の平均金利は下方修正（0.38パーセンテージ・ポイント減の5.02%）された。

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在の主要な資金調達金利を示している。

NBR - 主要な資金調達金利（国内通貨オペレーション）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(単位：%)					
政策金利	1.50	1.75	6.75	7.00	6.50	6.50
貸付ファシリティ金利	2.00	2.50	7.75	8.00	7.50	7.50
預金ファシリティ金利	1.00	1.00	5.75	6.00	5.50	5.50

出典：NBR

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在の貸出および定期預金の年平均金利を示している。

NBR - 年利（国内通貨オペレーション）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(単位：%)					
個人向け 貸出	6.83	6.24	8.76	9.22	8.51	8.13
定期預金	1.82	1.70	6.18	6.47	5.19	5.28
非金融法人向け 貸出	4.80	4.81	10.20	8.95	8.31	8.90
定期預金	1.59	1.90	6.78	5.63	4.91	5.57
合計						

貸出	6.06	5.66	9.33	9.11	8.43	8.40
----	------	------	------	------	------	------

出典：NBR

## 外国為替およびルーマニア・レウの兌換性

NBRは、NBR規則第4/2005号（その後の改正および再公表を含む。）（以下「外国為替規制」という。）に基づき、ルーマニアにおける外貨取引の管理に関する規制を発行および実施し、その実施を監督している。外国為替規制は、国内の流動性の大幅な変化または深刻な国際収支の不均衡が生じた場合にNBRが適用する可能性のある外国為替取引の保障措置を定めている。現在、居住者および非居住者は、外国通貨および国内通貨による経常取引および資本取引の両方を自由に行っている。

現金の輸出入額は、ルーマニアにおいて直接適用されルーマニア国家関税局の権限に属する、欧州共同体に出入金する現金の管理に関する2005年10月26日付の欧州議会および理事会の規則(EC)第1889/2005号により規制されている。

## 為替レート政策

ルーマニア・レウの為替レートは、銀行間外国為替市場で決定される。

### 2021年度

2021年度最初の9ヶ月間において、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは比較的安定していたが、2021年3月および2021年8月から9月の2回にわたり上昇した。これらの動向は主に世界的なリスク回避姿勢の変動によるもので、同年度最初の3ヶ月間においては悪化し、その後は全般的に改善したが、第3四半期後半に米連邦準備制度理事会が資産購入の縮小を開始し、利上げを従来の予想よりも早期に開始する見通しが強まったことに加え、COVID-19のデルタ変種の拡大および中国のマクロ経済状況の悪化を背景に、世界経済の成長見通しに対する投資家の懸念が高まったことによる。しかし、特に重要であったのは、主に経済の対外的地位およびインフレ率の動向である国内経済のファンダメンタルズであり、秋には財政再建プロセスにリスクをもたらすと見られる政治的緊張が高まった。2021年度第4四半期におけるユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、NBRの金融政策金利が引き上げられ、短期金融市場の流動性条件の引締めが補完され、2021年11月には金利コリドーが拡大する中、9月中旬に達した高値で比較的安定して推移した。これらの要因は、2021年度第4四半期後半における政治的緊張の緩和によって補完された一方、世界的なリスク選好度は2021年11月に悪化した。その後はやや改善した。

2021年12月におけるルーマニア・レウは、2020年12月と比較して名目ベースでは対ユーロで1.6%、対米ドルで8.6%下落した。同期間におけるルーマニア・レウは、実質ベースでは対ユーロで6.5%上昇し、対米ドルで1.2%下落した。

12ヶ月間の名目レートの対ユーロでの下落ペースは、2021年12月は1.6%と前月と変わらず、対米ドルでは8.6%と著しく上昇した。

### 2022年度

国際金融市場心理の改善を背景に、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは年初、中央銀行による主要金利の大幅な引上げが実施される中、域内で記録された調整幅よりもはるかに緩やかではあったが、若干の下方調整が見られた。しかし、ウクライナで軍事紛争が勃発し、投資家心理、特に中東欧の金融市場に対する心理が急激に悪化し、住民の外貨需要が一時的に大幅に増加したため、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートに対する圧力が高まった。しかし、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートの上昇幅は小さく、その後、短期金融市場の流動性条件の引締めおよび中央銀行の流動性管理措置もあり、新たな水準で相対的に安定した。

その後ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、NBRによる金融政策の決定も背景に、概ね安定的に推移した。一方、同年度下半期には、国際金融市場のセンチメントが改善し、域内の金融市場に対するリスク認知度が向上し、レウ建金融資産の相対的な魅力が高まる中、レウは対ユーロで上昇する傾向にあった。これはまた、NBRによる新たな大幅利上げや、域内の中央銀行による政策金利引上げの鈍化および停止を受け、短期金利差が縮小したことも背景にあった。

2022年12月におけるルーマニア・レウは、2021年12月と比較して名目ベースでは対ユーロで0.5%上昇し、対米ドルで5.8%下落した。2022年度におけるルーマニア・レウは、実質ベースでは対ユーロで17%、対米ドルで9.6%上昇した。

## 2023年度

2023年度最初の4ヶ月間におけるユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、中東欧の金融市場に対する良好な投資家心理および貿易収支の改善を背景に、概ね安定的に推移した。5月中旬には、FEDの短期金利の見通しに対する投資家の期待が修正されたことを背景に、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは比較的大幅に上昇したが、国内の単発的な要因または季節的要因の影響により、状況は7月に反転した。9月には、主要な中央銀行の金融政策決定に対する期待の変化および地政学的動向により引き起こされた世界的なリスク選好の変動の中、また、貿易収支のさらなる改善およびNBRの金融政策金利の短期的見通しに対する期待を背景に、為替レートは5月に達した高水準に再び戻り、その後は概ね安定的に推移した。

2023年度最初の11ヶ月間のルーマニア・レウは、2022年12月と比較して、名目ベースでは対ユーロで1.0%下落し、対米ドルで1.0%上昇した。実質ベースでは、同期間においてルーマニア・レウは対ユーロで5.3%、対米ドルで7.4%上昇した。

## 2024年度

2024年度初頭におけるユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、相対的に高い水準に達し、特に2024年度上半期において一時的に下方修正されたが、年間を通してこの水準で推移した。米連邦準備制度理事会の金利動向に対する金融投資家の予想が相次いで修正されたことに起因する世界的なリスク選好の頻繁な変化が高水準の主因であるが、地政学的緊張ならびに米国および欧州の経済・政治情勢と相まって、2024年度下半期を通して、国際金融市場で米ドルが急騰し続けた。但し、主要な影響は、NBRの慎重な金融政策姿勢によって支えられた国内通貨建投資の相対的な魅力に加えて、11月および12月初旬の政治的出来事により生じた不確実性の中で、経済における財政・対外的立ち位置に対する投資家の懸念が一時的に高まったことから生じた。

2024年12月におけるルーマニア・レウは、2023年12月と比較して、対ユーロでわずかに下落したが、国際金融市場でドルが上昇したため、名目ベースでは対米ドルで4.0%下落した。しかしながら、実質ベースでは、ルーマニア・レウは、同期間中に対ユーロで5.0%、対米ドルで0.9%上昇した。

## 2025年度

2025年2月前半におけるユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは上昇し、その後の2ヶ月間も概ねこの水準前後を維持した。為替レートは、(特に米政権の貿易政策措置を背景に)主に国際金融市場の動向に伴って変動した。加えて、ルーマニアの貿易収支の著しい悪化傾向および財政再建の見通しに関する金融投資家の懸念からも影響を受けたが、2025年2月初旬に新しいルーマニア議会が2025年度予算案を採択したことで、投資家心理は改善した。

2025年5月におけるユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、大統領選挙の第1回投票直後の数日間で大幅な上昇を記録したが、選挙プロセスが終了すると下落傾向に転じ、年末に向けて周期的な変動を繰り返した。6月前半における為替レートは、政治的緊張が緩和し、新しい連立与党の形成および是正的な財政措置のパッケージの構成に関する協議が進展し、予算再建の見通しに対する投資家の懸念を緩和する中で、少し急な下落を記録した。下落は2025年6月末までに完全に反転した。

2025年度第3四半期および2025年10月におけるユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、大幅な変動を記録し、その後、小幅な上昇傾向を示し、主に米連邦準備制度理事会の政策金利の見通しに対する投資家の期待が相次いで修正されたことに起因する世界的なリスク選好の変化を背景に、また財政再建措置の継続的なパッケージの策定および採択に関連して国内で進展がある中で、年末までに2025年5月以降で最も高い水準に達した。

2024年12月と比較して、2025年12月におけるルーマニア・レウは、名目ベースでは対ユーロで2.3%下落し、実質ベースでは7.2%上昇した。同期間におけるルーマニア・レウは、名目ベースでは対米ドルで9.2%上昇し、実質ベースでは19.8%上昇した。

## 2026年度

2026年度最初の2ヶ月間に、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、国際金融市場のセンチメントが変動し続ける中で、幾分大きな変動幅を見せた。これは主に、FRBの政策金利の見通しに対する投資家の予想が相次いで修正されたことや、地政学的・商業的緊張の高まりによるものであったが、新たな財政再建措置が最終的に採択されたことを受け、国内経済に対する投資家のリスク認識がさらに改善したことも背景にある。

しかし、3月初旬には世界的なリスク回避姿勢が著しく強まり、中東での戦争勃発を受けて、地域の金融市場に対するリスク認識は大幅に悪化した。こうした背景のもと、ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートは、地域

全体と比較しても小幅ながら上昇調整を見せた。一方、4月末から5月初旬にかけては、国内の政治的緊張の高まりを背景に急激な上昇が見られたが、その後、一部好転した。

2025年12月と比較して、2026年5月（1-22日）におけるルーマニア・レウは、名目ベースでは対ユーロで2.6%、対米ドルで2.8%下落した。実質ベースでは、2026年4月におけるルーマニア・レウは2025年12月と比較して、対ユーロで3.0%、対米ドルで2.8%上昇した。

### ユーロ/ルーマニア・レウ為替レートおよび米ドル/ルーマニア・レウ為替レート

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月末現在のユーロ/ルーマニア・レウ為替レートおよび米ドル/ルーマニア・レウ為替レート、ならびに2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日に終了した各年のユーロ/ルーマニア・レウ為替レートおよび米ドル/ルーマニア・レウ為替レートの平均を示している。

ルーマニア・レウ為替レート（対ユーロおよび対米ドル）

	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年	
	12月末	平均	12月末	平均	12月末	平均	12月末	平均	12月末	平均
対ユーロ	4.9481	4.9204	4.9474	4.9315	4.9746	4.9465	4.9741	4.9746	5.0988	5.0414
対米ドル	4.3707	4.1604	4.6346	4.6885	4.4958	4.5743	4.7768	4.5984	4.4463	4.4705

注：

年平均値は、月次値の単純な算術平均として計算した数字である。

出典：NBR

### 実質実効為替レート

近年の労働コスト圧力は大きかったが、生産者物価指数（以下「PPI」という。）ベースの実質実効為替レート（以下「REER」という。）への影響は限定的であった。指標は2018年から2020年にわずかな変動（±1%の間）を示した。世界経済に影響を及ぼす供給ショックの中で、コスト圧力は2021年、特に2022年に高まり始めた。この背景に対して、PPIベースのREERは2022年に4.9%上昇したが、その後、商品市場が安定し始めるにつれて、年間変動率は低下した（2023年は1.4%、2024年は2.1%、2025年は1.5%）。

### 国際通貨準備高

2021年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は40,475百万ユーロで、2020年12月31日と比較して3,096百万ユーロ増加した。主な流入は合計27,460百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入8,911百万ユーロ相当額を含む。）、EC口座への流入（5,270百万ユーロ）およびIMFの新たな一般割当増資に伴うルーマニアの特別引出権（以下「SDR」という。）口座への入金（割当額は1,736百万SDR、約2,100百万ユーロ相当額）によるものであった。報告期間の主な流出は合計24,364百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いであった。

2022年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は46,636百万ユーロで、2021年12月31日と比較して6,161百万ユーロ増加した。主な流入は合計42,180百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入9,754百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（7,749百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計36,019百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2023年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は59,770百万ユーロで、2022年12月31日と比較して13,134百万ユーロ増加した。主な流入は合計35,090百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入12,879百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（5,414百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計21,956百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2024年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は62,135百万ユーロで、2023年12月31日と比較して2,365百万ユーロ増加した。主な流入は合計46,396百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口

座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入16,476百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（2,700百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計44,031百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2025年12月31日現在のルーマニアの外貨準備高は64,800百万ユーロで、2024年12月31日と比較して2,665百万ユーロ増加した。主な流入は合計53,015百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入23,989百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（2,894百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計50,350百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

2026年4月30日現在のルーマニアの外貨準備高は64,836百万ユーロで、2025年12月31日と比較して36百万ユーロ増加した。主な流入は合計19,594百万ユーロで、信用機関がNBRに保有する外貨所要準備預金、財務省口座への流入（財務省の外貨建債券発行による流入8,091百万ユーロ相当額を含む。）およびEC口座への流入（1,675百万ユーロ）によるものであった。報告期間の主な流出は合計19,558百万ユーロで、信用機関の外貨所要準備預金の取り崩し、公的および公的保証の外貨建債務の元利金返済ならびにEC口座からの支払いによるものであった。

準備高合計は、2021年度末現在は45,831百万ユーロ、2022年度末現在は52,305百万ユーロ、2023年度末現在は65,983百万ユーロ、2024年度末現在は70,491百万ユーロ、2025年度末現在は77,017百万ユーロおよび2026年4月30日現在は78,007百万ユーロであった。ルーマニアの金準備資産は、2007年度下半期以降約103.6トンで推移しており、2026年4月30日現在の評価額は13,171百万ユーロであった。

準備金が先取特権で担保されている範囲に関しては、中央銀行は外貨準備を管理するために国際金融機関にカストディ口座を開設している。カストディアンの技術的手続きは、カストディおよび決済システムで一般に使用されているものであり、カストディアンは、参加者の義務の履行を確保することを目的とするカストディアンの一般約款が遵守されない場合に、参加者との関係で一定の救済措置を行使し、一定の保証の恩恵を受けることができる。NBRは、いかなる種類の通貨デリバティブ取引にも従事していない。

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在および2026年4月30日現在のルーマニアの国際準備高を示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年4月
	(単位：百万ユーロ)					
外貨準備高	40,475	46,636	59,770	62,135	64,800	64,836
金準備高	5,356	5,669	6,213	8,356	12,217	13,171
<b>準備高合計</b>	<b>45,831</b>	<b>52,305</b>	<b>65,983</b>	<b>70,491</b>	<b>77,017</b>	<b>78,007</b>

出典：NBR

将来のNBRの準備資産の変化は、国際準備高の規模および通貨構成に影響を与える金融政策の決定や、外貨建公的債務管理によって引き起こされる流入／流出によって引き起こされる可能性がある。

## 銀行システム

### 概要

民営化や、合併および買収、外資系銀行の国内支店を含め、銀行免許付与による様々な構造変化が過去数年間にわたって生じた。さらに、国内の過半数所有民間銀行、外資の過半数所有民間銀行、国有の過半数所有銀行のシェアも、過去3年間である程度変化した。

2026年4月30日現在、ルーマニアの銀行システムの総資産のうち、全体または過半数が民間資本の銀行が保有する資産の割合は85.9%であり、全体または過半数が外国資本の銀行（外国銀行支店を含む。）が保有する資産の割合は63.5%であった。

全体または過半数を国有資本が占める銀行は14.1%、民間国内資本は22.4%であった。2026年4月30日現在、ルーマニアの銀行システムの貸借対照表上の純資産総額は186.8十億ユーロであり、株式資本は6.2十億ユーロであった。

## 信用機関の市場シェア（資産ベース）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年4月
	(市場シェア(%))					
国有資本が過半数を占める銀行	11.4	12.1	13.7	14.3	14.3	14.1
国内の民間資本が過半数を占める銀行	20.4	19.8	20.7	23.2	22.5	22.4
外国資本が過半数を占める銀行	68.2	68.1	65.6	62.5	63.2	63.5
<b>銀行システム合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

出典：NBR

純資産ベースでは、外国資本が過半数を占める銀行の市場シェアは、2021年12月31日現在の68.2%に対し、2026年4月30日現在、63.5%となった。2026年4月30日現在における外国資本が過半数を占める銀行の最大のシェアはオーストリア（23.8%）、次いでイタリア（12.1%）、オランダ（10.9%）、フランス（10.4%）であった。ルーマニアにおいてギリシャ資本が過半数を占める銀行の市場シェアは過去10年間で大幅に減少し、2014年12月31日現在は12.2%であったが、2026年4月30日現在はゼロとなった。

## 銀行システムの所有状況（純資産ベース）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年4月
	(市場シェア(%))					
ルーマニア	31.81	31.89	34.39	37.54	36.81	36.52
オーストリア	23.57	22.99	22.31	23.07	23.12	23.76
オランダ	12.33	12.07	11.75	11.59	11.45	10.87
フランス	11.25	11.01	10.69	10.27	10.29	10.42
イタリア	8.94	9.72	9.35	10.00	12.31	12.13
ギリシャ	2.94	3.01	2.93	2.55	0.00	0.00
キプロス	2.63	2.54	2.57	2.44	2.55	2.51
ハンガリー	2.89	2.85	2.48	0.01	0.01	0.01
その他	3.64	3.92	3.51	2.53	3.46	3.78

出典：NBR

自己資本比率ベースでの外国資本が過半数を占める銀行のシェアは、2021年12月現在の60.4%に対し、2026年4月現在42.7%となった。2026年4月には、オーストリアの資本が過半数を占める銀行が最大のシェアを占めた（13.1%）。

## 銀行部門の構造

2026年4月30日現在、ルーマニアの銀行システムには29の信用機関があり、その内訳は、過半数が国有である機関が1つ、完全国有の機関が1つ（CEC Bank）、外国銀行の支店が10、民間資本の信用機関が17（信用協同組合ネットワークであるBanca Central Cooperatist CREDITCOOPを含む。）であり、うち12は過半数が外国資本であった。

下表は、2026年4月30日現在のルーマニアの銀行部門の構成を示している。

資本の種類	銀行数	貸付金合計	預金合計	貸借対照表合計
	(市場シェア(%))			
国有	1	7.1	12.2	11.1
過半数が国有	1	3.0	2.9	3.0
過半数が民間	17	78.1	71.8	74.0
うち過半数が国内資本	5	21.8	22.1	22.4
うち過半数が外国資本	12	56.3	49.7	51.6
外国銀行の支店	10	11.8	13.1	11.9

出典：NBR

2025年7月14日、IDBが業務を開始した。

## 銀行部門の現況

ルーマニアでの銀行部門の健全性および財務状況は、経済的および地政学的な不確実性が継続しているにもかかわらず、適正を維持している。国内資本が大半を占める銀行は引続き市場シェアを強化しており、総銀行資産の37.2%、民間預金残高の35.8%を占め、現在、金融仲介に対して最大の貢献度を有している（2026年3月31日現在、貸出総額の30.7%）。貸借対照表に占める政府部門に対する債権の割合が比較的高いこと（2026年3月は27.6%）は流動性を支えているが、国債利回りの上昇という形で現れるリスク回避志向が著しく高まった場合には、銀行部門に対するショックの増幅につながる可能性がある。

総自己資本比率（2020年12月、2021年12月、2022年12月、2023年12月、2024年12月、2025年12月および2026年3月にそれぞれ25.1%、23.3%、23.4%、23.6%、24.9%、25.8%および23.7%）、Tier1自己資本比率（2020年12月、2021年12月、2022年12月、2023年12月、2024年12月、2025年12月および2026年3月にそれぞれ23.2%、20.9%、20.5%、20.7%、22.2%、23.5%および21.5%）および流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）（2020年12月、2021年12月、2022年12月、2023年12月、2024年12月、2025年12月および2026年4月にそれぞれ265.9%、238.8%、209.2%、280.6%、254.7%、257.2%および228.1%）は、引続きEU平均を上回っており、現在の危機による影響を受けている信用機関の安定性を確保している。2025 - 2027年の期間で実施された最新のソルベンシー・ストレス・テストの結果により、銀行は深刻なマクロ経済的ショックに耐えられることが確認された。

資産の質は欧州銀行監督局（以下「EBA」という。）が定義する低リスクのバケット内にとどまった（2026年4月30日現在、不良債権比率は2.8%）。不良債権引当率は引続き適正であり（2026年4月30日現在、63.3%）、EU平均（2025年12月31日現在、41.4%）を大幅に上回っている。

2025年12月31日現在、ルーマニアの銀行部門の純利益は、信用リスクのコスト上昇にもかかわらず、純利息収益の動向、トレーディング収益の増加、および適切な業務効率（収益性比率48.9%）という状況下において、15.4十億ルーマニア・レウ（2024年12月31日現在、14.2十億ルーマニア・レウ）であった。2025年12月31日現在、資産利益率（以下「ROA」という。）は1.7%（2024年12月31日現在、1.7%）、株主資本利益率（以下「ROE」という。）は17.6%（2024年12月31日現在、18.4%）であった。2026年4月30日現在、純利益は4.6十億ルーマニア・レウであり、ROEおよびROAは年換算でそれぞれ14.7%および1.4%であった。

銀行部門の総資産は、貯蓄ならびに民間および公的部門へのエクスポージャーの増加を受け、2026年3月31日現在、年率9.5%増の1,008.3十億ルーマニア・レウとなり、引続き強化された。負債は主として、居住する非政府顧客からの預金で構成されている（2026年3月31日現在、66.8%）。家計は依然として銀行部門の主要な資金提供者であり、負債総額の41.0%、居住者からの預金全体の61.5%を占めている。

クロスボーダー活動は依然として小規模で、2026年3月の貸借対照表全体に占める割合は、海外資産がわずか9.6%、海外負債が7.8%であった。海外市場への投資は主にユーロ圏の信用機関への短期貸付の形で、少数の大手銀行の貸借対照表に集中している。対外公共部門へのエクスポージャーはわずかである（2026年3月現在、総資産の2.2%）。海外からの資金調達、過去10年間に於いて大部分が国内預金に置き換えられている。海外からの資金調達の割合は、2010年から2014年までの年平均23%から、2024年および2025年は年平均7.3%まで徐々に減少した。国内経済の構造的脆弱性が持続していることを背景に、金融仲介は低水準にとどまった（2025年12月の非政府信用対GDP比は23.3%、総資産対GDP比は52.0%）。

2025年度末現在、非金融法人の不良債権比率は（EBAが開発した算定方法によれば）2024年12月と比較して1.5パーセント・ポイント増加して、5.5%となった。2026年度第1四半期には、不良債権比率は5.6%に達した。非金融法人に対する総エクスポージャーの増加（前年比3%増）は、主に外貨建貸出の増加（18%増）によるものであるが、国内通貨建て信用供与は引き続き縮小した（8%減）。2026年度第1四半期において、非金融法人向け貸付金は、主に外貨建貸出が急増したこと（2025年3月と比較して20.2%増）により増加傾向に転じた（年間ベースで5.7%増）。しかし、これはレウ建貸付に比べて依然として低い不良債権比率を示しており、レウ建ての7.3%に対して4.1%にとどまっている。また、その年間上昇幅もより緩やかである（外貨建貸出0.8パーセント・ポイント増、レウ建貸付は2パーセント・ポイント増）。部門別では、2026年度最初の3ヶ月間に不良債権比率が6.3%減（14.1%に達した。）と大幅減を達成したにもかかわらず、採掘部門が依然として最も脆弱であり、不動産部門が1.1%と最低水準の不良債権比率を記録した。さらに、2026年3月に不良

債権比率が年間ベースで5.1パーセンテージ・ポイント増加して9.8%に達した農業部門において、脆弱性が生じる可能性がある。

家計部門については、不良債権比率は（EBAが開発した算定方法によれば）2025年12月には2.76%に低下した（年間0.2パーセンテージ・ポイント減）が、これは家計向けの貸付総額が増加（年間ベースで8.1%増）した一方で、不良債権は横ばいだったことを受けたものである。ローンの種類別では、消費者ローンの不良債権比率は住宅ローンの不良債権比率よりも高かった（2025年12月現在、それぞれ4.5%および1.5%）。2026年3月現在、家計向け貸付は引き続き増加している（年間ベースで7.8%増）が、不良債権の残高の伸びは4.8%と、より緩やかなペースにとどまった。家計向け貸付の不良債権比率は2.88%と2025年度末と比較してわずかに上昇したが、年間ベースでは0.08パーセンテージ・ポイントの微減となった。消費者ローンは引き続き、住宅ローンの不良債権比率よりも高い不良債権比率を示している（2026年3月現在、それぞれ4.8%および1.5%）が、いずれも資産品質は年間ベースで改善し、不良債権比率はそれぞれ0.21パーセンテージ・ポイントおよび0.04パーセンテージ・ポイント低下した。外貨建貸付金は引き続き、本国通貨で供与された貸付金に比べて高い不良債権比率を示している（2026年3月現在、7%および2.6%）。しかし、ポートフォリオ全体に占める外貨建貸付金の割合は、NBRが通貨区分に応じて実施し、差別化されたマクロ・プルーデンス措置によって支えられ、着実に減少している（2026年3月現在7%、前年同期は8.7%）。

NBRの2026年2月銀行貸出調査によると、ルーマニアの信用機関は2025年度第4四半期に、実体部門向けの貸出および与信枠の信用基準の引締めに関及した。かかる評価は、銀行のポートフォリオにおける不良債権の割合の変化、経済活動全般に関する見通しおよび顧客の信用力に関する見通しであった。銀行は、調査対象の10部門のうち6部門で信用リスクが前四半期より減少し、建設部門が最もリスクが高いと報告した。

2025年度第4四半期に、信用機関は非金融法人からの借入需要が増加する見通しを示した。かかる需要動向は、固定資産および日常的な必要資金（在庫および運転資本）の資金調達需要、合併および買収、事業再編および他行からの借入が最も大きな要因であった。一方、銀行は、住宅ローン需要はわずかに増加し、消費者信用の需要は停滞していると報告した。

非金融法人の債務不履行率は2025年12月に3.2%となり、2024年度同期と比較して大きな変化はなかった。しかしながら、ベースラインのマクロ経済シナリオに基づき、2025年12月から2026年12月までの平均債務不履行率は3.8%と推計されており、非金融法人の全体的な信用リスクの緩やかな増加を示している。2025年12月現在、住宅ローンの年間債務不履行率は0.25%であり、家計向け消費者ローンの年間債務不履行率は2.97%であった。2026年3月現在、住宅ローンの年間延滞率は0.25%にとどまった一方、消費者ローンの延滞率はわずかに上昇し、3.03%となった。今後12ヶ月間（2027年3月）の債務不履行率は、マクロ経済情勢により、消費者ローン（3.4%）および住宅ローン（0.32%）の分野においていずれもわずかに悪化すると予測されている。

### 銀行破綻処理の枠組み

これまで、政府は金融システムの安定を支援するために公的資金を使用していない。銀行部門の資本再構築は、すべて銀行の株主によって支援された。ルーマニアで利用可能なバックストップ対策は、主に民間部門の解決策で構成されており、公的部門の解決策はわずかである。バックストップ手段の民間部門における解決策は、NBRがその法的権限に従って利用できる監督および破綻処理措置で構成されている。

既存の法的枠組み（信用機関および投資会社の回復および破綻処理に関する法律第312/2015号）は、破綻処理の条件が累積的に満たされた場合に、銀行システムの悪化によってもたらされる金融安定性への脅威を管理するために用いることができる一連の破綻処理ツールをNBRに提供している。これらの破綻処理ツールには、次のものが含まれる：（ ）事業売却ツール、（ ）ブリッジ機関ツール、（ ）資産分離ツール、および（ ）ペイルイン・ツールである。これらの破綻処理ツールは個別に、あるいは組み合わせで使用することができるが、資産分離ツールは他の破綻処理ツールとの併用に限られる。所管省庁である財務省および破綻処理機関であるNBRが、金融システムへの重大な悪影響を回避するためには破綻処理ツールの適用だけでは不十分であると判断した場合には、政府による金融安定化ツールが適用される。このような措置は、所管省庁である財務省の指導の下、破綻処理機関であるNBRと緊密に協力して実施される。政府による金融安定化ツール（公的資本支援および一時的な公的所有）は、金融の安定性を維持しつつ、実行可能な最大限の範囲で他の破綻処理ツールを評価し活用した後、最後の手段として使用される。

NBRは、破綻処理当局としての立場から、ルーマニアに存在するEU域内の銀行または銀行グループそれぞれについて、統一されたEUの法的枠組みに基づく破綻処理計画策定活動を実施している。NBRは、地域の信用機関の破綻処理計画を策定する一方で、クロスボーダー銀行グループのルーマニア子会社については、単一破綻処理委員会（SRB）が設置する破綻処理会議内または統合監督当局も所在する加盟国の破綻処理当局内で、破綻処理

計画および自己資本・適格債務の最低要件（以下「MREL」という。）に関する共同決定を採択するために、グループレベルの破綻処理計画の更新に参加する。

法律第16/2025号によりルーマニア法に組み入れられたDORA指令（指令(EU)第2022/2256号）により、信用機関の破綻処理計画策定および破綻処理能力評価にさらなる要素（デジタル・オペレーショナル・レジリエンスを確保する能力を証明すること、ならびに特に信用機関の重要な機能および中核的な事業ラインを支えるネットワークおよびシステムに関するITおよび通信サービス契約の実現可能性を評価すること等）がもたらされる。

破綻処理法制の枠組みはまた、ルーマニアに直接適用される相当数のEU立法（委任規則や施行規則等）およびEBAが採択したガイドラインも含む。銀行の破綻処理能力の分野では、NBRがその遵守を表明している、BRRDの第15条および第16条に基づく破綻処理機関および破綻処理当局の破綻処理能力の向上に関するガイドライン（EBA/GL第2022/01号）（ガイドラインEBA/GL第2023/05号（破綻処理能力テストに関する）による修正を含む。）ならびに移管戦略に関する破綻処理機関および破綻処理当局のための破綻処理能力評価を補完するためのガイドライン（移管可能性ガイドライン）（EBA/GL第2022/11号）が該当する。

2023年12月15日、破綻処理当局としてのNBRは、評価損、転換およびペイルインの為替メカニズムの公表に関する破綻処理当局に対するガイドライン（EBA/GL第2023/01号）の規定に従い、更新版の枠組みを公表した。

同時に、ブリッジ信用機関の認可に関するNBR規則第4/2024号のルーマニア官報での公表を通じて、法的枠組みが改善された。この規則は、認可の条件だけでなく、NBRがブリッジ信用機関を認可するための認可申請に付随する書類作成についても定める。ブリッジ信用機関を認可するプロセスが単一の段階で実施されることを考慮し、当該規則は、必要な便宜をもってこの破綻処理文書の適用を確保する。

2024年度末までに、銀行破綻処理基金（以下「BRF」という。）が利用可能な財政手段は、指令(EU)第2014/59号に規定する目標水準である、ルーマニアにおいて認可を受けた全信用機関の対象預金金額の少なくとも1%に達した。ルーマニアでは銀行破綻処理措置が必要とされなかったため、BRFは活用されていない。2025年度末においてBRFの水準は同日時点の対象預金額の1.1%に達し、法律第312/2015号で定められた最低水準を大きく上回っている。

NBRは、破綻処理機関として、2022年1月3日から施行されている法律第320/2021号によるルーマニアでの移行後、BRRD - 指令(EU)第2019/879号の規定に基づき、またMREL方針（NBRの管轄下にある信用機関の自己資本・適格債務の最低要件（MREL）の決定に関する方針（2024年8月に改正済））に基づき、その管轄下にある破綻処理手続の対象となるすべての銀行（国内銀行またはクロスボーダー銀行グループの子会社）に対してMREL要件を設定する。（最終的なMREL目標水準の構築のための）移行期間は、NBR管轄下のすべての銀行に関して2024年1月1日に終了した。

NBR管轄下の破綻処理銀行のMREL最終目標の平均は、2025年12月31日現在、リスク・エクスポージャー総額の25.41%となった。統合バッファ要件をリスクベースMRELに上乗せして考慮すると、最終目標は30.58%に達した。2025年12月31日現在、すべての銀行が適用されるMREL最終目標を満たしており、今後も満たすことが見込まれる。

適用されるMREL目標を達成するために、NBRの管轄下にある銀行 - 破綻処理機関が、外部MRELのために総額約43.4十億ルーマニア・レウの適格証券（2025年12月31日現在）を発行した一方で、内部MRELの対象となるルーマニアの銀行は、総額約22.6十億ルーマニア・レウの契約金額（2021年12月から2025年12月の期間）で、親法人から劣後資金（新規または長期の融資および融資枠）を調達した。

## ルーマニアの銀行規制およびビジネス基準

### 銀行規制および監督

信用機関は、主として、信用機関の活動への参加ならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する指令(EU)第2013/36号（以下「CRD」という。）が国内法に組み入れられた、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号（その後の改正および補足を含む。）（以下「銀行法」という。）によって規制されており、また、信用機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会および理事会の規則第575号（以下「CRR」という。）ならびに、特に、倒産防止手続および倒産手続に関する法律第85/2014号によって規制されている。

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを設定している欧州議会および理事会の指令(EU)第2014/59号（BRRD）は、信用機関の再建および破綻処理の国内根拠を定める2015年12月4日付の法律第312号によりルーマニアの法律に組み入れられ、これにより信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号の安定化措置に関する一定の規定が廃止された。

2024年4月11日、MRELの特定の側面に関して、指令(EU)第2014/59号および規則(EU)第806/2014号を改正する欧州議会および理事会の指令(EU)第2024/1174号(デジチェーン指令)が、官報において公表された。

この指令は、銀行の危機管理および預金保険(以下「CMDI」という。)パッケージの改正を目的としたECの提案の一環である。その主な規定は、以下のとおりである。

- (1) 一定の条件に従い、連結ベースで内部MRELを設定する権限を破綻処理当局に付与する。破綻処理当局が銀行グループにかかる連結処理の適用を認めた場合、中間子会社は、内部MRELの個々の保有分を控除する義務を負わない。
- (2) 「清算事業体」に対する特定のMREL処理を導入する。これらは、倒産法に従い清算が決定した事業体として定義されるため、破綻処理措置(MREL商品の転換または評価損)の対象とはならない。これに基づき、原則として、破綻処理当局が金融安定性の保護を理由として事例毎に別段の決定を行わない限り、清算事業体は、MREL要件を遵守する義務を負わない。中間事業体に対して発行されたこれらの清算事業体の自己資本は、中間事業体の資本の大部分を占め、かつ中間事業体の適格債務である場合を除き、控除する必要はない。

デジチェーン指令は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号を改正および補足し、金融分野における一定の規範的規則を改正および補足し、2025年4月7日付官報第304号第 部で公表された法律第40/2025号によりルーマニア法に組み入れられた。

2026年4月20日、CMDI改革パッケージがEU官報に掲載された。その内容は以下のとおりである。

- ・ 規則(EU)第806/2014号(単一破綻処理メカニズム規則(SRMR))を改正する規則(EU)第2026/808号
- ・ 指令(EU)第2014/59号(BRRD)を改正する指令(EU)第2026/806号
- ・ 指令(EU)第2014/49号(預金保険指令(DGSD))を改正する指令(EU)第2026/804号

2026年のCMDI改革パッケージは、(特に中小銀行に対する)適用範囲の拡大、預金者保護の強化、納税者救済よりも業界資金による解決策の優先および監督ツールの改善を通じて、EUの銀行処理の枠組みを強化するものである。また、MRELの遵守に関する条件もより厳格化している。

改正されたBRRD(BRRD)の第3条に従い、加盟国は2028年5月11日までに、本指令を国内法に組み込むために必要な法的措置を採択し、公表しなければならない。

ルーマニアでは、BRRDの国内法への組み込みは、既存の主要な法的枠組みを改正することにより行われる。

2024年11月11日、保険部門における危機管理のための欧州の枠組みを定める指令(EU)第2025/1号(以下「IRRD指令」という。)が官報に掲載された。ルーマニア法への組入れプロセスが、保険部門の監督および破綻処理当局であるFSAおよびIRRD指令第90条(信用機関および投資会社の再建および破綻処理の枠組みを定める指令(EU)第2014/59号を改正する。)の組入れを担うNBRによって開始された。

指令(EU)第2014/59号(BRRD)の改正により、保険部門の監督および破綻処理当局と銀行部門の監督および破綻処理当局との間の部門横断的な情報交換も規制される。これは、対象事業体が金融コングロマリットの一部である場合には、信用機関および投資会社を含む。

2025年12月、NBRから、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号を改正および補完し金融分野における一定の規制法令を改正および完成させるための法案が、説明覚書とともに立法発議機関である財務省に提出され、国内法化規制パッケージへの統合が図られている。現在、ルーマニア議会レベルでの公開協議、機関間承認および推進手続が進行中である。

現行の健全性規制の枠組みでは、以下が確保されている。

- ( ) 上記の状況における、CRDとの整合化およびCRRの実施を促進するための適切な措置
- ( ) EBAが発行したガイドライン/勧告との整合化、EBAのガイドライン/勧告がルーマニアの規制に組み入れられた分野において守秘義務制度と同等の定めがあること、CRRの「応急処置」に準拠したCOVID-19パンデミックに対する措置の報告および開示、ガバナンスの取決め、経営機関の構成員および主要役職者の適切性の評価、報酬方針、信用リスク管理の実務および予想信用損失の会計処理、COVID-19パンデミックへの対応のために導入された借入金の支払猶予に関する立法化された/立法化されていない健全性管理、不良エクスポージャーおよび先送りされたエクスポージャーの管理、CRRに基づく高リスクに関連するエクスポージャーの種類の特定、内部資本および流動性の適切性の評価プロセスおよび重要なリスクの管理、流動性に係る費用便益の配分、業務委託の条件、信用リスクおよび業務リスクに係る資本要件の算出に先進的手法を用いることの評価および検証、証券化取引における保有要件、改正後の大口エクスポージャー制度に関する明確化および一部の短期エクスポージャーを大口エクスポージャー制度から適用除外することに関する明確化、大口エクスポージャーの

ために「三者間レポ取引」に関連する機関のエクスポージャーの代替的取扱いを適用するための条件の特定、当初自己資本として認識される資本性金融商品の適格基準、信用機関の再建および破綻処理、LCRの開示、CRR第8部における開示要件、証券化取引の黙示的な支援、債務証券の修正後の年限、取得および適格保有、関連顧客、債務不履行の定義、資金調達計画、ICTリスク、証券化取引におけるトランシェの加重平均満期の決定、構造的為替の取扱い、機関が大口エクスポージャー限度を超える例外的な事例の評価基準、ならびに市場リスクに係る自己資本要件を算出するために用いられるリスク測定モデルにおいてデータ入力に使用される基準の特定、EUの中間親会社の設立に関する基準値およびその他の手続的側面の監督、非トレーディング勘定（銀行勘定）活動から生じる金利リスク（以下「IRRBB」という。）の特定、評価および管理、IRRBBの管理に関連する内部ガバナンスの取決め、管轄当局が実施する精査および評価のための金利の突然かつ予想外の変化を評価するための基準、非トレーディング勘定における信用スプレッド・リスク（CSRBB）の特定および管理、融資の組成およびモニタリング、移管戦略の場合を含むBRRD第15条および第16条に従った破綻処理機関および破綻処理当局の破綻処理能力の向上、評価損、転換およびペイルインの為替メカニズムの公表、監督上の検証・評価プロセス（SREP）のための共通の手続および方法、監督上のストレス・テストの実施、報酬慣行、男女間の賃金格差および承認された高い比率に関するベンチマーク調査、高額所得者、多様性政策およびジェンダー間賃金格差を含む多様性慣行のベンチマーキングに関するデータ収集調査、回復計画における全体的な回復能力、EBA報告枠組みに基づく歴史的データの再提出、オペレーショナル・レジリエンス、住宅用不動産に対するADCエクスポージャー

さらに、CRD / CRRおよびBRRDの実施とともに、信用機関は、報告分野に関連するものも含め、すべての加盟国に直接適用される技術基準を定めたECの実施規則を遵守することが求められている。

2019年6月7日、以下を含むリスク削減措置パッケージ（以下「RRMパッケージ」という。）が公表された。すなわち、（ ）適用除外事業体、金融持株会社、混合金融持株会社、報酬、監督上の措置および権限ならびに資本保全措置に関する指令(EU)第2013/36号を改正する、2019年5月20日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2019/878号（以下「CRD」という。）、（ ）レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務の要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央カウンターパーティーに対するエクスポージャー、集団投資事業（以下「CIU」という。）に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示の要件ならびに規則(EU)第648/2012号に関する規則(EU)第575/2013号を改正する、2019年5月20日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2019/876号（以下「CRR」という。）、ならびに（ ）信用機関および投資会社の損失吸収および資本増強能力に関する指令(EU)第2014/59号ならびに指令(EC)第98/26号を改正する、2019年5月20日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2019/879号（以下「BRRD」という。）である。

2020年12月、NBRは、内部ガバナンス、経営機関の構成員および主要役職者の適切性の評価、リスク管理、内部資本および流動性の充実度評価プロセス（ICAAP/ILAAP）、IRRBBの管理等の分野における、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号（その後の改正および補足を含む。）を改正および補足する規則第11/2020号を公表した。規則第5/2013号の改正でも、ルーマニアにおける金融部門評価プログラム（2017年～2018年）の結果としてのIMFおよび世界銀行が行った勧告が考慮に入れられた。

RRMパッケージの実施はEMUの完成に向けた重要な一歩であり、当該実施により、リスク削減の他に、資本化の改善および当該目的に向けたより適切なツールの保有を通じて、銀行が潜在的なショックに耐える能力を強化することができる。

指令(EU)第2019/878号および指令(EU)第2019/879号を国内法に組み入れる法律が、2021年後半にルーマニア議会にて採択された。指令(EU)第2019/878号は、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号を改正および補足する法律第319/2021号によって組み入れられ、2021年12月30日付ルーマニア官報第1247号第部で公表された。技術的な規定は、信用機関の認可の分野（信用機関の認可および信用機関の状況の変化に関する規則第12/2020号を改正する規則第1/2022号）および健全性要件の分野（信用機関の健全性要件に関する規則第5/2013号を改正する規則第2/2022号）において、NBRが公表した規則を改正することによって組み入れられた。

マクロ・ブルーデンス当局（ルーマニアの国家マクロ・ブルーデンス監督委員会（以下「NCMO」という。）の理事会）の帰属を定める指令(EU)第2019/878号の技術的な規定は、資本バッファの設定に使用される方法および手続ならびにこれらの手段の範囲に関するNCMO規則第2/2017号を適切に修正することにより、二次立法のレベルで組み入れられている。NCMO規則第1/2020号は、2020年12月22日付ルーマニア官報第1277号第部で公表された。

2019年12月18日、EU官報は、カバード・ボンドの発行およびカバード・ボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会の指令(EU)第2019/2162号ならびに指令(EC)第2009/65号および第2014/59/EU号の改正、ならびにカバード・ボンド形式のエクスポージャーに関する規則(EU)第575/2013号を改正する2019年11月27日付欧州議会および理事会の規則(EU)第2019/2160号を含むカバード・ボンド・パッケージを公表した。かかる規則は2022年7月8日に発効した。

2024年6月19日、EU官報において、以下のパーゼル パッケージがそれぞれ公表された。

- ・ 監督権限、制裁、第三国支部、および環境・社会・ガバナンス・リスクに関して、指令(EU)第2013/36号を改正する2024年5月31日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2024/1619号(CRD )
- ・ 信用リスク、信用評価調整リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクおよびアウトプット・フロアの要件に関して、規則(EU)第575/2013号を改正する2024年5月31日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2024/1623号(CRR )

CRD 第2条に従い、加盟国は、2026年1月10日までに指令を国内法に組み入れるために必要な規範的規則を採択し、公表する義務を負う。

ルーマニアでは、CRD の組入れは一次的および二次的な法的枠組みの両方を改正することにより達成される。

2025年6月、NBRから、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号を改正および補足する法案が、説明覚書とともに立法発議機関である財務省に提出され、ルーマニア議会レベルでの公開協議、機関間承認および推進手続を実施し、審議および採択することが図られている。

CRD の組入れのための二次的な規制の枠組み(すなわち、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号、信用機関の認可および信用機関の状況の変化に関するNBR規則第12/2020号、ならびに資本バッファの算定方法および手続ならびにこれらの手段の適用範囲に関するNCMO規則第2/2017号)の改正については、一次的な規制の枠組みの公表後に採択が行われる可能性がある。

CRD により導入された要素の結果、既存の法的枠組みに変更を加える必要がある主な分野は、a)管轄当局の独立性、b)監督対象の事業体が行う特定の業務(金融機関または非金融機関への重要な出資の直接または間接の取得、資産または負債の重要な移転および合併または分割)に関する監督権限の強化、c)第三国支部の体制(最低認可要件、健全性要件、内部ガバナンス、監督および報告)、d)環境・社会・ガバナンス(ESG)リスク、ならびにe)制裁体制の強化である。CRR の規定との不一致を回避するためには、既存の二次的な法的枠組み、中でも信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号も改正することが必要である。

指令(EU)第2019/2162号の規定は、金融分野における一部の規範的規則を改正および補足する、カバード・ボンドに関する法律第233/2022号、および同指令の技術的規定を国内法に組み入れる、カバード・ボンドの発行に関するNBR規則第10/2022号により国内法に組み入れられている。

指令(EU)第2019/879号は、金融分野における特定の立法を改正および補足する、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号を改正および補足する、2021年12月31日付ルーマニア官報第1256号第 部で公表された、法律第320/2021号によって組み入れられた。指令(EU)第2019/879号(BRRD )の組入れを確保する法律第320/2021号は、2022年1月3日に発効した。

2023年12月20日、欧州単一アクセスポイント(以下「ESAP」という。)の設立および運営に関する一定の指令を修正する、2023年12月13日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2023/2864号がEUの官報に掲載された。

ESAPは、欧州議会および理事会の規則(EU)第2023/2859号に従って設立され、当局および事業体が当該分野のEU立法に基づき公表を義務付けられている、金融サービス、資本市場および持続可能性に関連する事業体およびその商品に関する情報を、一般市民が容易に一元的に入手できるようにすることを目的とする。

指令(EU)第2023/2864号を部分的に組み入れる、金融分野における一部の規範的規則を改正および補足する法案が上院で可決され、現在、決議権を有する下院において法的な検討が行われている。指令(EU)第2023/2864号を組み入れる二次的な規制の枠組みの改正については、NCMOは2025年12月11日、資本バッファの算定方法および手続ならびにこれらの手段の適用範囲に関するNCMO規則第2/2017号を改正および補足する規則を承認する決定を公表した。2025年9月17日、NBRはカバード・ボンドの発行に関するNBR規則第10/2022号を補足する規則を承認した。いずれの規則も一次的な規制の枠組みの公表後に施行される予定である。ESAP指令の会計規則への組み込みに関して、NBRは、NBR命令第1/2024号、第27/2010号および第6/2015号を改正および補足する命令第2号を公布した。同命令は、2026年2月10日付ルーマニア官報第107号で公表された。

2022年3月、NBRは、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号を改正および補足する、また一部の規範的規則の廃止に関する規則第5/2022号を公布した。同規則は2022年3月30日付ルーマニア官報第314号第 部で公表された。

2022年10月、NBRは、NBRが発した一部の規範的規則それぞれの改正および補足に関する規則第11/2022号を発行した。それらは、それぞれ、NBR命令第9/2017号、NBR命令第10/2017号、NBR命令第18/2007号、NBR規則第4/2019号、NBR規則第5/2019号、NBR規則第20/2009号、NBR規則第2/2019号、NBR規則第17/2012号、NBR規則第5/2013号、NBR規則第12/2020号、NBR命令第8/2014号、NBR命令第9/2014号およびNBR命令第2/2014号である。この規則は、2022年10月25日付ルーマニア官報第1036号第 部で公表された。規則の主な目的は、報告主体がLEIコードを保有している場合には、報告書を通じて報告主体のLEIコードの提示を求めることにより、法人の識別に関する欧州システミック・リスク理事会の勧告（ESRB第2020/12号）を実施することである。また、報告主体が情報を報告する必要のある、LEIコードを保有している他の法人のかかるLEIコードの提示およびNBRが監督する金融機関が当該識別システムを有している場合には、かかる金融機関の公的登録簿／リスト上にLEIコードを公表することによっても行われる。

2023年初めに、NBRは報酬報告の分野で2つの命令を発表した。それぞれ、報酬慣行と男女間賃金格差に関するベンチマーク調査に関するNBR命令第4/2023号（2023年5月5日付ルーマニア官報第387号第 部）および高額所得者に関するデータ収集調査に関するNBR命令第5/2023号（2023年5月8日付ルーマニア官報第391号第 部）である。この2つの命令は、この分野におけるEBAのガイドラインを考慮して作成されたものであり、報酬の傾向と慣行をベンチマークする目的で、報告書作成のために信用機関がNBRに提供すべき情報について、報告書の内容を規定している。

2024年8月、NBRは、アウトソーシングの分野において、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号の改正および補足に関する規則第8/2024号を公表した。同規則はまた、適用除外事業体、金融持株会社、混合金融持株会社、報酬、監督上の措置および権限ならびに資本保全措置に関する指令(EU)第2013/36号を改正する、2019年5月20日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2019/878号を訂正する規定の一部を確実に組み入れる。同規則は、2024年8月14日付ルーマニア官報第809号第 部で公表された。

2024年10月、NBRは、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号の改正および補足に関する規則第11/2024号を、2024年10月2日付ルーマニア官報第987号第 部において公表した。CRR第116条第4項に規定された各国の裁量に基づき、同規則は、信用リスクに対する自己資本要件および開発銀行に対するエクスポージャーへのリスク加重（中央政府に適用されるものと同等）の適用に関して、ルーマニアにおける開発銀行の設立および運営に適用される一般的な枠組みに関する措置の規制に対して、法律第207/2022号に基づいて設立された信用機関の開発銀行に対するエクスポージャーに適用される優遇措置を定めている。

金融部門のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する指令(EU)第2022/2556号の規定は、金融分野における一部の規範的規則を改正および補足し、2025年3月17日付ルーマニア官報第234号第 部で公表された法律第16/2025号により国内法に組み入れられている。この法律により、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号（法律第227/2007号により改正および補足され、その後の改正および補足を含む。）、金融分野における一部の立法を改正および補足する、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する法律第312/2015号、決済サービスおよび一部の規範的規則の改正に関する法律第209/2019号および電子マネーの発行業務に関する法律第210/2019号の規範的規則が改正された。

技術的規定は、NBRが発した一部の規範的規則を改正および補足するNBR規則第1/2025号に組み入れられた。同規則は、( )信用機関の健全性要件の分野においてNBRが発した規則、それぞれ信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号、( )決済サービスの分野においてNBRが発した規則、それぞれ決済機関および口座情報サービス・プロバイダーに関するNBR規則第4/2019号、ならびに( )電子マネー機関に関してNBRが発する規則、それぞれ電子マネー機関に関するNBR規則第5/2019号、を改正することにより、金融部門のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する規則(EU)第2022/2554号が定めたサイバーセキュリティ要件に関して、信用機関、決済機関および電子マネー機関が遵守できるよう対応するため、国レベルで施行されている二次的な規制の枠組みを調整することを目的としている。

2022年、欧州法規の組入れおよび実施を目的とし、信用機関にも適用される2つの法律が採択された。

- (a) 投資会社の健全性監督の分野において - 法律第236/2022号（政府緊急令第99/2006号の改正）は指令(EU)第2019/2034号を組み入れ、投資会社を対象とし、銀行業務を行う信用機関または信用機関に転換した大規模投資会社を意味するという意味での信用機関の定義等、信用機関に関する変更を行った。この新しい区分の信用機関（大規模投資会社）は、FSAの認可、監督および規制の対象となる。
- (b) クラウドファンディング・サービスの分野において - 法律第244/2022号は、2020年10月7日付の欧州議会および理事会の欧州クラウドファンディング・サービス・プロバイダーに関する規則(EU)第2020/1503号の実施ならびに規則(EU)第2017/1129号および指令(EU)第2019/1937号の改正に関する規定（以下「ECSPP」という。）（クラウドファンディング規則）を改正するものであり、また、信用機関

およびNBRの管轄内の金融部門の他の区分の事業体（決済機関、法人口座に関する情報サービスに特化したプロバイダー、電子マネーを発行する機関、ノンバンク金融機関）がクラウドファンディング・サービスを提供しようとする状況を規制する。

2022年、財務省が国営の開発銀行を設立するために開始したプロセスに従い、以下の法律が採択された。2022年7月12日付ルーマニア官報第693号第 部で公表された、ルーマニアの開発銀行の設立および運営に適用される一般的な枠組みに関する措置の規制のための法律第207/2022号（政府緊急令第132/2022号、政府緊急令第17/2023号および政府緊急令第44/2023号により修正）。法律第207/2022号は、法律を開発銀行の活動に適合させ、また、NBRが法律の適用における健全性規制の枠組みを精緻化するための法的根拠を確保できるように、開発銀行がCRD/CRRの枠組みの適用から除外され、NBRの認可を必要とせずに信用機関として設立される条件の下で開発銀行に適用される特別な健全性制度を定めている。

2023年1月31日付ルーマニア官報第85号第 部で公表された法律第207/2022号の改正および成立に関する政令第17/2023号は、2022年11月8日にEU経済財務相理事会（ECOFIN）によって承認されたパーゼル パッケージ（CRD およびCRR ）の交渉過程において、信用機関に適用される健全性枠組み（CRD/CRR）から除外される事業体の一覧にIDBを暫定的に含めるという内容で採択された。

開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第4/2023号（NBR規則第1/2026号により改正済）は、開発銀行内の経営機関および主要役職者の適切性の評価に関する要件を規定している。同規則は2023年5月18日付ルーマニア官報第434号第 部で公表された。

開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第12/2024号は、開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第4/2023号を改正および補足するものであり、NBRによって、開発銀行がNBRの公式ウェブサイトに掲載されている登録簿に登録されなければならないことを定める規定を導入している。同様に、信用機関はまた、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号（その後の改正および補足を含む。）によって規定されているとおり、登録簿に登録されなければならない。同規則は2024年12月19日付ルーマニア官報第1286号第 部で公表された。

開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第4/2023号を改正および補足するNBR規則第1/2026号は、CRD/CRR制度の適用除外となる国内開発銀行に適用される特定の要件を規定している。本規則は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、決済リスクおよびレバレッジに関する自己資本要件、流動性要件、資本バッファ、内部ガバナンス、リスクに対する資本および流動性の適正性を評価するための内部プロセス、アウトソーシング、報酬、報告および開示要件などの分野における健全性要件を規定している。同規則は、2026年3月26日付ルーマニア官報第234号第 部で公表された。

2023年において、汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する2019年6月20日付の欧州議会および理事会の規則（EU）第2019/1238号の施行のための法律第65/2023号が採択され、持続可能な投資を促進する枠組みの設立に関する2020年6月18日付の欧州議会および理事会の規則（EU）第2020/852号の一部を規定し、また、個人年金の分野の一部の法律を改正および補足するとともに、規則（EU）第2019/2088号を改正した。同法は、とりわけ、個人年金商品に関するFSAおよびNBRの権限を明確にするという観点を含め、個人年金商品の供給者および/または販売者としての信用機関の制度を定めている。

2025年8月4日付官報第726号で公表された、信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号を改正および補足し、開発銀行に対する健全性要件に関するNBR規則第4/2023号を改正するNBR規則第2/2025号、ならびに信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号に関連する特定の報告書に関するNBR命令第2/2014号を改正するNBR命令第5/2025号には、主にIRRBBの管理の分野に関する改正が含まれており、国内の規制枠組みとEUの枠組みの整合性を確保するものである。

2024年5月25日、一部の法的措置の改正、補完および廃止について定めるとともに、証券化に関する一般的な枠組みを定め、簡素で、透明性があり、かつ標準化された証券化のための特定の枠組みを構築する2017年12月12日付の欧州議会および理事会の規則（EU）第2017/2402号を適用するための一定の措置を規定し、指令（EC）第2009/65号、指令（EC）第2009/138号および指令（EU）第2011/61号ならびに規則（EC）第1060/2009号および規則（EU）第648/2012号を改正する法律第158/2020号を改正および補足する法律第145/2024号が施行され、NBRの監督下にある事業体の証券化の分野において、NBRが国レベルでの管轄当局としての役割を適切に果たすことを確保するため、明確な規定が導入された。

2024年4月24日、EU官報は、以下のとおり公表した。

- (a) 銀行勘定における金利リスクの監督報告に係る規則に関する実施規則（EU）第2021/451号に規定された実施技術基準を改正する2024年3月15日付欧州委員会実施規則（EU）第2024/855号

- (b) 監督上のショックシナリオ、共通モデリングおよびパラメトリックな仮定ならびに大幅な下落を構成するものを定める規制技術基準に関する欧州議会および理事会の指令(EU)第2013/36号を補足する2023年12月1日付欧州委員会委任規則(EU)第2024/856号
- (c) 金融機関の非トレーディング勘定活動における株式の経済的価値および純利息収益の双方に影響を及ぼす金利変動の潜在的な変化から生じるリスクを評価するための標準的手法および簡便化された標準的手法を定める規制技術基準に関する欧州議会および理事会の指令(EU)第2013/36号を補足する2023年12月1日付欧州委員会委任規則(EU)第2024/857号

総じて、上記の規則は、IRBBBに対する欧州の新たな要件を構成するものである。国レベルでは、EUにより策定された規制要件との不一致または重複を回避するために、二次的な法的枠組みに関して一連の改正が行われた。

EBAによって承認された財務報告の枠組み(以下「FINREP」という。)は、規則(EU)第680/2014号(その後の改正および補足を含む。)(規則(EU)第451/2021号(その後の改正および補足を含む。))により置き換えられ、その後規則(EU)第3117/2024号により置き換えられる。)に準拠しており、EUの信用機関に直接適用される。ルーマニアの信用機関がFINREPの個別報告の枠組みを一元的に適用するための最適な条件を確保するために、当該枠組みは2014年に単体報告の目的で適用され、その後、EUレベルでの国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)第9号の採用およびEBAによるFINREPの連結報告の枠組みに対するその他の修正を受けて更新され、NBR命令第9/2017号(NBR命令第8/2020号およびNBR命令第8/2024号により大幅に最終更新)が発行された。NBRはまた、NBRが信用部門の分析および研究を実施するために必要な、他の加盟国に本店を有する信用機関のルーマニア支店によって報告された財務および会計の統計情報の継続性を確保するため、命令第10/2017号(NBR命令第8/2020号およびNBR命令第8/2024号により大幅に最終更新)を発行した。

2022年7月29日、NBRは、2022年7月29日付ルーマニア官報第760号第 部および第760号の2で公表された、銀行およびノンバンク金融機関が一定の区分の債務者に供与するローンのための一定のファシリティの付与に関する政府緊急令第90/2022号に基づき法的猶予の対象となるエクスポージャーに関する情報の報告に関するNBR命令第2/2022号を採択した。2023年4月、NBR命令第2/2022号は、2023年4月21日付ルーマニア官報第335号第 部で公表されたNBR命令第2/2023号により廃止された。

2023年2月、NBRは、IFRSに準拠した会計規則を承認するNBR命令第27/2010号を補足するNBR命令第1/2023号および欧州指令に準拠した会計規則を承認するNBR命令第6/2015号を採択した。かかる命令に従い、一定の基準を満たす中央銀行の規制範囲内の事業体は、所得税情報に関する報告書を発表および公開しなければならない。同命令は2023年2月27日付ルーマニア官報第167号第 部で公表された。

2024年10月、IFRSに準拠した会計規則を承認するNBR命令第27/2010号および欧州指令に準拠した会計規則を承認するNBR命令第6/2015号を改正および補足するNBR命令第5/2024号が採択された。これは、零細企業、中小企業および大企業またはグループの規模基準の調整に関する欧州指令(指令(EU)第2023/2775号)の規定を組み入れるためである。

NBRの健全性監督システムは、オフサイトとオンサイトの両方の査察により構成されている。

オフサイト監督は、主に、個々の信用機関、信用機関グループおよび銀行部門全体の活動の定期的な監視、健全性規則(ソルベンシー、大口エクスポージャー、関連当事者に対する貸付、信用の分類および引当て、外国為替ポジション、自己資本ならびに流動性等に関する事項)ならびに規制の遵守の調査、ならびに問題が確認された場合は是正措置の実施からなる。

オフサイト監督は、信用機関の財務状況の定期的な評価に加えて、適格株式を取得しようとする者の適合性の評価、ならびに取締役および経営幹部の役職に指名された者のその評判、道徳的誠実さおよび経験等の要素に基づく承認に関連する、信用機関の活動のその他いくつかの側面にも焦点を当てている。

オンサイト査察は、NBRの監督委員会によって承認された年次査察プログラムに従って実施され、信用、市場、業務リスクおよび評判リスクの管理、ITシステムの管理、マネーロンダリングの防止ならびに内部統制システムの全体的な評価等の分野に焦点を当てている。オンサイト査察では、信用機関がその直面するリスクを特定、測定、評価、監視および制限するために用いる手法により評価が行われる。信用機関がリスクを測定、評価および監視するために適用している手法、リスク管理で使用されている情報が完全で、信頼性が高く、最新のものであるかどうか、また、担当部署および担当者に責任の明確な定義および分担がなされているかについても注意が払われる。これに基づいて、信用機関の全体的なパフォーマンスおよびそれらのリスクプロファイルに関する適切な結論が導き出される。

## 最低資本要件

信用機関の最低資本要件（以下「MCR」という。）は、CRRおよび信用機関の健全性要件に関するNBR規則第5/2013号によって規制されており、それらにより以下が規定されている。

- ・ 銀行の最低初期資本金は37百万ルーマニア・レウである。
- ・ モーゲージバンクまたは住宅金融組合の最低初期資本金は25百万ルーマニア・レウである。
- ・ 信用協同組合の中央機関の初期資本金および自己資本の最低額は、5百万ユーロに相当するルーマニア・レウの金額である。
- ・ 信用協同組合の自己資本の最低額は300,000ルーマニア・レウである。
- ・ 協同組合ネットワークの総資本および自己資本の最低額は、10百万ユーロに相当するルーマニア・レウの金額に設定されている。

NBR規則第12/2020号に従い、信用機関としての認可を得るために引受および払い込みを行わなければならない最低資本金は、初期資本金または事業初年度の自己資金必要額のいずれか大きい額に、事業初年度の損失額を加えた額とする。また、増資事業においては、引受資本は、募集時に現金で全額を払い込まなければならない。

## 最低準備預金制度

ルーマニア・レウ建準備預金の制度は、主に金融調節（NBRによる流動性管理と密接に相関する。）および銀行間金融市場金利の安定化のために機能し、外貨建準備預金の制度は、外国為替ローンの拡大の抑制のために機能する。NBRは、2014年から2017年までの期間に信用機関のルーマニア・レウ建債務の最低預金準備率を15%から8%に引き下げ、2020年に外貨建債務の最低預金準備率を20%から5%に引き下げた。いずれの措置も、最低準備預金制度を欧州中央銀行およびEU内の主要中央銀行の該当する基準および慣行とさらに調和させることを目的としており、前者は主に貸出活動の持続的な回復の支援を目的としたものであった。

## 引当金の設定および貸出金 / 投資の分類

### 信用機関

2012年以降、すべての引当金は、IFRSに従って減損損失の調整として決定される。2018年からはすべての銀行がIFRS第9号を適用しており、正常債権（すなわちステージ1およびステージ2）に分類されるものを含むすべての貸出金について、予想信用損失（内部計算に基づく）に対する引当金の設定が要求されている。

不良エクスポージャーについては、2019年4月25日に、不良エクスポージャーの最低損失補償に関する規則（EU）第575/2013号を改正する規則（EU）第2019/630号が公表された。この規則は、課せられた最低損失補償が満たされない場合には健全性バックストップ（自己資本からの控除）も課す、不良債権の最低損失補償率を定めている。

### 信用機関以外の債権者に対する貸出金の分類

2023年1月1日以降、ノンバンク金融機関は、会計処理の基礎として、また個別年次財務書類の作成のためにIFRSを適用することが求められている。したがって、ノンバンク金融機関は、債務者に供与された貸出金の予想信用損失の計算にIFRS第9号を適用し、IFRS第9号の規則に従ってこれらの減損段階に対するエクスポージャーを以下のとおり分類している。

- ・ ステージ 1：当初認識時の貸出金または報告日時点で信用リスクの低い貸出金
- ・ ステージ 2：当初認識時から信用リスクが大幅に増加した貸出金
- ・ ステージ 3：報告日時点で減損している貸出金

これらの段階の報告は、モニタリング / 健全性監督の目的でノンバンク金融機関に適用されるIFRSに従った、個別レベルでの定期財務書類の作成に関する方法論的規則を承認するNBR命令第4/2022号（NBR命令第7/2024号により改正されている。）に従って四半期毎に行われる。

こうした状況において、貸出金の分類ならびにNBRの監督下にある事業体（信用機関を除く。）に適用される信用リスクに係る特別規定の制定、規則化および使用に関するNBR規則第5/2012号は、ノンバンク金融機関を除く決済機関および電子マネー機関に適用される、貸出金の分類ならびに信用リスクに係る特別規定の制定、規則化および使用に関するNBR規則第2/2023号により廃止され、置き換えられた。

NBR規則第2/2023号は、決済サービスに関連する信用を付与するルーマニアの法人である決済機関および決済サービスに関連する信用を付与するルーマニアの法人である電子マネー機関であって、かつ、ノンバンク金融機関に関する法律第93/2009号（その後の改正および追加を含む。）に従いNBRが保管する一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関としての地位を保有していないものに適用される。

NBR規則第2/2023号に従い、上記の債権者がノンバンクの債務者に提供したローンは、エクスポージャーの観点から、標準、要注意、標準以下、貸倒懸念および損失の5つの区分に分類される。これらの区分毎に、引当金係数が次のとおり定められている。すなわち、外貨建てまたは外貨に連動するローン以外で為替リスクに晒される個人債務者に提供されるローンの場合、「標準」は0、「要注意」は0.05、「標準以下」は0.2、「貸倒懸念」は0.5、「損失」は1であり、外貨建てまたは外貨に連動し為替リスクに晒される個人債務者に提供されるローンの場合、「標準」は0.07、「要注意」は0.08、「標準以下」は0.23、「貸倒懸念」は0.53、「損失」は1である。

信用エクスポージャーは、債務元利返済の実績（満期日からの延滞日数）および債務者に対する法的手続の開始に応じて、上記の報告機関によって分類される。

上記の報告機関は、信用リスクについての具体的な規定とともに、債権の分類に関する報告書を、報告書の対象である四半期の終了後25日以内にNBRに送付しなければならない。四半期報告書の形式および内容は、ノンバンク金融機関以外の決済機関および電子マネー機関に適用される、信用エクスポージャーの分類に関する状況の報告およびそれらに関連する信用リスクについての具体的な規定の必要性に関するNBR命令第3/2023号によって規定されている。

## 自己資本比率

信用機関に対する自己資本要件はCRRにより規制されている。したがって、信用機関は、少なくとも以下の資本要件の合計と同額の自己資本を常に維持しなければならない。

- ・ すべての事業活動（トレーディング勘定事業を除く。）に関する信用リスクおよび希薄化リスクについては、CRRの関連規定に従い算定されるリスク加重エクスポージャー合計の8%
- ・ 信用評価調整リスクについては、CRRの関連規定に従う。
- ・ トレーディング勘定事業に関し、ポジション・リスク、決済・カウンターパーティー・リスクについては、CRRの関連規定に従い決定される資本要件
- ・ すべての事業活動に関し、為替リスク、決済・コモディティ・リスクについては、CRRの関連規定に従い決定される資本要件
- ・ すべての事業活動に関し、オペレーショナル・リスクについては、CRRの関連規定に従い決定される資本要件

## 資本バッファ

CRD / CRR規制パッケージは、シクリカルなシステミック・リスクの発生を防ぐかまたは構造的なシステミック・リスクを軽減することを目的として、国の管轄当局がとれる一連のマクロ・プルーデンスの手段を利用可能にする。( )資本保全バッファ、( )カウンターシクリカル資本バッファ、( )グローバルなシステム上重要な機関（以下「G-SII」という。）に対するバッファ（G-SIIバッファ）、( )その他のシステム上重要な機関（以下「O-SII」という。）に対するバッファ（O-SIIバッファ）、および( )システミック・リスク・バッファが挙げられる。欧州指令および直接適用される規則を通じて資本バッファを規制することにより、(a)域内市場が機能するための不可欠な前提条件としてEU加盟国全体で公平な競争の場を確保し、(b)規制逃れを防ぎ、(c)高いレベルの整合性を確保し、(d)マクロ・プルーデンスの分野において透明性および予見可能性を高めることが想定された。

NBR規則第5/2013号に従い、2019年1月1日時点で、資本保全バッファは信用機関のリスク・エクスポージャー額合計の2.5%に設定されている。

2022年初めに、CRD の枠組みの国内法化の最終確定が示された。資本バッファのトピックに関する主な相違点は、ルーマニアの銀行が（該当する場合）O-SIIバッファおよびシステミック・リスク・バッファ（以下「SyRB」という。）を蓄積し始めたことである。

システミック・リスクを特定するために、NBRは引き続き、一定の部門へ提供された融資に関しては脆弱性の増加を指し示す兆候を監視している。NBRは、CCyB比率を0.5%から1%に引き上げるため、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル資本バッファに関するNBR命令第12/2015号を改正するためのNBR命令第7/2022号を発行することにより、NCMO勧告を実施した（2022年12月12日付ルーマニア官報第1187号第 部で公布された。）。国外および国内における不確実性を鑑み、NBRは、CCyB比率を1%に据え置くことを決定した。この決定は、その後NCMOが公表したすべての勧告でも維持された（評価は四半期毎に行われている。）。CCyB商品に関する直近の勧告は、ルーマニアにおけるカウンターシクリカル資本バッファに関するNCMO勧告第R/1/2026号であるが、これにより、ルーマニアのNBRは、CCyB比率を1%に据え置き、また国際的にも地域的にも不確実

性の要因が複数あることから、経済および貸出の動向をさらに監視することが推奨されている。CCyB比率を1%に据え置く理由は、以下のとおりである。

- ( ) 銀行部門の収益性、流動性およびソルベンシー比率は引き続き適切であり、欧州の勧告に従って、実体部門の資金調達へのアクセスに影響を与えることなく資本バッファーを構築することが可能である。
- ( ) 特に中東紛争に起因する地政学的な不確実性が顕著な一般的状況において、シクリカルなシステムミック・リスクは依然として高い水準にある。
- ( ) EUレベルでは、とりわけマクロ・ブルーデンスの手段の広範な活用を通じて、銀行部門の強靭性が強化されている。
- ( ) 不確実な経済環境下において、マクロ経済均衡に対する圧力が依然として続いている。

NBRは、0-SIIの評価に関連し指令(EU)第2013/36号(CRD)の第131(3)条の適用条件を決定する基準に関するEBAガイドラインのEBA/GL第2014/10号(システム上重要な機関を特定する際に、コンバージェンス、比較可能性および柔軟性のバランスを図ることを目的とする。)に沿い、システム上重要な信用機関を特定する方法を国レベルで実施している。

0-SIIバッファーの調整方法では、国内銀行部門の特性およびシステム上重要な銀行グループの構造を考慮して、評価の第1段階(EBAが推奨する必須指標の決定からなる。)において信用機関について算定されるスコアを検討する。EBAが推奨する必須指標の算定において銀行が算出するスコアに関連する値のレンジは、以下のとおり、500ベースポイント刻みで6つのバケットに分類され、0-SIIバッファーの値は、当該機関のシステム上の重要性に応じて、0.5パーセンテージ・ポイント刻み(0.5%から3%まで)で昇順に割り当てられる。

バケット	レンジ(下限、上限) (ベースポイント)	バッファーの水準 (エクスポージャーに対する比率(%))
1	275 - 500	0.5%
2	501 - 1000	1%
3	1001 - 1500	1.5%
4	1501 - 2000	2%
5	2001 - 2500	2.5%
6	2500超	3%

最初の区分は275ベースポイントを下限とし、これを上回る銀行は、部門の監督機関であるNBRが採用する方法に従い、自動的にシステム上重要な機関に指定される。追加の指標によりシステム上重要な銀行と判定された場合であっても、必須指標の算定において算出されたスコアが、基準である275ベースポイントを下回る場合、当該金融機関は最初のレンジに該当する。

2022年12月15日に開催されたNCMOの会合において、NCMOの理事会のメンバーは、EBAガイドラインのEBA/GL第2022/12号(該当する国内当局によるシステム上重要な指標の選定および開示に関するガイドラインEBA/GL第2020/14号を改正する。)の国のレベルでの遵守および実施について決定した。

2024年6月18日に開催されたNCMOの会合において、NCMOの理事会のメンバーは、この点に関してNCMO勧告第R/3/2024号を公布し、EBAガイドラインのEBA/GL第2023/10号(システム上重要な指標の選定および開示に関するガイドラインEBA/GL第2020/14号を改正する。)の遵守についても決定した。現在、ルーマニアの銀行部門では、国際銀行と比べて国内銀行市場で業務を行う機関の規模が比較的小さいため、G-SIIは特定されていない。事業体がG-SIIに分類され得る基準値は、EBA/GL第2020/14号第6項に規定のとおり、レバレッジ比率の算出に用いられるエクスポージャー測定指標に適用される連結または個別ベースで200十億ユーロである。

2025年12月11日に開催されたNCMOの会合において、理事会は、2026年4月1日より実施されるルーマニアにおける0-SIIに対する資本バッファーに関するNCMO勧告第R/6/2025号を承認することを決定した。ルーマニアで認可されかつ0-SIIとして特定された信用機関のバッファーに関するNBR命令第1/2026号が、2026年2月10日付ルーマニア官報第108号第 部に掲載された。2026年4月1日以降、ルーマニアで認可されかつシステム上重要な機関として特定された信用機関は、0-SIIバッファー比率を以下のとおり0.5%から2.5%のレンジで維持しなければならない。( )Banca Transilvania S.A.(連結レベル)については2.5%、( )UniCredit Bank S.A.(連結レベル)については2%、( )Banca Comercial Român S.A.(連結レベル)およびBRD - Groupe Soci t  G n rale S.A.(連結レベル)については1.5%、( )Raiffeisen Bank S.A.(連結レベル)およびCEC Bank

S.A.（連結レベル）については1%、（ ）EXIM BANCA ROMANEASCA S.A.（個別レベル）については0.5%である。システム上重要な信用機関のグループは、ルーマニアの銀行部門にとって決定的な役割を担っており、一連の指標に反映されている。したがって、これらの機関は、（ ）2025年9月30日現在、銀行資産の80.5%を保有し、（ ）実体経済に対する金融サービスの大部分を提供し（貸付残高の80.0%、預金獲得額の78.8%、支払額の61.1%）、（ ）複雑性の観点から、これらの機関は、店頭市場におけるデリバティブ金融商品取引の92.3%を管理し、クロスボーダー資産の96.0%を取引し、対外債務の79.1%を獲得し、（ ）金融の分野で事業を営んでいる事業体との相関性に関しては、金融内資産の80.7%を提供し、金融内負債の74.2%を利用し、発行済債券の99.1%を保有している。

2017年12月18日、NCMOは、管轄当局として、すべてのエクスポージャーに適用される0%、1%または2%のSyRBの2018年6月30日からの実施をNBRに対して勧告する勧告第R/9/2017号を採択した。バッファ率2%は不良債権比率基準値を上回りかつカバレッジ比率基準値を下回る銀行に適用され、1%はかかる基準の1つのみを満たす銀行に適用され、一方0%は不良債権比率基準値を下回りかつカバレッジ比率基準値を上回る銀行に適用される。詳細は以下の表のとおりである。

不良債権比率	カバレッジ比率	バッファの水準 (エクスポージャーに対する比率(%))
5%未満	55%超	0%
5%超	55%超	1%
5%未満	55%未満	1%
5%超	55%未満	2%

かかる勧告は、システミック・リスク・バッファに関するNBR命令第4/2018号（ルーマニアの2018年5月22日付官報第433号第 部で公布された。）により施行された。NBR命令第8/2018号により実施された勧告第R/7/2018号により、NCMOは、勧告の規定および方法の2019年1月1日からの追加適用を勧告した。SyRB比率による信用機関の内訳の変動も、ルーマニアの銀行部門における不良債権破綻処理プロセスの持続的な改善を示している。

2026年1月現在、13行が0%のバッファを適用し、3行が1%のバッファを適用し、2行が2%のバッファを適用している。従前のSyRBレビュー期間と比較して、SyRBレベル2の機関は、信用リスク管理の質の悪化により、バッファ要件が1パーセンテージ・ポイントから2パーセンテージ・ポイントに引き上げられた。

バッファの導入および適用は成功を収め、2025年5月にはルーマニアの不良債権比率が、EU平均の1.9%に対し、2.5%とEU平均に近づいた。カバレッジ比率に関しても、EU平均の41%に対し、ルーマニアは64%とEU平均を上回った。これらの進展により、SyRBの要件は、レビュー対象となっている指標が大幅に改善したことを受けて、段階的に引き下げられた。

## 他の企業への関与

資本要件の算定上、金融セクターに属さない事業体（すなわち、機関、金融機関、保険/再保険会社以外の事業体を指す。また、金融機関には、銀行業務または銀行業に付随する関連業務（オペレーショナル・リース、資産運用、データ処理業務またはその他類似の活動等）の直接的延長線上にある活動を行う事業体を含む。）の適格保有（資本金または議決権の10%以上を代表する事業体もしくは経営に重大な影響力の行使を可能とする事業体の直接保有または間接保有）に関するNBR規則第5/2013号およびCRRに従い、ルーマニアの信用機関は、以下のうちいずれか大きいほうに1.250%のリスク加重を適用しなければならない。

- ・ 適格資本の15%を超過する適格保有の額
- ・ 機関の適格資本の60%を超過する適格保有の合計額

銀行法に従い、ルーマニアの信用機関は、このように事業体に対して支配を行使する可能性がある場合には、当該事業体の適格保有を取得してはならない。

CRRに従い、金融部門外の企業の株式を、上記のとおり、財政支援オペレーション中に一時的に保有する場合は、上記の適格資本限度額の計算に含めない。

## 貸付制限

貸付制限に関し、信用機関は、関連する顧客または関連する顧客の集団に対する信用機関の大口エクスポージャーに関する規則(EU)第575/2013号により設定された規則を遵守しなければならない。

バーゼル・コア・プリンシプル第20号により規定される関連当事者に対するエクスポージャーから生じる濫用を防ぐために、NBRは、かかるエクスポージャーを制限し、銀行が関連当事者との非独立企業間取引を実行することを防ぐ規定を設けている。関連当事者に対するエクスポージャーに関する制限は、以下のうちいずれか高いほうの大口エクスポージャーに課される制限と整合される。

- ・ 機関は、自己資本の25%を超過する額を有する関連当事者または関連当事者の集団に対してエクスポージャーを負ってはならない。
- ・ 顧客が機関である場合もしくは1または複数の機関を含む関連当事者の集団である場合、エクスポージャーは当該機関の自己資本の25%を超過してはならない。
- ・ 150百万ユーロ（信用機関の場合）

責任のある持続可能な貸付けおよび借入れに関する従前の規制の枠組みに沿い、2012年12月に、NBRは、ルーマニア・レウの著しい下落および融資の通貨の金利上昇から生じる融資の分割払額の増加に対応することが可能な債務者のみに提供される外貨建ての融資の前提条件を作り出すために、為替リスクおよび金利リスクの非ヘッジの借り手の検知メカニズムを強化すること、また家計とは別に企業の信用度を評価する債権者の義務を導入することを目的として、外貨建ての貸付けに関する欧州システミック・リスク理事会の勧告を実施した。NBRはまた、信用機関に対して内部のリスク管理システムに外貨建ての貸付けから生じるリスクを組み込み、これらのリスクを内部の価格設定および内部の資本配分において考慮することを要求する規則を採択している。

## 預金保険制度

2022年3月8日、預金保険制度および銀行預金保険基金に関する法律第311/2015号を改正および補完する法律第42/2022号がルーマニア官報第226/2022号第 部で公布された。法律第311/2015号の改正は、NBRが、レポ操作を通じて、短期融資（例外的な状況においては、NBRの評価に基づき、緊急の場合や金融の安定が危機に晒される場合に同行が補償の支払いが行えるようにするため、融資はもっぱら当該基金への流動性のニーズのみをカバーする。）の形で銀行預金保険基金に流動性を供給する可能性を確立することを目的としている。かかる資金調達は90日を超えないものとし、NBRが実施する金融政策操作の担保として適格な金融商品により担保されるものとする。法律第311/2015号の規定はまた、指令(EU)第2014/49号の国内法化文言の微調整を行い、銀行預金保険基金のガバナンスを強化するために改正された。

## ノンバンク金融機関部門

2026年3月31日現在、NBRの監督下で一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関は177社あり、そのうち84社は特別登録簿に掲載され、NBRの健全性監督の下にある。2026年中、ノンバンク機関からの要請を受けて、一般登録簿から2件の削除があった。

2026年3月31日現在、ノンバンク金融機関の財務総計指標は以下のとおりであった。株式資本合計が4.74十億ルーマニア・レウ、総資産が74.89十億ルーマニア・レウ、融資およびコミットメントが69.08十億ルーマニア・レウならびに不良債権（コミットメントを含む。）が5.48十億ルーマニア・レウである。

オフサイトの監督は、主に個々のノンバンク金融機関の活動について定期的にモニタリングを行い、健全性規則（大口エクスポージャー、関連当事者への貸付け、信用分類ならびに引当金および自己資本等の問題に関連するもの）および制限の遵守を見直し、問題が特定された場合には是正措置を講じることである。これは、ノンバンク金融機関の活動に関して、様々な情報源から取得したすべての利用可能な情報（特に、ノンバンク金融機関により定期的に提出されるステートメントおよび報告書、ノンバンク金融機関の財務書類および年次報告書、監査報告書、オンサイトの検査結果ならびにその他の情報源）についての継続的な評価に基づいている。オフサイトの監督から生じた結論と調査結果は、オンサイトの検査および関連する活動を通じて監督されるべきノンバンク金融機関の選定に役立っている。

オンサイトの検査は、NBRの監督委員会により承認された検査の年次プログラムに従って実施されるものであり、主に個人および企業への融資提供の管理、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスクの管理、マネーロンダリング防止および内部統制と監査システムの総合評価等の分野に重点が置かれている。

2022年12月31日（同日を含む。）まで、ノンバンク金融機関は、IFRSに準拠した会計規則を承認するため、NBR命令第27/2010号を適用していた。

ノンバンク金融機関に適用される会計の規制の枠組みは、NBR命令第8/2019号を公布することによって更新された。これに従い、2022年1月1日より、一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関は、IFRSを採用し、会計処理および個別年次財務書類の作成の基礎として、これらの基準のみを使用しなければならない。COVID-19パンデミックに起因して、ノンバンク金融機関の活動を支援するために、NBRは命令第3/2020号を公布した。これに従い、会計処理の基礎としての、また個別年次財務書類の作成のためのIFRSの適用が、2022年1月1日から2023年1月1日に延期されていた。2023年より、かかる機関は、欧州指令を遵守した国内規則に準拠した個別財務書類の作成を中止しなければならない。加えて、2019年から2022年までの期間には、一般登録簿に登録されたノンバンク金融機関は、IFRSに準拠した個別年次財務書類一式を情報提供のみを目的として作成することを要求されていた。これらは欧州指令を遵守した国内規則に準拠して作成された財務書類の情報を再表示することにより得られていた。

これに関連して、2020年7月、NBRの理事会はまた、自己資本に関する移行体制の適用プログラムを2020年7月1日からではなく2021年1月1日からに6ヶ月延期できるように、ノンバンク金融機関に関するNBR規則第20/2009号を改正する規則第4/2020号を採択した。加えて、NBR規則第20/2009号の改正の結果として、特別登録簿に登録されたノンバンク金融機関は、限られた期間、エクスポージャーの制限を超過した状況を規制するメカニズムと類似のメカニズムとして設けられた、株式資本の最低水準で設定された自己資本の最低水準に関する要件を遵守しないことが許容されていた。

2021年9月、NBRの理事会は、ノンバンク金融機関に関するNBR規則第20/2009号を改正する規則第3/2021号を採択した。新しい規則に基づく改正により、既存の基準に変更が生じ、ノンバンク金融機関の特別登録簿への登録事由として用いられる新しい基準が設定され、また一定の要素も設定され、これに基づきノンバンク金融機関の管理者に対する専門的経験の要件が評価される。

さらに、その他の変更は、ノンバンク金融機関に関するNBRによる評価を促進するために、またNBR規則第20/2009号の適用中に生じた一部の問題を明確化するために行われた。

2022年8月、NBRは、信用機関に適用されるIFRSに準拠した会計規則の承認のためのNBR命令第27/2010号を改正および補完するNBR命令第1/2022号を採択した。これは2022年8月3日付でルーマニア官報第772号第 部および第772号の2において公布された。かかる命令の主な目的は、ノンバンク金融機関によるIFRSの適用に関するNBR命令第8/2019号に基づき、ノンバンク金融機関がIFRSの取扱いに準拠した会計記録を維持することを要求され、2023年1月1日よりIFRSに準拠した個別財務書類の作成および公表を行わねばならなくなるという事実を考慮して、ノンバンク金融機関をIFRSに準拠した会計規則の範囲に含めることであった。2022年12月31日付で、ノンバンク金融機関は、EUの立法要件を遵守した会計規則の承認に関するNBR命令第6/2015号（その後の改正を含む。）を適用した。

ノンバンク金融機関に関するNBR規則第20/2009号を改正および補足するNBR規則第3/2023号が2023年5月に公表された。新規則に基づく改正は、信用リスク規制の枠組みならびに保証の発行または/および保証委託の引き受けに關与するノンバンク金融機関の監督体制を強化することを目的としている（ノンバンク金融機関の特別登録簿への登録のトリガーとして使用される既存の基準の1つを変更することにより行われる。すなわち、活動範囲に保証の発行または/および保証委託の引き受けの活動が含まれる場合、保証の発行または/および保証委託の引き受けを行うノンバンク金融機関の株式資本を200,000ユーロから3,000,000ユーロに引き上げる。）。

同時に、特別登録簿に登録されているノンバンク金融機関は、支払能力および流動性に関する健全性限度を遵守することが要求される。したがって、ノンバンク金融機関の自己資本比率（リスク加重エクスポージャーの総額に対する自己資金の比率として表示される。）は少なくとも8%とすること、流動性比率は30日間に記録される現金流出額を同期間の現金流入額でカバーすることを継続的に満たさなければならない。

2022年9月、NBRは、モニタリング/健全性監督の目的で、ノンバンク金融機関に適用されるIFRSに準拠した個別レベルでの定期財務書類の作成に関する方法論的規則を承認するNBR命令第4/2022号を採択した。これは2022年9月12日付ルーマニア官報第896号第 部で公布された。2024年12月、NBR命令第4/2022号は、NBR命令第7/2024号により改正および補足され、2024年12月4日付でルーマニア官報第1219号第 部において公布された。

## 決済サービス部門

NBRは、既存の規制枠組みに従って、決済機関および口座情報サービス・プロバイダーの認可および健全性の監督を行う権限を有する唯一の機関である。

2024年4月9日、決済機関および口座情報サービス・プロバイダーに関するNBR規則第4/2019号を改正・補足するNBR規則第2/2024号が官報第326/2024号に掲載された。当該新規則に基づく改正は、利用者の資金を入手する

ことが決済サービスの範囲に含まれるための不可欠な基準であることを明確化することを目的としており、かかる活動を提供する事業者は、決済機関として認可されるために必要な措置を講じなければならない。

2024年8月1日、決済機関および口座情報サービス・プロバイダーに関するNBR規則第4/2019号を改正・補足するNBR規則第9/2024号がルーマニア官報第752/2024号第 部に掲載された。当該新規則に基づく改正は、決済取引の実行に関連して付与される付随的な融資に関連する信用リスクをカバーすることを含め、決済サービスに関連する融資を提供する決済サービス・プロバイダーが保有する自己資金の適切性を確保することを目的としている。

2026年3月31日現在、ルーマニアでは、12の決済機関が決済機関登録簿に登録され、31の代理店を通じて決済サービスを提供していた。認可された決済機関のうち3つはノンバンク金融機関としての資格も有しており、一般登録簿に登録されている。

## 電子マネー機関部門

NBRは、既存の規制枠組みに従って、電子マネー機関の認可および健全性の監督を行う権限を有する唯一の機関である。

指令(EU)第2015/2366号の完全な国内法化のための法的措置(決済サービス部門および電子マネー機関部門の両方を対象とする。)が採択され、それぞれ2019年11月13日付ルーマニア官報第913号第 部(決済サービスおよび一部の規範的規則の改正に関する法律第209/2019号)および2019年11月13日付ルーマニア官報第914号(電子マネーの発行業務に関する法律第210/2019号)に掲載された。

電子マネーの発行業務に関する法律第210/2019号(その後の改正を含む。)の適用により採択された電子マネー機関に関するNBR規則第5/2019号には、要件および提出書類ならびに事業者が電子マネー機関としての業務を行うために満たすべき条件が詳述されている。

2026年3月31日現在、3つの認可された電子マネー機関が電子マネー機関登録簿に登録されており、代理店は1つであった。

## 金融システム監督

FSAは、独立採算制の専門行政機関であり、執行機能を有する1名の総裁、1名の第一副総裁および3名の副総裁(それぞれが金融監督の3つの分野のいずれかに対応する特定の任務を担う。)を含む9名の構成員からなる理事会によって運営されている。

CCP.R0・ブカレスト・エス・エイ(以下「CCP.R0」という。)は、ブカレスト証券取引所におけるデリバティブ市場の立上げおよび流動性の向上のために必要な重要なインフラである。同社は、ルーマニアにおける中央カウンターパーティ・サービスの認可取得に向け、EMIRおよび二次法を含む厳格な規制要件を満たすためのプロセスを進めている。CCP.R0は2025年12月31日に認可申請を提出し、管轄当局(FSA、NBRおよび欧州証券市場監督機構(以下「ESMA」という。))が書類を審査中である。2026年2月3日、FSAは、CCP.R0の申請書に、すべての必要な書類および情報が含まれていることを確認した。

## 民間年金制度

ルーマニアの年金改革には、年金制度の中に、いずれも民間企業によって運営される強制加入の民間年金(第2の柱)および任意加入の民間年金(第3の柱)の2つの柱を導入し、実施することが含まれている。

2020年には、企業年金に関する法律第1/2020号が採択され、企業年金制度の枠組みが確立された。企業年金基金の運用を認可された管理者はまだ存在しない。

### 第2の柱

第2の柱への加入は、35歳までの雇用者およびその他一定の者に義務付けられており、35歳から45歳までは任意である。

民間年金基金への拠出は、公的年金制度に支払うべき個人の社会保険料の一部を占める。年金基金への拠出は、加入者の毎月の給与総額から控除され、その水準は雇用者が受け取る給与額によって決定される。年金基金への拠出は、国に追加的な財政義務を課すものではない。2008年には、民間の年金基金が最初の拠出(すなわち各加入者の給与総額の2%)を受け取った。2024年1月以降、強制加入の民間年金(第2の柱)への拠出は、公的年金制度に支払うべき個人の社会保険料の4.75%に引き上げられた。

2022年12月、様々なレベルの複合的危機(地政学的危機、経済危機および金融危機)を背景に、緊急令(政府緊急令第174/2022号)を通じて、FSAの監督能力を強化することならびに(最終的に民間年金基金の資産をよ

り確実に保護するために)年金基金運用会社にその業務の実績に関してより大きな責任を課すことを目的として、主要な法律の改正が行われた。

2025年4月、民間年金の分野における特定の規範的規則の改正および補完に関する政府緊急令第26/2025号は、OECD勧告を実施するために民間年金を統治する主要な法律を改正した。政府緊急令第26/2025号は、法律第131/2025号となり、2025年7月14日付官報で公表された。

2025年4月30日現在、民間年金市場には、10の年金基金運用会社が存在し、強制加入の民間年金(第2の柱)として7本の年金基金(運用資産総額160十億ルーマニア・レウ、加入者数8.3百万人)、任意加入の民間年金(第3の柱)として10本の年金基金(運用資産総額約6十億ルーマニア・レウ、加入者数0.9百万人)を運用している。

## 保険市場

FSAは、2011年1月1日以降、欧州保険・企業年金監督委員会に代わって設立された欧州保険・企業年金監督機構に正式に加盟している。FSAは、欧州保険・企業年金委員会および保険監督者国際機構にも正式に加盟している。

ルーマニアにおける保険事業は、FSAによる認可または他のEU加盟国による認可によってのみ行うことができる。

過去5年間に於いて、保険部門に関する規制の枠組みは、被保険者保証基金が保険加入者に支払いを行う権利を有する期間の短縮に関する2021年9月22日付政府緊急令第102号等の法律により大幅に改正された。

## 保険会社および仲介業者に関するデータ

### 保険会社および仲介業者の数

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在のルーマニアの保険会社および保険仲介業者の数を示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
保険会社(合計)	26	26	25	25	24
うち損害保険会社	13	13	13	13	12
うち生命保険会社	7	7	6	6	6
うち複合保険会社	6	6	6	6	6
保険仲介業者	273	269	261	253	246

FSAによる認可および規制を受けた会社ならびにその他EU加盟国において設立された事業体を含むルーマニアの保険市場における計上収入保険料総額(以下「GWP」という。)は、2025年に約25.8十億ルーマニア・レウに達し、そのうち80%が損害保険事業の総保険料収入であった。引受業務は2024年と比較してプラスの成長を記録し、10%増となり、これは主に、FSAの認可を受けた企業が報告した総保険料収入の増加(11%増)に支えられたものである。他のEU加盟国内に設立された事業体による総保険料収入は、2025年に前年比で7%増加した。

FSAの認可および監督する企業および他のEU加盟国に設立された事業体による強制第三者賠償責任自動車保険(MTPL/RCA)の保険料収入総額は、約10.9十億ルーマニア・レウに達し、2024年と比較して9%増となった。

FSAが認可および監督する保険会社の支払能力に関し、2025年12月末現在、保険市場全体の支払能力比率は100%を上回る水準を維持している。2024年度末と比較して、ソルベンシー資本要件(SCR)の比率、MCRの比率ともに若干の上昇を示している。

2025年の総支払保険金額(他の加盟国に設立された事業体を含む。)は約12.3十億ルーマニア・レウに達し、前年比16%増となった。このうち83%は損害保険事業による支払保険金であり、17%が生命保険によるものであった。

保険会社の投資総額(ユニット・リンク型保険契約の保有資産を含む。)は38.5十億ルーマニア・レウに達し、2024年度末と比較して19%増加した。ルーマニアの保険会社は主に固定利回り商品、とりわけ国債に投資しており、2025年度末時点で投資総額の約62.4%を占めていた。

2025年において、投資ポートフォリオの構成は2024年度末と比較して大きな変化はなかった。総投資額に占める国債への投資の割合は2パーセンテージ・ポイント減少した。現金および現金同等物の評価額は2.8十億

ルーマニア・レウに達し、2025年度末現在FSAの認可を受け、その監督下にある保険会社の総投資額の7.2%を占めた。

2025年度末時点で、ソルベンシー 制度に基づく技術的準備金の額は27十億ルーマニア・レウとなり、前年比22%増加した。この好調な傾向は、損害保険事業における技術的準備金の増加（24%増）と、生命保険事業のために設定された準備金の増加（20%増）の両方によって支えられた。技術的準備金総額のうち、60%が損害保険事業に、40%が生命保険事業に配分された。

FSAの認可を受けた保険会社および他のEU加盟国に設立された事業者（損害保険および生命保険）に対し、仲介会社が販売した保険料の総額は、当年度末現在約9%増の17.6十億ルーマニア・レウに達した。これは2024年度と比較した両セグメントの保険料の販売額の伸び（損害保険9%増、生命保険15%増）によるものである。

2025年には、仲介会社はFSAの認可を受けた保険会社および他のEU加盟国に設立された事業者の計上収入保険料総額の約68%を販売した。損害保険の仲介率は82%、生命保険の仲介率は13%であった。

## 資本市場

資本市場に関する法律第297/2004号を改正および補足し、譲渡可能証券への集団投資事業（以下「UCITS」という。）および投資管理会社を監督する政府緊急令第32/2012号（その後の改正および補足を含む。）、金融商品の発行体および市場操作に関する法律第24/2017号（再公布）（その後の改正および補足を含む。）、代替投資ファンドの管理会社に関する法律第74/2015号（その後の改正および補足を含む。）、代替投資ファンドの規制ならびに一部の法的措置の改正および補完に関する法律第243/2019号（その後の改正および補足を含む。）ならびに金融商品市場に関する法律第126/2018号（その後の改正および補足を含む。）、ならびにこれらの適用により公布された二次法令が、ルーマニアの資本市場の主要な法的枠組みを表している。

資本市場の法的枠組みは、以下の法律によっても補足されている。

一部の法的措置の改正、補完および廃止について定めるとともに、証券化に関する一般的な枠組みを定め、簡素で、透明性があり、かつ標準化された証券化のための特定の枠組みを構築する2017年12月12日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2017/2402号を適用するための一定の措置を規定し、指令(EC)第2009/65号、指令(EC)第2009/138号および指令(EU)第2011/61号ならびに規則(EC)第1060/2009号および規則(EU)第648/2012号を改正する法律第158/2020号。この法律により、いくつかの法的措置が改正および補足されたが、そのうち最も重要なものは、金融商品の発行体および市場操作に関する法律第24/2017号の改正および補完に関するものである。

参加型金融サービスにおける欧州のプロバイダーに関する2020年10月7日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2020/1503号を実施する措置を講じ、規則(EU)第2017/1129号および指令(EU)第2019/1937号を改正する法律第244/2022号。この法律は、ECSPRIに規定された機能および義務を遂行する責任を負うルーマニアの管轄当局としてFSAを認定すること、管轄当局間および欧州証券市場監督機構（ESMA）との国境を越えた協力のための単一の窓口としてFSAを設定することならびにクラウドファンディング・サービス・プロバイダーの条件およびFSAによる認可手続の概要を示すこと等が含まれる。

特定の規範的規則の改正および補完ならびにFSAの登録簿に登録されていない事業者が行う広告および攻撃的なコミュニケーション手法の防止および対策に関する措置の制定に関する緊急令第71/2024号。この法律は、資本市場に適用される一連の法律を改正するとともに、広告を限定し、FSAに登録されていない事業者による通信を制限する。

金融商品の発行体および市場操作に関する法律第24/2017号を改正および補足する法律第11/2025号は、企業のサステナビリティ報告に関する2022年12月14日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2022/2464号の一部の規定ならびに上場企業の取締役のジェンダーバランスの強化および関連する措置に関する2022年11月23日付の欧州議会および理事会の指令(EU)第2022/2381号の規定を国内法に組み入れることを目的としている。この法律は、2023 - 2026年の期間におけるルーマニア国内の資本市場の発展に焦点を当てた規定を導入するものである。法律第126/2018号は、第2次金融商品市場指令（MiFID）の規定を実施するものであり、ルーマニアの投資会社、市場運営者、中央預託機関、中央清算機関およびルーマニアで事業を行う他のEU加盟国の投資会社に適用され、さらにルーマニアで子会社を設立して投資サービスを提供するか、投資業務を行う非EU加盟国の投資会社にも適用される。

金融サービス、資本市場およびサステナビリティに関して公表された情報へのアクセスを集中化させる、ESAPの特定の側面の実施、ならびに特定の規範法令の改正および補完に関する法律第238/2025号は、とりわけ、指令(EU)第2864/2023号（ESAP指令）の一定の規定を国内法に組み入れることを目的としている。また、ESAPの設立および機能に関する特定の規制を改正する2023年12月13日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第

2023/2869号の特定の規定の適用措置を導入するとともに、OECD加盟プロセスの枠組みにおけるルーマニアの評価との関連で策定されたコーポレート・ガバナンス原則の適用を最適化するため、OECDの特定の勧告の実施に関する規定を導入することを目的としている。

2022年には、以下の指令を国内法化するために、法律第188/2022号および法律第236/2022号によって法律第126/2018号が改正された。

- ・ 保険および再保険事業の開始および遂行に関する指令(EC)第2009/138号(ソルベンシー)、金融商品市場に関する指令(EU)第2014/65号、マネーロンダリングまたはテロ資金供与を目的とする金融システムの利用防止に関する指令(EU)第2015/849号を改正する指令(EU)第2019/2177号の第1条
- ・ 金融商品市場に関する指令(EU)第2014/65号を改正する指令(EU)第2020/1504号
- ・ COVID-19危機からの回復を支援するため、情報要件、プロダクト・ガバナンスおよびポジション限度枠に関する指令(EU)第2014/65号ならびにこれらの投資会社への適用に関する指令(EU)第2013/36号および指令(EU)第2019/878号を改正する指令(EU)第2021/338号の第1条
- ・ 投資会社の健全性監督について定め、指令(EC)第2002/87号、指令(EC)第2009/65号、指令(EU)第2011/61号、指令(EU)第2013/36号、指令(EU)第2014/59号および指令(EU)第2014/65号を改正する指令(EU)第2019/2034号の第64条

また、欧州における枠組みの進展との整合性を確保し、地域の発展に対応するために、2023年-2025年に法律第126/2018号が法律第181/2023号、緊急令第71/2024号、法律第306/2024号および法律第238/2025号によって改正された。

2023年には、指令(EU)第2019/2034号を国内法化するため、法律第236/2022号が公布された。投資会社を対象とする欧州の新たな立法パッケージにおいては、信用機関の概念に大手投資会社が含まれている。法律第236/2022号によると、この新たなカテゴリーの信用機関は、FSAの認可、監督および規制の対象となる。この法律は、ESAPの設立および運営に関する特定の指令を改正する指令(EU)第2023/2864号の第15条を国内法に組み入れるため、2025年に法律第238/2025号により改正された。

中央清算機関の再生および破綻処理の枠組みに関する規則(EU)第2021/23号を実施するための措置の確立に関する法律第181/2023号が、2023年6月にルーマニアの官報において公表され、2023年7月に発効した。ルーマニアの資本市場の法律および実務を、地域の特殊性と適合させつつ、欧州の基準および国際的な基準に合わせるため、ルーマニアの管轄当局は、国際資本市場および欧州の資本市場における最近の動向を把握するよう努めている。FSAは、欧州証券市場監督機構および証券監督者国際機構に正式に加盟している。

監督業務に関しては、FSAは規制対象事業体に対する監視能力の強化に注力している。発行体およびその他の事業体の双方に対する報告義務の履行ならびに投資家に公正な対応を保証することは、FSAの優先事項の1つである。FSAは、定期報告書の完全性および発行体によるこれらの報告書の提出期限の遵守を監視している。この点に関する重要な成果は、ルーマニアの管轄当局が、報告書を通じて発行体およびその他の規制対象事業体を電子的に監督するためのアプリケーションを導入し、FSAの監視業務の負担が軽減されたことにある。法的要件を満たさない発行体は、FSAから適宜通知を受ける。

FSAはまた、市場濫用の可能性を検出する目的で、ルーマニアの規制市場(以下「**規制市場**」という。)で行われた取引をリアルタイムで監視し、取引セッション中に行われた取引の価格および数量の異常な動きを調査している。

FSAは、規制・監督対象事業体の活動について定期的かつ透明性の高い統制を行うことにより、その監視権限を行使している。ルーマニアの管轄当局が近年実施した統制業務は、制裁措置、統制チームが特定した不備を是正する義務についての調査対象企業への通知および他の国家機関(国家資金洗浄防止管理庁、内務省、ルーマニア警察總監、HCCJ、NAFA等)への通知をもって終了した。

## 資本市場仲介業者

投資サービスおよび投資活動は、FSAにより認可された投資会社、NBRにより認可された信用機関、ならびにEU加盟国または非EU加盟国において関連する本国当局により認可された外国の規制機関等の仲介業者によって行われる。

## 地域資本市場の仲介業者

下表は、記載された日付現在の地域市場における仲介業者の数を示している。

2021年12月31日	2022年12月31日	2023年12月31日	2024年12月31日	2025年12月31日
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

FSAにより認可された投資会社	18	19	17	17	16
NBRにより認可された信用機関	24	24	22	22	19
加盟国の国内所管当局により認可された投資会社	465	505	495	537	538
加盟国の関係当局により認可された信用機関	131	168	172	178	182
その他のEU加盟国の投資会社の支店	6	7	7	6	6
その他のEU加盟国の信用機関の支店	3	3	3	3	4
合計	647	726	716	763	765

出典：FSA

その他のEU加盟国の投資会社および信用機関は、ルーマニアにおいて金融サービスを提供するためにFSAに登録されており、関係加盟国の関係当局からFSAに宛てられた通知にも従っている。英国のEU離脱およびその後の移行期間の終了に伴い、英国の投資会社および信用機関はFSA登録簿から削除された。ルーマニアおよび外国の仲介業者は、ルーマニアの証券取引所で取引を行うためには、ルーマニアの証券取引所に参加者として登録されていなければならない。ブカレスト証券取引所（以下「BSE」という。）に登録されている仲介業者のうち、7つの仲介業者は、オーストリア、ブルガリア、ポーランド、ハンガリー、クロアチアおよびチェコ共和国を起源とする外国の機関である。

#### 集団投資事業 (Organisme de Plasament Colectiv)

近年、CIUは、代替的な貯蓄手段としての役割を強化し、個人や法人から多額の資金を集めている。

以下の表は、アクティブなCIU（UCITSおよびUCITS以外のCIU（以下「非UCITS」という。））およびルーマニアで活動しているその他の事業体に関する統計データを示している。

#### 集団投資事業

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在の、ルーマニアにおけるUCITSおよびEU加盟国で認可され、そのユニットがルーマニアで販売されたUCITSを示している。

	12月31日現在				
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
<b>UCITS：</b>					
オープン・エンド型投資ファンド (実際に活動を行っているファンド)	83	89	92	92	94
<b>非UCITS：</b>					
クローズド・エンド型投資ファンド(アクティブ)	24	29	29	30	39
投資会社	6	7	7	7	8
CIUの数	113	125	128	129	133
運用会社	17	20	21	20	20
預託機関	4	4	4	4	4
<b>加盟国の事業体：</b>					
加盟国で認可され、そのユニットがルーマニアで販売されたUCITS	61	65	67	76	78

出典：FSA

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在のファンド業界を表す指標の推移に関する特定のデータを示している。

12月31日現在

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
<b>投資信託の開発</b>					
<b>運用会社数</b>	17	20	21	20	20
<b>運用資産合計</b> (単位：百万ユーロ)	10,101	8,584	7,332	8,922	11,431
株式ファンドおよび投資会社(ETFを除く。)	5,864	5,791	4,130	4,698	5,889
債券ファンド	3,193	1,675	1,901	2,430	3,095
ハイブリッド・ファンド	1,034	1,103	1,265	1,699	2,282
マネー・マーケット・ファンド	0	0	0	0	0
ETF	10	15	36	95	165
<b>CIUの数</b>	113	125	128	129	133
株式ファンドおよび投資会社(ETFを除く。)	42	43	41	43	45
債券ファンド	31	24	26	26	29
ハイブリッド・ファンド	39	57	59	58	55
マネー・マーケット・ファンド	0	0	0	0	0
ETF	1	1	2	2	4

出典：FSAから提出された運用会社報告書。運用する投資ファンドの公式サイトに資産合計に関する報告書が掲載されている。

### 規制市場および多角的取引システム

2025年5月27日現在、BSE規制市場に上場している93社の株式が発行されており、そのうち88社が国内企業、4社が外国企業である。同日現在、BSEに上場されている国内債券は38銘柄で、うち34銘柄は地方債、70銘柄は国債である。2025年5月27日現在、2つの投資信託および6つのETFがBSE規制市場に上場されており、うち4つはルーマニアのETF、2つは海外ETFである。

多角的取引システム（以下「MTF」という。）については、2025年5月27日現在、BSEが運営するMTFの2つの取引プラットフォームで取引可能な株式が266銘柄あり、そのうち251銘柄（プレミアム株式50銘柄およびスタンダード株式201銘柄）が2階層の中小企業専用セクション（AeR0市場）に上場されており、15銘柄がEUの規制市場または非EU加盟国のその他の取引所に既に上場されている外国株式専用セクションで取引されていた。同日、MTFには債券32銘柄および投資信託1銘柄が上場された。

2024年12月31日現在、BSE規制市場に上場している86社の株式が発行されており、そのうち83社が国内企業、3社が外国企業である。同日現在、BSEに上場されている国内債券は131銘柄で、うち40銘柄は社債、37銘柄は地方債、54銘柄は国債である。2024年12月31日現在、2つのユニット型投資信託および3つのETFがBSE規制市場に上場されている。

MTFについては、2024年12月31日現在、BSEが運営するMTFの2つの取引セグメントで取引可能な株式が276銘柄あり、そのうち261銘柄（プレミアム株式50銘柄、スタンダード株式208銘柄およびベース株式3銘柄）が取引市場の3階層の中小企業専用セクション（AeR0市場）に上場されており、15銘柄がEUの規制市場または非EU加盟国のその他の取引所に既に上場されている外国株式専用セクションで取引されていた。さらに、2024年12月31日現在、MTFには債券30銘柄およびユニット型投資信託1銘柄が上場された。

### BSE規制市場の時価総額

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在におけるBSE規制市場の時価総額を示している。

	時価総額	増減
	(単位：十億ユーロ)	(単位：%)
2021年12月31日現在	46.29	46.16
2022年12月31日現在	39.86	(13.89)

2023年12月31日現在	59.15	48.39
2024年12月31日現在	70.39	19.00
2025年12月31日現在	102.64	31.42

出典：BSE

**BSE規制市場における売買取引高**

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在におけるBSE規制市場の売買取引高に関する特定の情報を示している。

	売買取引高				
	12月31日現在				
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
売買取引高合計(EUR)	2,418,512,654	2,420,727,129	2,984,151,137	3,326,720,943	3,716,967,981
株式(EUR)	2,033,177,798	2,082,526,293	2,691,369,576	2,893,825,260	2,999,161,261
債券(EUR)	198,561,666	159,415,354	147,319,478	225,231,573	504,682,082
新株予約権(EUR)	521,758	3,101	43,103	1,212,514	0
ファンド・ユニット(EUR)	9,372,670	12,448,787	21,685,631	84,386,755	83,282,029
仕組債(EUR)	176,878,763	166,333,594	123,733,348	122,064,841	129,842,609
先物(EUR)	0	0	0	0	0
取引日数	252	251	248	250	246

注：

この表には、BSEが実施した公募および非上場市場における取引の価額は含まれていない。

出典：BSE

**BSE規制市場の日次平均回転率**

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年における、BSE規制市場の日次平均回転率を示している。

	日次平均回転率	増減
	(単位：百万ユーロ)	(単位：%)
2021年	9.60	(4.16)
2022年	9.64	0.41
2023年	12.52	29.88
2024年	13.89	10.94
2025年	15.11	11.97

出典：BSE

**BSE指数**

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在におけるBSE指数の値ならびに2024年から2025年までの増減割合を示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2025年の増減 (2024年比)
	(単位：ポイント)					(単位：%)
<b>BSE指数</b>						
BET	13,061.32	11,663.53	15,371.11	16,720.75	24,438.89	31.58
BET-XT	1,142.52	1,018.60	1,323.75	1,444.96	2,108.72	31.47
BETプラス	1,947.85	1,748.14	2,279.93	2,473.22	3,551.56	30.36

BET-TR	23,113.93	22,685.99	31,745.21	36,872.05	57,229.92	35.57
BET-FI	52,157.90	50,284.36	59,309.11	62,020.49	90,620.36	31.56
BET-NG	896.97	852.34	1,120.16	1,199.03	1,793.97	33.08
BET-BK	2,514.55	2,202.71	2,887.40	3,139.92	4,831.88	35.01
BET-XTTR	2,021.26	1,969.01	2,702.94	3,132.32	4,827.20	35.11
RTL	27,997.57	25,947.89	34,053.81	37,231.88	55,048.15	32.36

出典：BSE

BET指数は、BSE規制市場で取引を認められた最も流動性の高い20社の株価パフォーマンスを反映しており、2025年度に、2024年12月31日と比較して31.58%増加した。BSE規制市場で取引が認められた投資会社の指数であるBET-FIは、2025年度に、2024年12月31日と比較して31.56%増加した。BET-XT指数は、BSE規制市場で取引を認められた最も流動性の高い30社の株価パフォーマンスを反映しており、2025年度に、2024年12月31日と比較して31.47%増加した。BSE規制市場で取引を認められたエネルギー供給会社および公益事業会社の指数であるBET-NGIは、2025年度に、2024年12月31日と比較して33.08%増加した。

## マネーロンダリング

2008年、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を目的とする金融システムの利用の防止に関する2005年10月26日付欧州議会および理事会の指令(EC)第2005/60号ならびに政府等において重要な地位を占める者に関する指令(EC)第2006/70号の規定を完全に移行し、欧州評議会のマネーバル委員会により採択されたルーマニアに関する評価報告書の勧告を実施するために必要な、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止を目的とする重要な法律が可決されたことにより、マネーロンダリングの分野において大きな進展があった。

2009年以降、NBRのマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止(AML/CFT)に係る監督機能は、専門部門(国際的制裁実行の監視部門、ならびにマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止部門)を通じて発揮されている。

この間、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止の監督範囲が拡大され、信用機関のほか、中央銀行の特別登録簿に登録された決済機関、電子マネー機関およびノンバンク金融機関(貸金業者およびリース会社)、ならびに類似の外国機関のルーマニア支店が含まれるようになった。

さらに、マネーロンダリングまたはテロ資金供与のリスク水準と関連する、監督対象機関の活動の性質および規模を考慮したリスクベースの手法が監督対象機関の評価に導入された。

法律第129/2019号の発効により、ルーマニアの行政型の金融情報管理機関として国家資金洗浄防止管理局が設置されたが、これは法人格を有する専門機関であり、業務および機能面で独立かつ自律的であり、財務省に帰属している。同局の活動は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および管理を目的とした金融情報の収集、分析、処理および発信、ならびに法律に従った報告主体の監督および管理である。

同局は、その業務の遂行に当たり、法務省、財務省、HCCJ、NBR、FSA、ルーマニア情報管理機関、自由専門職の自主規制当局および専門職団体を含む、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および管理システムに関連するすべての当局および機関と協力する。

同局は、国家的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスク評価の実施と、特定されたリスクへの国家的対応を調整する機関である。2019年、NBRは、追加の人的資源を配分し、用いる手法および手段を絶えず改善することにより、自らの監督対象である信用機関および金融機関が晒されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスクに関して、監督分野における業務遂行能力を強化する努力を続けた。後者は、かかる分野における新たな法的枠組みに合わせて調整され、このためマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関するNBR規則第2/2019号が採択された。

適用された手続および方法論に関しては、リスクベースの監督および評価プロセスが、マネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスクに対する機関のエクスポージャーに応じて調整され、かかるプロセスの質および有効性の大幅な改善につながった。さらに、その目的は、機関のリスクプロファイルとシステム上の重要性に基づき、オフサイトとオンサイトの監督活動の適切なバランスを確保することであった。その結果、事業モデル、内部統制、ダイナミクス、ならびにマネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスク水準に応じて、要求される情報量、ならびに調査、確認および評価の頻度および程度が決定された。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関する法律第129/2019号は、一部の法律を修正および補完し、第4次マネーロンダリング防止指令を変更するものであるが、これは2019年7月18日にルーマニア議会で可決され、ルーマニア官報第589号第 部により公布された。

マネーロンダリングまたはテロ資金供与を目的とする金融システムの利用防止に関する指令(EU)第2015/849号を変更し、指令(EC)第2009/138号および指令(EU)第2013/36号を変更する2018年5月30日付欧州議会および理事会の指令(EU)第2018/843号は、ルーマニアにおいて、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策、一部の法律の改正および補完、信用機関および自己資本比率に関する政府緊急令第99/2006号第218条の補完、財政手続法に関する法律第207/2015号の改正および補完、ならびに保険および再保険業務の認可および監督に関する法律第237/2015号第12段落(5)の補完のための、法律第129/2019号の改正および補完に関する政府緊急令第111/2020号により置き換えられた。政府緊急令第111/2020号は、承認後、法律第101/2021号により修正および補完された。

2025年3月13日、法律第129/2019号を改正する政府緊急令第10/2025号が採択された。かかる緊急令の目的は、資金の移転および特定の暗号資産に付随する情報に関する規則(EU)第2023/1113号を施行し、指令(EU)第2015/849号を改正することであった。かかる指令は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止要件を暗号資産の移転に拡大するだけでなく、規則(EU)第2023/1114号で規制されているように、サービス・プロバイダーにも拡大するものである。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関する法律第129/2019号を改正または補完するその他の法律、ならびに一部の法律を修正および補完する法律は以下のとおりである。

- ・ 一部の法律の修正および補完に関する法律第208/2020号
- ・ マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関する法律第129/2019号第49条を補完し、一部の法律を修正および補完する2021年4月26日付法律第102号
- ・ マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関連し、一部の法律を修正および補完する、法律第129/2019号の改正および補完に関する2021年12月28日付法律第315号
- ・ マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関連し、一部の規範的規則を改正および補完する、法律第129/2019号の改正および補完に関する政府緊急令第53/2022号
- ・ マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関連し、一部の規範的規則を改正および補完する、法律第129/2019号の改正に関する政府緊急令第123/2022号

2023年6月9日現在、資金の移転および特定の暗号資産に付随する情報に関連し、指令(EU)第2015/849号(改正)を改正する2023年5月31日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2023/1113号が、EU官報において公表された。

規則(EU)第2023/1113号第38条による指令(EU)第2015/849号の改正は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関連し、一部の規範的規則を改正および補完する、法律第129/2019号の改正および補完に関する政府緊急令第10/2025号により国内法に組み入れられ、また、本規則の適用に必要な法的枠組みを構築した。

以下を含む、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の対策に関する一連の新たな規則が、2024年6月19日付のEU官報において公表された。

- ・ 指令(EU)第2019/1937号を改正し、指令(EU)第2015/849号を改正および廃止したマネーロンダリングまたはテロ資金供与を目的とする金融システムの利用防止のために加盟国が実施すべきメカニズムに関する2024年5月31日付欧州議会および理事会の指令(EU)第2024/1640号
- ・ マネーロンダリングまたはテロ資金供与を目的とする金融システムの利用防止に関する2024年5月31日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2024/1624号
- ・ マネーロンダリングまたはテロ資金供与の対策のための機関を設立し、規則(EU)第1093/2010号、規則(EU)第1094/2010号および規則(EU)第1095/2010号を改正する、2024年5月31日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2024/1620号

指令(EU)第2024/1640号第74条の規定は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策に関連し、一部の規範的規則を改正および補完する、法律第129/2019号の改正および補完に関する法律第86/2025号によって国内法に組み入れられた。指令に係る残りの規定は、後者により設定された期限内に組み入れられる予定である。

現在ルーマニアは、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止および対策の分野における欧州法の組入れに不足はない。

## (5)【財政】

### 予算制度

#### 予算プロセス

ルーマニア財務省は、毎年2つの主要な予算法（中央国家予算法および国家社会保障予算法）を策定している。中央国家予算は、ルーマニア政府が財務省を通じて策定しており、予算配分の直接受益者（関係省庁）からの予算案（提案）に基づいている。

財務省に提出される予算案には、公的機関による投資およびその他の資本支出に関するプログラムが含まれる。これらの投資および資本支出プログラムは、有効な法的規定に従って承認された特定のプロジェクトのリストと、投資のためのその他の歳出の総額に基づいている。

予算は、その全体が議会で承認される。中央国家予算および国家社会保障予算が予算計上期間の前年度末までに承認されなかった場合、ルーマニア政府は、当年度の予算が採択されるまで、一定の制限の下、前年度予算の規定を適用する。

一般連結予算は、財務省により編成され、とりわけ中央国家予算および国家社会保障予算、特別基金、自治および独立財政機関の予算ならびに地方政府予算が含まれる。

国家社会保障制度および地方政府は、それぞれの歳入および歳出の管理に責任を負う。

#### 国家社会保障予算

国家社会保障予算は、中央国家予算から独立しているが、毎年議会の承認を必要とする。公的年金制度は、「従量制」の原則に基づいており、雇用主が支払う拠出金が制度の主要な所得源となっている。国家社会保障予算からの歳出の大部分は、老齢年金、早期退職年金、部分早期退職年金、障害年金、遺族年金および死亡給付金を含む年金給付の形である。

#### 特別基金

特別基金は、中央国家予算法の付属書として予算が承認される国民健康保険基金であり、国家社会保障予算法とともに承認される失業保険予算である。

#### 地方予算

地方予算は、地方財政法および地方行政法に基づいて編成、承認および執行される。これらの法律は、地方自治体が独自に予算を策定し、承認することを認めており、個人所得税の一部および中央国家予算水準で徴収される特定のその他の税金を含む、特定の歳入源を地方自治体に割り当てる。追加の地方予算歳入は、固定資産税からもたらされる。地方自治体は、経常支出を均衡させることが義務付けられており、投資目的および地方公債の借換えのための融資の契約を締結することができる。

行政区画の予算は、運営と開発の2部門に分けて編成および承認される。これら2部門には、それぞれ歳入および歳出がある。したがって、運営支出には経常費用および借入金返済が含まれ、開発支出には資本支出および加盟後のEU共同融資プロジェクトが含まれる。

運営部門から開発部門への金額の移管は、運営費の支払いが完全に確保された後のみ可能となる。

コミュン、町、市、ブカレスト地区、郡およびブカレスト自治体の地方予算、ならびに独自の歳入を財源とし、地方予算および外部補助金予算からの助成金で賄われている公的機関の予算は、「均衡予算」の条件で承認され、開発部門の赤字は、前年度の運営部門の黒字で賄うことができる。

年次予算には、前年度の未払金の支払いに対する個別の予算が含まれる。

各行政区画 / 小区画（市や郡等）の債務の許容水準は、承認を申請した年の直前3年間の平均で、各行政区画の私有地に属する同期間における特定の資産の売却による所得を差し引いた、各行政区画の歳入（税金、手数料、拠出金、その他の所得および所得税からの割当分）の30%までに制限されている。EUからの加盟前および加盟後の非償還型外部資金援助の恩恵を受けるプロジェクトの資金調達に関連し、行政区画が契約および / または保証した融資は、計算に含まれない。

EUからの加盟前および加盟後の非償還型外部資金援助の恩恵を受けるプロジェクトの資金調達に関連し、行政区画が契約および / または保証した融資は、債務水準の30%の制限から免除される。

#### 中期予算計画プロセス

ルーマニアでは、2003年から中期予算計画が実施されてきたが、中期予算枠組みが義務化されたのは、財政責任に関する法律第69/2010号（以下「**財政責任法**」という。）が2010年に施行され、中期予算の上限が議会の承認を必要とするようになってからである。

財政枠組みに関する最も重要な改革（財政責任法に規定されている。）には、以下のものが含まれる。

- ・ **中期計画の義務化**：予算カレンダーに新たな段階が導入された。財政省は、毎年7月15日までに財政・予算戦略（以下「**FBS**」という。）（その後3年間を対象とする。）を政府に提出するものとし、さらに、毎年8月15日までにこれを議会に提示するものとする。
- ・ **中期予算の主要目標に関する議会の承認**：内閣は、FBSとともに、構造的赤字（対GDP比）、現金予算収支（対GDP比）、人件費（対GDP比）、政府および地方自治体が発行する保証、地方自治体による融資契約、EUからの財政支援を除く歳出総額、公債（対GDP比）等の最大基準値を含む草案を議会に提出し、審議および採決を受ける。
- ・ **拘束力のある中期目標**：年間予算を編成する際には、上記の最大基準値を遵守しなければならない。
- ・ **免責条項**：FBSは、（ ）一般連結予算の範囲に変更がある場合、（ ）FBSの作成に用いられたマクロ経済指標が著しく悪化した場合、または（ ）政権が交代した場合に改訂することができる。後者の場合、新政権はそのプログラムがFBSと一致しているかどうかを公表し、一致していない場合は財務省が新たなFBS草案を作成する。かかる改訂は、議会の承認を得なければならない、財政審議会の審査および意見に従う。
- ・ **新財政規則**：（ ）構造的な赤字は、対GDP比0.5%（公債が対GDP比60%を大幅に下回る場合は対GDP比1.0%）を超えてはならない、（ ）公債は、対GDP比60%を超えてはならない、（ ）プルデンシャル公債の中間基準値は、対GDP比45%、50%および55%に設定される、（ ）上記の規則から逸脱した場合、自動修正メカニズムが導入される、（ ）公共部門の歳出の年間増加は、規則(EC)第1466/1997号の規則に沿ったものでなければならない、（ ）予算計画に使用されるマクロ経済予測は、ECの公式予測と比較され、いかなる差異も明確に提示されなければならない、（ ）予算年度中、公共投資の承認を受けた資金を經常支出に振り替えることはできない、（ ）予算の修正は、1年間に2回を超えてはならない、（ ）予算の修正は、下半期にのみ行うことができる。
- ・ **新財政機関**：財政責任法では、財政審議会を設置している。財政審議会は、ルーマニア・アカデミー、NBR、経済研究アカデミー、ルーマニア銀行研究所およびルーマニア銀行協会の各機関から1名ずつメンバーが選出され、議会によって任命される計5名で構成される独立機関で、任期は9年である。財政審議会は、公式のマクロ経済予測および予算予測、ならびにFBS、年次予算法、予算執行および予算歳出に影響を及ぼす可能性のある主要な立法措置について、意見および勧告を行う。財政審議会はまた、財政規則の遵守を監視する。

## 税制

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在の一般連結予算における主な歳入源の割合を示している。

	12月31日現在				
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(単位：%)				
社会保障への拠出	33.6	30.4	30.5	33.0	35.2
VAT	20.9	20.4	20.0	21.0	20.2
非財政収益	6.9	8.6	8.0	8.5	8.7
所得税	7.4	7.3	7.8	8.5	10.7
物品税	9.1	7.7	7.2	8.1	7.1
法人税	5.3	5.8	5.6	6.3	1.1
その他	16.8	19.8	20.9	14.6	17.0
<b>合計</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>

出典：財務省

## 付加価値税 (VAT)

財政法によると、2017年1月1日から2025年7月31日まで、標準付加価値税率は19%であった。

2023年1月1日から、ルーマニアは、レストラン/ケータリングおよびホテル宿泊サービスのVAT税率を5%から9%に引き上げた。

同様に、砂糖もしくはその他の甘味料または香料を添加したノンアルコール飲料については、2023年1月1日以降、VAT税率が9%から19%に引き上げられた（当時の標準税率）。

2023年6月11日から、公的国営ネットワークまたは非営利団体による病院の建設、改修および近代化に関連するサービスの供給、ならびに公的国営ネットワークまたは非営利団体により病院に対して実施される医療機器、装置、付属品および衛生用資材の供給は、控除権付きでVATが免除された。

2024年1月1日以降、ルーマニアのVAT税率に関して以下の変更が行われた。

- ・ 9%の軽減VAT税率は、ノンアルコールビールおよび砂糖添加食品（製品100グラム中の砂糖含有量が合計10グラム以上であるもの）の供給については適用除外となったが、一部に例外がある。
- ・ 一定のカテゴリの商品・サービスのVAT税率が5%から9%に引き上げられた（例えば、社会政策の一環としての住宅供給、高級食品、太陽光発電パネル、太陽熱発電パネル、ヒートポンプおよびその他の高効率暖房システム、催事場、遊園地および行楽地、見本市、展覧会、映画、スポーツ行事および文化行事へのアクセス）。
- ・ 5%の軽減VAT税率は、スポーツ施設の利用権および観光またはレジャー目的の人々を一定の乗物により輸送することについては適用除外となった。
- ・ 国営病院部門の利益のために実施される取引に適用される、控除権付きのVAT免除は、適用除外となった。

ルーマニアではまた、教科書、書籍、新聞および雑誌の供給（専らまたは主として広告のために使用されるものを除く。）、城、博物館、記念館、歴史的、考古学的および建築的記念物、動物園および植物園への入場サービス、寒冷期の地域暖房ならびに特定の形態の燃料材に対して、5%の軽減VAT税率が適用された。

2024年3月29日から、病院部門の建設、改修、近代化サービス、および医療機器、装置、付属品ならびに衛生用資材の供給に対する控除権付きのVAT免除は、非営利団体が100%出資する企業が購入した商品・サービスが、公的国営ネットワークに属する病院部門に寄付もしくは無償で提供される場合、またはかかる企業が所有し運営する病院部門に提供が予定される場合に拡大された。

2025年8月1日から、

- ・ 標準付加価値税率は19%から21%に引き上げられた。
- ・ 5%の軽減VAT税率は廃止され、新たな11%の軽減VAT税率が、教科書、書籍、新聞および雑誌の供給、城、博物館、記念館、歴史的建造物、建築的および考古学的記念物、動物園および植物園への入場サービス、特定の消費者層を対象とした冬季の薪の供給および熱エネルギーの供給に適用される。
- ・ 9%の軽減VAT税率は廃止され、より限定された範囲の商品・サービスに対して新たな11%の軽減VAT税率が適用される。具体的には、人間用医薬品の供給、人間および動物用食品の供給（一定の例外を除く。）、農業用灌漑用水の供給、肥料および農薬の供給、上下水道サービス、社会政策の一環としての住宅供給（介護施設、老人ホーム、児童養護施設、障害児療養リハビリセンターとして使用される建物）、ホテル業における宿泊サービス、レストラン/ケータリングサービスである。
- ・ 9%の軽減VAT税率は廃止され、21%の標準付加価値税率が、動物用医薬品の供給、一部の食品カテゴリ（食品サプリメントに関する法律第56/2021号で定義される食品サプリメント等）の供給、個人および自治体に対する社会政策の一環としての住宅供給、太陽光発電パネル、太陽熱発電パネル、ヒートポンプおよびその他の高効率暖房システムの供給および設置、太陽光発電パネル、太陽熱発電パネル、ヒートポンプおよびその他の高効率暖房システム、催事場、遊園地および行楽地、見本市、展覧会、映画、文化行事およびスポーツ行事へのアクセスに適用される。
- ・ 医療分野における非営利団体または非営利団体が100%出資する企業への特定の商品・サービスの供給に対する控除権付きのVAT免除が廃止された。

2025年9月1日から、小規模事業に適用されるVAT登録の基準値は、395,000ルーマニア・レウ（約85,000ユーロ）であり、2018年1月18日に欧州中央銀行により発表された為替レートを使用して計算される。この基準値を下回る歳入を生み出す活動を行う事業者は、VAT目的で登録を行う義務を負わないが、VAT登録を選択することができる。

ルーマニアでは現在、売上高が4,500,000ルーマニア・レウ（約900,000ユーロ）未満の企業が利用できるVAT現金会計制度が任意で適用されている。

## 所得税

2025年1月1日付で分配される配当金に対する税率は、2026年1月1日現在、10%から16%に引き上げられている。

財政法で規定された条件に従い、2025年1月分の所得から、コンピューター・プログラムの作成により給与所得を得る個人および建設業、農業、食品産業部門の雇用主に対して付与されていた財政措置は廃止された。

## 物品税

ルーマニアは、EUレベルで物品税の課税が義務付けられている製品（エチルアルコール、アルコール飲料、製造たばこ、エネルギー製品および電力）に物品税を適用している。非加算物品税は、以下に対して義務付けられている。

- (1) たばこを含有する吸引用製品およびその他の非たばこ由来のニコチン吸引用製品
- (2) 合計糖分レベルが100ミリリットル中5グラムから8グラムの範囲の砂糖添加ノンアルコール飲料、および合計糖分レベルが100ミリリットル中8グラムを超える砂糖添加ノンアルコール飲料
- (3) ニコチンを含まない経口摂取用たばこ製品

上記の製品の物品税率は、財政法に関する法律第227/2015号（その後の改正を含む。）に規定されており、加算物品税製品については付属書1に、非加算物品税製品については付属書2に記載されている。

財政法に規定されているとおり、加算物品税を課される製品の税率（紙巻たばこ、葉巻たばこおよびシガリ口、細かく刻んだたばこ（紙巻き加工用）ならびにその他の喫煙用たばこを除く。）は、新物品税が適用される期間の前年度の9月に終了する12ヶ月間に算出された消費者物価の上昇を参照し、NISが公式に発表した2014年10月から2015年9月までの期間の消費者物価水準と比較することにより、毎年更新されている。2024年1月1日から2024年12月31日まで、アルコールおよびアルコール飲料に対する物品税率は、当該計算から除外される。

2023年度中、有鉛ガソリン、無鉛ガソリンおよび軽油の物品税率は、2022年9月に算出され、2014年10月から2015年9月までの期間と比較した過去12ヶ月間の消費者物価の上昇に係る更新から除外され、2023年度中の適用税率は、エネルギー製品および電力への課税に関するコミュニティの枠組みを再編する理事会指令(EC)第2003/96号で規定された最低税率となっている。

2024年1月1日以降、ビール、スパークリングワイン、発酵飲料（ビールおよびワインを除く。）、および中間生成物、エチルアルコール、紙巻たばこ、細かく刻んだたばこ（紙巻き加工用）およびその他の喫煙用たばこ、たばこを含有する非燃焼吸引用製品、有鉛ガソリン、無鉛ガソリン、軽油、重油、灯油、LPG、天然ガス、石炭、コークスおよび電力について、物品税率が引き上げられた。エネルギー製品および電力の物品税は、税法に規定される一般規則に従い、新税率が適用される期間の前年度の9月に終了する12ヶ月間に算出された消費者物価の上昇を参照し、2014年10月から2015年9月までの期間の消費者物価水準と比較することにより、毎年更新されている。有鉛ガソリン、無鉛ガソリンおよび軽油に対して2024年度に適用される物品税率は、以下のとおりである。

2024年1月1日以降

- ・ 有鉛ガソリン1トン当たり3,085.84ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり2,375.48ルーマニア・レウ
- ・ 無鉛ガソリン1トン当たり2,622.87ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり2,019.60ルーマニア・レウ
- ・ 軽油1トン当たり2,190.51ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり1,850.95ルーマニア・レウ

2024年7月1日以降

- ・ 有鉛ガソリン1トン当たり3,639.90ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり2,802.72ルーマニア・レウ
- ・ 無鉛ガソリン1トン当たり3,094.62ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり2,382.84ルーマニア・レウ
- ・ 軽油1トン当たり2,584.49ルーマニア・レウ、または1,000リットル当たり2,183.85ルーマニア・レウ

2024年度中、ビール、スパークリングワイン、発酵飲料（ビールおよびワインを除く。）、中間生成物およびエチルアルコールについての物品税率は、2022年9月に算出され、2014年10月から2015年9月までの期間と比較した過去12ヶ月間の消費者物価の上昇に係る更新から除外された。

2024年度以降、道路貨物輸送（自己使用および他者使用）および旅客輸送（定期便または不定期便かを問わない。）（地方公共旅客輸送を除く。）に自動車燃料として使用される軽油に対する物品税の軽減税率が設定されている。

上記目的で自動車燃料として使用される軽油に対する物品税の軽減税率は、以下のとおりである。

- ・ 1,000リットル当たり1,720.95ルーマニア・レウ（2024年6月30日（同日を含む。）まで）
- ・ 1,000リットル当たり2,053.85ルーマニア・レウ（2024年7月1日から2024年12月31日（同日を含む。）まで）
- ・ 1,000リットル当たり2,117.59ルーマニア・レウ（2025年1月1日から2025年3月30日（同日を含む。）まで）

2025年度には、エネルギー製品の物品税率は、税法に規定される一般規則に従い、前年度の9月に終了する12ヶ月間に算出された消費者物価の上昇を参照し、2014年10月から2015年9月までの期間の消費者物価水準と比較することにより、毎年更新されている。

2025年1月1日現在、エチルアルコールおよびアルコール飲料については、2025年および2026年の物品税の引上げの対象となる。さらに、これらの製品は、これまで対象外であった消費者物価指数に毎年連動させることを義務付ける一般規則が適用される。

2025年4月1日より、紙巻たばこ、細かく刻んだたばこ（紙巻き加工用）、その他の喫煙用たばこ、たばこを含有する非燃焼吸引用製品、たばこ代用物（ニコチンの含有の有無を問わない。）を含む非燃焼吸引用製品、液体（ニコチンの含有の有無を問わない。）および経口摂取用たばこを含まないニコチン含有製品に対する物品税率は、税法の付属書1（加算物品税）および付属書2（非加算物品税）に規定されるとおり引き上げられた。

2025年度には、作物、畜産、土地改良部門における機械化農業作業用の燃料として使用される軽油に対して、1,000リットル当たり104.49ルーマニア・レウの物品税の軽減税率が適用される。この軽減率は、エネルギー製品および電力への課税に関するコミュニティの枠組みを再編する理事会指令(EC)第2003/96号で規定された1,000リットル当たり21ユーロの最低税率をルーマニア・レウに換算したものである。

2025年8月1日から、有鉛ガソリン、無鉛ガソリン、軽油、アルコールおよびアルコール飲料、製造たばこ、たばこを含有する非燃焼吸引用製品、たばこ代用物（ニコチンの含有の有無を問わない。）を含む非燃焼吸引用製品、液体（ニコチンの含有の有無を問わない。）、合計糖分レベルが100ミリリットル中5グラムから8グラムの範囲の砂糖添加ノンアルコール飲料ならびに合計糖分レベルが100ミリリットル中8グラムを超える砂糖添加ノンアルコール飲料に対する物品税率は、税法の付属書1（加算物品税）および付属書2（非加算物品税）に規定されるとおり引き上げられた。また、非発泡ワイン、リンゴ・ナシサイダー、蜂蜜酒および森林ベリー由来の非発泡発酵飲料に対して新物品税率が導入された。

2025年12月15日から、噛みたばこおよび嗅ぎたばこは非加算物品税の対象となり、これらの製品に対する物品税率は1キログラム当たり1,172.45ルーマニア・レウに設定された。

2026年1月1日から、アルコールおよびアルコール飲料に対する物品税率は、10%引き上げられた。有鉛ガソリン、無鉛ガソリンおよび軽油に対する物品税率も、10%引き上げられた。さらに、これらの石油製品は、2026年12月31日に終了する年度において、消費者物価の上昇に伴い更新された物品税率から除外された。非発泡ワイン、リンゴ・ナシサイダー、蜂蜜酒および森林ベリー由来の非発泡発酵飲料に対する物品税率は10%引き上げられた。2026年1月1日から、有鉛ガソリン、無鉛ガソリンおよび軽油を除くエネルギー製品の物品税率は、財政法に規定されている一般規則のとおり、2026年12月31日に終了する年度中の消費者物価の上昇に伴い更新された。

2026年4月1日から、物品税は、財政法に規定されている段階的増税スケジュールに従って引き上げられる。製造たばこ製品、たばこを含有する非燃焼吸引用製品、たばこ代用物（ニコチンの含有の有無を問わない。）を含む非燃焼吸引用製品、噛みたばこ、嗅ぎたばこおよび経口摂取用たばこを含まないニコチン含有製品に対する物品税率は、かかるスケジュールに従って引き上げられる。液体（ニコチンの含有の有無を問わない。）に対する物品税率は、20%引き上げられる。合計糖分レベルが100ミリリットル中5グラムから8グラムの範囲の砂糖添加ノンアルコール飲料および合計糖分レベルが100ミリリットル中8グラムを超える砂糖添加ノンアルコール飲料に対する物品税率は、10%引き上げられる。

## 法人所得税

財政法によると、ルーマニアの法人税制は、以下の属性によって特徴付けられる。

- ・ 課税利益に対して16%の税率を適用することによって確立され、四半期毎または年1回の計算および納付が義務付けられている一般的な税制、法人税である。

- ・ 2024年1月1日以降、前年度に50百万ユーロを超える売上高を登録し、計算年度において、事業年度 / 修正事業年度の開始日から四半期 / 計算年度の終了日までの累積で決定する利益税が1%の最低売上税を下回る納税者は、1%の最低売上税のレベルの利益税を納付する義務を負う。
- ・ 信用機関（ルーマニア法人および信用機関のルーマニア支店を含む。）に関して、外国法人は利益税に加えて売上税を納付する義務を負い、売上税は、売上高に以下の税率を適用して計算される。
  - (a) 2025年1月1日から2025年6月30日までの期間は、2%、2025年7月1日から2025年12月31日までの期間は、4%。2025年7月1日現在有効な4%の税率は、当該日以降に発生した売上高に対してのみ適用される。
  - (b) 2026年1月1日から2026年12月31日まで、4%
  - (c) 2025年7月1日から2026年12月31日まで、ルーマニア銀行セクターの純資産総額に占める市場シェアが0.2%未満の信用機関に対しては2%
- ・ 石油・天然ガス事業を行う法人に対しては、利益税に加えて0.5%の特定売上税が課される。

2025年1月1日現在、法律第290/2024号第1条第5項に基づき、追徴課税が行われる石油および天然ガス部門で事業を行う納税者に対する所得上限が廃止された。

- ・ 政府緊急令第156/2024号第64条第1項は、財政法第43条第2項を改正し、2025年1月1日からルーマニア法人間で分配される配当金に対する配当税率が8%から10%に引き上げられた。この措置は、2025年1月1日以後に分配される配当金所得に適用される。
- ・ 財政・予算措置に関する法律第141/2025号第2条第1項は、財政法第43条第2項を改正し、2026年1月1日からルーマニア法人間で分配される配当金に対する配当税率が10%から16%に引き上げられた。この措置は、2026年1月1日以後に分配される配当金所得に適用される。
- ・ 2024年度以降の年次税務損失とは、課税利益のうち70%を限度とする（70%を含む。）その後の連続する5年間への繰越分である。

## 零細企業税

2024年1月1日から2025年12月31日までに、条件が追加され、零細企業の収入に対する税率は以下のとおりとなった。

- ・ 収入が60,000ユーロ以下（同額を含む。）であり、かつ一定の活動を行っていない零細企業については、売上高の1%
  - ・ 収入が60,000ユーロを超えるか、または一定の活動を行っている零細企業については、売上高の3%
- 2026年1月1日現在、零細企業の収入に対する税率は1%である。

2025年度について、所得水準の基準値が500,000ユーロから250,000ユーロに、2026年度については100,000ユーロに引き下げられた。

その他の税制優遇措置は、以下のとおりである。

### (A) 研究開発 (R&D) 活動に対する財政的優遇措置

研究開発活動を行うルーマニアの納税者は、以下のような法人所得税軽減のための様々な優遇措置を受けることができる。

- ・ 対象となる研究開発関連費用に対する、50%の追加控除
- ・ 研究開発活動に使用される機器および装置の加速償却額は、資産の財務価値の50%を上限とし、使用初年度に控除することができる。資産の残りの財務価値は、残りの耐用年数にわたって減価償却される。

研究開発奨励金の対象となる経費は、以下のとおりである。

- ・ 納税者が研究開発活動に使用する有形および無形資産の減価償却費および賃貸料
- ・ 研究開発活動に直接携わる人員の給与および関連費用
- ・ 研究開発活動に使用する資産の維持および補修費用
- ・ 第三者から提供されるサービスの費用、消耗品の費用、在庫品および原材料の費用等を含む営業費用
- ・ 研究結果に直接割り当てられることも、割り当てキーを使用して比例的に割り当てられることもできる間接費

### (B) 再投資収益に対する法人所得税免除

- ・ 免税は、技術設備および機械、コンピューターおよび周辺機器、税金レジスターならびにソフトウェアおよびソフトウェアの使用権の製造および / または購入に再投資された収益に適用される。

- ・ 2023年1月1日現在、投資利益に対する免税枠は、生産、加工および改修に使用される資産に対する投資に拡大される。

#### (C) 自己資本成長のための法人税および零細企業所得税の減税

- ・ パンデミック時に損失を出した企業の自己資本の増加を奨励するため、2021年から2025年にかけて、COVID-19に係る臨時措置も導入されている。自己資本比率が50%を超える企業に対しては、法人税率が2パーセンテージ・ポイント引き下げられる。さらに、1年間に自己資本を5%から25%の間で増加させる企業に対しては、5パーセンテージ・ポイントから10パーセンテージ・ポイントのさらなる法人税率の引下げが可能である。

### 建物税

政府緊急令第156号/2024号

2025年1月1日から、財政法第10条の規定により課される建物税は、第64条第16項ないし第19項の規定により、以下のとおり納付が定められている。

- ・ ルーマニア法人（公的機関、国家研究開発機関、協会、財団および組織・運営に関する法律に基づき免税目的を有しないその他の法人を除く。）
- ・ ルーマニアにおける恒久的施設を通じて事業を行う外国法人
- ・ EUの法律に基づきルーマニアに本店を有する法人

年間の建物税は、以下のとおり算定される。

- (a) 建物税が第9条に基づき課税されない建物（下記(b)に規定される建物を除く。）の正味価額に対して0.5%の税率が適用される。これは、前年度の12月31日現在または建物税の納付年度の前修正事業年度の終了日において、納税者の資産に含まれる建物に適用される。
- (b) 前年度の12月31日または建物税の納付年度の前修正事業年度の終了日において存在し、国家または行政区画単位の公有財産または私有財産に属し、行政権、使用权、無償使用权または賃貸借契約その他の法的手段により権利が設定されているが、第9条の規定により建物税が課されない建物の正味価額に対しては0.25%の税率が適用される。行政権、使用权、無償使用权または賃貸借契約により権利を有する納税者は、かかる税金の納税義務を負う。

### エネルギー会社および電気通信会社に関する一定の措置

政府緊急令第114/2018号は、電気通信会社およびエネルギー会社を含むルーマニア経済の様々な部門に一定の措置を導入した。特に、( )国家通信管理規制局（ANCOM）の年間監視料金を、電気通信事業者の前年度の総売上高の3%に引き上げ、( )ANREの年間手数料を、エネルギー会社の認可された事業活動によって生じた前年度の総売上高の2%に引き上げ、( )既存の移動通信ライセンスの延長には、延長申請日の前年度のルーマニアの携帯電話通信市場の総売上高の4%に相当する料金に、延長が申請される年数を乗じた額の手数料の支払いを条件とし、( )新たな移動通信ライセンスの発行には、発行日の前年度のルーマニアの携帯電話通信市場の総売上高の2%または4%（ライセンスが申請される周波数帯によって異なる。）に相当する料金に、新たなライセンスが申請される年数を乗じた額の手数料の支払いを条件とし、( )適用される規制の違反に対する罰則を大幅に強化した。政府緊急令第114/2018号は、当該罰則を科すことを決定する企業の前年度の売上高の10%を上限とする罰金を規定している。

政府緊急令第1/2020号は、認可保有者がANREに対する財政貢献を、認可された活動によって生み出されたエネルギー会社の前年度の売上高の2%の水準に定めた政府緊急令第114/2018号の規定を廃止した。

2020年1月以降、ANREにより課される関税および拠出金の水準は、ANRE長官の命令により毎年定められ、ルーマニア官報第 部に掲載される。

### 非居住者課税

非居住者がルーマニアの源泉から得た以下の種類の所得は、源泉徴収の対象とはみなされない。

- ・ 公的債務証券の支払利息
- ・ 政府公的債務証券の保有に係るリスク管理目的でデリバティブ金融商品を利用する取引から得られる所得
- ・ 国債および行政区画が発行する債券の国内または外国市場での売買による所得
- ・ 金融政策目標達成のためにNBRが発行する金融商品に係る利息およびNBRが発行する譲渡可能証券の売買による所得

- ・ 法律第31/1990号に従って設定され、その後の改正および補足を経て再公表された、ルーマニア企業が発行した債務証券からの利子。但し、当該債務証券が管轄規制当局の承認を受けた目論見書に基づいて発行され、当該利子が債務証券の発行者と関係のない者に支払われる場合に限る。

### 地方税および手数料

財政法は、地方予算の歳入を生み出す地方税および手数料を規制している。地方税および手数料には、固定資産税（建物税、土地税、自動車税、広告税ならびに証明書および許可証の発行手数料）のほか、地方自治体が設定できるその他の税および手数料が含まれる。

建物税を決定する主な基準は、主に所有者（個人または法人）の法的地位ではなく、不動産の実際の用途（住宅、非住宅または混合住宅）である。

税率は、類似型の建物を所有する個人と法人で同程度である。非住宅建物の課税標準は、全国公認評価人協会が承認した基準に基づく建物の評価額である。

住居用建物の場合における課税および土地に対する課税の課税ベースを設定するための財政法に規定されている価値は、前年度のインフレ指数に基づいて毎年更新される。

### 予算所得の徴収

予算所得の徴収を強化し、財政当局の効率を高め、脱税に対抗するため、以下のような特定の措置が実施されている。

- ・ バーチャル・プライベート・スペースは、2022年3月1日以降、法人のための単一のコミュニケーション・チャンネルとして設立された。
- ・ 納税者を分類するためのリスク基準を定義する適用可能な法的枠組みの発効
- ・ レジスターは、NAFAのITシステムに接続されている。
- ・ 財政監査の通常の実施方法としての机上監査
- ・ 財政手続法に一連の改正を導入することによる、財政管理機構の組織および運営の分野における改革
- ・ 納税者支援に特化したウェビナー・サービスの実施
- ・ 2021年11月から稼働している電子請求書システム
- ・ 関連する経済部門間のVAT財政ギャップを算出するための代替モデルの開発

### 一般連結予算

下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日に終了した各年度の一般連結予算に関連する歳入および歳出を示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	(単位：百万ルーマニア・レウ)				
A. 歳入	379,717.9	460,202.7	520,595.8	574,598.8	662,698.2
経常収入	339,808.4	410,081.8	451,554.7	530,281.4	584,976.4
税金	186,103.0	230,461.7	251,030.2	291,708.1	323,131.0
法人からの手数料収入、利益 およびキャピタル・ゲイン	24,102.2	31,426.0	33,386.7	40,321.3	46,132.4
個人からの手数料収入、利益 およびキャピタル・ゲイン	28,017.1	33,707.6	41,637.7	50,455.5	58,822.1
資産使用料および税金	6,547.4	6,821.6	7,242.9	8,286.6	9,990.6
商品・サービスに係る手数料 および税金	124,797.2	155,286.2	165,717.7	189,060.3	203,774.2
対外貿易および国際取引に係る 手数料	1,526.8	1,938.7	1,713.5	1,926.8	2,468.4
その他の手数料および税金	1,112.3	1,281.6	1,331.7	1,657.7	1,943.4
社会保障への拠出	127,493.4	139,920.2	158,655.4	189,510.1	208,033.9
非財政収入	26,212.0	39,699.9	41,869.2	49,063.3	53,811.6
資本からの収入	1,473.1	1,408.6	1,285.5	1,401.8	1,615.5
寄付	6.0	32.0	16.1	12.7	13.7

分配金額	(17.3)	274.6	101.3	294.0	185.1
EUからの受取額	38,447.7	48,405.7	67,638.2	42,608.9	75,907.5
金融業務	-	-	-	-	-
B. 歳出合計	459,627.1	540,968.5	610,656.5	727,316.2	808,731.4
経常費用	427,640.3	502,909.8	573,869.5	665,123.3	744,632.0
人件費	111,898.8	117,683.4	132,691.2	164,595.4	167,715.9
商品・サービス	64,178.6	72,468.7	77,149.0	93,658.8	100,634.4
利息	17,979.5	29,094.3	29,913.1	36,278.3	50,498.2
助成金	8,648.4	18,006.4	18,012.0	17,096.0	12,553.9
行政部門間の振替え	1,696.8	2,196.1	2,651.7	3,175.2	3,730.8
その他の振替え	25,424.1	27,002.3	28,762.4	35,197.6	36,611.5
加盟後非償還型EU基金(国内協調融資を含む。)を財源とするプロジェクト	217.5	1,180.3	10,107.6	29,281.4	47,211.2
社会扶助	147,248.0	174,301.5	191,013.8	223,932.3	250,878.9
加盟後非償還型EU基金を財源とするプロジェクト(2014 - 2020年度財政プログラム)	41,340.7	49,461.4	65,894.1	17,460.8	14,311.4
NRRPプロジェクト(補助金および貸付金)	-	844.2	5,894.5	23,505.5	42,468.8
準備金	-	-	-	-	-
その他の費用	8,323.6	10,074.3	10,905.3	19,558.4	16,313.0
償還型資金援助(地方ファンドを含む。)を財源とするプログラム	684.2	597.0	874.8	1,383.6	1,703.9
資本支出	33,673.3	40,553.5	38,817.5	65,194.0	67,104.6
貸付金	-	-	-	-	-
過年度に係る支払い	(1,686.4)	(2,494.9)	(2,030.5)	(3,001.2)	(3,005.2)
C. 黒字 / 赤字	(79,909.2)	(80,765.8)	(90,060.7)	(152,717.4)	(146,033.2)
GDPに対する赤字の割合(%)	(6.7)	(5.7)	(5.6)	(8.7)	(7.7)
GDPに対する赤字の割合(%) (ESA2010基準)	(7.1)	(6.5)	(6.6)	(9.3)	(7.9)
GDP(十億ルーマニア・レウ)	1,186.0	1,384.6	1,590.7	1,759.2	1,916.4

注:

(1) 一般連結予算に関するデータは、一部または全額を自己の歳入、内外の地方債および地方予算外の収支で賄う地方公共機関の予算、省庁に從属する公共機関の予算、財産基金および補償金の交付等の予算を含めて作成したものである。データは現金ベースで作成されている。

出典: 財務省

## 2021年度予算の執行

運営データによると、2021年度の一般政府予算は、79.9十億ルーマニア・レウの赤字(対GDP比6.7%)となった。2021年度の一般政府予算の結果は、財政赤字が2020年度の対GDP比9.6%から対GDP比2.9%減少したことを示している。

### 一般政府歳入

2021年度の一般連結予算の歳入は、前年度の徴収額を17.7%上回る379.71十億ルーマニア・レウに達した。個人からの手数料収入、利益およびキャピタル・ゲインは、2021年度に28.02十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で15.1%の増加を記録した。この増加の重要な要因は、年金所得税のプラスの動向(38.6%に増加)であった。加えて、個人の所得税および社会保険料の申告は18.8%に、配当税は32.0%に増加した。

社会保障への拠出は、2021年度に127.5十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で13.6%の増加を記録した。

所得税収入は、2021年度に20.0十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で25.4%増加した。この増加は、主な要因である経済主体からの利益に対する税収により決定され、2020年度比で28.4%の増加となった。純付加価値税収入は、2021年度に79.4十億ルーマニア・レウを記録し、2020年度比で30.5%増加した。物品税収入は、2021年度に34.5十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で12.3%増加した。

非財政収入は、2021年度に26.2十億ルーマニア・レウとなり、2020年度比で6.9%の増加を記録した。この増加はそれぞれ、利権および賃貸料からの収入（16.7%増）ならびに国有企業からの配当金（4.4%増）の増加によるものであった。

EUからの支払いおよび寄付金による払戻額は、2021年度には合計で38.4十億ルーマニア・レウとなり、2020年度の水準から14.5%増加した。

#### 一般政府歳出

一般連結予算の歳出は、459.6十億ルーマニア・レウとなり、名目ベースで2020年度比8.3%の増加であった。

人件費は、111.9十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で1.7%増加した。対GDP比では、人件費は対GDP比9.4%となり、前年度比で1.7パーセンテージ・ポイント減少した。

商品・サービスに係る支出は、64.2十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で12.4%増加した。国家予算において前年度比21.1%増、SNHIFの予算において11.4%増であった。主な授権職員から伝えられたデータによると、商品・サービス全体のうち7.85十億ルーマニア・レウの主な内訳は、SARS-CoV-2コロナウイルスに感染した患者の診断および治療に必要な医薬品、衛生用品、試薬、その他の製品ならびにCOVID-19に対するワクチン代であった。

助成金に係る支出は、8.65十億ルーマニア・レウに上り、そのほとんどが農業部門および運輸部門に割り当てられ、それぞれが農業生産者支援のための助成金ならびに旅客輸送および価格・関税差のための助成金であった。

社会扶助に係る支出は、147.3十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で6.3%増加した。これは主に、2020年9月1日以降、年金点数が1,265ルーマニア・レウから1,442ルーマニア・レウへと177ルーマニア・レウ引き上げられたことによるものであった。またこれには、2020年9月1日以降の年金受給者に対する社会手当の704ルーマニア・レウから800ルーマニア・レウへの引上げ、2019年5月1日、2020年1月1日、2020年8月1日（2020年7月に支給された手当よりも約20%増）および2021年1月1日（2020年12月に支給された手当よりも約16%増）の子どもに対する国家手当の引上げも反映されている。

非償還型外部資金援助（EUからの農業関連助成金を含む。）を財源とするプロジェクトへの支出は、前年度比18.9%増の41.34十億ルーマニア・レウとなった。

資本支出および国内外から資金提供を受けた重要な財政開発プログラムに関する歳出を含む投資支出は、59.3十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で11.5%増加した。また、2021年度の投資支出総額の48.1%を占める、加盟後非償還型外部資金援助によるプロジェクトの増加がより顕著となり、前年度比で6.9十億ルーマニア・レウの増加となった。

#### 2022年度予算の執行

2022年度の一般連結予算の執行は80.8十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.7%）となり、2021年度と比較して約1.0パーセンテージ・ポイント低下した。これは、予算収入が0.7パーセンテージ・ポイント増加し、歳出総額が0.3パーセンテージ・ポイント低下したことに起因する。

2022年度の一般連結予算の歳入総額は460.2十億ルーマニア・レウとなり、2021年度同期の水準を21.2%上回った。これは主に、付加価値税収入、社会保障への拠出、エネルギー部門（商品・サービスに対するその他の税金）からの追加収入、非財政収入および欧州基金の増加によるものである。

個人からの手数料収入、利益およびキャピタル・ゲインの合計は33.7十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で20.3%の増加を記録した。これは、配当税による収入（79.9%増）、単一申告（32.3%増）および年金関連税（25.1%増）の増加に支えられたものである。

給与税収入は10.5%増加し、経済における賃金基金の推移（12.7%増）を下回った。当該分類における収入動態は、農業部門および建設労働者に付与された施設における食品産業の拡大（法律第135/2022号に基づく賃金からの所得税免除によるマイナスの影響）の影響を受けた。

社会保障への拠出は139.9十億ルーマニア・レウを記録し、前年度比で9.7%増となった。給与税と同様に、保険料の伸びは賃金基金の動きを下回り、（法律第135/2022号に従い、2022年7月以降の収入に影響を与えた）

農業部門および食品産業における建設労働者に付与された措置の拡大の結果、低水準で推移した。9月以降は、建設業、農業および食品産業の雇用者に対する税制優遇措置の上限が月額30,000ルーマニア・レウから10,000ルーマニア・レウへ変更されたこと、ならびに報酬が最低給与総額を下回る個人のパートタイム雇用契約に基づく所得について、月額計算の基準を国毎の最低給与総額の水準とする措置により、拠出金に好影響がもたらされた。

利益税からの収入は26.7十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で33.0%増となった。これは、経済主体からの利益税の増加（前年度比で29.3%増（5.6十億ルーマニア・レウ））および商業銀行からの利益税の振替（1.0十億ルーマニア・レウ）の両方により支えられている。

付加価値税からの純収入は94.1十億ルーマニア・レウを記録し、前年度比で18.6%増となったが、付加価値税還付の水準が高いことを背景に、マクロ経済ベースのダイナミクスを下回っている（前年度比15.0%増）。

物品税収入は35.3十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で2.4%増となった。構成を見ていくと、エネルギー製品の物品税収入は前年度比で2.4%増となり、これは2022年1月1日からの3.6%の物品税の引上げと、前年同期と比較した燃料消費量の増加に起因する。2022年8月1日からたばこに係る物品税の水準が5.5%引き上げられたこと（2021年4月1日以降、たばこ1,000本につき物品税は563.97ルーマニア・レウだったのに対し、2022年8月1日以降は、たばこ1,000本につき594.97ルーマニア・レウとなった。）により、たばこ製品の物品税収入は1.9%増加した。物品税収入の月次推移は、一般に、消費する製品の財政倉庫の経済事業者の政策によって決定され、変動性が高い。

商品・サービスに対するその他の税金および関税は合計19.2十億ルーマニア・レウとなり、エネルギー部門からの追加収入により、前年度に比べ13.7十億ルーマニア・レウの増収となった。

非財政収入は合計39.7十億ルーマニア・レウとなり、NBRの純収入、配当金、利息、石油使用料を含む財産からの収入の増加に支えられ、前年度比で51.5%の増加を記録した。非財政収入の額は、計上される温室効果ガス排出権証書の販売額によって決定される。

EUからの支払いおよび寄付による償還額は合計48.44十億ルーマニア・レウとなり、前年度比で26.0%増となった。

一般連結予算の支出は541.0十億ルーマニア・レウとなり、名目ベースで前年度と比較して17.7%増加した。2022年度の歳出は、対GDP比では、2021年度の対GDP比38.7%から、2022年度の対GDP比38.4%へと0.8パーセンテージ・ポイント低下した。

人件費は前年度から5.2%増加して、117.68十億ルーマニア・レウとなった。GDPに占める人件費の割合は8.3%となり、前年度より1.1パーセンテージ・ポイント低下した。

商品・サービスに係る支出は72.5十億ルーマニア・レウで前年度と比較して13.4%増加した。

利息費用は29.1十億ルーマニア・レウとなった。前年度と比較して、公債ポートフォリオに関連する支払利息は11.1十億ルーマニア・レウ増加した。これは、特に2021年度下半期から顕在化した国内外でのインフレ状況下における金利の上昇およびウクライナの武力紛争により発生した不確実性に起因する。

社会扶助費は前年度と比較して18.4%増加し、174.3十億ルーマニア・レウとなった。社会扶助費の伸びは主に、このカテゴリーに属する全員が2,200ルーマニア・レウの所得を得られるよう、2022年1月1日から年金ポイントが1,442ルーマニア・レウから1,586ルーマニア・レウに10%引き上げられたこと、年金受給者に対する社会手当（最低年金額）の水準が800ルーマニア・レウから1,000ルーマニア・レウに引き上げられたこと、年金額が1,600ルーマニア・レウ以下の公的年金制度の退職者に対して財政援助が行われたこと、および2022年1月に、障害者に対して第13回目の手当が支給されたことに起因する。

社会扶助費はまた、2022年7月から公的制度および国家軍事年金制度の退職者ならびに特別法で規定された権利の受給者で所得が2,000ルーマニア・レウ以下の者に対し、700ルーマニア・レウの財政援助を支給したことによる影響を受けた。

同時に、子どもに対する国家手当は、2022年1月1日以降、2歳になるまでまたは障害児の場合は3歳になるまでの子どもに対して600ルーマニア・レウに引き上げられたことを反映して増加した。同時に、障害児は18歳に達するまで当該手当の給付を受けることができる。また、2歳から18歳までの子どもだけでなく、高校や専門学校に通う18歳より上の若者が卒業するまで支給される国家手当が243ルーマニア・レウに増額され、これには、法律で定められた大学入学前教育を受ける26歳までの障害者も含まれる。社会扶助費はまた、2022年度末までの電気および天然ガスの消費に関連する料金を補償するため、3.9十億ルーマニア・レウを国家予算から支払ったことによる影響を受けた。

助成金に係る支出は18.01十億ルーマニア・レウとなった。これは主に、旅客輸送および農業生産者支援のための助成金ならびに2021年の寒冷期において非世帯消費者の電気および天然ガスの消費に対する補償制度（7.1十億ルーマニア・レウ、助成金全体の39.1%相当）によるものである。

その他の費用は10.1十億ルーマニア・レウとなり、これは主に、施行中の法律に基づき国家財産返還局が発行した支払名義に関する金額、児童および学生のための奨学金ならびに文化団体およびその他の市民に対する補償金であった。

非償還型外部資金援助（EUからの農業関連助成金を含む。）を財源とするプロジェクトへの支出は、50.92十億ルーマニア・レウとなり、2021年度と比較して22.5%増加した。

資本支出および国内外から資金提供を受けた重要な財政開発プログラムに関する歳出を含む投資支出は、72.53十億ルーマニア・レウとなり、2021年度の59.26十億ルーマニア・レウから22.4%増加した。また、非償還型外部資金援助による投資の割合も増加しており、投資支出全体の51.21%を占めている。

### 2023年度予算の執行

運用データによると、2023年度の一般連結予算の執行は、2022年度同期の80.77十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.76%）と比較して90.06十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.61%）に終わった。2023年度の歳入総額は、520.59十億ルーマニア・レウに達し、前年度比で13.1%増加した。これは主に欧州基金、給与、所得税および保険料からの収入によるものである。付加価値税収入（10.9%増加し104.3十億ルーマニア・レウ）、個人所得税（19.9%増）、社会保障への拠出（13.4%増）、法人所得税（9.2%増）、物品税（5.5%増）および非財政収入（5.5%増）は緩やかな伸びを記録した。EUからの払戻金も2023年度に39.7%増加し、67.6十億ルーマニア・レウとなった。

費用は、610.65十億ルーマニア・レウ（2022年度同期比で12.9%）増加した。対GDP比で表すと、2023年度の歳出は対GDP比38.0%の水準を維持した。人件費は、2022年度比で12.8%増加し、商品・サービス支出は同時期に6.5%増加し、社会扶助支出は同時期に6.5%増加した。利息支出は2.8%増加して29.91十億ルーマニア・レウとなり、資本支出および国内外から資金提供を受けた重要な財政開発プログラムに関する歳出を含む投資支出は38.8%増加して100.66十億ルーマニア・レウとなった。非償還型外部資金援助（EUからの農業関連助成金を含む。）を財源とするプロジェクトへの支出は、2023年度には78.41十億ルーマニア・レウとなった。

### 2024年度予算の執行

2024年度の一般連結予算の執行は、暫定データに基づき、2023年度に計上された90.06十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比5.61%）と比較して、152.72十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比8.65%）となった。

2024年度の歳入総額は、574.60十億ルーマニア・レウに達し、経常収入の回収率向上（17.4%増）により、前年度比で10.4%増加した。これらの増加は、主に社会保障への拠出、VAT、物品税、個人所得税、法人所得税および非財政収入等の収入の増加により支えられ、後者には、政府緊急令第107/2024号を通じて導入された税制上の恩赦の影響が含まれている。

一般政府歳出は、727.32十億ルーマニア・レウに達し、前年度比で19.1%の名目成長率となった。対GDP比での2024年度の歳出は、3.16パーセンテージ・ポイント増加し、2023年度の対GDP比38.06%から2024年度は対GDP比41.22%に増加した。

### 2025年度予算の執行

2025年度の一般連結予算の執行は、暫定データに基づき、2024年度に計上された152.72十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比8.65%）と比較して、146.03十億ルーマニア・レウの赤字（対GDP比7.65%）となった。

2025年度の歳入総額は、662.70十億ルーマニア・レウに達し、経常収入の回収率向上（0.5%増）および欧州基金（1.55%増）により、前年度比で15.3%（対GDP比2.05%）増加した。これらの増加は、主に社会保障への拠出による収入の増加（9.8%増）ならびに法人所得税（14.0%増）、VAT（10.7%増）、賃金に関連する個人所得税からの収入（19.0%増）、個人からの手数料収入、利益およびキャピタル・ゲイン（19.9%増）ならびに非財政収入（9.2%増）等の増加により支えられたものである。さらにEUからの払戻金は、前年度比で79.1%増加した。

一般政府歳出は、808.73十億ルーマニア・レウに達し、前年度比で11.2%の名目成長率となった。対GDP比での2025年度の歳出は、1.44パーセンテージ・ポイント増加し、2024年度の対GDP比38.10%から2025年度は対GDP比39.54%に増加した。投資支出は138.2十億ルーマニア・レウに達し、前年度比で15.7%増加した。

## 2026年度予算

2026年2月4日、ボロジャン首相は、2026年度予算案では対GDP比6.2%の現金財政赤字が予想されていることを発表した。これは2025年12月31日に終了した年度の現金財政赤字と比較して1.5パーセント・ポイントの財政調整が反映されている。この財政調整は、ECと合意した中期財政構造計画に沿ったものであり、2025年度下半期に実施された措置により、歳入と歳出の双方からの幅広くバランスのとれた貢献が反映されている。歳出面では、公共部門の給与および年金の凍結が続いていることを反映して、GDPに占める政府の賃金および社会支出の割合が減少していることが財政再建を支えている。しかしながら公共投資は、プログラムが最終実施段階に入るため、NRRPから資金提供された計画が増加することを背景に、高水準を維持することが予想される。

2026年度予算案では、国家予測委員会が発表する数値が組み込まれる予定であり、実質GDP成長率は1.0%、GDPデフレ率は6.1%、名目GDPは2,045.2十億ルーマニア・レウ、平均粗賃金は5.5%増加および年間平均CPIは6.5%となることが予想されている。ルーマニアの2026年度予算は、2026年3月20日に議会により承認された。2026年度予算は、上記の数字を含めて、議会により2026年3月末に法律第43/2026号として承認された。

## ルーマニア政府プログラム2025年度 - 2028年度および政府が承認した財政・予算措置

政府は、2025年度から2028年度までの期間について財政・構造措置のプログラムを策定した。このプログラムは、公的歳入および公的歳出の両方を対象とした包括的な一連の改革を通じて、重要な財政調整を実施することを目的としている。措置に対して見込まれる影響（歳入および歳出の両方）は、2025年度には対GDP比1.1%、2026年度には対GDP比3.5%である。

2025年9月1日に政府により採択された第2次財政政策は、議会により2025年12月15日付法律第239号として承認され、2025年12月15日付官報第1160号に公表された。かかる政策は歳入を増加させ、税収を改善することを目的とする一方で、公的歳出の効率を改善することを目的とした構造改革を導入するものである。

## 2025年度 - 2026年度の財政再建プロセスおよび関連措置

2025年、政府は一連の財政再建措置を採択し、主に7月および9月に2つの主要な立法政策を通じて実施した。これらの措置は、公的歳入を強化することを目的とする一方で、公的歳出を制限し、より広範な財政調整の目標を支援するものである。

## 2025年7月に採択された措置

政府は、（2025年7月4日および2025年7月7日の2回別個に開催された政府会合において）特定の財政・予算措置に関する草案を承認した。この草案は、2025年7月7日に特別承認手続により議会に提出され、2025年7月25日付法律第141号として承認された。歳入面では、政府は以下の改革を承認し、2025年8月1日に施行された。

- ( ) 標準付加価値税率は19%から21%に引き上げられ、軽減VAT税率は、5%および9%から、書籍、一部の文化活動、ホスピタリティ産業サービス、ソーシャルハウジング、エネルギー、燃料材、食品、医薬品、水、殺虫剤等の項目については11%に引き上げられ、残りの軽減税率はすべて21%に引き上げられた。
- ( ) 物品税率は、アルコールおよびアルコール飲料ならびに有鉛ガソリン、無鉛ガソリンおよび軽油については10%、紙巻たばこ、たばこを含有する非燃焼吸引用製品およびたばこ代用物（ニコチンの含有の有無を問わない。）を含む非燃焼吸引用製品については2.25%、葉巻たばこおよびシガリロ、細かく刻んだたばこ（紙巻き加工用）ならびにその他の喫煙用たばこについては2.31%、液体（ニコチンの含有の有無を問わない。）については20%、合計糖分レベルが100ミリリットル中5グラムから8グラムの範囲の砂糖添加ノンアルコール飲料および合計糖分レベルが100ミリリットル中8グラムを超える砂糖添加ノンアルコール飲料については10%に引き上げられた。最後に、非発泡ワイン、リンゴ・ナシサイダー、蜂蜜酒および森林ベリー由来の非発泡発酵飲料に対して1ヘクトリットル当たり10ルーマニア・レウの新物品税率が導入された。
- ( ) 健康保険料の基準が拡大され、月額3,000ルーマニア・レウを超える年金所得およびこれまで対象外であったグループにも健康保険料が適用されることになった。
- ( ) 信用機関に対する売上高に基づく税率は、2025年7月1日より2%から4%に引き上げられ、2026年残りの期間も引続き適用される。市場シェアが0.2%未満の信用機関については、引続き2%の税率が適用される。
- ( ) ギャンブル産業部門に対する税率も引き上げられた。

歳出面では、新たな財政措置には、危険作業手当、EU基金ならびにその他のカテゴリーの手当および割増金等、公共行政において付与される特別給与の削減、教員の業務負担の修正および学生奨学金制度の再編による教育関連資金の調整ならびに病気休暇および一時的な就労不能時の補償率の見直しによる保健基金の調整が含まれている。

2026年1月1日、2025年7月1日施行の財政措置に基づく追加措置が発効した。当該追加措置には、配当金および法人所得に対する税率が10%から16%に引き上げられることならびに道路税が1年当たり28ユーロから50ユーロに引き上げられることが含まれる。歳出面では、公共部門の賃金および社会給付の凍結、ならびにホリデー・パウチャーに関する基準値の引下げが実施された。

これらの措置の影響は、ベースラインに対する措置の通年化された年間の影響に基づいて、2025年は対GDP比0.6%、2026年は対GDP比3.45%であることが見込まれる。

2025年9月、政府はさらなる財政措置を導入し、これらは後に2025年12月15日付法律第239号として承認され、2026年1月1日に発効した。歳入面では、この新たな財政政策には、固定資産税の免税措置の撤廃に伴う住宅用建物および土地に対する税の80%の引上げ（2.6十億ルーマニア・レウの追加歳入が見込まれる。）、エンジン排気量および排出ガス基準に基づく自動車税の引き上げ（1.0十億ルーマニア・レウの追加歳入が見込まれる。）、EU域外からの150ユーロ未満の価値の小包1件当たり25ルーマニア・レウの物流手数料（1.0十億ルーマニア・レウの追加歳入が見込まれる。）、暗号通貨に対するものを含むキャピタル・ゲイン税の引上げ、非居住者である関連会社に対する経営コンサルティング・知的財産関連経費の限定的な控除ならびに自営業者の社会保障への拠出上限を最低賃金の72倍へ引き上げたことが含まれる。これらの措置により、2026年には対GDP比約0.3%に相当する追加歳入が見込まれる。かかる財政政策には、脱税分野へのリスクベースの評価を導入することによって税収を強化する追加措置、税務調査官への誠実度テストおよびボディカメラ装着の義務化ならびに滞納税の繰り延べに関する規則の厳格化が含まれる。かかる措置はまた、医療支出の効率化および国有企業ガバナンスの向上、裁判官向け特別年金の導入、独立した市場規制当局の再編、倒産処理の枠組みの強化、差し押さえ資産のオンライン競売の導入ならびに滞納金の回収速度の向上を目的としている。

2025年末、政府は2026年に施行する追加的歳入措置を採択した。主な変更点としては、2026年に売上高に基づく税率を1%から0.5%に最小化し、2027年からは完全廃止すること、および最低賃金労働者の非課税手当を2026年6月30日まで300ルーマニア・レウに一時的に延長した後、同年の残りの期間は200ルーマニア・レウに引き下げることを含む。かかる政策はまた、収益が100,000ユーロ以下の零細企業に対して統一された1%の売上税を導入し、同時に電力および天然ガス部門における独占税ならびに天然資源開発収益税を2027年まで延長する。石油・ガス事業者向けの売上税は2026年12月31日まで継続される。

全体的な歳入への影響は、エネルギー部門の税の延長により特定の措置による歳入損失の大部分が相殺されるため、対GDP比約0.07%とごくわずかである。

## 国家MTP

国家MTPは2025年度から2031年度までの期間を対象とし、7年間にわたる財政調整プロセスの概要を示している。この計画は、平均純支出の増加率を4%と予想する調整期間の延長を支援するための一連の改革および投資をコミットしている。

財政赤字の調整軌道は、2024年度の7.9%の財政赤字見込みに基づき、2031年度までに対GDP比2.5%に達することを目標としており、7年間の延長期間にわたり基礎収支の構造的赤字の平均年間調整率が対GDP比で約1パーセンテージ・ポイントとすることが反映されている。

この計画で概要が示された前提に基づき、一般政府債務は2029年度に対GDP比62.6%とピークに達してから、2031年度に対GDP比61.4%まで徐々に減少した後、2035年度以降はさらに減少して対GDP比55%を下回ると予想されている。

財政再建は主に支出の削減に依存しており、支出は対GDP比で5パーセンテージ・ポイント近く減少すると予想されている。収入は、税制措置および徴収への取組みの改善により、対GDP比2パーセンテージ・ポイント増加すると見込まれている。

調整期間の延長を支える一連の改革および投資は、復興・強靱化計画（RRP）からの複数のコミットメントに加え、新たな改革および投資を含んでいる。

## 財政調整の7年間の延長を支える主な投資および改革

- 年金改革：新たな計算式、改訂された物価スライド・ルール、一時的な年金の増加を防止するメカニズム、早期退職の機会削減、労働生活延長へのインセンティブが挙げられる。

- ・ 最低賃金改革：予想される物価上昇率と生産性成長率に基づく最低賃金設定メカニズムを構築し、最低賃金改定の予測可能性向上を目的とし、コスト競争力に悪影響を及ぼす可能性のある一時的な引上げの回避を支援する。
- ・ 公共部門の賃金改革：各職業群のランキング係数、地方公務員の給与表の見直し、特別給与を基本給の20%を上限とすることにより、公平で財政的に持続可能な賃金政策を確保する。
- ・ 零細企業税の改革：零細企業の税制適用範囲を資格条件の厳格化により段階的に縮小し、可能な限り制度の簡素化を維持する。
- ・ 税制枠組みの見直し：財政再建に寄与し、より良い経済的誘因を促進する税制改革を実施し、固定資産税の対象となる不動産の評価を行う情報システムの運用を可能にする。
- ・ 税務行政の改革：デジタル・ツールの活用および一層厳格な監視メカニズムの導入により、税務当局（ANAF）の効率性および行政能力を向上させる。
- ・ 公的支出制度の改革：公的資金の活用における効率性、透明性および財政責任の強化を目的とする。これには、根拠のない予算超過の抑制、体系的な支出評価（支出レビュー）の実施、調達一元化の拡大といった措置が含まれる。
- ・ 企業金融改革：戦略的投資を支援する新たな法的枠組みである中小企業向けプライベート・エクイティ事業を支援し、製造業において特別目的補助金を交付するために投資ファンドを設立する。
- ・ 国家/地方経済事業者（国有企業）の支出制度の改革：この改革の目標は、効率性の向上および支出決定における責任の強化を通じて、国有企業全体でコスト削減を実現することである。
- ・ 大規模産業（鉄鋼および化学品）の脱炭素化支援のための改革および投資：生産プロセスの電化および再生可能な水素または水素ベースの燃料への移行を通じた取組みである。
- ・ 地域開発投資のための国家支援制度：ハイエンドな部門を対象とし、最も不利な地域における経済活動の多様化を支援する大規模投資プロジェクトを通じた取組みであり、戦略的投資のための国家支援制度では、食品、化学品、医薬品、冶金、防衛、金属構造物、機械・設備の建設、機械・機器の製造、電気機器といった主要な産業を対象に補助金、税制優遇、行政手続簡素化の措置を講じる。

### 一般連結予算の未払金

下表は、2020年、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年の各12月31日現在の部門別政府未払金（IMFとの間で締結されたスタンド・バイ融資協定（2009年 - 2011年）における定義に従い、中央および地方政府の複数機関がそれぞれのサプライヤーに対して90日を超えて未払いとなっている額）の内訳を示している。地方自治体の未払額が最も多く、その未払額は投資プロジェクトに係る支払いである。

	12月31日現在					
	2020年	2021年	2022年	2023年 <sup>(r)</sup>	2024年	2025年
	(単位：百万ルーマニア・レウ)					
国家予算 <sup>(1)</sup>	23.05	23.05	18.04	22.66	57.4	26.5
地方政府予算	206.63	149.04	264.55	257.31	462.5	573.2
社会保障予算	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	229.68	172.09	282.59	279.97	519.9	599.7

注：

(1) 国家予算および自己資金を含む。

(r) 2025年度12月末現在改定値

出典：財務省

(6)【公債】

概要

ルーマニアの公債は、2007年6月に施行された政府緊急令第64/2007号（以下「債務令」という。）の対象となっている。ルーマニアは、政府の公的債務の報告においては、直接負担した政府の公的債務とルーマニア政府が財務省を通じて保証する政府の公的債務とを区別しており、また、国庫勘定の貸方から一時的に繰り入れられた金額および関係省庁が直接契約した債務を含めている。また、ルーマニアは、地方の公的債務の報告においては、債務令および地方財政に関する法律第273/2006号に従って地方行政当局が直接負担したかまたは保証した債務を含めている。

2025年度の当初の資金調達計画によると、政府レベルでの資金需要の総額は、232十億ルーマニア・レウ（対GDP比12%）に設定されていた。その後、政府の資金需要の総額は、2025年10月に259十億ルーマニア・レウ（対GDP比13.4%）に修正され、2025年12月には、2026年度の資金需要の総額への一部事前融資のために、269十億ルーマニア・レウ（対GDP比13.9%）に再修正された。2026年度対GDP比6.2%の財政赤字目標および推定される債務の借換え需要に基づけば、2026年度の政府レベルでの資金需要の総額は、274十億ルーマニア・レウ（対GDP比13.3%）になると予想される。

2024年9月2日付で、2024年度の資金調達計画は、181十億ルーマニア・レウから217十億ルーマニア・レウに修正された。この修正は、2024年度の現行の財政赤字の資金調達のため、2024年度末までに借換えが予定されている債務の資金調達のため、および2025年度の資金調達要件における一部事前融資を確保するために行われた（2024 - 2026年政府公的債務管理戦略に基づくものである。）。2024年度には、252十億ルーマニア・レウが調達され、うち148十億ルーマニア・レウは国内市場から、18十億ユーロ相当は債券を通じて、および2.2十億ユーロは国際金融機関（IFI）からの融資により調達された。

ECに関して、ルーマニアはMTPの準備を進めている。この計画は、2024年にECが示した目安となる指標に基づいて策定されており、7年間にわたって、ルーマニアの財政赤字をEUが定める目標値の範囲内に収めることを目指している。ルーマニアは2024年10月にMTPをECに提出し、ECは、ルーマニアの国家MTPを承認するための勧告COM（2024年度）725号を発行した。

2023年度に、政府は、203.8十億ルーマニア・レウ相当（対GDP比12.7%）を借り入れた。これは、対GDP比5.7%の財政赤字（約90.0十億ルーマニア・レウ）および2023年度に借り換えられた債務の金額（約95.8十億ルーマニア・レウ）をカバーし、残余额は外貨バッファの強化および2024年度の政府の資金需要の一部事前融資に割り当てられた。

2024年度に、政府は、252.3十億ルーマニア・レウ相当（対GDP比14.3%）を借り入れた。これは、執行中の財政赤字（約152.7十億ルーマニア・レウ、対GDP比8.65%）、2024年度に借り換えられた債務の金額（約95.6十億ルーマニア・レウ）、外貨バッファの強化および2025年度の政府の資金需要の一部事前融資をカバーした。

国内法に基づいて算出された公的債務総額（保証を含む。）の水準は、2024年12月末現在は対GDP比64.2%であったのに対して、2025年12月末現在は対GDP比67.0%に上昇した。下表は、2021年、2022年、2023年、2024年および2025年12月における国内法に基づく公的債務の指標を示している。

	2021年12月31日		2022年12月31日		2023年12月31日		2024年12月31日		2025年12月31日	
	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位： 百万ユーロ)
<b>1. 政府公債</b>	<b>679,132.2</b>	<b>137,251.1</b>	<b>803,254.3</b>	<b>162,358.9</b>	<b>933,520.2</b>	<b>187,657.3</b>	<b>1,103,900.0</b>	<b>221,929.6</b>	<b>1,255,675.1</b>	<b>245,283.2</b>
a) 直接公債	636,276.2	128,590.0	741,795.7	149,936.5	867,927.7	174,471.9	1,045,099.5	210,108.3	1,219,799.3	239,246.7
b) 保証債務	42,856.0	8,661.1	61,458.6	12,422.4	65,592.5	13,185.5	58,800.5	11,821.3	35,875.8	7,036.5
-GDPにおける割合 (%)	57.3	57.3	58.0	58.0	58.7	58.7	62.8	62.8	65.5	65.5
-直接債務のGDPにおける割合 (%)	53.6	53.6	53.6	53.6	54.6	54.6	59.4	59.4	63.7	63.7

-保証債務のGDP における割合 (%)	3.6	3.6	4.4	4.4	4.1	4.1	3.3	3.3	1.9	1.9
<b>2. 地方債務</b>	<b>18,914.7</b>	<b>3,822.6</b>	<b>20,403.9</b>	<b>4,124.2</b>	<b>23,379.7</b>	<b>4,699.8</b>	<b>26,047.6</b>	<b>5,236.6</b>	<b>28,061.4</b>	<b>5,503.9</b>
a) 直接契約	18,420.4	3,722.7	19,969.2	4,036.3	22,890.5	4,601.5	25,578.1	5,142.3	27,547.2	5,403.0
b) 地方自治体による保証	494.3	99.9	434.7	87.9	489.2	98.3	469.5	94.4	514.2	100.9
-GDPにおける割合(%)	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
-直接債務のGDP における割合 (%)	1.6	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4
-保証債務のGDP における割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>3. 公債</b>	<b>698,046.9</b>	<b>141,073.7</b>	<b>823,658.2</b>	<b>166,483.0</b>	<b>956,899.9</b>	<b>192,357.2</b>	<b>1,129,947.6</b>	<b>227,166.2</b>	<b>1,283,736.5</b>	<b>251,787.1</b>
公債総額のGDPに おける割合(%)		58.9		59.5		60.2		64.2		67.0
GDP(百万ルーマニア・ レウ) <sup>(**)</sup>	1,186,015.0		1,384,598.0		1,590,749.4		1,759,183.0		1,916,405.0	
公債総額の歳入に おける割合(%)		183.8		179.0		183.8		196.9		193.7
一般連結予算の歳入 (百万ルーマニア・ レウ)	379,717.9		460,202.7		520,595.8		574,598.8		662,698.2 <sup>(*)</sup>	
報告期間末時点の 為替レート(ユーロ/ ルーマニア・レウ)	4.9481		4.9474		4.9746		4.9741		5.0985	

注：

(\*) 2025年度予算執行に基づく2025年度一般連結予算の歳入

(\*\*) GDPの数値は2026年4月22日現在のユーロスタットのプレスリリースによる。

出典：財務省

EUの算定方法によると、2023年12月31日現在の政府債務は対GDP比49.3%、2024年12月31日現在は54.8%であった。

2025年12月現在の政府債務は対GDP比59.3%であり、このうち29.6%が海外債務、29.7%が国内債務によるものであった。

## 政府の公的債務

2025年12月末現在の政府債務は対GDP比65.5%で、地方債務（地方自治体が直接契約したものおよび保証するもの）は公債総額の1.5%であった。国内の公債は対GDP比38.1%（公債総額の56.9%）であり、対外公債は対GDP比28.9%（公債総額の43.1%）であった。金利種類別では、政府公債の大部分が固定金利であり、2024年度末現在は77.9%であったのと比べて2025年12月現在は80.0%であった。非居住者は国内市場で発行された国債の19.0%を保有していた。

国内法に従って、ルーマニアの直接的な対外債務またはルーマニアが保証する債務を表す政府の対外公的債務は、2024年12月から2025年12月にかけて、主に公債の資金調達および借換えのためのユーロ債発行により、92.0十億ルーマニア・レウ増加した。政府の対外公的債務の水準は、2024年度末現在は対GDP比26.0%であったのに対して2025年12月末現在は対GDP比28.7%に上昇した。

2025年12月現在、国内法に基づく政府の国内公債は59.7十億ルーマニア・レウ増加し、政府の国内公的債務の水準は、2024年12月31日現在と比較して、2025年12月31日現在は対GDP比で1.0%上昇した。2025年12月末現在、国内市場で発行されたルーマニア・レウ建ておよびユーロ建ての国債の残高は、2024年12月31日現在の

442.1十億ルーマニア・レウに対して513.0十億ルーマニア・レウとなり、このうち財務省短期証券は12.8十億ルーマニア・レウ、債券（個人向け国債71.9十億ルーマニア・レウを含む。）は500.2十億ルーマニア・レウであった。

2021年、2022年、2023年、2024年および2025年12月の国内法に基づく政府の公的債務の推移は以下のとおりである。

	2021年 12月31日	2021年 12月31日	2022年 12月31日	2022年 12月31日	2023年 12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2025年 12月31日
	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位：%)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位：%)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位：%)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位：%)	(単位：百万 ルーマニア ・レウ)	(単位：%)
<b>政府公債</b>	<b>679,132.2</b>	<b>100</b>	<b>803,254.3</b>	<b>100</b>	<b>933,520.2</b>	<b>100</b>	<b>1,103,900.0</b>	<b>100</b>	<b>1,255,675.1</b>	<b>100</b>
<i>種類別</i>										
-直接債務	636,276.2	93.7	741,795.7	92.3	867,927.7	93.0	1,045,099.5	94.7	1,219,799.3	97.1
-保証債務	42,856.0	6.3	61,458.6	7.7	65,592.5	7.0	58,800.5	5.3	35,875.8	2.9
<i>債権者別</i>										
-多国間	51,439.3	7.57	65,586.7	8.2	74,143.6	7.9	82,603.0	7.5	92,331.8	7.4
-二国間	61.2	0.01	53.7	0.0	46.7	0.0	271.4	0.0	463.5	0.0
-民間銀行およびその他	627,631.7	92.42	737,613.9	91.8	859,329.9	92.1	1,021,025.7	92.5	1,162,879.8	92.6
<i>金融商品別</i>										
-財務省短期証券	6,557.7	1.0	5,080.8	0.6	7,034.0	0.8	20,370.0	1.8	12,790.0	1.0
-資金管理商品	6,000.0	0.9	8,450.0	1.1	12,500.0	1.3	17,800.0	1.6	17,700.0	1.4
-債券(ルーマニア・レウ建ておよび外国為替)	247,114.9	36.4	270,064.5	33.6	319,959.3	34.3	372,349.1	33.7	428,343.2	34.1
-財務プログラムおよびフィデリティ・プログラム	17,230.9	2.5	27,484.1	3.4	34,241.5	3.7	49,394.8	4.5	71,927.2	5.7
-ユーロ債	218,457.5	32.2	251,695.8	31.3	296,913.8	31.8	371,947.3	33.7	437,667.2	34.9
-借入金	100,135.4	14.7	135,460.0	16.9	144,996.5	15.5	154,314.7	14.0	161,913.1	12.9
-国庫剰余からの借入金	83,635.8	12.3	105,019.1	13.1	117,875.1	12.6	117,724.1	10.7	125,334.4	10.0
<i>当初満期別</i>										
-短期	101,211.4	14.9	131,913.2	16.4	145,665.3	15.6	176,586.0	16.0	179,534.4	14.3
-中期(1 - 5年)	141,301.7	20.8	140,235.4	17.5	202,495.8	21.7	190,653.9	17.3	229,247.5	18.3
-長期	436,619.1	64.3	531,105.7	66.1	585,359.1	62.7	736,660.1	66.7	846,893.2	67.4
<i>金利種類別</i>										
-固定	521,301.1	76.8	601,807.7	74.9	709,940.2	76.0	859,580.0	77.9	1,004,960.1	80.0
-変動	157,831.1	23.2	201,446.6	25.1	223,580.0	24.0	244,320.0	22.1	250,715.0	20.0
<i>通貨別</i>										
-ルーマニア・レウ	367,685.2	54.1	443,492.7	55.2	523,390.2	56.1	605,173.7	54.8	676,973.1	53.9
-米ドル	43,938.4	6.5	56,309.7	7.0	68,044.2	7.3	98,846.5	9.0	112,256.6	8.9
-ユーロ	265,949.3	39.2	302,149.3	37.6	341,005.9	36.5	397,735.5	36.0	464,548.9	37.0
-カナダ・ドル	37.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
-日本円	1,521.8	0.2	1,302.6	0.2	1,079.9	0.1	2,144.3	0.2	1,896.5	0.2

出典：財務省

2025年12月末現在、政府保証の残高は35.9十億ルーマニア・レウ（対GDP比1.9%）であり、そのうち0.1十億ルーマニア・レウは企業向け保証、26.4十億ルーマニア・レウは政府プログラムの下での保証、6.2十億ルーマニア・レウはルーマニア輸出入銀行の名義による政府勘定での保証、3.2十億ルーマニア・レウはEUによる保証であった。

2025 - 2027年度FBSに従い、2025年度の政府保証の発行額の上限は20十億ルーマニア・レウに設定された。

下表は、2024年12月末現在の債務残高に基づき、国内法に基づくルーマニアの公的政府債務の債務元利返済スケジュールを示している。

	2024年 <sup>(r)</sup>	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	それ以降 <sup>(r)</sup>
(単位：百万ルーマニア・レウ)							
<b>直接の債務元利返済：</b>							
元金	88,940.1	123,464.4	154,851.1	101,955.9	115,845.7	112,950.1	610,732.2
利息および手数料	34,017.8	50,061.7	59,218.6	49,357.8	44,593.4	39,224.5	200,869.3
<b>直接の政府債務元利返済の総額</b>	<b>122,957.9</b>	<b>173,526.1</b>	<b>214,969.7</b>	<b>151,313.7</b>	<b>160,439.1</b>	<b>152,174.6</b>	<b>811,595.4</b>
<b>債務元利返済の保証：</b>							
元金	19,846.4	4,679.2	4,968.4	3,973.0	3,495.5	3,233.9	15,525.9
利息および手数料	13.9	9.5	7.5	6.4	6.4	6.9	5.8
<b>政府債務元利返済の保証の総額</b>	<b>19,860.2</b>	<b>4,688.6</b>	<b>4,975.8</b>	<b>3,979.4</b>	<b>3,501.9</b>	<b>3,240.8</b>	<b>15,531.7</b>
<b>政府債務元利返済：</b>							
元金	108,786.3	128,143.5	159,819.5	105,928.8	119,341.1	116,184.0	626,258.1
利息および手数料	34,031.7	50,071.2	59,226.1	49,364.2	44,599.9	39,231.4	200,869.0
<b>政府債務元利返済の総額</b>	<b>142,818.1</b>	<b>178,214.7</b>	<b>219,045.6</b>	<b>155,293.1</b>	<b>163,941.0</b>	<b>155,415.4</b>	<b>827,127.1</b>

注：

(1) 国内市場で発行された国債の借換えを含む。

(2) 外貨建ての支払いは、2024年12月末時点の為替レートを用いてルーマニア・レウに換算されている。

(r) 2025年度末現在改定値

出典：財務省(暫定値)

## 公的債務証券および対外資金調達プログラム

### 国債

ルーマニア・レウ建ての財務省長期証券および財務省短期証券は、財務省によるNBRを通じた定期的な入札で売却される。国内発行市場は、プライマリー・ディーラーとして活動する選ばれた銀行集団を基盤としている。

財務省長期証券の取引は、3つの流通市場、すなわち、規制外の店頭市場、ブルームバーグが開発し、財務省が市場形成の最低要件に対するプライマリー・ディーラーのパフォーマンスを監視するために使用している電子プラットフォームであるE-BondおよびBSEの規制市場で行われている。

2025年度におけるルーマニアの国内国債の構成は以下のとおりである。

- 発行日から1年以内に満期が到来する利付証券または割引証券として発行されることのある財務省短期証券または財務省証券
- 満期が2年から15年（ルーマニア・レウ建て）ならびに最長3年および4年（ユーロ建て）の利付証券として発行された中長期ベンチマーク債
- ルーマニアの国内市場で発行された発行済債券（個人向け国債を含む。）は、2024年12月末現在は421.7十億ルーマニア・レウ、2025年12月末現在は500.3十億ルーマニア・レウであった。
- 現地通貨建て債務の平均残余期間（以下「ATM」という。）は、2024年12月31日現在の4.6年に対して2025年12月31日現在は4.2年に縮小し、債務全体のATMは、2024年12月31日現在の6.9年に対して2025年12

月31日現在は6.4年であった。国内市場で発行された500.2十億ルーマニア・レウの国債の満期構成（2025年12月末）は、短期が9.0%、中期および長期が91.1%である。

- ルーマニアの発行済国際債券は、2025年12月現在は63.84十億ユーロ、25.62十億米ドルおよび33.0十億円であり、2024年12月現在は54.8十億ユーロ、20.6十億米ドルおよび33.0十億円であった。

### 対外資金調達プログラム

世界銀行の2025 - 2029年国別パートナーシップ枠組みは、主に3つの主要分野に焦点を当てている。1つ目は、人的資本の向上である。これは、人間開発の結果に格差をもたらす教育、保健および社会的保護の機会の不平等に対処するものである。2つ目は、民間資本の解放を通じたより競争力のある経済における優れた雇用創出である。これは、金融および市場へのアクセスの向上ならびに民間資本促進のための土台強化に重点を置く。3つ目は、グリーンエネルギー移行を可能にする軽減措置および適応措置も支援しながら激的な変化を予防し対応する能力の構築に重点を置く、回復力の強化およびグリーン移行の加速である。最初の3年間の全体的な資金調達枠は、6十億米ドル近くになると予想されている。

（ECのウェブサイトに掲載されている最新のデータによると）2022年3月までに欧州戦略投資基金（EFSI）を通じて提供された融資総額は1十億ユーロであり、今後5.2十億ユーロのさらなる投資を呼び込むことが期待される。

2021 - 2027年度多年次財政枠組みの間、インベストEUプログラムは、これまでのEUの多様な金融商品を統合し、欧州の企業およびプロジェクトへの融資および投資をより簡単で、効率的かつ柔軟なものにする。EIBグループおよびEBRDが実施した加盟諸国区分（MS-C）への拠出の決定を受け、ルーマニアはインベストEUの主要な受益国の1つ（MS-Cを含む契約済みオペレーション、対GDP比）となっている。MS-Cを除くと、ルーマニアはMS階層の中間位置に占めている。2025年1月31日時点でECのウェブサイトにて入手可能な最新のデータによると、インベストEUプログラムに基づくルーマニアの契約済みオペレーションの額は411.78百万ユーロであり、MS-Cを含む契約済みオペレーションの額は2,877百万ユーロに上った。MS-Cに基づくルーマニアの保証は需要により超過し、2025年ではほぼ底をついている。

2020年12月1日現在、ルーマニアにおいて世界銀行、EIB、EBRD、CEBおよび国際協力銀行（JBIC）と締結している公債ポートフォリオの残高は総額3,900百万ユーロであり、主にインフラおよび社会部門の公共プロジェクトへの資金供給のためのソプリン・ローンおよび保証からなる。

さらに、複数の新たなオペレーションの準備が行われている。この中で最も進展しているのは、推定650百万ユーロのIBRDとの新たな開発政策オペレーションおよび推定1十億ユーロのシビウ - ピテシュティ高速道路セクションA1への協調融資のためのEIBローンである。

### 公債の推移

国内法に基づく公債は、速報値によると、2024年12月31日現在は対GDP比64.2%であったのに対し、2025年12月31日現在は対GDP比67.0%に増加した。

### 債務管理

政府は、その公債管理について、2025年12月に2025年度から2027年度までの中期戦略を承認した。承認された戦略の主な目的は次のとおりである。すなわち、（ ）中長期的なコストを最小限に抑えつつ、政府の資金需要をカバーすること、（ ）政府の公債ポートフォリオのリスクを制限すること、（ ）国債の国内市場を発展させることである。

2010年度以降、公債管理を改善し、財政赤字の補填と債務の借換えの季節的圧力を回避するため、財務省は外貨建ての準備金（バッファー）を設定した。これは、最長4ヶ月間における財政赤字の補填および公債の借換えの必要額に相当する金額に強化される予定である。

さらに財務省は、デリバティブ金融商品（通貨スワップおよび金利スワップ）の利用を想定している。この点に関して財務省は、金融デリバティブの利用を可能にするために公債に関する法的枠組みを修正し、これらの金融商品の利用のための特定の文書（ISDAマスター契約等）の交渉および締結を含め、デリバティブ金融商品の取引に特有のすべてのプロセスをカバーするために実施すべき行為および手段を確立するための内部手続を策定中である。ISDAマスター契約は、2022年度に複数の取引相手方と締結され、2026年度には追加契約も締結された。

### EUの算定方法に基づく公債

EUの算定方法に基づく一般政府債務の水準は、2024年12月31日現在は対GDP比54.8%であったのに対して2025年12月31日現在は対GDP比59.3%に上昇し、そのうち対外一般政府債務は対GDP比29.6%、国内一般政府債務は対GDP比29.7%であった。

債務構成について、中央政府の債務水準は、2024年12月31日現在は対GDP比53.4%であったのに対して2025年12月31日現在は対GDP比58.0%に上昇し、地方政府の債務水準は、2024年度末は対GDP比1.4%であったのに対して2025年度末は対GDP比1.3%に減少した。当初満期別では政府債務の7.0%が短期債務であり、通貨別では政府債務の52.9%が外貨建てで、そのうち81.2%がユーロ建てであった。

一般政府債務を持続可能な水準に維持するため、財政責任法は、政府債務の限度額に関する規則をEUの算定方法に従って計算して以下のように定めている。

- ・ 政府債務が45%から50%の場合、財務省は、債務増加について説明して当該指標を持続可能な水準に維持するための提案を提示する報告書を政府に提出する。
- ・ 政府債務が50%から55%の場合、政府は、公的部門の賃金の凍結を含め、GDPに対する当該指標の比率を低下させる措置が含まれる法律で承認されたプログラムを開始および採用する。
- ・ 政府債務が55%から60%の場合、上記の措置に加え、政府は公的部門の社会保障支出を凍結する措置を提案する。
- ・ 一般政府債務が60%を超える場合、上記の措置に加え、政府は公債を年平均5%削減する計画を議会に提案する。

EU経済ガバナンスの枠組みに基づき、ルーマニアは2025年度から2031年度にかけて施行されるMTPを提出した。2025年1月に、欧州経済理事会はルーマニアを含む21の加盟国の純支出およびMTPを承認した。2025年度現在、ルーマニアは、改革および投資の実施に必要な財政余地を確保するため、財政赤字の軌道調整に再び入ることを約束し、2031年度時点で財政赤字を対GDP比2.5%とすることを目標としている。MTPに基づき、公債は2027年度から2031年度にかけて対GDP比60%超に上昇する見通しである。これは様々な改革および投資プロジェクトの実施、特にNRRPの下での実施によるものである。財政再建の結果として、公債は2041年度に、より持続可能な水準（対GDP比48%）まで徐々に戻る見込みである。

## 対外債務不履行

該当事項なし

(7)【その他】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし